

や、もすれば水災あり、永祿の頃北條の家人曾根外記が知行二十貫文小机宮内郷の内にあり、それより上の事は詳ならず、御入國の後は御料所なり、その頃より寛永五年まで小泉次大夫支配せり、同六年より十五年までは中野吉藏伊奈兵藏等預り奉れり、明十六年齋藤攝津守に賜

八幡社鰐口



はりしが、元祿十年ふたゝび御料所となり、江川太郎左衛門日野小左衛門川崎平右衛門田中休愚右衛門同休藏等かはるゝ支配せり、その後は伊奈半左衛門が家にて世々支配せり、寛政年中より菅沼安十郎中村八大夫伊奈

友之助等が支配をへて、今は小野田三郎右衛門信利支配せり、檢地は慶長年中ありしとのみ傳へて詳なることをしらす、その後多磨川堤の外は慶安三年地頭齋藤攝津守たゝせり、又同き五年堤の内も同人檢地す、享保十八年寛播磨守正舖新田をたゝし、延享二年神尾若狹守春央うち出しの檢地せしなり、

高札場村の中央御藏前にあり、

小名 さんさい耕地北の方なり、又西の方より古川耕地南の方なり、川田耕地東の方なり、前耕地北により堤外耕地是も北の方なり

多磨川

村の北を流ること千間餘、平常川幅四十間許、古は多磨川村西より北見方上野毛の堺にかゝり、良へむかひて流しか慶安年中地をかへて今の如くなりしかば、古の流、沼となれり、○金井橋西の方の堀づかなる橋なり、村民云慶長年中のことなりし、金井木工之助と云者此所にて賊の爲に討れしが、後に祟をなせしゆへ塚をきつて觀音に祀へり、しかりしよ、○稻毛川崎用水西方北見方より流來り、所々の水田へ注ぐ、又小杉用水上九子用水と云細流も同村より來る、これらもみな稻毛用水の支流なり、○川除堤多磨川の川除なり、長千三百間餘、數の幅五間磨川涯までさし出た、是を橋堤と號す

春日社

村の東の方字高瀬と云所にあり、村の鎮守なり勸請平

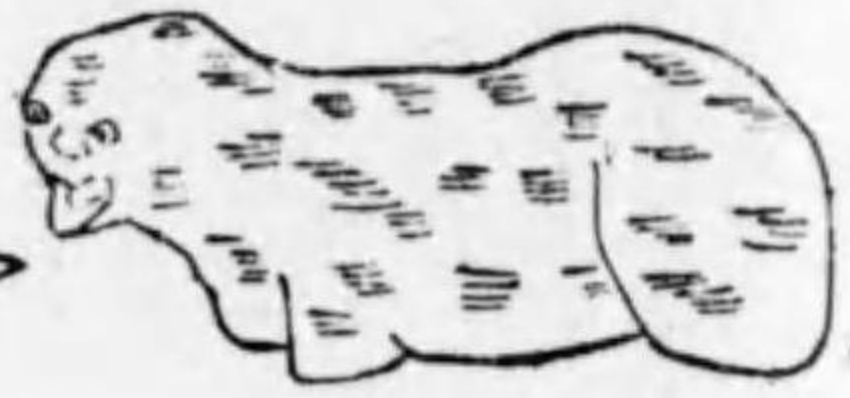
里、木の立像長二尺許、この神體昔は畫像にていと古き物なりしを、近き頃其形を彫刻せしと云、例祭は年々十月一日なり、社頭に木の本地堂本社に向て左にあり、本地薬師木の鳥居をたつ、坐像長三尺許、堂は一箇半に二間あり、末社八幡牛頭天王稻荷合社本社に向て、別當堂樂寺

社地のつゞきにあり、新義眞言宗小杉村西明寺の末、春日山醫王院と號す、開山は行基菩薩なりと云、本堂十一間に七間南向なり、本尊大日本の坐像にて長二尺許、縁起もあれどもつとも信ずべからざることのみなればはふぎて載す、されども應永年中の鰐口等ものこりしを見れば、古社なることは疑ふべからず、寶物 鰐口一口これ神社に掛置しものな、獅子木像二頭いかなることに用ひしり、その圖上の如し、石櫃 本社の後にあり、神靈いとあらたりて古質にみゆ、なれば近づくときは祟ありとて、あへて近づくものなし、昔むし埋りければおのづから朽て今は其形も見えず、二十年前までは纒に見えたりと云、

○牛頭天王社 東樹院の境内つゞきにあり、社は二間に一間あり、例祭は、○天満宮 北の方多磨川の岸にあり、小祠、○五郎社 村の長にあり、小祠、○神明宮 五郎の社より少く北にあり、東樹院、○稻荷社 坤の方にあり、九尺四方の祠にて東向なり、旅所なりし故土人呼、稻荷社中央にありこれも九尺四方の居をたつ東樹院持

春日社 村の東の方字高瀬と云所にあり、村の鎮守なり勸請平里、木の立像長二尺許、この神體昔は畫像にていと古き物なりしを、近き頃其形を彫刻せしと云、例祭は年々十月一日なり、社頭に木の本地堂本社に向て左にあり、本地薬師木の鳥居をたつ、坐像長三尺許、堂は一箇半に二間あり、末社八幡牛頭天王稻荷合社本社に向て、別當堂樂寺社地のつゞきにあり、新義眞言宗小杉村西明寺の末、春日山醫王院と號す、開山は行基菩薩なりと云、本堂十一間に七間南向なり、本尊大日本の坐像にて長二尺許、縁起もあれどもつとも信ずべからざることのみなればはふぎて載す、されども應永年中の鰐口等ものこりしを見れば、古社なることは疑ふべからず、寶物 鰐口一口これ神社に掛置しものな、獅子木像二頭いかなることに用ひしり、その圖上の如し、石櫃 本社の後にあり、神靈いとあらたりて古質にみゆ、なれば近づくときは祟ありとて、あへて近づくものなし、昔むし埋りければおのづから朽て今は其形も見えず、二十年前までは纒に見えたりと云、

獅子木像



同上



青玉石



曲玉



東樹院 村の中央にあり、新義眞言宗小杉村西明寺の末、大榮山多門寺と號す。開山の年代等詳ならず、中興開基は石井源左衛門と云ふものなり。天正の頃の人と云、今も村民に其子孫遺れり、客殿九間に六間本尊不動の木像を安置す。毘沙門堂 客殿に向て左にあり、九尺四方の堂なり、多聞天の磨川の邊にありしが、洪水のために境内彼川へ崩入し、後こゝへ移せり。今昔のあとを字して毘沙門堂と云ふ所あり、これによればこの堂も、高元寺東の方小杉村にあり、淨土古き遺立なるべし。○高元寺 眞宗京都西本願寺末、本堂六間に四間東向なり、本尊彌陀木の立像にして長二尺許、當寺も開山の年代等詳ならず、慶安年中の水帳に彌陀堂料と云ふことあり、これ當寺のことなりと云、その頃既に起立せしことしるべし。

○小杉村 小杉村も宮内村の並にて多磨川に傍てあり、江戸日本橋より行程四里にあまれり、村の四境東は上丸子村、南は中丸子市の坪今井の村々にて、西は上小田中宮内の二村及荏原郡等々力村飛地の邊に墾へり、北は多磨川にてこの川の向ひは、又同じ郡の内等々力、上下沼部の三村となれり、東西六町半にあり南北八十五町餘なり、土性眞土へな砂土交り、田多く畑少し、家數百二十三軒、村内に相摸國中原街道貫けり、丸子村より入

て上小田中村に通す、この村開墾の初は傳へず、寛永二十年伊奈半十郎忠常が承りにて檢地あり、其後元禄年織田越前守の檢地せり、この頃は御代官所にて伊奈半十郎うけたまはり、それより世々彼家にて支配し、享保年中田中休愚右衛門喜古より引續き上坂安左衛門川崎平右衛門等支配し、今は小野田三郎右衛門御代官所及び増上寺御靈屋料の所交れり、高札場小名片町あり

小名 總山耕地村の東の方 中町耕地東の方 反町耕地同あたり 東町耕地東の方 新田西の方 御殿跡北寄なり由條に出 山谷陣屋跡の宿中原道の 片町同じ邊 榎戸村の中程中原街道の側にあり、古は此邊榎の古木あり旅人小杉の榎とて目あてになせり、かゝる故の名なりと。多磨川 村の北方を流る、村内を通ずること。○耕地橋上小村の境にあり、川崎用水に架せる板橋なり、破損の時官より修理あり、長さ六間幅八尺この村と上小田中村の持なり、○稻毛川崎用水 西南の方上小田中今井二村の境を通せり、の用水には 林多磨川水除堤の ならず、北側により、

山谷にあり、神明の例祭隔年九月二十九日、村民の持、相殿社権現、神體は木の立像長一尺五寸東帯の狀なり、この社は正徳の頃迄は村のはづれ多磨川の傍にありて、則村内成就院の持なりしが、多磨川の岸崩れ其地を失ひたれば、神明の社に合せ祭れりと、この二社に前の一社を合せて村内三社の鎮守とよべり、元徳三年の斷碑一枚社地にありこゝに傳るゆへんを

西明寺 村の中央街道のほとりであり、新義眞言宗京都醍醐三寶院の末山なり、龍宿山と號せり、古くは二宿山とも云りと傳ふ、最明寺時頼入道奉崇の開基なりと云傳ふれどもなることを知らず、寛永十九年八月十七日寺領十石の御朱印を當村の内にてたまはりしより、今もかはらざる境内も則寺領の内なり、當寺元は郡内馬村にありしに、元弘の亂に鎌倉北條氏没落の後富村に鎌倉の浪人潜居してありしゆへ、其少かりをもて此村へうつりしといへどたしかに其年歴を傳へず客殿十二間に二間半、本尊大 天満宮 境内東北の隅にあり、日如来木の坐像を安置せり、小祠南向境内の鎮守なり、八幡宮境内の方により、觀音堂 境内に入り左にあり、觀音立像一尺二 閻魔堂 表門を入て左にあ、鐘樓門を入て寸木像なり、三間四方、鐘樓門右にあり、九尺四方、享保十七年壬寅十二月の銘をえり、寺中 正覺院跡 境内南の方にあり、朱印地内なり、その處

○成就院 村内多磨川の傍にあり、新義眞言宗村内西明寺の末、寛永十四日とえりたる石碑あり、是等もし開山ならんか、もとより小寺なるが上に今は村持にて住職なければすべし、とをせしむべからず、客殿七間に六間南向、本尊大日坐像八寸なるを安置せり、○妙泉寺 同じ邊にあり、日蓮宗川崎妙遠寺の末、庵も住僧なければ、山號以下のことすべ

て尋るに由なし、唯小泉次太夫が開基せしと云傳ふるのみ、されば次太夫吉次かその子次太夫某二人の内なるべし、客殿五間に四間東向本尊三寶祖師を安置せり

古蹟小杉御殿跡 村の中程にあり、此御殿は昔將軍家此處へたまふ時、御中やとりの爲に慶長の頃此所にかりの御殿出來しなり、その後寛永十七年新に御造立有て、安藤市郎兵衛小供平右衛門といひしもの兩人その事をうけたまはり、その頃のまま表御門裏御門などいかにめしきて、御門の外には下馬札を立らちつ、内には御馬屋敷御宿屋敷御殿番屋敷などさまざま、たちつ、しかるに明暦元年に至りし御殿の遺物をわかつて、泉川の東海寺に賜はりしかば、其頃よりはわたらせたまることもまれ、になりしにや、寛文十二年にこの御殿をば江戸上野の弘文院へ賜はりしと云、或は萬治二年に御殿を悉く廢せられしともいひ、又寛文元年御殿地の内にありし竹木等も御神となりしかば、その頃御殿をまもりし井出七郎左衛門願ひあげしにより、かの竹木及び三千坪餘の地をば其まゝ同人にたまはれりと、今は皆田地となり御守殿跡とて、纔に二百坪餘長く除地となれり、そこに稻荷の小祠をたつ、かの子孫は清五郎とて江戸に居り、當所にも子孫のこり喜左衛門といひて世々この所に居り、今もその地を遺退 ○陣屋跡 御殿跡の後にあり、昔し御代官

舊家者百姓平作 安藤氏なり、小田原北條の家人安藤大炊助祐と云、その子を平作といひしよし、是今の平 ○百姓源作が先祖なり、されど詳なる事歴はつたへず ○百姓源五右衛門 菅田氏なり、系圖を失ひたれば詳ならず、されど舊二尺九寸中心六寸一分、外に矢一筋又めぐり二尺餘の、古釜一を持たれど、それのみにて古のことをしらず、

新編武藏風土記稿卷之六十四 橋樹郡之七 一九五

○上平間村 上平間村は郡の北にあり、江戸日本橋より行程四里に餘れり、村の四境東は大抵多磨川を堺とし、西は鹿島田市の坪の二村に隣り、北は中丸子村に境ひたれど、多磨川を隔て、下丸子村に及べる所もあり、東西八町餘南北へ九町に餘れり、民戸八十四軒、村内平地にて水損の患あり、田多くして畑少し、土性は眞土なれど、砂交れる所あり、按に『東鑑』建長八年六月二日辛酉の條に、奥大道夜討強盜蜂起、成往反旅人之煩、仍此間度々有共沙汰、可致警固之旨、今日被仰付予彼路次第頭等と書し、其下に廿四人の名を盡くのせたれど、其間には交名を記さずして葦野地頭平間江地頭など書せるあり、又『式目新編追加』にも此事をのせ、彼廿四人を記せり、其内に平間江には武藏の二字を加へ、江の字を郷となせり、『東鑑』に江の字を書たるは郷と普通にて記せしにや、又郷の艸書江の字の形に似たればかく誤りしにや、こゝのみに非此書にはかゝる類あり、さあらば平間郷と云へるはこゝのことなるべし、もとより武藏の中に平間といへる郷名はなく、平間村といへるもこゝより外に唱る所なければ、此所古は鎌倉より奥州への往還にて、建長の前より此名をおひしといはんも理り然るべきことにて、舊き

郷名なるべし、遂の後永祿の頃は此所一貫八百文の地を北條の家人太田大膳亮といひしもの領せり、『小田原記』にも永祿十二年甲斐の武田信玄江戸の邊を追捕せしとき矢口の渡を舟にて稻毛の平間と云所へわたり、稻毛十六郷を追捕す云々と見えたり、いづれにも舊き村なるべし、この村今見る所は二村共に多磨川の南にあれども、往昔は上下をわかつた一村なりしに、一旦多磨川の瀬かはりに中央を流れしより上下に分ちしと云、今上村は稻毛領に屬し下は川崎領に屬したるは、多磨川を堺として左右にありしゆへに、かく領名も分ち唱へしならん、其後ふたゞび川の瀬かはりて今の如くなりしも、亦さまで近きことにもあらずと云、御入國の後御料にて寛永廿一年伊奈半十郎忠治檢地し、新田は享保年中寛播磨守正舖其外伊奈半左衛門忠達神尾若狭守春央等の檢地なり、御代官もしばしば遷替ありて今は小野田三郎右衛門信利の支配所なり、

高札場村の中央
小名 梨の木村の中央 池淵同じ邊 石原是も同じ 蒲田南の方 柴新田 蒲田の邊 野新田 南の方 八反張同じ邊 大耕地 柴新田の邊にあり、この所の 押切 同じあり

云 古川西の方にあり、古へ多磨川この、本村村の中北村北の方 大村西より
多磨川 中丸子村より入て矢口村に通せり、其間屈曲して流れたれど、村内を經ること五町餘、川幅平水の頃は三十間、平間渡村の北、磨川の中に渡船の場あり、江戸より往來の舟は是を平間の渡といへり、十月より三月までは舟を架し、其餘は舟をもてわたせり、其あたりに萩原瀬と名づけたり、この渡船の運上とて年毎に若干錢を出せり、これは明和三年より始りしとい、川崎用水市のへど渡船の始りしは舊きことなるべし、○川崎用水市より當村の田地にそゝ、堤村の堤上は川崎往來の直道より下平間村に達せり、堤村の堤上は川崎往來の直道なり

寛永三年の起立にて開基教祖承應二年六月二十七日寂せり、客殿四間半に五間南向、本尊彌陀の立像長一尺五寸なるを安置せり、○寮村の西の方あり、村の墓所を守る人の居る寮なり、二間半に四間南向、本尊彌陀の立像長二尺許なるを安置せり、もとより寮なればいづ、○銚子塚村の西にあり、形銚子に似たれば名くと、

舊家者百姓五郎左衛門 加藤氏にて、世々村の里正をつとむ等に見えたり、此人甲斐國よりこの稻毛庄の内へ落來りたるよしなり、按に駿河守が稻毛庄へ來たりと云ことは外に所見なし、荏原郡上目黒村の里正を加藤定右衛門と云、これも駿河守の子孫なりと云、家系を藏せり、かの定右衛門の祖先は上目黒村に來り、此五郎右衛門の先祖はこゝに來り居るといふに至るにや、さあらんには定右衛門は兄の家にてこゝは弟の家なるべし、なを目黒、○百姓庄太夫 田島氏なり、是村定右衛門の條に出せり、按に田島兵部左衛門之房など云人はいへども家系を傳へず、按に田島兵部左衛門之房など云人は小田原北條家に屬しては、戰功ありしこと、その頃の記録にきゝみえたり、これ等の子孫なりと土人もし云へり、

八幡社 村の中央江戸への往來の傍にあり、拜殿二間に三間内陣一間半に二間、本地彌陀の坐像長九寸、例祭八月十五日、社前に石の鳥居及石階あり、法、○天王社 社は小高田寺の持、此以下三祠も同寺の持、○天神社 天王社の並にあり、南にて前に鳥居を立、神體不動長九寸許、例祭六月六日、○神明社 社一間半に二間南向神體立寸許東帯の本像なり、○神明社 像にて一尺餘、例祭十一月十五日、いづれも鎮座の年代を詳にせず、

法田寺 小名大村にあり、日蓮宗池上本門寺の末、平等山と號す、慶長十一年寶藏院日光起立し、寛永十九年十月朔日寂す、客殿七間半に六、毘沙門堂境内の鎮守にて客殿の背間半本尊三寶を安置せり、西福寺村の中央にあり、一向宗京都神體木の立像一尺二寸、中老日法の作、○西福寺村の末涼榮山と號す、

○上丸子村 上丸子村は郡の北にあり、古へ丸子の庄といへり、江戸日本橋より四里半、民戸百一十一軒、東は多磨川を隔て荏原郡下沼部村に堺ひ、南も同村の飛地に隣り、西は小杉村にそひ、北は又多磨川を隔て荏原郡上沼部村なり、東西五町餘南北十三町に餘れり、村の中央に一條の往還あり、そのかゝること五町餘、下沼部村より入て小杉村に達せり、これを中原街道といへり、この邊

新編武藏風土記稿卷之六十四 橋樹郡之七

一九八

地形低ければおのづから水田多く陸田少し、土性は上に
同じ、この村名は舊くより唱ふることならん、按に『京
鑑』に治承四年十一月十日戊午、以武藏國丸子庄賜葛西
三郎清重云々とあり、此丸子庄は則此邊をいひしなるべ
し、後世其村名のみ残りしにや、上中下丸子村は其庄名
の起る所にして、外にも此頃は丸子の庄に屬せし村々も
ありしならん、今は失ひて傳へず、又古河の成氏兩上杉
と平稻の頃、文明十年正月廿五日、扇谷の家老太田道灌
入道出馬して、豊島勘解由左衛門が平塚の要害へ押よせ
攻ければ、其曉没落して敵なほ丸子城小机城に籠る云々
と『鎌倉大帥紙』にみえたり、此丸子の城と云は當村にあ
りし城なるべし、小机もこゝより程遠からざれば地理も
亦然るべし、又其頃城主の名は傳へざれど成氏に屬せし
ものとも籠りしと見ゆ、今村内を尋るに其舊地を傳へず、
又文明十八年道興准后丸子の里にてよめるとテ歌あり、
東路のまりこの里に行かゝり、あしもやすめすいそぐ暮
かたと、其ありきし次は江戸の方芝浦よりこゝに至り、
それより駒林にかゝれり、駒林もこゝより近き邊の村名
にあれば、此丸子といへるもの所なるべし、されば相
模國丸子村などゝはもとより異なり、此頃は何人の所領
なりしなど云ことは定かならず、星霜押し移て永祿の頃

は北條氏支屬の所領なりき、其家の所領役帳に廿貫文小
机上丸子千葉殿とのせたり、郡内長尾村の舊家太郎兵衛
が家に傳へたる文書にも、丸子之内云々千葉殿御老母堪
忍分と見えたり、末に甲子三月廿三日とあり、こは永祿
七年なるべし、此村上下に分れしもその初の年歴はしら
ざれども、彼役帳に上丸子とあれば永祿より以前に分れ
しは論なし、又村内山王社に藏せる丁亥及庚寅等の文書
にも、上丸子の名あり、これなん天正十六年丁亥同十八
年庚寅なるべし、此頃は誰人の所領なることは傳へず、
御入國の後正保年中は齋藤攝津守の知行に、山王領交り
しことはものに見えたり、其後齋藤氏は所替ありて元祿
十年より御料所となり、其頃檢地あり、又寶永より寶曆
の間にもありしと云、それより御代官の遷替は度々にて、
今は小野田三郎右衛門信利支配所と山王領も交れり、
高札場村の中央字
宮地にあり
小名 青木前耕地 相州往來の 二本松 同じ邊 石井田耕
地 是も相州往來 中程にあり
芝耕地 多磨川の方 古川耕地 南寄にあり
の西の方を云 によれり 以下いづれ
も同じ邊 五町免耕地 五段田耕地
多磨川 村の東北にあり、平水の頃は川幅六十間許、小杉村よ
り入て荏原郡下沼部村の飛地向河原村へ達す、村内を

丸子郷名主百姓中

上丸子之内、近年川成に付而世田ヶ谷領目之郷與
問答候、依之去年己丑九月興津加賀、中田加賀、安
藤代福田三人之檢使を以被爲見候所に、於上丸子者
無紛由申上候間、急度作職申付令授之、御年貢可指
上者也、仍如件、

北條氏虎印あり
庚寅三月十六日

今阿彌奉之

中村五郎兵衛殿
上丸子百姓中

流るゝこと屈曲したれば
凡十七八町あるべし ○丸子渡村の東多磨川の中下沼
あり、船四艘をもて常に往來の人をわたせり、そこを丸子の
渡と云、こゝも十月より三月までは舟を止め、長四十六間に
幅一間の土橋を架して行人の便となせり、おもふに古は當村
の西を多磨川流れしならん、いつの頃か川流變遷したれば今
の如くこの川の西にも下沼部村の飛地出來しか、されど古へ
のさまなればこの渡船のことは沼部の村民はあつからず、故
に今この渡を當村 ○稻毛川崎用水 橋かなる流なり、隣村
の條にかけたたり 小杉より入て中丸子村
に及べ

山王社 村の東方にあり、御朱印二十五、本社二間に三間幣殿
鎮坐の初は詳かならず、御朱印を賜ひしは寛永十九年八月十
七日なり、當社の縁起あれと後入附せしものとみえて取べ
きことなし、ことに承治庚申などあらぬ年號をしるしぬれば
考ふるによしなし、もし承治は治承の誤にて支干は更に誤り
載せしにや、是のみならず其載する所何れも 寶物劍一振
うけがひ難きことゝもなればこゝにのせず、

古文書 二通
上丸子郷四十二貫五百六十六文、此内三貫文兩名王
に永代御免、殘而冊九貫五百六十六文可致御藏納旨、
被仰出者也、依如件、

北條氏虎印あり
丁亥八月十八日

今阿彌奉之

新編武藏風土記稿卷之六十四 橋樹郡之七

一九九

駒形社 本社に向て左に 稻荷社 本社に向て右に 釋迦堂 境
内にあり、是は村 神主山本丹波吉田家の配下なり、いづれ
内大樂院の持、 神主山本丹波吉田家の配下なり、いづれ
見や家系を傳へざれば詳ならず、按に社傳にも神宮寺の名は
見え神主のことは記さず、且社地の釋迦堂は村内大樂院の持
なれば、昔は當社も大樂院の持にて山本氏の神主となりしは
遙に後のことなりと土人いへり、今は大樂院にては當社のこ
とにはあづ ○熊野社 小名古川にあり、小祠西向、例
からず、 ○熊野社 祭八月十五日、村内大樂院持、
能野社 南方にあり ○諏訪社 東北の隅にあり、 ○八幡社
村の中央にあり、社二間に二間半西向、前に鳥居あり例
祭は三年に一度あり、勸請の初をしらず大樂院の持、 ○
伊勢宮村の北にあり、纒なる社祭禮、 ○天満宮 村東多磨川
の邊にあり

本社三尺四方覆屋二間四方拜殿二間に二間半南向なり、末前に石の鳥居あり、例祭九月二十五日西藏院の持、末社子権現社、本社の後にあり、石にて造、○杉山社の西北にあり、小祠勧請の初を詳にせず、是も西藏院の持

大樂院 小名青木前耕地にあり、眞言宗新義大和國城上郡長谷寺の末、日吉山神宮寺と號す、開山の年月を傳へざれど山王の社傳に當寺を載たり、彼社傳の事からは疑しきにもせよいづれ舊くより成りたるものなれば、この寺の舊地なることも自らしるべし、中興開山延寶七年寅すとのみ傳へて其名を知らず、本堂九間半に六間半本堂大日坐像長二尺五寸なるを置り、門西向門外に石をもて、觀音堂門を入て右にあり、造れる地蔵及觀音の二軀を立つ、觀音堂門、四間四方北長一尺二寸許、辨天社、稻荷社、不動堂、觀音堂の傍にいづれも縁な、○西藏院、村の東多磨川の邊にあり、眞言宗新義郡内小杉村西明寺の末、青木山冷水寺と號す、開山の年歴を傳へず、按に當寺の山號を青木と云、今村内の里正久藏は青木氏なればもしくはこの家の開基にもあらん、されど其家にも傳へざれば今よりは定かに知るべからず、客殿五間四方南向本堂、八日立像長二尺許なるを安ず、○閻魔堂、村の中央にありて村民の葬地なり、土人此堂を

○中丸子村 中丸子村は郡の北にあり、江戸日本橋より

て、當社神力の尊のみをのせしなれば、もとより事實のとるべきことなし、たゞそれが中に天正年中出羽國よりうつして勸請せりと云ことを載たり、さあらばこの頃よりの勸請ならんか、例祭正月八日六月十日九月八日の三日をもて行へり、村内無量、末社辨天社本社の傍、神明天神稻荷合社本社の持、神あり、神明及び天神はもと多磨川向ひ飛地の内にありしにいつの頃かこゝにひきうつして合殿となせり、藏王社本社に向て右にあり、この傍に社守の家あり、二間に九尺、無量寺 村の西にあり、眞言宗新義小杉村西明寺の末、瑠璃光山長壽院と號す、開山法印覺源文祿三年七月十六日崩せり、中興開山頂慶寛永元年六月五日示寂す、客殿八間に六間半南向、本尊彌陀立像長四尺許なるを安せり、

新編武藏風土記稿卷之六十四終

行程四里にあまれり、東は多磨川を堺として向ひは下丸子村、南は上平間村、西は市の坪村にて乾の方には上丸子小杉の二村、北は下沼部村の飛地向河原と云所にとなれり、東西八町餘南北へ六町にあまれり、地形東の方より北へかけては低く、土性は眞土に砂交り水田多く陸田少し、民戸六十四軒、村名の舊くより傳へしことは前村の條照し見るべし、御入國の後寛文年中木造五郎兵衛の采地たりしが、其後伊奈半十郎支配せり、安永年中新田の地をば伊奈半左衛門忠敬の檢せしことあり、今は小野田三郎右衛門支配所と本郷丹後守の知行交はれり、高札場 御料所は村の東方にあり、小名 前田通村の中央の、塚田邊にあり、長島耕地の邊にあり、たて原 多磨川へり、

多磨川 村の東の方を西より南へさして通ず、下沼部村の飛地の川長さ四百間にあまれり、幅平水の頃は五十間もあるべし、この川向にも當村の飛地あり、○梶ヶ谷 村の東の方多磨川の邊懸水堀に架す、長七間の一板なる板なり、是をわたれば上平間村に至れり、羽黒社 多磨川の方へよりてあり、本社三間に二間拜殿六間に二間半東に向、本地彌陀藥師觀音は行基の作なり、社地のさま雜木茂ていとふりたり、當社勸請の始を尋るに明暦三年の緣起あり、こは時の社僧天順と云へるが記せしものに

新編武藏風土記稿卷之六十五

橋樹郡之八 稻毛領

○上小田中村 上小田中村は郡の北にあり、江戸日本橋より四里餘と云、村を上下にわかちしもさまで近きことにもあらざるにや、天文十九年の頃の書にはや上小田中とのせたり、又此村の舊家原氏の農民傳ふる處の大ヶ谷草創記には、先祖原勘解由左衛門勝光天文年中始めて大ヶ谷戸の地を草創して則其地に住せり、大ヶ谷戸の名も此時より初れりと、その地は村の北の方なり、此村は字大ヶ谷戸神地の二ヶ所のみわかれたり、すべて村内の廣さ東西へ八町半ばかり、南北へ二十町にあまれり、四境は東の方小杉宮内二村に隣り、南は今井村西は新城村にて、西南の間繩に下小田中村につゞき、此は宮内村なり、此邊は田多く畑少しすべて平地にして山なし、土性は砂眞土うちまじり、用水不便にてや、もすれば旱損の患あり、村の南の方に相模國中原道と云往還あり、長さ

新編武藏風土記稿卷之六十五 橋樹郡之八

八町餘なり、小杉村より通して新城村にいたる、家數すべて百七軒と云、御料私領打交れり、その外寺院の領もあり、風俗等他に替ることなく、たゞ九月十六日を佳節とさだむ、此日村内神明の祭事あればなり、檢地は元祿八年織田越前守うけたまはれり、御靈屋の料は桂昌院殿の御佛供に附らるゝ所なり、旗下の士の領は寛文六七年の頃遠山忠兵衛が知行にたまへり、富士市十郎に賜ひしもの頃なりや傳へず、寺院は江戸本所彌勒寺芝眞福寺の領なり、是元祿五年にたまはれり、御入國の後神谷彌五助重勝支配せり、土人は小泉治太夫といへどおぼつかなし、其後中野吉兵衛伊奈兵藏あがり奉りしとなり、正保の頃は伊奈半十郎なりとに見ゆ、此人初兵藏と云せしにや、此頃までは皆御料なり、その後より私領もまじりしかと、御料も残りて伊奈半左衛門古川武兵衛、小林勘右衛門等代々の御代官運縮として姓名も傳へたれど略してことごとくは載せず、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、又大野原新田とて持添の地あまたあり、この事は上菅生村條に記せり、高札場御靈屋料の方は村の北によりてあり、其餘は昔たちてありしかと今はなし、

なせ
り、
神地橋 小杉小田中兩村の持なり、長さ六間横八尺、○土橋無名の橋なり、東の方村堀用水、御普請所なり、○根方堀 水源多磨川より流に架す、長六間横一間なり、○出る用水なり、東の方宮内村より當村にかゝり、長さ三十町ばかり流れ小杉村に至る、川幅四間ばかり、此水村内数條の細流となりて田地へ沃けり、
神明社 村の中央にあり、小宮にて覆屋二間四方前に鳥居あり、南向、例祭九月十六日なり、村内長福寺の持なり、
末社稻荷社 社地に入右の 第六天社 是も右の ○神明社村の中央なり、左小祠にて西向前に鳥居あり、○關明神社 寛永の頃の勧請なり、村内寶藏寺の持なり、
村の北の方に小名大ヶ谷戸にあり、其所の鎮守なり、近江國逢坂にたてる關明神のうつしなり、社南向二間に一間の覆屋あり、小社前に鳥居あり、例祭 ○稻荷社 是も村の中央に九月十七日寶藏寺の持なり、
○白山社 北の方にあり、大ヶ谷戸の内なり、社南向原持、
○白小祠 勘解由左衛門勝光の建立と云、勝光は慶長六年死たり、是も小祠に 末社稻荷社 此社は昔は今の百姓勸て寶藏寺の持なり、
末社稻荷社 右衛門が屋敷の内にありしをその後こゝに移せりと云、勘右衛門は本社を建立せし勝光が子孫なり、
泉澤寺 村の南の方中原道にかゝり、字神地と云、二十石の寺領をたまへり、淨土宗にて京都知恩院末寺なり、寶林山運昌院と號す、開基は吉良右京大夫頼高なり、頼高の逝年を詳にせず、或は文明十六年正月二十四日とも云へり、開山は好善和尚なり、延徳三年多磨郡鳥山の地に當寺を建立すと、按に當寺の文書に天文十八年九月此寺を今の地に引移す

べきよしの催しあり、明る十九年に至り再興せしこと見ゆ、此時かの鳥山より移せしに、又按に頼高を旋澤寺殿といへり、又古へは當寺の領旋澤村にありしと、是今の多磨郡廻澤村なるべし、此村は鳥山村と接地なれば、廻澤村より移りしなるべし、或は那須の鳥山にありしが、爰に引しとも云、此説はうけかひかたし、本尊彌陀は行基菩薩の作なり、長二尺五寸客殿八間、寺寶 古文書十一通四方なり、

旋澤寺領井民部谷共、自明年春、永諸役公事於何事も、一向不可有之、仍此狀爲先闕落候百姓等召返置付如形も當年貢等令寺納、來春之作以下可被申付者也、依爲後日證狀如件、

世田ヶ谷吉良印あり(朱印)
弘治二年丙辰十月大吉日
泉澤淨寺侍者中

旋澤村之内、寺家へ被取置者、誰も不可違亂者也、依爲後日證狀如件、

(同上朱印)
永祿元年戊午吉月吉日
泉澤寺

寶林山泉澤寺者、當家先祖右京大夫頼高御菩提所也、爾に今度再興得時敷、品河大吉寺長老在譽上人、并

新編武藏風土記稿卷之六十五 橋樹郡之八

江戸周防守有志興隆思立、上小田中實地へ可移立田中間、任其儀仍當家中諸侍并地下人等に至、各隨分任分雖爲何物助成分に、寺僧同番匠奉行之士へ可渡者也、且は當時之祈禱、且は後世佛果之縁、又は子孫繁昌之可爲基之故、如斯具様體、松原常陸介岡本新三郎江三々可有之候條、仍旨趣如件、
天文十八年己酉九月大吉日 左兵衛佐頼康(花押)
當家徘徊諸人中

寺家再興千秋萬歳本望満足候、仍寺家領吉澤如先々令寄進候間、本尊前盡夜勤行、精誠可被抽事肝要候、爲後日證狀之旨趣如件、
天文十九年二月吉日
左兵衛佐頼康(花押)
泉澤寺方丈侍者中

上小田中市場より泉澤寺堀際まで、爲寺門前、此内住居輩於何事、諸役公事勸進以下一向不可有之間、有望輩越居市場可令繁昌者也、爲後日證狀如件、
天文十九年庚戌九月十六日 頼康(花押)
寶林山泉澤寺侍者中

新編武藏風土記稿卷之六十五 橋樹郡之八

二〇四

世田谷郷旋澤村之内寺家分にて、泉澤寺民部谷共に如敷知先約令寄進申候、爾者日寺家直務諸事、可被仰付事肝要候、仍諸役公事自他之綺一向不可有之候、仍爲後日永代證狀如件、

天文二十五年丙正月廿三日

前左兵衛佐頼康(花押)

謹上 泉澤淨寺方丈侍者中

態申入候、爾者此方年月鎌倉光明寺信仰、依之正月廿五日三月十四日孟蘭盆、御先祖年忌等に施入候儀に候、然處自太守爲内議、舊冬内者雜談而、如何に思召他領中之寺家へ志物施入領有之、後代は不可爾、只同は領中に寺家建立、先祖吊可爾由候間、道理依爲明鏡、自當年改共廿五日には、貴寺へ施入申候、來三月十四日大師講錢おも、六月末に貴寺へ可奉施入候、七月も其分に候、元來彼岸は春秋共に於内々奉供養候故、鎌倉へ送遣儀無之候條、貴寺へも不爲參候様體口上に可有之候、次品河願行寺長老在譽上人貴寺へ不參候由風聞、是は如何、彼上人此立對ては、多分も無別條候、將又兒衣仕立持并不開及候間、

如先々貴寺へ衣奉請、説法以下勤行可爲肝要由、自太平處爲書狀可申入山中候、届哉否至て今日是非不有之間、態直書回森彦口上に申述候、此儀可爲肝要候、依體三月中、其口へ出候者、必貴寺へ可奉參拜候、萬一願行寺對面之時も候者尤に候、但し自餘□□□所詮候、後に可□□候事急申事肝要候間、可賀宜に可申入候、恐々謹言、

二月十九日

前左兵衛佐頼康(花押)

寶林山 泉澤淨寺侍者中

態申入候、仍阿彌陀三尊像、同撰錢三雙令進候、十六日晴天安穩に候者、開眼供養依申可參候、具先口安西藤七郎口上に申候、恐々謹言、

九月十五日

頼康(花押)

謹上 泉澤淨寺侍者中

態令申候、仍而代々木村に、號寶傳寺淨土僧貴寺門徒に可被屬分に候、何時も寺家へ被爲參候者、其得意可爲肝要候、尼公當意之儀計に不可有之、永代世々可爲末寺候、可賀太平勢九郎口上に可有之候、恐々謹言、

吉月吉日

前左兵衛佐頼康(花押)

寶林山 泉澤淨寺侍者中

制札

右蒔田領之内、入籠に竹木有江城諸軍伐予事、堅令停止畢、若於違犯輩者、急度可處罪科、江城御用之時は、以御印判可被仰付者也、仍如件、

北條氏虎印あり

岩本太左衛門奉之

甲子二月十九日

上小田中郷

尙々一兩日中行欠參申候而珍事可申上以下不分明御飛札令拜見候、仍而御寺領前々より御指置候處、無紛頭名主百姓一札、今比被下候附間候、拙者にも□□せ候、見廻之漸際申候一兩日中に行かけに參候間、史答とも様子可爲申聞候間□□思召候、何も期□□申上候□□恐惶謹言

水田八殿

八月廿七日

右花押

泉澤寺尊答より

鐘樓境内左方あり、四尺四方の樓な 稻荷白山合社是

新編武藏風土記稿卷之六十五 橋樹郡之八

二〇五

寺入て左の方小祠前 觀音堂門外に出で左の方あり、三に小き鳥居を建つ、
二體あり、(寶林院)村の南の方にあり、西榮山と號す、
ならず、本堂六間に四間半、本尊は彌陀坐、
像にて一尺許、南に向ひ中原道にそへり、
あり、塔越山淨教寺と號す、淨土宗泉澤寺末、開基詳ならず、
開山は明譽と云、寛永七年四月朔日寂す、昔は天台宗なりし
が此人より改宗して淨土宗となれりと云、されど古き世の事
は更に傳へず、されば此人を開山とも云べからず、たゞ改宗
の祖なるべし、按に此村の農家に傳ふる舊記に、村中の正樹
院は慶長の頃まで西壽庵といひて、道心者の居し所なるが、
その後寺と成れりと、外に正樹院と云寺もなければ全く此寺
のことにて文字をかきたがへるにや、又同じ記に正壽院は光
譽の建立せしと、是原勘解由左衛門勝光法名高善かことなり
勝光は慶長十一年五月十九日死せり、客殿六間に五間なり、
本尊彌陀立像にて一尺八寸許後の世の作なり、
り、此寺地は遠山忠兵衛が采地の内なり、
方なり、一向宗にて西本願寺の末、豫松山と號す、開山は行
信と云僧なり、延寶六年の起立にして此人寶永四、六月二十
六日寂せり、寺僧の説に此寺もと伊豫國松山にありしが、故
ありて此地にうつれり、よりに山號をかく呼とぞ、本尊は彌
陀一尺五寸ばかりにして立像なり、又内佛とて木像の彌陀あり、
是も立像にて惠心僧都の作六七寸ばかりなり、客殿四間
半に三間、
半南向、(長福寺)村の西の方にあり、瑞瑞山藥土院と號す
開山は詳ならずと云、されど古き寺院なりと見えて過去帳に
しるせる世代の内に法印良僅と云あり、此人天文二十三年七
月十八日寂せしよし、本尊は大日坐像一尺、藥師堂境内
二寸ばかり、作しれず客殿五間に四間半なり、
右の方にあり、除地五畝堂は一問四、(寶藏寺)村の北の方に
方、藥師は行基の作にて秘佛と云、

年中に至り梵光和尚といひしが住僧たりし時、今の山號寺號に改たり、寛文二年徳翁寺七世揚山宗輔和尚を勧請して中興開山とせり、此時に寺格もすゝみて安樂寺の同列となれり、本尊十一面觀音坐像一尺はかり定朝の作、往古は此寺地觀音堂なりと云、嘉應元年八月しるせし縁起あり、古きものなれども取べきことなし、故に載せず、本堂八間に二間半東向、白山社寺に入て左の方に、石地藏門の外右の方にあり、○四ツ塚 井田村の境にあり、圓形一間ばかりなる塚四つならびあり、評なることを傳へず、

舊蹟殿屋敷 四五段許なり、又花鳥ともいへり、古へ稻毛三郎重成の居し所なりと云傳ふ、その由来書もありしが今失せたりとをほつかなき事なり、御入國の後築田隠岐守同半兵衛等の陣屋ありし跡なり、今もこの所より古瓦などたま／＼掘出すことありといへり、

○刈宿村 刈宿村は郡の北にあり、江戸日本橋より行程

舊家名主勘七 此村の舊家なり、先祖は内藤豊前が弟内匠之助といへり、内匠之助は吉良家人なり、初吉良左兵衛佐三河國より上野國へうつり、夫より又當國世田ヶ谷にうつる、よりに内藤兄弟も永正年中こゝに來れり、此人上野國にたてる大戸明神を爰に勧請せり、其後天正六年八月十七日に死せり、その子を兵衛と云、慶長二年十月二十四日死、兵衛が弟彌左衛門は文祿元年分家となる、此人も初め吉良につかへて、小姓を勤め彌次郎といへり、後彌左衛門とあらたむ、是らが子孫延蔓して今八九軒に及べり、此外猪股小坂小島氏などの舊家ありといへど、その事蹟を傳へざれば別にしるすべしことなし、

(村野大) 五里、もとは大野村と呼べり、その後改めしゆえんを尋るに、昔平將門この村をよきりしをりから、この所へかりに一宿せしかば、其故をもて今の如く改めたりと、もし然らば刈宿は假宿の意にや、【小田原家人役帳】に二貫五百文稻毛鹿島田借宿中田分太田新六郎が知行とあり、是によれば昔は借宿と書せしなり、是より將門この所をよきり一宿せしと云附會の説をこりしならん、今の文字に改めしは何の頃にや詳ならず、尤近きころのことなるべし、東は鹿島田市之坪兩村に境ひ、南も鹿島田村及北加瀬の二村に接し、西も北加瀬及木月村に隣り、北は市之坪木月村に交れり、東西四町許南北へ十二三町あり、土地すべて平かにして土性は眞土に砂交れり、用水は多磨川の分水を用ゆれど、やゝもすれば旱損の患あり、されど水田の方は陸田より多し、民戸二十軒村内に散住せり、その内に紙をすくをもて業とせるものあり、この村天正十九年小島庄右衛門二村平兵衛成瀬又十郎の三人檢地のことをなせり、御入國の後私領なりしや、正保の頃より明和年間までは杉田伊織が知る所なり、この家故あつて廢せしかば其後は御料所となり、それより引續き今は御代官小野田三郎右衛門の支配所なり、高札場村の西の

小名 永勘島村の東南 扇田 永勘島村の北 初崎扇田 毛智

永勘島の北に 鍵田 毛智の南 堅町 毛智の西ナカラ田 高野作 堅町西 川原田 高野作の西 阿彌陀免 高野作の西 三ツ田 高野作 井戸町 高野作の西 矢夕田 堅町南 矢夕田の西 田尻村の西南 柳添 南の方 川久保 同あた田南なり 近江作 川久保の北 三段町 久保の間を云 宗珍前 是も南八町田村の中 八幡南 八町田の西 世戸田 村の西 カキ村の北

用水 多磨川分水なり、市之坪木月の間より入り、村内にて數條に分れ縦横に流る、

八幡社 村の中央にあり、村内の鎮守にて宇佐八幡を勧請せし社なり、前に拜殿あり神體は鞠の如くなる石なり、箱にをさめて面に金龍石と書せりと云、この石は平將門のちのみありと云、こゝは村名の條に出せり、夫よりかゝることも云出せしならん、稻荷の小祠辨天の小祠社内にをけり、村内東光寺の持、○山王社 村の北にあり、これも勧請の年歴を失へり、東光寺の持、○天神社 村の北なり、南東光寺 村の中央鎮守八幡の社となれり、曹洞宗郡内下末吉用宅元祿八年十一月二十四日に寂せり、客殿五間半に四間本尊釋迦坐像長六寸なるを安せり、

○木月村 木月村は刈宿村の西につゞけり【小田原家人

(郷月本) 所領役帳に稻毛庄木月郷と見えたり、村名の起り及び村の開けし年歴は傳を失ひたれど、村内妙海寺を創せし鳥海讃岐が先祖主膳某といひしが、鎌倉將軍家へ納めし租税の簿を、その子孫の此村に住するもの近き頃まで持傳へしよし、村民等云傳ふる所なれば、古くより開けしにや、永祿の頃に至りては北條家麾下の士の知る所となれり、【小田原役帳】に當村の内にて二十五貫文太田新六郎知行と出せり、御入國の後文祿の頃までは御料所なりしが、慶長元年村内を二分して神田與兵衛布施權兵衛の二人に賜ひしより、私領所となり、その後屢領主の遷替有て、正保の頃は三宅彌次兵衛森川六左衛門内藤權之助同八左衛門が知る所なるよしものに見えたり、その後四人が子孫相傳へて今三宅善之丞森川鐵五郎内藤治左衛門同岩五郎に至れり、檢地は寛永五年同七年うちつゞきて檢せられし村民のもてる記録に載せられたれど、その檢せし人の姓名を傳へざれば定がならず、その後も檢地ありしなるべけれど詳にせず、村内すべて平地にして水田多く陸田少し、此村の民家九十九軒なり、大抵東西八町あまり南北の徑り十町、南は矢上川を隔て矢上村に隣り、北は今井村に接し、東は北加瀬及刈宿の二村にならび、西は井田村に境へり、

高札場

小名 佐原場村の南 中村村の中 矢倉是も同じ邊 濃川村の東にあり、こゝに僅の流ありて其名を濃川 上橋戸川と唱ふるにより、この邊の小名となせりと、

梨ノ木 石塚 二子塚 大沼 天王塚 小沼 以上村の西方にあり 伊勢面 膳棚 深町 清水町 大川町 北見町 矢倉以上村の北にあり

矢上川 村の南端を流る小川なり、西の方井田村より東の方矢上北加瀬兩村の間に達す、村にかゝること十三町幅は四間 ○時運橋村の北方の小梁に架す、此橋あるを以て餘也、 ○川崎用水 隣村今井村より流れ來り、村内所々にせす、

矢倉明神社 村の乾によりてあり、社前に拜殿あり、祭神及が勸請の年歴詳ならず、村の記に寛永十五年建立せしよしあれば、この時始て造營せしものか、されどこのこと全く社傳を失ひたれば古より立たる宮を再建せしも又しるべからず、例祭は毎年九月二十日、村の妙海寺司とれり、 ○伊勢宮村の北方耕地の十、元和年中の勸請にして村内 ○白山社村の西にあり、妙海寺大樂寺兩寺の持なり、 ○第六天社村の南にあり、春日社村の北にあり、

武藏國鹿島田郷 右奉 仰備 鶴岳八幡宮者、當鎌倉郡之名區、摸石清水之宗桃、建久以來明德惟馨、日居月諸只恩仰之、是以奉進一村之田園、祝着萬歲之春秋、請照丹誠必垂玄鑒、朝野泰平、州縣豐穰、壹吏安全、黎民愷樂者、依仰寄進如件、 弘安九年十一月廿九日 左馬權頭兼相摸守平朝臣判 陸奥守平朝臣判

【小田原家人所領役帳】に五貫文江戸鹿島田中村分太田新六郎知行、二貫五百文稻毛鹿島田借宿中田分同人分とあり、御入國の後は御料所にて榊原左衛門の知行交れり、夫もいつの頃か替りて今は増上寺御靈屋料となれり、 高札場 小名上 小名 赤面村の北 向ヒ島村の西南 影島西北の 稻荷

神社 村の中ほどにあり、當社はわづかなる祠なれど社地に大きき三間ばかりなる松樹立れば古き社なることしらる、百姓持 ○八幡社村の東によりてあり、本社は尤小祠にて前に

○天王社村の西にあり、社前に二間四 ○諏訪社村の巽の邊にあり、是も妙海寺持、 妙海寺 村の巽によりてあり、善賢山と號す、日蓮宗相州三浦郡大明寺の末なり、開山佛性院日正元龜二年正月二十日寂す、開山は當村の百姓島海讚岐といひしものなりと、此寺古へ藥師寺と號して菴のごとくにてありしを、天文年中かの讚岐が歸依にて一寺となし、今の寺號に改めた 鬼子母神

堂 客殿に向て左にあり、相 ○大樂殿村の東方にあり、本月眞言宗同郡小杉村西明寺末、開山詳ならず中興開山法印智法元文六年三月二十三日寂せり、客殿七間に六間半本尊胎藏界大日の像を置、 舊跡赤堀屋敷跡 村の中ほど村民莊五郎が宅地の邊をいへり

れど、往古赤堀入道某といひしもの住せし跡なるよし土人等いひ傳へり、此人はいかなる事跡ありしや夫も傳へず、 ○鹿島田村 鹿島田村も郡の北にて平間渡の邊にあり、江戸日本橋より行程四里半、古は小机庄と唱ふ、今は郷庄の名を失ふ、往古は今の市の坪村を總て一村なりしと云、東は上下平間の二村、南は小倉村、西は北加瀬村、北は疋宿市の坪の二村にて、東西九町南北十五六町、家

記中央 野新田 東南の 馬落 北方

土橋 横一間長六間、村の東北川崎用水に架す、御普請所なり、土八丈橋と云、この流の内別に長二間ばかりなる土橋あり、かの橋とこの大橋を合せ ○川崎用水 疋宿村より入、て土俗に夫婦橋と呼べり、 の間へ通ず、村内に係ること十四五間、

鹿島社 村の南の方にてこの所の鎮守なり、本社二間に三間拜の立像にて東帯の形なり、本地佛 末社第六天社 本社に向は釋迦坐像長二寸村内淨蓮寺の持、 淨蓮寺 日蓮宗相模國三浦郡大明寺の末、當教山と號す、寺領八石を賜へり、草創の年歴詳ならず、開基日徳元龜三年正月廿日示寂、第二世日慶の時に至り榊原左衛門地頭たりしをり、かく願ひあげ慶安二年八月二十四日村内にをいて八石の御朱印を賜へり、日慶は同き三年二月十五日寂せり、客殿七間半に八間半、本尊三寶祖師を安置り、案に村内天正年中の水帳に大蓮坊十藏坊とのせ、往昔は鹿島の別當なりと云傳ふ、又木月村妙海寺の過去帳に、二祖日徳は鹿島田淨蓮寺の開基なり、この人隱居せし頃鹿島の社地に淨蓮坊とて、淨土宗の庵ありしが當教山淨蓮寺と改て日徳こゝに隣接し、終に妙海寺の末になれりと云、されば今のごとく大明寺の末寺となりしは、いつの事にや、又これらを以て考ふれば天正の水帳にのせたる大蓮坊は則淨海坊のこ 八幡社 客殿の背後は東帯にて馬に乗れり、 何人の作をしらず、

○市ノ坪村 市ノ坪村も郡の北にあり、江戸日本橋より

五里、東は山丸子村に隣り、南は菊宿村に接し、西は木月村に交り、北は今井小杉の兩村によれり、東西五六町南北十五町許、土性は眞土に砂交れり、水田多く陸田少くや、もすれば水損の患あり、地形すべて平かにして民家は四十九軒あり、村内に散住せり、この村舊きこと、は傳へず元は鹿島田村と一村なりと、かの村にすめるもの、口碑に残れり、このこと當村には傳へずさもありしや詳ならず、正保の頃より内藤六左衛門の知行となれり、檢地は元祿八年御代官江川佐兵衛小長谷勘左衛門の二人承りてなせり、内藤氏も領所替りて今は増上寺御靈屋料となり、諸役免除の所なり、高札場村の中央

小名 新田川端南の方 大道上南のはつ 上橋上東より
向畑北の方 新田南の方 田成東より 廣町東方 田
向畑南の方 外屋敷北の方 蔵屋敷同じあた 長
町東の方 鬼ヶ島巽の方 沖田東の方 芝除南方 新田
モウチ南の方 佐兵衛屋敷同あたりを云 中島 塚根
用水堀村の西境を流る、幅六間村内に係ること六丁餘、小杉村より入鹿島田に達せり、この流今井村境のあたりにて二條となり、技流の方は上平間村に達せり、この外懸水一ヶ所用水堰二ヶ所あり、

えたり、さもあらんには舊々村なるべし、この後はいづれの所領なりや傳へず、【小田原所領役帳】に石川源次郎知行六十貫文加瀬郷神尾越中守分とあれば、北條氏の頃はこの邊神尾氏の領分ならん、御入國の後、祿年中命を蒙りて伊奈能藏が檢地せしことあり、慶長二年に倉橋三郎五郎へ賜り、夫より引續き今も倉橋氏の知る所なり、高札場村の東方

小名 原村の東 一、藤町是も同邊 山崎東北の隅を云一
金山北の方 懸地同あた 沼村の北へよ 知木西北の方
云 新田西北の方 榎戸道村の西は 矢口西の方 矢中村
中央耕地 土浮西の方
の邊なり

加瀬山 この山は南北加瀬兩村の境にあり、當村にかゝる所高き八九丈、東より北へ長く、山上は平地にて幅一町許き所なり、東南には神奈川品川の海見えたり、眺望いとよろしに昔太田道灌この地へ城を築んと思ひしに、或夜道灌己がふとを鷲の來て掴み部内駒岡村と云所へ飛去りしと夢見しかは、此事不吉なりとて其金をやめけり、其跡を夢見ヶ崎と唱ふるよし土人は傳ふれども、外により所なし、○
岩坂 東方加瀬山へ上る坂なり、一町半ばかり、
鶴見川 駒岡村より入小倉村に通ず、川幅凡十七間村内を標ること六町半にあまれり、○矢上川

大宮 村の北にありこの所の鎮守なり、本社の前に拜殿あり、二間四方勤請の年歴を傳へず、村内東福寺の持、○第六天社村の北にあり、是も勤請の末社御嶽社社地に入り、同寺の持、
稻荷社同じ邊

東福寺 村の北なり、新義真言宗郡内小杉村西明寺の末、西光間に四間東南本尊大日を安せり、このあたりに除地二段許元は觀音の堂ありて當寺持なりき、今は廢せり、
○南加瀬村 南加瀬村は郡の北にあり、是も郷庄の唱を傳へず、古は小机庄の唱ありしにや、【小田原所領役帳】にしかしるせり、江戸日本橋より行程九里、東は小倉村に隣り、南は鶴見川を隔て、駒岡村に境ひ、西は矢上村に交り、北は北加瀬村につゞけり、東西凡十町南北も同く十町許なり、村内すべて平地にて打開けたり、土性は眞土にて水田多く陸田少し、この邊はすべて用水のたよ

りよけれどや、もすれば鶴見川溢れて水損の患あり、民戸百十軒何れも村内に散居せり、この村南北に分れしは天正年間のことなるべし、名義の起りを尋るに昔加瀬左近將監資親と云へる人、北條武藏守へ從ひ關東へ下り、其子孫三代この村に居り、後下總に移りしと、この村もとは大倉村と云ひしを改めて加瀬と名づく、又資親加瀬をもて氏とせるは、この人山城國相樂郡加瀬郷に居りしゆへ、在名を家號とせるよし加瀬傳と云へるものに見

悪水堀なり、村内にかゝること二十町にあまれり、幅二間もしくは四間の處もあり、北加瀬村より入り村内にて鶴見川に合せ、○土橋村の西矢上川に架す、幅一間長五間、破損のり、修理は村民のあづかりなり、鷹野橋と唱ふ、○小倉池 東北の方にあり、廣さ十二三間狭き所は一問許、この池の中央隣村小倉と境界せり、その水を村内の田間に沃け

八幡社 夢見ヶ崎の邊小名山崎にあり、南、○神明社 北の方の瀨山にあり、鎮座の始を傳へず、社前に拜殿あり二間に二間半前に鳥居あり、社前に石階あり高さ六丈にあまれり、山の麓は打ひらけたる平田なれば、この階の中ばより安房上總の山々、久良岐本教十二天の邊を見おろし、眼界殊に潤し、相傳ふ本社建し所の土中に石櫃あり、故に一年修造のおり其所をほりて見るに一枚の石を得るのみにて、外に出たるもなしといへり、いかさまにも石櫃などありて年久しきことなれば其破壊せし片石を得たるにや定がならず、○辨財天社 前にいへる神明の山續き西の方、○白山社 前の祠辨財天社にあり、石の小祠なり村持、
○第六天社 是も白山の並びにあり、石祠にて是も村持、
○神明社 村の南東小名岩瀨にあり、是をすべて鎮座の末社稻荷天神合社社にあり、右の稲荷社北の方矢上村、稻荷社西の方村にあり、
長弘寺 村の東原といへる所にあり、一向宗東本願寺末原中山の頃の僧なりと傳ふれば、この以前の開基なるべし、客殿七間四方本尊彌陀の立像長三尺四寸五寸なるを安せり、○

支那上野圖書院

壽瀨寺 小名根にあり、淨土宗にて普照山稱名院と號す、北加瀨村の南にありしに、後今の所へ移りたりと、當寺に置る位牌の背に開基は建武元年なり、其頃は加瀨山智光院新如來寺と號せり、寛正元年兵火の爲に鳥有となりしを、文明十六年然譽再建せしに、元龜二年又火災にかゝれり、後天正十七年走譽といひし僧再建せり、もとは寺領社領三十貫餘ありしなど記したれど、かくしばし災にかゝりたれば今は其地所もそこ云ことをさへ知らず、後いつの頃か再建ありしを今の如く壽瀨寺と改めたり、後念譽覺榮と云住僧今の本堂を造營せりと、是實曆四年の頃なれば近きこと記したるものなりやさはあれ何れ舊き寺なることはしるべし、今は住僧だになければこの外のことを知らず、客殿四間四方南、古碑二基内、本尊彌陀の立像長二尺なるを安せり、
 墓所にあり、一枚は嘉曆三年とあり、一枚は、
 斷碑にして文字ある所も漫滅してよみ得ず、
 原にあり、一向宗西本願寺の末、轉壽山と號す、開基淨念法印寛文二年三月二日の寂なり、客殿五間に五間半、本尊彌陀の立像長二尺なるを安せり、當寺は相州鎌倉より引しといへども年歴を傳へず、境内入口に藥師堂あり九尺四方北向、藥師坐像長八寸、普堂の
 前より掘出せりと云、

舊跡菴室蹟 一村の西田間にあり、
 妙法寺蹟 了源寺の邊な其所をば定かにつたへず、當村里正の記せしもの不受不施のことに罪かゝりて寛文三年當寺廢所となり、木月村妙海寺の預りとなれり見えたり、寛文三年不受不施と云こと疑ひありといへども姑く其儘を載せたり、猶後村了源寺の條見るべし、

○北加瀨村 北加瀨村は南加瀨村の北に續けり、郷庄の

唱を傳へず、往昔は小机庄の唱ありしよし今は唱へず、江戸日本橋より行程四里半、東は菊宿鹿島田の二村に接し、南は加瀨小倉の兩村に隣り、西は矢上村木月村により、北も木月菊宿の二村に交れり、東西三四町南北へは十二三町あるべし、この邊大抵平地にて土性は眞土なり、水田多く陸田少し、民戸七十六軒所々に散居せり、村の西より川崎道つらぬけり、村内を經ること北の方菊宿村より西南の方矢上南加瀨兩村の間に通せり、正保の頃は間宮藤太郎知行なり、元祿十五年御代官小長谷勘左衛門池田新兵衛檢地をなせり、この外のことは前村の條に同じ、今は桂昌院殿の御佛供料なり、
 高札場小名原と云へ、

小名 八沼田 南の方加瀨山 山崎 同じあた 田中西の耕

新田村の北の シブ川 北の方の耕地なり、古は流 北沼

南方の村は 原村の中 久保 是も村の 道上 南方の耕

加瀨山 南加瀨と當村との間に突出し、山の中央を兩村の境と中、四五坪の小高き芝地あり、松樹二三株立り天守臺とよべり、相傳ふ往昔太田道灌この所に城を築かんとせしかと、故ありて其事のやみしなど土民の口傳にのこれるは前村にも載すの山の條下にあり、さあらんには天守臺の唱へは後入の名付しこと論

稻荷社

村の東の方にあり、二間に三間の祠、東向前にちひさき鳥居を立つ、山崎稻荷と號せり、當社に元祿の棟札あり、この頃再建なりや、鎮座の年歴又、
 稻荷社 村の西名を得し故許ならず、村内壽瀨寺の持、
 是も二間に三間東向前に鳥居を立り、
 熊野社 加瀨山の勸請の年代を傳へず、村民の持、
 熊野社 加瀨山の背にあり、村の鎮守なり、覆屋二間四方中に三尺四方の宮を置り、石をもて作れる鳥居と木の鳥居あり、相傳此社は北條左京大夫直の建立なりと、この社に並びて富士淺間の社あり、その處は小高くして富士山の形をなせり、前に鳥居を立つ村内壽瀨寺の持、
 稻荷社 村の中央小名原にあり、二間に三間南

○八幡社 小祠南向の側に古松樹五六株

○了源寺 村の南加瀨山の上にある、法華宗如意輪觀音なり、

○了源寺 村の南加瀨山の上にある、法華宗如意輪觀音なり、
 石像長一尺、
 頂龍山と號す、當寺は寛文八年日境といへる僧開山せしに、をのれ其任にたえずとて師の日啓をもて勸請開山とせり、この僧は寛文三年八月二十一日寂し、日境は貞享元年三月五日示寂なりと云、客殿八間に六間東向、本尊三寶を安せり、按に前村妙法寺舊蹟の條に引たる村内里正の記録にのせる如く妙法寺は不受不施のこともて寛文年中廢地となり、木月村妙海寺の預りとなり、同き八年日啓といへる僧この寺を開基せしと、しかるを爰に日啓は寛文三年寂せしと云は事實合さるに似たり、されど其實は日境開基の師を、鬼子母神社をもて勸請せしゆへなるは前に見へたり、
 入て左の方にあり、二間四方神體立像三寸、いつの頃にか洪水のりをり菊宿村の村童此神體を拾ひ得たるをこゝにをけり、

○阿彌陀堂 村の中ほどにあり、二間

○矢上村 矢上村は郡の中ほどにして川崎宿の西一里餘にあり、此村古は谷上と書り、村内保福寺を谷上山と號するも全く是を用ひしならんと、されど今の文字に改めしも舊きことと見えて、永祿二年「小田原家人役帳」に小机矢上之内三貫八百七十文の地を中田加賀守領せし由記せり、又是によれば其頃小机庄に屬せしともしらる、村内大抵山丘にて水田少く陸田多し、東西の直徑九町餘南北十町、南は箕輪村に並び西は駒林村にさかひ、東北は加瀨木月の二村にして矢上川を以てかぎりとなせり、此村も古のことはすべて傳を失へり、永祿元龜の頃は前にも記す如く北條家麾下の士中田加賀守等が知る所なること明けし、御打入の後は御料所にして伊奈半十郎が支配所となり、元和二年村内の半をさきて倉橋三郎五郎に賜ひ、その後殘る所の地をさひて山本平九郎松平新五左衛門の二人に分ち賜はりしとて、正保の頃のものに此三人の姓名をしるせり、この後は皆私領所となりしに、元文中年村内草莽の地を墾開して別に御料所となりしより、今は御料及大久保大隅守松平圖書 新五左衛門 鈴木彌次右衛門倉橋作十郎 三郎 五郎 後 が知る所と入會の地となれり、民家はすべて九十五軒 御料の方はわづかに新田の地のみな

支那上野圖書

支那上野圖書

れば、あたりの村民等があづかりなり、村内に林二ヶ所あり、一は村の東下谷戸にあり、一は村の中ほどにあり、土人此地をかうよけん山と呼ぶ、その末山を許にせず、小名 下谷戸村の中は 上谷戸の方 袋南の方 芝新

田 是も南の方に
て原地を云

矢上川

村の東北加瀬木月雨村の境を流る、川幅凡四間、川路當村にかゝること屈曲して凡一里半餘、

熊野社

村の中ほど丘の半腹にあり、社地に古松生茂りて古き宮地とみゆ、例祭毎年七月二十一日、同郡平村の神職小泉信濃來りて祭事にあづかり、讀經の

○神明社 村の北の方丘上にあり、入口に鳥居、二基を立、是も保福寺持、○淺間社 村の東方小高き塚上相傳ふ昔北條家の麾下の土中田加賀守、此塚を築きて新に此社を鎮座ありしと、社頭に古松樹生しけりれば、古き宮居なることしられぬ、例祭毎年 九月十五日小倉村無量院持、○山王社 淺間社の向にあり、保福寺、是も小祠なり、寺持、○赤城社 是も同じ邊丘上

○觀音堂 村の東北矢上川の邊にあり、四間四方の堂にて本尊は立像の聖觀音の木像長三尺許なるを安ず、相傳ふ此觀音は源頼朝御守佛にして、正治年中當國の住人稻毛某が所領井田呂(今隣村井田村)に觀音問と云所ありその地なるべし、安置の所、文祿四年洪水の災ありて流失しければ、しはらく本尊の所も失ひしが、僧普光といひし者迎出して今の地に移せり、別當は淨宗山觀音寺と號す、淨土宗小田中村泉澤寺の末山なり、則觀音堂の側一字を構へて住せり、○保福寺 村の中ほどにあり、谷上山と號す、曹洞宗小机村雲松院の末山なり、開基は中田加賀守某なり、八王子心源

院第六世の僧春悅開闢なれば、もとより心源院の末に屬せり、然るに春悅後に當寺をもつ小机雲松院の住僧楞室へゆつり與へしが、今楞室をもつ開山とし雲松院の末寺となれり、楞室は寛永十五年七月二十九日寂せり、客殿七間半に六間半、本尊阿彌陀、○觀音堂 保福寺の東にあり、三間四方の堂にて安置す、南に向ひて立、本尊は立像の聖觀音長二尺餘なるを安ず、土人こゝを岩屋堂と呼ぶ、昔洪水の時山崗れてこの像出現したればかく名付たりと、百姓持なり、○不動堂 村の西北矢上川の邊にあり、わづかばかりの堂なり、是も百姓持、舊跡館跡 村の中程熊野社の後背の陸田の邊なり、則前條にしるせる保福寺を建立せし中田加賀守が住せしとなり、今こゝにうつ木のむらなせる所あり、是加賀守が先祖の墳なりと、土人此木にふるゝことあれば必奇病をうるとて近くよるものなし、此地は百姓武右衛門と云ものゝ持なるが、彼の先祖は渡邊何某とて加賀守が家主なりしと云、○上駒林村 中駒林村 下駒林村 駒林村は矢上村の西につゞけり、當村は今上中下の三村に分ち唱ふといへども、其地形犬牙し山川屈曲してことごとく分ちがたければ暫一村となしてしるせり、當村或は川崎領とも云分明なりがたし、村名の起を尋ぬるに村の百姓林平といへるもの藏する所の記に、古へ鎌倉右大將富士の牧狩の時、彼が先祖兵十郎といひしもの己が兼て飼をきし白き馬のたくましきを奉りければ、ことに賞せられて後駒林と唱ふべきよし仰ありし、其前は八ッ田の郷といひしこと見えたり、されど此舊記は野老の覺書にて卑俗の言葉のみ

なれば信じがたきものなれば、慥に村名の證ともいひがたし、【回國雜記】に駒林といへる所に至りて宿をかり侍るに、あさましげなる賤のふせやに落葉とこそせき侍るを、ちとはきなとし侍りける間、たゞすみておもひつゞけたる、

つながらず月日しられて冬きぬと、又はをかふる駒林かなと見えれば、文明の頃は、や此村名ありしこと疑ひなし、されど其頃何人の領せしや詳にせず、小田原家人所領役帳を見るに江開藤左衛門小机筋駒林内に十貫文、又市野彌次郎四十三貫七百二十文とあり、石川家譜【に天正十八年御入國の後石川傳次郎一勝が舊領をあらため、當所にて采地を賜ふと云、又【上田家譜】に關するに、兵庫元次といへるもの高年に及びて此所に隠棲し、慶長十四年七月七日病死せりと見ゆ、この元次が知行は其後増上寺御靈屋料に寄せられしよし、其年月を詳にせず、是は上中下村の内上の分に屬する所なり、中の分は今傳次郎子孫弦次郎が采地にして、下の分は一族次郎太郎しる所なり、民家上は三十三軒、中は二十八軒、下は三十一軒すべて九十軒なり、村の四境東は矢上村に隣り西は都筑郡高田村に接し、南は北綱島村に及び、北は下駒橋村に續く、東西十町餘南北八町許、田多して畑少し、

地形南は低く北 高し、旱損の患多く水損はまれなり、檢地は佐口兵右衛門石島庄右衛門の二人がせしこと村の水帳に載せられたれど、年號の所盡はみだゞ八年の二字のみ残り、是は石川兩家より家臣を遣て檢せしなるべし、其後延寶七年三月石川助七郎檢地すと云、

高礼場 三ヶ所、上分は村の西の方字鯛ヶ崎、中分は村の中央字西根、下分は巽の方字御藏屋敷にたり、小名 鯛ヶ崎村の西の 楡入 是も西の 森戸 上の嶺 坊谷 古へ坊のありし所 西、根中央より小し 中村 中央 原東 なれば此唱へあり 西、根中央より小し 中村 中央 原北 の方に 御藏屋敷村の巽の方を云、石川次郎太郎が あり、先祖の住せし所ゆへ、此唱あり、

溜井 三ヶ所あり、一ヶ所は坊谷にあり、廣き五 畝餘、一ヶ所は楡入にあり、廣き三畝許、西の方都筑郡高田村なる早瀬川の流にあり、爰より分水して村内所々の水田に沃く、○高田堰

天神社 字森戸にあり、上分に屬す、神體坐像にて長一尺許社前に木の鳥居をたつ、石階八級なるを設く、例祭九月二十四日、熊野社と隔年、末社稻荷社 本社に向て左の方に祭る、村内金藏寺持、

○熊野社 字楡入にあり、上分の鎮守なり、前に石階十八級を設く、神體は本地佛藥師の像を安ず、立像なり、例祭は前の天神の條に云る、○天神社 字中村にあり、中分の鎮守なり、是も金藏寺持、○天神社 守なり、前に石階三十三級を設く、石の鳥居をたつ、社前に拜殿あり、末社稻荷社 三間に二間半、神體木の坐像にて一尺許、本社 本社 二十三夜堂 本社の西にあり、○十二天社 村の東にあり、備かなる堂なり、

○十二天社 村の東にあり、備かなる堂なり、

方にて下分の鎮守なり、此所を客殿袋と云、其名義を知らず、石の鳥居を建り、又木の鳥居もあり、社前に拜殿を設く、神體は毘沙門のごとくなる姿にて立像なり、長一尺許、村内林平が先祖川田兵庫が天正十九年の覺書にも此十二天の事を載すれば、古き社なること知べし、末社八幡社本社に向て例祭八月二十三日金藏寺持、

金藏寺 村の中央にて御朱印地の内にあり、別に除地の段別な

本堂十一間に九間半南に向ふ、本尊不動を安ず、立像にて智證大師の作なりと云、尋常の像とことなり、相傳ふ古は三井寺派にて東三井寺と唱へ塔中も二三軒ありて彌勒を本尊とし佛器舊記等もありしが、いつの頃か回祿にかゝり鳥有せし故開山開基さへも詳ならずと云、其後大猷院殿の彌勒堂門御代に至り石七斗餘の御朱印を下し賜へり、第六天社本堂の後背の山上に 太神宮 稻荷祠 辨財天社 山王

社 不動堂 ○西光院 宇綱ヶ崎にあり、大合宗にて村内金六間に五間南に向ふ、本尊藥師の坐像長一尺許なるを安ず、曾て回祿の災にかゝりし故開山開基等總て詳ならず、

の年號をえりたる碑二基あり、もとより年月 ○壽泉庵 宇坊はかりをえりたれば何人の碑たるを知らず、天正十九年の覺書に此庵號あり、されば古き寮なるべし、其來由を傳へず、
○寮 上分の内にあり、昔この寮に常念坊と云僧住せし故、今この地の字を常念坊と呼り、二間に三間南向、
舊家者百姓林平 川田を氏とす、此村の舊家なり、古文書を正十九年の覺書あり、古き物なればそのまゝ出せり、
覺
駒林村と申は、かま倉殿地代先祖兵十郎より白馬を見付、持山に斗をく時、ふちのみかり有て代官殿より尋てかま倉をあげ申時、駒林之郷といふ付られ、我等之先祖も川田兵庫といへと申されたと申、其前わ川田の郷もゆらたと申候、
十二月者、うらちの方より、大氣な光り物、其年正月十二度山にとんだせんで、郷の山ぶしと相談て、十二月といわい、それより郷のを歩つなとをかみ、やまふしあにかん主にをき、今伊賀か先祖と申候、かま倉へ出した白馬宮山にいたにより、今に郷で持ぬ事、へん財天者ゑの島に参りて、まいのはたけにとうを立ていわる、人ちかいら次部が親の代にくれて、やとを立たと申候、六代此かたの加氣物火事

に、やき申候、私等之覺申もより如件、
天正十九年 川田兵庫

御なわ 大代官様

掟

- 一 當郷に有之者、侍凡下共に廿日可請候、行々子細有之間、悉く鎗錢炮何にても得道具を持、可く
- 一 此度若一人成共、隱而不罷出儀、後日に聞届次第、當郷之小代官并百姓、可切頭事、
- 一 惣而爲男者は、十五七十を切而悉可罷立、舞々猿引體之者成共可罷出事、
- 一 男之内當郷に可殘者は、七十より上之極者、定使十五より内之童部、陣夫此外は悉可罷立事、
- 一 此度心有者は、鎗之さひとみかき、紙小旗體可致走廻候者、於郷中似合之望者相叶可被下事、
- 一 可罷出者は、來四日に小机へ來、公方檢使之前にて着到に付可罷歸、小代官百姓友致同道可罷出、
- 一 但雨ふり候者無用、何時成共四日より後天氣次第可付着到事、

付着到に付似合に可持得道具を持可付之、又弓鎗之類持得間敷ほどの男は、鍬かま成共可持來事、

一 出家に候共、此一廻之事は發起次第可罷立事、右七ヶ條之旨、能々見届可入精、愚に致覺悟候者可行嚴科、又入精候者爲忠節間、如右記似合々々望を相叶可被仰付者也、仍如件、
(朱印)
七月廿六日

駒林小代官 百姓中

追而御出馬御留守之間、御隱居御封判を被爲推候以上、

二貫六百七十八文 殘 正木指別年々納之

此内 八百九十三文 三ヶ所清錢
壹貫七百八十五文 三ヶ所生麥

右一ヶ年は、地下中事繁に付而御赦免候畢、然者於當年麥毛之上被仰付候、三ヶ二麥を以納可申、此麥十七俵三斗七合、若但百文に三斗五俵目積、玉繩御藏へ可納之、三ヶ一者可爲精錢、跡小田原御本城御庭へ持寄、奉行人前にて撰渡可申、六月晦日迄限而

古濟可申、此日限致無沙汰は、則家内牛馬を可取者也、仍狀如件、

永祿八年印あり
乙丑五月廿五日

駒林郷小代官
百姓中

三之四十之□□駒林段錢但本増可□□□□□□致進納辻

此外三之四十之從乙卯歲每年御藏納致□

右元年無檢地郷村就 御代替當年雖可被改、其以來被打置只今事六ヶ敷間、以段錢増被仰付候、米穀斗運送之苦勞可存者、數相當次第、黄金永樂絹布之類、麻漆等合候物を以可納之、然者十月晦日必可致皆口所可捧一札旨被仰出者也、仍如件、

天正九年北條氏虎印あり
辛巳八月十七日

駒林代官
百姓中

私領稻毛郡之内駒林之村、自前々致來諸役之儀者、無相違可勤之、其外無虎御印判新儀之役令停止畢、若橋合非分於申懸族者、可遂披露者也、仍如件、

天正十二年北條氏虎印あり
甲申十月六日

海保奉之
松田肥後守殿

川流に付而役錢御赦免之事

一 壹貫六百五十文

段錢當損懸分

此内八百廿五文

當年一廻 分公方御赦免
百姓中并中田に可渡之

一九百文

懸錢當損に懸分

此内四百五十文

當年一廻 公方御赦免
百姓中并中田に可渡之

以上

右川流付而、諸役令罷言候間、當損免に懸及錢懸錢之内、如此半御赦免と殘半分爲御同様可納之者也、仍如件、

同上
亥九月九日

駒林小代官
百姓中

外に古系圖と云ものあり、ことに珍蔵するよしなれと、是を問するに紙性墨色は古きものと見ゆれど、事實をしるせしに至りては妄誕のことにして考、百姓鐵五郎氏を横山と云、説にたらざればこれを略す、舊家のよしひ傳ふれども、其詳なることをしらす、是も林平が所持せし如き古系圖を蔵して、頗る古き家なれども外に記録なければ

今より考べ
からず、

○駒橋村 駒橋村は郡の西境にあり、古は稻毛庄ともいへり、土人の話に此地は古鎌倉街道の中にありて、そのほとりの流れにかけし橋一年洪水の爲にそこねし時、ゆきゝの者駒を水中へ入て渡せし故村名起りしとも、又頼朝此所に來られし時のられし馬逸して村内の橋の邊にて留りし故なりともいへり、いづれもとかく慥ならぬ説なり、今按に駒橋なとつゝきし村名を以てをふに、古へ牧などの名殘にて、此邊は駒の多くすみければかゝる名ありしにはあらずや、江戸日本橋より行程五里許、家數は二十四軒あり村内に散住せり、村の四境東は矢上村に隣り、西は都筑郡高田村なり、南は駒林村にて北は井田蟹谷久末の三村なり、東西へ六町南北はわづかに二町許、畑多くして田少し、土性ははくにして専ら養培の力をからされは五穀もならず、まれに干損を患ふるのみにして水溢はたえてなし、土地高低相半せり、古の檢地は其年代を傳へず、伊奈半十郎が支配せし頃新田を改出し元文二年田中休藏地せり、今御代官小野田三郎右衛門支配所の外鈴木彌右衛門の知行、及び淺草誓願寺領交れり、彌次右衛門の家賜はりし年代は詳ならず、誓願寺領は元祿十六年十月賜はれり、

高札場村の東の方
字下にある

小名 上村の西の方なり、この所は誓願寺の領なり、

中中央なり、鈴木彌次右衛門が知行なり、

下村の東の方なり、これ八か僧良の方なり、

御料所なり、

用水 村の西の方都筑郡高田村より流れ入り、これを水田に沃ひて南の境に至る、川幅三四尺ばかり、

熊野三社 字下の中央にあり、勸請の年代詳ならず、本地彌陀の神體坐像にして長各五寸許、例祭三月三日なり、社前に石階十五級ありて其中程に木の鳥居を建、○神明社

村の西の方にあり、神體は長八寸許の立像にて安永の頃彫刻せしものなり、例祭年々八月十一日なり、社前に石階二十五級ありてその下に鳥居をたつ、村持にて上中二分の内の鎮守なり、

眞禰寺 村の中央の邊にて下分に屬す、曹洞宗多磨郡和泉村泉龍寺末、駒橋山と號す、開山杉原壽悅慶十七年寂す、

開基禰宗關牛明曆三年遷化すと云、本堂六間巽に向へり、願王山の三字を扁す、本尊如意輪觀音長八寸木の坐像なり、慈覺大師の作なりと云傳ふ、又子安延命地藏を安ず坐像にして長六寸作知らず、惣體墨塗にして玉眼の像、この像は相州一の澤彈智上人の守佛にして靈像なり、久しく安に安置せしが寛延三年の頃より遠近の人大に崇信して屢靈驗の聞ありければ、農民等子孫の繁榮を祈らんがため一夜づゝ祈して祈念しけり、このこと遠近にきこへて近き頃は四月より七月までの間は江戸の中及び近郷を廻り、各一夜づゝを宿して後、白山辨財天第六天神稻荷秋葉合社 本堂に向て左にあり、古碑 本堂の後なる丘上にあり、青石の碑にて上に三尊の彌陀を彫り下に天文三年と刻す、其餘は劍落して讀べからず

○雙松庵村の中央にあり、九尺に一丈の寮なり起立の年代を許、もと村の名主十郎右衛門が墓所の寮なり、

新編武藏風土記稿卷之六十六

橋樹郡之九 神奈川領

神奈川領は郡の中央より南の方にありて、西の方都筑郡にまたがり、地形は平土及び山丘と半せり、其境の様は東より西へは狭く南北へは長し、大抵東西へ一里餘南北の間は小机の領もよこさまにかゝれと、凡そ三里半にあまれり、東邊はなへて海に接し、南は久良岐郡本牧領及び相模國鎌倉郡山内庄に隣る、但鎌倉郡に接する村々は都筑郡の内に領名の波及するものにて、本郡の隣れるにはあらず、西の方まで若干領中の村あり、又都筑郡小机領に接する所も少からず、北は川崎領及稻毛領に交れり、領内に属する村々四十箇村、其内東海道往來のかゝれるは、保土ヶ谷宿及鶴見生麥等の村々なり、

○南綱島村 南綱島村は郡の西の方都筑郡の境にあり、古は小机の庄へ唱へしが今は用ひずと云、【小田原所領役帳】に小机の内としるせり證すべし、江戸日本橋より

新編武藏風土記稿卷之六十五終

行程五里民家九十四軒、東は上中駒岡及び南加瀬村の三村に隣り、西は太尾村及都筑郡吉田新羽の三村につゞき南は樽大曾根の二村にさかひ、北の方は北綱島箕輪及都筑郡高田の三村に接す、東西十五町南北五町許田畑相半せり、されど北綱島の地と犬牙したれば、この疆域の内にも北綱島の地多く交はれり、地形北の方には小山つらなりて南の方は平地なり、水損の患多し、當所永祿の頃は北條左衛門佐が知行せしこと役帳にみゆ、この後御當家の御料所となりし頃にや、綱島十八騎と號するものあり、其うち近藤五郎右衛門正次といへるもの、天正十八年御打入の時當所にて采地三百石を賜ひ十八騎の魁たらしむと云、其餘の姓名を傳へず、此こと主人の口碑にもこのれり、又寛永二十年武藏國稻毛領綱島十八騎と云こものにも見えたり、されば此等の人々は北條家滅亡のち東照宮に屬し奉り、甲州侍武川衆などいへるもの、如く、綱島にて采邑を賜はりしゆへかく唱るなるべし、御入國の後伊奈半十郎が家にてあづかり奉り、夫よりかはるく御代官の支配所なり、享保の頃高麗雉子を當所に放されしことあり、村民をして其番を勤めしむ、故に暫く助郷などつとめざりしが、其後又もとの如く村役をつとむることなれり、此事他村になきことなれば暫く

これをあぐ、檢地は元祿八年安藤對馬守重治これを承りその後しばしば新墾の地いてきて、そこはくの貢數を定められしと、今はすべて小野田三郎右衛門が支配する所なり、

高札場 字別所谷にあり、

小名 中村村の中央、下東の方、別所谷西の方にあり、

鶴見川 西の方都築郡新羽村より流れ來り、又隣村太尾村より來れる水と合して一流となり、村内を屈曲し二十町はかりをへて、東の方加瀬村に入る川幅十四間許、又早淵川矢上川と云ふ此川へ落合、則下に出せり合せ見るべし、

○早淵川 乾の方都築郡吉田高田二村の間より流れ來り、村内西の方にて鶴見川へ落、村をふるごと六町許川幅二間にあま、

○矢上川 入り、是も亦鶴見川に落合、川幅二間に至る、

○綱島橋 鶴見川に架す長、

○塚樋 早淵川矢上川に引用ゆ、

神明社 字中村にあり、南北二村の鎮守なり山上にたてり、百餘級の石階を設け古松二十株あり、前に鳥居をたつ、

例祭三月十六日同郡、

○諏訪社 字下にあり、是も南北の鎮守、

例祭三月十六日同郡、

○諏訪社 字下にあり、是も南北の鎮守、

例祭三月十六日同郡、

○諏訪社 字下にあり、是も南北の鎮守、

長福寺 字中村にあり、浄土眞宗にて京都東本願寺末綱山と
號す、客殿七間に六間巽に向ふ、本尊は彌陀の本像に
て長一尺餘、開基は前にいへる所の十八騎の頭なりし近藤五
郎右衛門正次なりと云、寛永元年十一月七日雷火の爲に堂宇
すへて燒失し、舊記等も此時残りなく、太子堂門を以て左
邊に焼失せしかは、開山の僧も詳ならず、

東照寺 字別所谷にあり、
曹洞宗にて、大曾
根村大乗寺末綱山山光院と號す、門外に石階九段を設け、
此寺も大曾根村にありしをいつの頃か當所に移せりと云、
客殿七間に五間南に向ふ、本尊は佛木坐像長七寸許行基菩薩
の作なりと云、開山生外意鏡和尚寛文四年十二月二十四日
寂、鐘と考證とすべきことなれば略しぬ、熊野社客
殿

觀音堂 同じ邊にて山上にあり、又水月庵
り小祠なり、(觀音堂と號す、石階二十六級を設け三間
半に三間の堂なり南に向ふ、本尊は馬頭觀音の坐像にて長五
寸許、胎中に十一面觀音の立像二寸許なるをこめをけり、又
前立あり木の立像に、稻荷社堂に向て右の方、天神社稻荷
て是も長五寸許、稻荷社堂に向て右の方、天神社稻荷
も少しく上に、古碑一基 先年字別所谷より掘出せりと云、道
あり小祠、慶應門文明十七年乙巳五月二十九
日とし、○不動堂 是も同所にあり、此所は餘程けはしき山な
るす、○不動堂 是も同所にあり、此所は餘程けはしき山な
るす、

北綱島村 北綱島村はもと前村と一村なれば、古き領
主のこと及び郡の方位等すべてことなることなし、御入
國の後より御代官所なりしを、一度竹尾市十郎が御役の
料として賜はりしことあり、その後又御料所に復せしか

北綱島村はもと前村と一村なれば、古き領
主のこと及び郡の方位等すべてことなることなし、御入
國の後より御代官所なりしを、一度竹尾市十郎が御役の
料として賜はりしことあり、その後又御料所に復せしか

北綱島村はもと前村と一村なれば、古き領
主のこと及び郡の方位等すべてことなることなし、御入
國の後より御代官所なりしを、一度竹尾市十郎が御役の
料として賜はりしことあり、その後又御料所に復せしか

ば、此頃より南北にわかつてりと云、正保の頃の物を見る
に尙一村なれば、これよりの後のことなるべけれど、其
年代は詳ならず、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、
寛永二十一年酒井河内守命を承りて檢地せり、村の四境
も亦前村に同じくして、唯北の方わづかに駒林村に隣るを
ことなりとするのみ、民家五十五軒東西十町南北三町許
水田多く畑少し、地形は中央たかくして其餘はすべて平
地なり、水損の患すくならずと云、

北谷 西の方に 中北谷 東の方 下南綱島に接す
小名 北谷 西の方に 中北谷 東の方 下南綱島に接す
鶴見川 村の西の方南北綱島犬牙の地を流るゝなれば、當村の
みを別て辨じがたし、前村の餘下に記せり就て見るべ
し、川幅十 〇早淵川 村の方より南へ流る、川 〇塚
早淵川にあり御 〇矢上川分水 矢上川は村内にはかゝら
普請所なり、あり、長二町許幅二間あまり、
の水を引、〇西の方吉田村境早淵川の邊りに
來迎寺 字北谷にあり、淨土宗小机村泉谷寺末綱山智光院と
號す、本堂四間四方西に向ふ、本尊三尊の彌陀を安ず
木の立像にて長一尺二寸、脇に觀音 至の像を置
開山は稱譽天和三年十二月十四日寂せり、

大曾根村 大曾根村は郡の中央より少しく西によ
都筑郡の堺にあり、古は小机の庄に屬し八百郷の一な
しが、今は神奈川領に屬せり、江戸日本橋より行程六里

八幡社 字榎戸にあり、木の鳥居を建石階總て四十五級を設く
社九尺に一丈神體長一尺許、尋常の設と異り兩部のか
たちをなしぬれば、神像相混じたる像なり其作を詳 末社稻
にせず、例祭八月三日隔年あり、村内長光寺の持、
荷社本社に向て左の 〇天満宮 字甲谷にあり、わづかなる
東帯にて長四寸ばかり、社前に木の鳥居をたてり、
祭禮は豊年の時のみ行へりと云、村内長光寺持、
明神社 字根崎耕池にあり、社九尺に一丈三尺南に向ふ、神體
日八幡と隔年に祭
る是も長光寺持、

大乗寺 村の南の方にあり、曹洞宗にて相州安甲郡三田村清源
向ふ、本尊釋迦の坐像を安ず、長二尺六寸あまり、脇に文殊
普賢共に坐像にて長一尺六寸九分、開基は妻木傳藏と云もの
母なり、法證を寶珠院華智祭大姉と云、寛文十三年八月
二十六日卒す、傳藏は旗下の士今の小源太が先祖なり、開山
を英頼麟哲と云、慶長二年七月二十二日寂す、 白山稻荷
大猷殿の御代寺領五石の御朱印を賜といふ、
合社門外にあり小祠 地藏堂門に向て左にあり九尺四方、
境内内鎮守なり、 〇長光寺 字殿谷にあり、古義新
衆寮門を入て左の方にあり、言宗にて鳥山村三會寺
末清雲山觀音院と號す、客殿七間に五間巽に向ふ、本尊不動
を安ず立像にて長二尺、當寺慶長二年回祿にかゝりて舊記鳥
有せしゆへ開山開基詳ならざれども、村民太助が家傳に明應
九年笠原平六義爲一子のなきことを患て、長光寺の住僧圓豐

〇綱島橋村の東鶴見川に架す、長十五間幅九尺、古
許、十二町
れりと

〇綱島橋村の東鶴見川に架す、長十五間幅九尺、古
許、十二町
れりと

にあまれり、民家四十一軒村の四境、東は樽村に接し西
南は太尾村にとなり北は綱島村にさかふ、又鶴見川を隔
て、少く當村の地あり、もとは川のこなたなりしが洪水
の時川の瀬かはり、今は川の向にありて飛地の如くなれ
り、東西九町許南北十二町に及べり、畑多くして田少し
水旱共に患あり、地形西南は小山つゞきて其餘は皆平地
なり、此所も昔小机の城主笠原某が領せし所なり、御入
國の後御料となり伊奈半十郎が家にて世々預り奉り、夫
より御代官かはるゝ支配して、今は小野田三郎右衛門
が御預り所なり、元祿八年安藤對馬守重治命をうけて檢
地せりと云、
高札場 殿谷にた
小名 殿谷 村の中央を云、古へ笠原某が城壘ありし所にて、
其後稻荷を勧請せり、笠原が子孫村民となりて、
今に此所に居、武田谷 東南の堺を云、古へ武田源正と云者
住せりと云、住せしゆへ此唱ありと云、今に其子
孫農家に、中の谷 村の中央、宿前の武田谷と中の谷との
残れり、宿前を云、古へ殿谷の城あ
りし頃、此所に宿禰ありし
故、今にかの號ありとぞ、 牢尻 古へ城壘ありし比、獄屋
かく號せ、山崎 此の堺、根崎 前のつゞき、八幡耕地すべ
りと云、田のある
所を云、

鶴見川 西の方太尾村より來り、北の方綱島村の堺を流るゝ、東
の方樽村へいり、川幅十五間許村内をふるにすべ
田のある
所を云、

法印を請して、朝夕笠原稻荷に祈念せしと云ときはこれより
永二年十二月 愛宕社 境内畏の方山上にあり、小祠 秋葉
十六日葺す、神體木の坐像にて長三寸許、
社堂に向て左の方山の中腹 ○正観音堂 里正太助が構の内
間なり東に向ふ、本尊
木佛にて長一尺許

壘跡 村の中央にて山にそひし所なり、山上は平地にして巽の
方大手口と見えて打開けし所あり、廣さ凡六町四方許、
相傳ふ北條の家人笠原平六源義為と云しもの、明應の頃此所
に磐を結ひて籠りをれり、これを小机の出城と唱へしよし、
今は字して殿谷と云、中古までははりの跡も残りて小橋など
わたせしが、今はその形もなくなり、其跡とおぼしき所
を堀見れば、其子孫今に住居せりとぞ、尙舊家の條合せ見べし、
かくし、其子孫今に住居せりとぞ、尙舊家の條合せ見べし、

○伊東屋敷 是も殿谷の内なり相傳ふ永祿の頃、伊豆の住
人伊藤藤七なるものあり、故あつて小机の城
主笠原平左衛門と親しかりければ、それに隨つて小田原家に屬
せんことを乞ふ、然るに平左衛門彼が骨相の尋常ならざるを
以て、己が家臣とせん事を思ひて、等閑にあつかひ年月を送
りけるが、其後豆州戸倉に於て平左衛門戦死せり、時に幾に
二歳の男子ありしかば、藤七深くこれをいたみ長く此所に養
居して幼者を守立、已に二十五歳に至り、時に天正十八年
東照宮御上洛の御、神奈川宿にて初て謁し奉り新知二百石を
賜ふと云、太尾村龍松寺の過去帳には此時のことを載て、已
に笠原が家臣とみえたり、未だ其是非を詳にせず、彼藤七が
暫く居住せし所なれば伊藤屋敷の唱ありとぞ、其子孫に至り
遂に笠原が家臣となり、或は采地の里正を勤むと云、今に都
筑郡裏村に五郎右衛門と云あり其子孫なりとぞ、尙裏村に就
て見べし、

舊家者百姓太助 本氏は笠原氏なるを中古富川と改む、其家
譜を見るに同郡小机の城主笠原能登守源義
俊が弟を平六義為と云、明應九年庚申富所の山間に磐を結ひ
て籠居せり、故に此所を字して殿谷と云、かくて一子なきこ
とを深くなげき、村内長光寺の住僧圓覺法印を請して朝夕稻
荷を祈念せしに、程なく其妻懐妊して男子をうめるにぞ歡喜
斜ならず、則土木の費を供して己が構の中へ一社を造建し稻
荷を勧請せり、因て今に至るまで笠原稻荷と稱す、此子成長
して後筑後廣定と云、天正十二年八月二十日歿す、其子廣信
は天正九年豆州戸倉の戦に、叔父平左衛門を始一族皆戦死し
同十八年小田原及小机の城共に没落しければ、此磐とても廣
信一人にては力のさへがたきを計り、自ら破却し此所を退
き後氏を富川と改め名をも與右衛門と稱し、しばし民家に跡
をかくせしが、後桑門に入て心叟淨玄と云後世のことのみい
となみしが、代がはりのものうつり、天和三年三月十二日歿
す、夫より子孫連綿として當所に住し、今は一族十軒にあま
れりと

○樽村 樽村は大曾根村の東なり郷庄の唱を失ふ、江戸
日本橋より五里半の行程なり、民家五十六軒東西八町南
北も亦しかり、村の四境東は駒岡村に隣り南は新古師岡
村に接し、西は大曾根村に及び北は鶴見川に堺ひ川を隔
て網島村なり、地形南の方は高くして其餘は平地なり、
水田多く陸田少し、やもすれば水旱の患あり、當村往
古は何人の領せしや詳ならず、御入國の後伊奈半十郎が
家にて預り奉り元祿八年安藤對馬守命を奉して檢地す、
今は小野田三郎右衛門が支配する所なり、

高札場 字中村に
たつ、

小名 大下村の東の
方、中村文字の如く、
雨の方 上西の方
を云、 祖根

鶴見川 村の北の方を屈曲して流る、大曾根村
より入て師岡村に達す川幅十二間餘 ○堤 鶴見川
てあり長五百七十四 ○溜井村の坤の境にあり廣さ五畝許、
間高九尺幅十一間、此水を引て、當村及大曾根村の
用水とす、流末はほどなく
師岡村の境に至て止る、

杉山社 字大下にあり、石階十二級を設く、本地荒澤不動を神
體とす、されど幣帛のみにて神像は見えず、例祭は年
々八月二日、隣村師岡村法華寺の進退する所なり、社内に棟
札あり其中に應永年中鯛口を鑄しことをしるす、この鯛口は
故あつて昔村民の方へあづけをきしと云傳ふるのみにて、今
は在所さたがならず、かゝる古き物のありしなれば、當社を
勧請せしも定て古きことなるべけれど、社傳も見えず且口
碑に残ることさへなければ、今よりはたゞしがたし、因て暫
く其棟札を左にあ
けて後の考をまつ、

別當師岡村
法華寺
杉山大明神
應永十八年辛卯年鯛口鑄之
元祿六癸酉年當社建立
應永拾八卯年より元祿六酉年迄二百八十三年
西四月
山王社 村の南の山の半
殿にあり小祠 ○神明社 前の山王のある山
殿にあり小祠 ○

新編武藏風土記稿卷之六十六 桶瀬部之九

神明社 字大下にあり、右の三社祭禮定れることなく、年の豊
饒にあへば村民こぞりて祭をなすと云、共に師岡村法
華寺

本長寺 字祖根にあり、日蓮宗にて京都妙満寺末長命山と號す
開山を日感と云、天正元年七月十三日歿せり、過去帳を見る
に當村の百姓喜右衛門が先祖は、北條氏眞の屬士にて萩野因
幡と云、この人寺地を寄附して開基せり、法名を萩野院因幡
日守と云と見えたり、されど文書及び舊記等をも持傳へざれ
ば、其詳なることは、番神堂九尺四方本堂
得て知りがたし、

○上駒岡村 中駒岡村 下駒岡村 駒岡村は樽村の東に
あり、江戸日本橋より行程五里、古は師岡庄の唱ありし
と云、今は郷庄の名を傳へず、上中下の三村に分ちたれ
ども近き頃までその別ちなし、正保及元祿中のものに記
せし所もみなしかり、其頃は御料所にて寛永二十一年長
谷川五郎左衛門等の檢地あり、今の如く分れしは寛永三
年十二月この地の内を久志本左京に賜ひし頃なるべし、
もとより一村のことなれば今上中下三村の接壤犬牙して
分辨しがたし、されば姑く三村を合して其大槩をいは
東より北へかゝりては上末吉小倉南加瀬矢上南網島樽の
村々に堺ひ、南は新師岡獅子谷北寺尾上末吉にかゝり、
西は樽村にて東西五町南北十二三町、上中下を分て云ば
上の方は土地一帯高く小山多く黒真土なり、北方は平地

にしてこの所に水田を開けり、されど夫も僅の水田にして陸田の方多し、水旱共に患あり、中村の方も高低打交り、水陸二田の多少も上村に同じ、下村は平地にて土地一體低ければ、水田多く陸田の方は少し、今上中の二村は久志木左京が知る所にて、下は今御代官小野田三郎右衛門が支配所なり、
高札場上村の内中

小名 西のつま 上村の中にある 稻荷谷 かばはら 池の丸 池の下 かし山境 せんすひ 宮の脇 長坂 せんかう谷 内手 火打山 堤外 北方にあり以下いづがりし小 一の瀬 字堤外より南 桑木島 西より 余佛名なり、 念佛塚の東 八千代田 前東にあ 前塚 西方に ぬり田 方に見あり、 土浮 同所を 八幡前 鶴見川 村の東北の間にあり、網島村より入り、
○溜井 上村の西よりあり、昔は師岡村と當村と八會の溜井なりしを、元祿八年雨村の境へ堤を築きて今は當村の溜井となせり、
稻荷社 上村の内坤の方面の中腹にあり、本社は小祠にて前に拜殿あり木の鳥居建り、村の鎮守にて村民の持なり、
○神明社 中村の内南にあり是も村民の鎮守なり、
○杉山社 上村の北方にあり是も中村の内北によりてあり、昔も村民の持、
○浅間社 是も中村の内北によりてあり、高き十間許所の

爲銘、如斯功德、不可思議、即不辭才拙、謹爲其銘、
銘曰、
上大菱箒、地下籜鏝、金口鑄出、木舌機樞、
舞轟碧落、音徹雲衢、圓通普遍、扣擊聲胡、
開慧省發、妙悟凡途、超越五蓋、離却三塗、
六趣無脫、眞惟契符、十方法界、同無離離、
成等正覺、聊斷踟躕、已身彌勒、唯心文殊、
高輝佛日、一扇帝圖、風調雨順、四民歡手、
齊家治國、千釋千儒、武運長久、大樹城都、
時 元祿龍集癸酉仲春穀旦、
太寺前惣一兼石雲松現住傳燈沙門別峯敬銘勸緣比丘
吉祥院主□順的大檀那小田切土佐守從五位下直利謹
成大器、
奉行 池田氏昇勝
同 河合氏種之
大工江戸住 長谷川伊勢大掾藤原國永

長松寺 上村の内西よりあり、郡内神奈川宿命藏院の末、摩尼山と號す、客殿六間に五間本尊藥師坐像廿二尺許なるを安ず、中興開祖法印慈觀寂年を傳へず開山に至りては其名をも傳へず、境内の石碑をみるに權大僧都法印快重延寶五年六月十八日とあり、是開山にてもあり、大日堂 客殿や、今住僧なければ總てたゞすべしとしなし、
○正行寺 中村の内東によりてあり、にて左にあり石の坐像、淨土宗神奈川宿慶運寺の、にて長二尺なり、
新編武藏風土記稿卷之六十六 橋樹郡之九

謂を傳へず、
○辨大社 中村の中央丘上、
○八幡社 下村の鎮守なへず、
にたてり小祠なり、
り村民の持、
常倫寺 上村の内東方にあり、曹洞宗郡中小札村雲松院末、照光山往生院と號す、天文十一年涼月安満と云るもの始て草庵を結びてすめり、この僧は弘治三年三月二十三日に寂せり、其後花嶽周香和尚を開山となして一寺となせり、この和尙は慶長七年九月二十三日に寂す、其後元祿七年小田切土佐守直利再建せしまでは瑞雲山吉祥院と號せり、後又寛永四年久志木左京此寺の禮越となり、山號寺號をも改め其家の祖左京亮常倫の名をもて寺の名とせり、本堂西向八間に六間本尊釋迦の坐像長一尺、此外に彌陀の坐像長一尺餘惠心僧都の作なるを安せり、此彌陀は久志木氏より納めしと云、
鐘銘 七尺四方門を入て左にあ、
鐘銘 鐘銘を鐫たり左に鐫、

南閣浮提武藏國橋樹郡小机庄駒岡縣、瑞雲山吉祥院者、大源派脉喜雲末流也、日頃院主雖望華鯨、聊不遂本旨、大哉鐘乎於德也、吾西方聖人曰、若打鐘時、一切惡道諸苦並得停止、智者大師曰、臨命終時、得聞鐘聲、增其正念、南唐先生主人冥府因陰獄、唯聞鐘聲、則暫息苦云々、蓋引三之證示論後進、其餘功德不可勝記、于茲大檀那源直利公、追善嚴父定光院殿前作州大守禪功良勳居士清淨本然忌諱日、新鑄洪鐘以鎮精舍、非夙植般若善苗、安能捨身財之若是哉、尊靈託此勝、因以助冥福、西起妙樂幽雲村野等魂恃請

末、天正四年に願也といへる僧開闢す、この僧は慶長六年六月十日に寂せり、客殿六間に五間半西南に向ふ、本尊彌陀立像長二尺、
○壽福寺 中村の内北にあり、天台宗出羽國羽黒山の配下飛鳥山と號す、明暦三年の草創にて開山教海は天和二年閏六月三日の寂なり、本尊大日
の坐像長一尺五寸堂は五間に四間半、
○箕輪村 箕輪村は郡の中央より少く西によりてあり稻毛の庄に屬せり、江戸日本橋より五里の行程を隔つ、開墾の年代を傳へず民家四十五軒村内所々に散住せり、村の四境東の方は矢上村に隣り西の方は駒林村に隣り、南は網島村に交はり北は又矢上駒林の二村に隣り、東西の長さ六町南北の徑八丁許、土地の様北の方はすべて小山にて南の方は平衍の地なれば、水田多くして陸田少し水旱共に患あり、此村上古は何人の領地なりしや詳ならず【小田原家人所領役帳】に左衛門佐の知行小机綱島箕輪二百貫文と載せ、又内藤三郎兵衛の知行湯田箕輪十八貫文と見えたり、是によれば永祿の頃は北條氏の支族此所を領せしこと知るべし、湯田と云所も此邊にや未だ詳ならず、御入國の後正保の頃は伊奈半十郎忠治が御代官所の外、北條新藏が知行なりしこと其頃のものに見えたり、主人の傳へにも北條安房守道中奉行たりし頃、御役料として賜はりしと云、其後清揚院殿御靈屋料として増上寺に附せられ、又文明院殿御靈屋料となる此等の年月詳な

新編武藏風土記稿卷之六十六 橋樹郡之九

らず、元祿八年安藤對馬守重治命を承りて檢地し、十
五年又小長谷勘左衛門檢地せりと、私領の方纒に十二石
餘今は鈴木國三郎が知行する所なり、

高札場 竹の花と夕日山と

小名 夕日山村の西、竹の花是も西の、梅ヶ谷東の邊

云

溜井 村の乾の方字池の谷と云所にあり、廣一段一畝十五歩許
又大池とも云、古は二、三所ありしが二所は廢して今は一
所のみ残り、○用水 隣村矢上村

太神 村の東の方山の上にて字太右衛門谷と云所にあり、享
徳二年に勧請せしと云、させる證も無れと古松數株あ
りて社地の舊たる様も有べきか、例祭は九月二十二日七年
に一度祭る、其故は當社及び下にある所の稻荷天神各隔年の
祭を一社づゝ順に送りて祭るゆへ、斯隔、末社辨財天社本
社とありと、三社共に村内大聖院持、
○稲 小池をもち祠の邊をめくりたればかく唱ふ云、○稻
ひて左にあり小社南に向ふ、社池の内辨財天と呼ぶ、
荷社字梅谷にて山の上に社を結ぶ九尺二間南に向ふ、前
請す云、祭禮の事太、○天神社村の東字向と云所にあり、
神宮の條下に出せり、○天神社是も山の上に社あり、前
二年正月勸、○御嶽社村の中央字根方といふ所にあり、前
請す云、○御嶽社石階十二級あり、下木木の鳥居をたつ
大なる杉の木あり、例祭年々二月八日木月村妙海寺持、此社
は古は網島村の田間にある其の年當村へ移す、其所にも
亦わづかの石祠を置いて此社、○諏訪社此も根方であり、村の
の有り證として今にあり、

(天辭内の池)

村に及ぶ、東西十丁南北八丁にあまれり江戸日本橋
六里の行程なり民家九十軒、土地の様西南は山つゞきに
て東北は平地なり田畑相半せり、村の東北に鶴見川あり
やゝもすれば水溢れて稼穀をそこなふこと少なからず、
又旱損の患もあり、當所も小田原分國の頃は其家人の領
地なりと云、既にかの役帳に小机末吉三十五貫開宮豊前
守知行の地ありしこと見えたり、御入國の後御料となり
伊奈半十郎が家に預り奉り、夫より代るゝ御代官の
支配所にて今は大貫次右衛門光豊が支配する所なり、又
會て此村の内を増上寺御靈屋料によせらる、檢地は元祿
八年安藤對馬守重治命を承り、其後新墾の地いてきし時
は明和七年伊奈半左衛門忠敬檢地して貢數をさだめたり
と云、

高札場 字石田町
小名 根畑村の西、池田是も西の、梶山谷村境なり、
石田町 北の方、岩瀬是も北の、柳町中央に、加賀久保
右の續きにて少し
く北へよれり、

鶴見川 北の方小倉村より來り、村の東北の界を屈曲し、
て流れ下末吉村の方に入る幅十七間ばかり、○末
吉橋 鶴見川にわたす村の北の方に小倉村へかよふ路
なり、公より修復を命ぜらる長十七間幅二間、○末

新編武蔵風土記稿卷之六十六 橋樹の九

屋を建拜殿三間に二間本社に作りそへたり、神體木像にて長
六寸文安元年鎮座なりと云傳ふれど其まさしき事を知らず
例祭七月二

大聖院 字根方にあり、天台宗駒林村金藏寺末景谷山東觀寺と
當所にあり、此寺を開基し住職する事二十年にして退院せり
其後元應二年正月二日示寂すと云、什畔退院せしより久しく
廢寺の如くなりしを、永享元年三月忠念と云僧興復せりと、
此等の事粗傳に見ゆれども古き世の事なれば其詳なること
は傳はらず、此功あるにより忠念を中興開山、門柱間九尺東
とす、同十二年六月十一日示寂すと云、門に向ふ兩拍
な、客殿六間半に六間餘東に向ふ、本尊不、釋迦堂門を入
り、三間半に二間半木像の釋迦を安ず長一尺一寸許作知れ
ず、或は云行徳菩薩の作なりと、又十一面觀音木の立像にて
長一尺一寸許なるを安ず、相傳ふ元和元年大坂御陣の頃、都
筑郡川島村の農民夫役に出し時、陣中より此尊像を持來りて
當寺に納め、山王社境内にあり元祿九年、辨天社同所にあ
しと云、勸請せし所なり、辨天社元祿十年、元祿十
六年の勸請、稻荷社境内持添年實地の内にあり、

○上末吉村 上末吉村は郡の中央より南によりてあり郷
庄の唱を失ふ、此村古は上下すべて一村なりしが中古わ
かてり、正保の頃のものを見るに未だわかれず、元祿に
至り上下の二村をわかつて見ゆれば此間にわかれしこと
知らる、村の四境東は矢向村となり南は鶴見北寺尾馬
場の三村につゞき、西は駒岡村に接し北は小倉江崎の二

溜井 村の西側岡村の境にあり、廣五尺餘此水を引、
三ヶ所村の北
の方であり、○惡水

神明社 字梶山谷にあり、山上の眺望宜し、宮作にて一間半に
八幡と隔年に、○三島社 字根畑にあり、山の半腹に社を立て
祭る村民持、○三島社 石階十九級を設く、社の邊すべて竹
木生茂り山の下には又大松二株立り間に鳥居を建、例祭 末
九月二十九日杉山明神と隔年に祭る、村内圓明寺持、
社稻荷社本社に向ひて右、天神社同し邊に、三峯社 天神の
り、○八幡社 是も小名根畑にあり村の鎮守とす、例祭二月
二十三日神明と隔年に祭る、村内圓明寺持、
○杉山社 字石田町にあり、宮作の社にて上屋あり前に石の鳥
居を立、例祭九月十九日三島社と隔年に祭る村内寶

不動堂 小名根畑にあり、石階四十八級をのぼりてまた十五級
をよちて二王門にいたる、こゝより又四十級をのぼり
て堂前にいたる四間に五間、本尊長六尺なるを安ず、左右に
約伽羅勢多伽八大弁子の木像あり共に長三尺餘、此本尊の胎
中に慈覺大師の刻める像をこめをけり相傳ふ、淳和天皇の
御宇大同年中疫癘入に行はれし時、祈念の爲大師勸を蒙り、
山後の杉の木をもて自この像を彫刻して修行ありしと、按に
此説虚妄なり、大同は平城天皇元年の年號にして淳和天皇の
御宇は天長年中なり、況や年代をおすに大同元年は慈覺十三
歳の時なれば、かゝる勸をうくべきの理なししかた、うけが
たきことなり、されど後に記す所の不動松などありて、鐘樓
土地の物ふりたる様、古き遺蹟なることは疑なし、鐘樓
堂に向ひて左の方にあり九尺四方、鐘の徑り二、不動塚
尺五寸銘文の末に寶曆三年二月と鐫てあり、

不動塚 後

支那上野野國書

の山上にある小高き塚なり、こゝに不動松と云あり、樹根より六七尺ばかり上にて二つに分れ、夫より左右の枝ひろがり其高きいくばくなるや計りがたし、いかにも年ふりたる大松なり、これは大師本尊を彫刻せんとて杉の木ありしをきり、其跡へ手づから植しよし、幹の中程にうろあり常に水たへていかなる久早にも渴する事なく、眼を患るもの願をたて、洗ふこと怠らざれば、遂にいへざる事なしと云、此所四方にさへゆるものなく、南は神奈川品川の海つら眼下に臨、西は富士大山其餘の諸峰を遙に見渡されて、勝れし景地なり、海上往來の者此松をみとめて、通船の便とす、仁王門山の中腹にあり、三間に二間力士の二像長五尺石にてたゞみあけ龍の口より落、別當眞禰寺天台宗にて花行寺末明王山不動院と號す、開山開基詳ならず中興開山常性近代の人なり、客殿六間に五間本尊十一面觀音を安置する菩薩の作なり、裏坐後光あり、圓明寺河邊にて神奈川宿金院の門徒なり末吉山東光院と號す、開山開基及び創建の年代すべて詳ならず、客殿三間に四間半東に向ふ、本尊七佛藥師の木像を安置共に長一尺許、寶塔寺同じ邊にあり、石行菩薩の作なりと云、○寶塔寺階十四級をのぼりて門あり、天台宗にて品川宿常行寺末開山開基詳ならず、客殿六間に五間本尊彌陀の坐像を安置木像にて長一尺八寸、脇土觀音勢至共に、稻荷社客殿の東にあり小祠、○行定院長一尺ばかり、稻荷社境内の鎮守なり、○鶴見川

の山上にある小高き塚なり、こゝに不動松と云あり、樹根より六七尺ばかり上にて二つに分れ、夫より左右の枝ひろがり其高きいくばくなるや計りがたし、いかにも年ふりたる大松なり、これは大師本尊を彫刻せんとて杉の木ありしをきり、其跡へ手づから植しよし、幹の中程にうろあり常に水たへていかなる久早にも渴する事なく、眼を患るもの願をたて、洗ふこと怠らざれば、遂にいへざる事なしと云、此所四方にさへゆるものなく、南は神奈川品川の海つら眼下に臨、西は富士大山其餘の諸峰を遙に見渡されて、勝れし景地なり、海上往來の者此松をみとめて、通船の便とす、仁王門山の中腹にあり、三間に二間力士の二像長五尺石にてたゞみあけ龍の口より落、別當眞禰寺天台宗にて花行寺末明王山不動院と號す、開山開基詳ならず中興開山常性近代の人なり、客殿六間に五間本尊十一面觀音を安置する菩薩の作なり、裏坐後光あり、圓明寺河邊にて神奈川宿金院の門徒なり末吉山東光院と號す、開山開基及び創建の年代すべて詳ならず、客殿三間に四間半東に向ふ、本尊七佛藥師の木像を安置共に長一尺許、寶塔寺同じ邊にあり、石行菩薩の作なりと云、○寶塔寺階十四級をのぼりて門あり、天台宗にて品川宿常行寺末開山開基詳ならず、客殿六間に五間本尊彌陀の坐像を安置木像にて長一尺八寸、脇土觀音勢至共に、稻荷社客殿の東にあり小祠、○行定院長一尺ばかり、稻荷社境内の鎮守なり、○鶴見川

○甲塚 字岩瀬にあり、三畝ばかり、この塚上に又小高く土を封せしものあり、先年村民彌右衛門と云もの毀んとし、故あるべけれどすべて其來由を失ふ、

○下末吉村 下末吉村は上村の南につゞけり、この村上下にわかれしこと前村の條に出せり、村の四境東は市場村となり南は鶴見村に接し、西は駒林村に及び北は上末吉村なり、東西八丁許り南北七丁餘民家五十六軒、地形坤の方より乾に至りては山續きにして、中央より西東は平地なり、陸田多く水田少し水損の患あり、されど用水に不便なれば天水をたくはへ用ゆ、故にまゝ旱損の患もあり、此所も開宮豊前守が知行ありしこと又御代官所となり及び檢地の年代等すべて前に出せり、高札場 上末吉村のさかい、字根通にあり、

小名 上村の北、下南を、根通西の方に、塚の手も西、別所南の方に、

鶴見川 上末吉村より來り、村の東の方を流れ南の方鶴見村に入る、川幅二十二間或は二十五間に至る、此川もと村の巽の境を流れしか、土橋村の悪水などつとひ落て川岸崩れこみそこはくの水田をそこなひ今の所に川瀬うつれり、されどいへば、猶水行あればこれを古川と唱ふ、即ち下に出せり、○古川 川の巽の境を流る幅十間長三百間餘、前にいへるこ、橋

鶴見川に架す、土橋にして長十間餘幅九尺餘、耕、溜井村の方字別所にあり、○堤二ヶ所 一は村の坤の方鶴見村、二は一段ばかり、○堤二ヶ所の境溜井に添てあり長百間餘、一は東の方より鶴見川にそひて南の方、二は西の方より鶴見川にそひて北の方、

熊野三社 字別所にあり小名下の鎮守なり、石階二十六級を登り、木の本の鳥居をたつ、社は宮作りにて上屋あり、本地彌陀長一尺觀音長五寸藥師長五寸の三軀を安置、何れも木の立像なり、勸請の年代詳ならず、例祭九月八日隔年にも寺持、○神明社 字塚の手にあり、社は宮作りにて上屋あり、爲にたゞよはされ、遂に此所に移して相社とせり、

寶泉寺 字根通にあり、曹洞宗にて多磨郡青梅村海禪寺末、開山開基詳ならず、康俊豆州山中城にて戦死のち、其かみ當寺などの造建せしものとみへて、今本堂に位牌あり表に當寺開基前開宮豐前守殿堂宿宗覺庵主天正十八年三月二十九日とあり、裏に日牌勢宿阿闍梨法印とありて、下に榮山傳盛居士明岳貞大姉とえり、今康俊が子孫多く、旗下の士に列すれども、この裏に記せし法説は何人なることを詳にせざれば、康俊が家類などの法説なるにや、又今に川崎大島村にある伊左衛門と云百姓等、年々八月二十六日には相つとふて道福をいとなむと云、これも康俊の家類などの子孫なるにや、當寺永祿十二年住持永芳のとき北條家より當寺へ寄附せし文書あり、後御當家に至りて御朱印を賜はりしが、第四世の時失火して堂舎残りなく鳥有し、右の文書及び御朱印等悉く火失せり、其替によりて此僧をば削りて歴代の内にかぞへず、か

よりしより後には御朱印を、表門南に向ふ柱間九尺草酒を、下し賜はらずと云、

本堂表門の正面にあり十間に七間半、鐘樓本堂に向ひ右の方、鐘のわたり二尺五寸、寛永八年當寺第六世大室の時、潮田村の一翁と云もの撞鐘を寄進せしが、其後盡きてきたり、て寶永四年八月住持慧滿の頃、鐘をせしよし銘文に見えたり、されど此再鑄の時の撰にしてさせ考證にもならざれば、略し、衆寮本堂に向ひて左の方にあり七間半に四間半、釋迦銅像本堂の前にてあり、裏坐とも五尺許、此像は寶永年中、鐘を鑄し時同く造れり、堂はなし世俗濡佛と唱るものなり、白山祠 小祠境内の鎮守なり、稻荷祠の西の方にあり小祠正一、裏門表門に向ひ大門前の内にあり、位丸山稻荷と云、

○鶴見村 鶴見村は郡の東にあり、東海道の内にかゝれり、村名の起る處を詳にせず、ことに古き世より此名の唱はありしこと、みえて『東鑑』に云、仁治二年十一月四日、今朝將軍家、爲武藏野開發御方違、渡御子秋田城介義景武藏國鶴見別荘と云々、此將軍家といへるは則賴經なり、

此頃は秋田義景が別荘此地にありしと見ゆれど、今その古き跡も傳へず、されど此鶴見の名古きこと知べし、それも昔のことなれば別に此名を、ひし地名もありしにやさだめがたし、又『梅松論』に元弘三年五月、北條高時の弟左近將監入道惠性を大将として武藏國に發向せし時、下總國より千葉介貞胤新田義貞に同心の義ありて賣上る間、武藏の鶴見の邊に於て相戦けるが是もうちまけて引退くと云、又建武三年の文書あり其文に云、子息五郎義直六郎義冬軍忠之事云々、文の末に建武三年九月二十八日とあり、按に『佐竹家譜』にも佐竹常陸介貞義が五男五郎義直、この日武藏國鶴見合戦に討死せしよし、又正平七年の文書あり左に載す、

水野平太致秋中軍忠事

右自最前馳參御方、去月十九日自武州鶴見宿馳參關戸、同廿三日三浦入御時令奉奉、同廿八日鎌倉合戰致軍忠候畢、其後至平塚宿令御供上者、賜御判爲備後證、言上如件、

正平七年三月三日

一見了(花押)

按に此頃も鶴見の宿といひて、すべて宿場なりしことまた見るべし、又鶴岡八幡の文書に鶴見郷の名見ゆ其文に

送進

鶴岡八幡宮寺放生會料用途事

合拾二貫文者

右當社御領武藏國鶴見郷分、所送進之狀、如件、

延久三年八月十四日

致誠判

檢納

鶴岡八幡宮寺御放生會御神事料用途事

合拾二貫文者

右當社御領武藏國鶴見郷山郷御年貢内、且所檢納之狀、如件、

永和三年八月十三日

榮判

是によれば延文永和の頃、此地は八幡の社領なりしこと見るべし、此に註する大山郷と云は、古より此所の郷名なりやいまだ他の書に見えず、此邊は古より稻毛の庄の内なりともいひ、また小机の庄とも云傳ふれど、何の郷に屬せしと云事は里人も知らず、江戸日本橋まで五里餘なり、村の廣は東西へ九丁餘南北十一丁ほどなり、四境は東の方鶴見川を境として川崎領潮田菅澤の二村に隣り、南の方は生麥村に續きて西は東北寺尾兩村に接し北は下末吉村又鶴見村を隔て、なほめに市場村と堺せ

り、地勢も多くは平地にて西南の方に少しく小山あり田

多く畑少し、土性は鶴見川につきたる方は黒白、砂地小石交りにして、山につきたる方もとより黒野土なり、村内に追分と云所あり、此より左に赴けば末吉村を経て小机にかゝり神奈川の邊にゆけり、又小杉路をとをり江戸赤坂芝へ出るの道あり、民家はすべて百二十軒多くは海道の内を築をならへさして貧乏體をみず、昔寛永二十一年伊奈半十郎忠治此村を檢地せしより、元祿八年安藤對馬守重治うけたまはりにて此邊を檢地せり、此餘新田の檢地は寶曆十一年伊奈半左衛門忠宥うけたまはる、支配せし御代官は多くは伊奈にて、その間に田中久藏川崎平右衛門なども支配し、又伊奈家になりて今は大貫治右衛門光豊なり、

高札場村の中ほど海

小名 さんや海道の内鶴見橋の方 松原さんやの次を云是

上宿松原のつゞきをいへり海道の内なり、生 濱新田は

鶴見川の方へより 深町 鯉淵 共に北の方鶴見川 熊

下村の中央 寺谷戸 西の方 冑池 是も西の方を云冑の 子

生西の方 宮下 杉山明神の 北町 前のつゞ 諏訪下 西北の

を云、

成願寺下西の方

鶴見川

村の境を流る、此川村内にかゝること十丁ばかり、川幅二十三間より四十間餘までに至れり、北の方下末吉川なれば其水源は二流あり、一は多磨郡榎木領十七ヶ村の悪水落こみて、都筑郡谷本村地内を流れ來れり是を谷本川と唱ふ、又多磨郡木曾村大神池より流いて、都筑郡恩田村の地内を流る是を恩田川と唱へり、此兩流同郡佐江戸村にて落合ひ是より鶴見川と唱ふ、此佐江戸村より當村まで川路十里餘にして、海に入れり、此川少の雨にても枝川落合て忽濁水となれり、されば村内はことに地のひきき所なれば、まゝ悪水たへて川へも落いらす、年々

○鶴見橋 板橋にて長二十五間、横三間なり、林春齋が『秦湘紀行』に都留見橋十六間とあり、明寛文の頃は橋の長さも今とことなり、市場村の堺海道の内鶴見川に架す、土人の説に御入國の前までは此橋を釣海道と唱へしを、其後東照宮此橋を渡御ありしに、耕地に鶴のあまた群居たるをしばし御覽ありて、是はいと目出度事なりとて、橋の名も今より文字を改め鶴見橋とせよと仰ありしかば、此時より村名まで改めたりとぞ、此説うけがたし、鶴見村の名は古代よりのことなるは論をまたずして明なり、古は橋の幅も五間ありしが明和五年より三間になると云

○用水堀 幅三尺ばかり、溜井より出見五十 ばかり、字江川といへり、○悪水堀 幅一間より二間まで長五丁、字成願寺前あり、長三百三十間横の幅七十五間なり、一は字成願寺前あり、長三十七間横二十六間と云、是村民の善、○用水龍坎 字寺谷戸にあり、○用水坎 樋字冑池、長六間なり、共に公、○悪水樋 二ヶ所あり、一は字上宿にあり、一は字樋口と

(見見)

いへる所にあり長五尺なり、高三尺五寸 ○用水坑 寺前
共に埋たてし樋にて御修理の場なり、

○川除堤 宇野川にあり柳堤と云長二
百四十五間、又宇野川にもあり長四百二十間なり、共に公
河堤の用水七里を築しと云、鶴見

杉山明神 海道より五十間程引りて右の方にあり、此村
牛頭天王相殿 の鎮守なり、此杉山神社は勧請の年曆も傳へざ
れど、昔より此社にて毎年正月十六日の夕方、百姓等がうた
ひをどる明神の田祭うたと云ものあり、殊に古風なるものに
て關東の守護三島大明神といへることあり、是らにても北條
の頃の物たることしるべし、その餘には證とすべきこともな
し、例祭年毎に杉山の明神を正月十六日、天王は六月七日
より十四日迄なり、石鳥居を前に立又木の鳥居もたてり、
末社淺間祠 本社に向ひて左の方に山あり、黒くといふ
石を以て積上たる小山なり、其上に祠たてり、
拜殿九尺四方本社一間 稻荷小祠 是に向て右 別當最勝寺
四方にて東向なり、

社に向て鳥居の外左の傍にあり、瑞瑞山王院と號す、天台
宗にて同郡駒林村金藏寺の末なり、開基開山等詳ならずされ
ど、慶長十年の起立なりと云傳ふ、本尊は不動 稻荷社
の立像長三尺許り、客殿は六間に四間半也、

字別所臺にあり南向 ○天神社 字成願寺下 ○神明社 同所
の祠なり村持也、

○稻荷社 これも同 ○稻荷社 字熊の下 ○第六天社
同所にあり、 ○稻荷社 これも同 ○稻荷社 字宿にあり、 ○稻荷
社 字宿新田 あり、

に客殿をたつ三間に八間南向なり子生山と號す、神奈川宿金
藏院の末山新義實宗なり、開山は醍醐勝覺僧と云、堀川院
の御宇寛治年中當寺を草創して、大治四年四月朔日寂せり、
鐘の銘には大治年中の草創といへり、その後住持歴代等詳な
らず、遷の後賢淳と云僧住せり、此人は慶長五年正月二十一
日寂せりと云、是より以來連絡と住僧續けり、此賢淳當寺を
中興せし 護摩堂 境内に入左の方にあり五間に三 鐘樓 普
堂の左の方にあり、元祿五
年の銘あり其文は略せり、

諏訪家屋敷 海道より右方へ五六丁ゆきて丘上にあり、一株
其頃前の松なり故に土人今も諏訪の松といへり、諏訪三河守
某と云人北條家の家人にて、此邊寺尾を領せしことはかの家
の所領役帳など云ものにも出せ
り、牛之丞は其子なりと云、

舊家百姓九左衛門 鹽田氏にて、いつの頃よりか世々名主の
役をうけたまはれり、家傳によるにかれ
か家は、北條重興守義時が三男陸奥左近大夫重時その二男武
藏守時茂なり是鹽田氏先祖と云り、其子左近將監時國なり、長
男鹽田陸奥守國時後入道して法名道祐と云、その長男鹽田民
部太夫俊時父と共に鎌倉の合戦に自害せり、其後は子弟も田
間をち徴々となりしにや聞えず、されど今九左衛門の家を
の子孫をもて傳ふれば、野人となりても連絡せしことしるべ
し、されど外に傳ふことさらになし、たゞ古き甲の損せし
と胸あてとをほしき物一つを持ちたり、是彼が先祖のものなる
べし、又北條家より寺尾村の百姓等にふれし文書等を持傳ふ
是等にも古家なること知らる、其文書は寺尾村條に載す、
變善者名主權藏 權藏はもと他村の人なるが、寛政の初此村
其性質正直をわねとして家業怠らねば、家内のもを撫育す
るに常に衣食も乏しからず、同き四年早敷にあひて用水かかれ

天王院 村内海道右がにはあり、天台宗にて同郡駒林村金藏
寺を起立し、寛永九年八月二十八日寂すと、本尊は彌陀の立
像にて長二尺餘是は惠心僧都の作と云傳ふ、客殿七間三尺に
奥行六間東 庚申堂門に向て左にあり、大日堂 是も左の方
向なり、

○藥師堂 海道の中程にて四丁あま
像にて二尺餘あり、
○三間の堂、大日は坐
あり、その所に山門あり三間半に二間なり東向、こゝには
昔二王の像を安置せしが、この外損じければ今は藥師堂の
中へ置り、ことに古像にて土人の傳へに竹田の番匠の作なり
と云、夫より藥師堂に及べり、堂は四間に五間南向にて、藥
師師は慈覺大師の作と云、秘佛なりとてひめ置けば誰拜した
るものなしとぞ、此堂もすぐれて古きものにて、觀なども無
其頃建たる由云傳へ、別當成願寺境内に入て右の方にあり、
りきもあるにや、
○觀音堂 村の西の方小高き
功寺末、醫王山と號す、建功寺の二代守開和尙を開山として
天正三年の起立と云、和尙は元和十年正月二十九日に寂せり
客殿六間に五間南向なり、本 ○觀音堂 村の西の方小高き
尊は釋迦長一尺許坐像なり、

○觀音堂 村の西の方小高き
尊は釋迦長一尺許坐像なり、
六丁餘も入れり、如意觀音にて坐像二尺ばかりなり、又腹
籠りに一寸八分の觀音あり、是は春日の作と云、堂は五間四
方内陣の額に天地感興應とありて、自川少將定言の筆なり、
大悲閣の額は備前少將治政の書なり、堂より前には丈餘の石
階あり、夫を下りて前に仁王門あり、仁王は出雲少將治郷書
運慶の作と云傳へたり、子安山の額あり、是は出雲少將治郷書
なり、此堂は古く生麥村にありしが、その頃鶴見の村内に寺
ざり、此堂地は古く生麥村にありしが、その頃鶴見の村内に寺
院なきゆへに此へゆつりしよし、故にこの地は今生麥村の内
につままれて有と土人は傳へたり、縁起一巻あり、其載る所
悉く信用すべからず、

別當東福寺 仁王門あり、是を入て正面
れば此にとらざる、

はて、ありつゝ溜井もいづし埋れ其頃は水をたゝへざり
しを、權藏このことを深く歎きて、水道の利あらんことを願
ひしにより、そこはく費を賜りてかの埋れし溜井を穿ち起せ
り、夫より年々に農隙を待て汲ひおこしつゝいさゝか怠らず
是によりて大旱といへども耕作にたよりありしなり、又或時
は東海道にかゝりたる鶴見川満水して、田畑をひたし往來も
とたへしかば、土人等に米錢を興へ人夫を出して其水災をす
くへり、常に貧窮のものには行儀のことをすゝめ、懶惰の者
あれば懇に放諭してつとめしむ、すべて村内にある荒地を開
發し、或は街道の並木を植付などしぬれば自ら他村よりも榮
へり、其心を用ること至れりと云べし、文化二年八月時の御
代官大貫次右衛門より聞え上しかば、奇特なるものゝよし稀
救を賜はれり、

○生麥村 生麥村は東海道往還のかゝる所にして、海に
そひたる地なり、神奈川川崎二宿の間にあり、神奈川へ
は一里川崎へは一里半を隔つ、江戸日本橋より六里の行
程なり、子安郷に屬せり、當村昔は貴志村と號せしよし
村内養安寺の過去帳にあり或は岸村ともかけり、今の村
名の起りしはかりそのことにて、御入國の頃生麥を刈
とりて海道を開かれしゆへ生麥と號すと云、家數二百四
十二軒その内漁獵を産とするもの六十軒ばかりなり、東
の方は潮田村に隣り鶴見川を界とす、南はすべて海に添
てその邊は平地及び畠、その餘屋敷地もありて皆隣交り
の砂場なり、西北はすべて東寺尾村に隣り、此あたり
は山にそひ土地に高低あり土性は黒野土なり、東西十七

丁南北は五丁五十間あり、村内西の方子安村の境より東の方鶴見村の境まで貫きて、東海道の往還かゝり長十九丁餘道幅四間より五間までなり、この往還の内十二丁十九間の間は家並にて、其餘六丁二間は松などの並木たてり、元祿八年安藤對馬守重治檢地し、その後芝地開發屋敷一丁一段二十四歩は元文二年田中久藏檢せり、又居山開發三段二歩は寶曆十一年伊奈半左衛門忠敬、この後も居山開發及び築出し屋敷を合せて一丁五段二十三歩、これも明和七年伊奈半左衛門忠敬檢地せり、當所御料所にして御代官の遷替は子安村と同じければこゝには略せり今は大貫次右衛門光豊が支配所なり、

高札場 往還のはづれ字元 稻荷の前におあり、
小名 岸前 村の北方岡の下通りにあり、當村の舊號を岸前村と云其村の先の方なれば此名起りしとなり、
岸谷戸 村の西の方 房野河邊に 子生臺 村の北鶴見村にあり、
原町 これも北の方に松原あり、今は並木 濱の山村の地となり、此地に昔は山ありしが今は崩れて平地となる、段敷にして二段七畝二十七歩ばかり也、
山林 所々に散在し、十六丁六段二十四歩に及び、その内海邊二段餘はかけ入てその地を失へり、此外竹藪も八ヶ所ばかり、
鶴見川 當村へかゝる所は最末流なり、川幅七十一間砂川にして歩行渡あり、



土産干海鼠

この地の海鼠はことに命ありて制し始しといふ、されば私に鬻くことを禁ぜらるるその味尤よし、

房野池 村の西にあり廣き三畝七畝十歩なり、
○岸谷新池 これも西の方にて埋りて陸地の如くなれり、
○埋樋 字北と云所にあり、長五間内法三尺四方、御普請所なり、
○溜井 字南と云所にあり、長五間内法三尺四方、御普請所なり、
○小埋樋 これは昔村持にてす所小名岸ヶ谷にあり、三ヶ所とも御普請所なり、
○波除 柵字松原と云所にあり、散在せり、内法二尺四方、長五間四方、御普請所なり、
○溜井 水除堤六十一ヶ所長三間高三尺御普請所なり、
十八歩ばかり、

杉山社

海邊の西の方六十間の餘引入てあり、社地は山の上なり、八年前より前の勸請なることは分明なり、されどその初めを傳へず、前に石の鳥居をたつ兩柱の間一丈勸請の年代詳ならず、神は古き假面なりと云、それも神輿の内に深く秘おきてたやすく拜することを免さざれば、いかなる面と云ことを知らず、又別當所に神體と覺しきものあり其圖右の如し、
これ華蔓などの類が、杉山明神は式内都筑郡の神社なり夫を勸請せしなるべし、又此文によれば本地は不動尊なるべし、又棟札二枚あり其一是慶安三年八月二十四日と記し、時の御代官伊奈半左衛門及手代もの、交名をしるせり、又元祿十六年二月の棟札にも伊奈半左衛門が名を記せり、例祭、
○稻荷社 社地の北にあり小祠にて南向なり、この社あるを、
○稻荷社 以て此地の字をも稻荷臺といへり龍泉寺持、

往還の西側二十一間許引込てあり、此地の字を元宮といふこれも小祠なり龍泉寺持、
○神明社 宇原にあり、海道の北此も龍泉寺の持なり、
○神明社 宇原の方二十四間程引込てあり鎮座の年、末社稻荷社社に向て右にあ、
○社宮神社 往還の西側に字石神井畑の中にありて道敷のうちなり、祭神詳ならず、土人嘆を煩ふもの願をかくるに利益ありといふ、小祠なり、
○八幡宮 往還より五丁ばかり引込、鶴見村の境山の村持、
○八幡宮 上にあり、社に上家あり二間四方前に石階數あり、山の高は五六尺ばかりにして下に石の鳥居をたつ、これも龍泉寺持なり、此所眺望甚よろしく、房總の二州並に本牧の山々海面に連綿し、近くは湖田、
○稻荷社 往還の中大師河原の村をのぞみ勝景の山なり、
前には、海邊より入口に石の鳥居をたつ、是を道念稻荷と云前に、幡の松あり龍泉寺持なり、社地の入口左の方に石地蔵四尺なるを、

慶岸寺 往還の西の側にあり、淨土宗神奈川宿慶運寺末入藏山日示寂す、客殿六間四方東に向ふ、本尊彌陀の立像長さ三尺慶春の作、脇土勢至觀音共に長一尺ばかりなるを安置す、
門柱間七尺東に向ふ、客殿より二、
地蔵堂 門にあり三間に二間、本尊立像にて長さ六尺作詳かならず、寶永六年江戸鯉河橋に住める権兵衛といへるもの發起にて、この像を相州某寺へ納むるとてこの門前にて懸しに、如何なる因縁にや像たちまち重くなりてうごかず、なすべきやうなればこゝに安置すと當寺の記録にのせた、
鹽持稻荷祠 門をいりて左の、
小き祠なり前に鳥居をたつ、古へは當村の濱の邊にあり、そのころは漁者つねにこの社前につどひ集り、汐のときを待て

鐵船をいたすゆへこの名をとらへり、
近きころこの寺へうつせりと云ふ、
○正泉寺往還の中
瑞光院と號す、寛永元年甲子の起立にして開山は全淨と云
ふ、客殿五間に四間半西北に向ふて建てり、本尊藥
師の坐像長さ八寸なるを安置す、
○安養
寺字峰と云所にあり、海道の末右の方へ三丁四十間餘引込
山の下なり、淨土宗にて神奈川宿慶運寺末一到山彌陀院と
號す、開山は慶應といふ、明應九年七月七日示寂す、客殿六
間四方、本尊三尊の彌陀長二尺許なるを安置す、中の像は弘
法大師の作なりと云、左右の像は作詳ならず、當寺は中古江
戸芝増上寺より堂宇を再興して、松道と云僧を住職とせり、
此時寺は同郡東子安村にありしと云、されど今東子安村にて
は土人此ことを傳へず、且此所へ移りし年代も詳ならず、
辨天社客殿に向ひ左の方にあり、三間に二間東向、神體は
辨天社立像にて一尺許なるを安置す、弘法大師の作と云傳
ふ、
山王祠 辨天社の並にあ、
○龍泉寺海道の西の方にあり
村三會寺末にて生麥山聖無動院と號す、開山詳ならず、二世
は本覺文覺永正七年十一月朔日寂す、この餘にも第十世一智
本覺元龜二年九月二十三日示寂すといへば、この頃までも
淨土宗なりしにや、されど寺僧はこのことを云はず、客殿八
間半に六間半巽向、本尊不動立像長三尺ばかりなるを安置す
過去帳に春岳正晴信七明應三年三月二十三日生麥太郎兵衛姉
と同時なればも此人など基を開きしにや、
杉山明神
神輿堂 境内右の方にあり、九尺に二間、此寺杉山明神の別當
に於て、すでに前に出せる本地傳の字字書たるものおよ
び棟札等を、
○經塚 字貝助臺と云所にあり、この邊の木の根
爰に藏す、
○經塚 字貝助臺と云所にあり、この邊の木
爰に藏す、
ふ、由來詳
ならず、

舊家者百姓八郎右衛門 氏は關口なり、天正の頃關口外記同
し人ありしと云、家に小田原北條家より出し文書二通を藏す、
その文中にも外記助以下の名見えたり其文左に載す、
當秋風損之儀付而、國並十分一致赦免段、氏康言上
候、然處御領所百姓等重々宅言申上候歟、雖不被及
御分別、□□分二之積子安郷二十六貫文、被□御
宥免、此上抽而侘言申上候者、氏康如被申上候、可
被加御成敗段、斷而可被申付候、仍狀如件、
永祿八年なり
乙丑十月廿一日
御判

子安郷壬午歲干損之由申上付而、癸未四月諸百姓被
集有御糺明、干損速被引捨納法于損仕分之御書出、
一八拾七貫四百七十文 關口外記助拘
此内壹貫五百文夏成
此内名主
七貫貳百文 關口圖書助
四貫五百十七文 同助七郎
三貫九百十九文 内海兵庫
四貫三百十文 關口助七郎
牛込五郎左衛門

三貫貳百六十六文 關口神兵衛
三貫貳百六十六文 渡邊五郎右衛門
貳貫二百七十七文 九郎左衛門
壹貫九百六十五文 源左衛門
壹貫七百七十文 庄左衛門
壹貫百九文 源右衛門
三貫九文 彌二郎
五十貫八百六十二文 關口外記助手前
以上八十七貫四百七十文
此内午納
廿五貫七百文 御藏納申
殘る
六十一貫七百七十文 未進
此内
廿貫文 午歲干損御用捨
猶殘る 但勝百姓前共に
四十一貫七百七十文 御藏納可申
以上
此外
一九貫六百五十文 不作子丑寅之閑
此内

貳貫文 午御藏納
殘る
七貫六百五十文 未進
此内六百文荒地之由申
合九十七貫百廿文 高辻
以上
右辰巳午號干損大切之御年貢相ひかへ候、百姓爲御
憐民出者未進者干損と申分被引捨候、秋中御請申上
之員數、並未歲分少成共未進致に付而者、名主を始
可被途御成敗、存其旨此度御請申上候透、速來秋九
月より霜月廿日を切而、采御藏納可申旨、被仰出者
也、仍如件、
天正十一癸卯月廿七日

新編武藏風土記稿卷之六十六終

新編武藏風土記稿卷之六十七

橋樹郡之十 神奈川領

○獅子谷村 獅子谷村は郡の南にあり江戸日本橋より行程六里に餘れり、古は師岡郷と云しと傳ふ、文祿三年に記せし物には師岡の内鹿谷と書せり、今其地勢を見るに師岡村と犬牙して接界分ちがたければ、恐くは師岡村より分れしならん、今の文字に書改めし其年代は傳へず、今土地にては上下二區に分てり、是は御入國の後御料所なりしを、慶長年中小田切美作守山下又助へ采地に賜はりし時より、小田切が知行の方を上村と唱へ、山下の采地を下村と呼へり、かの下村の方は一旦御料所となり伊奈氏が家にて支配せしが、寶永三年十二月久志本左京へ賜はれり、檢地は文祿三年に改し記録傳ふれども其姓名を記さず、寛永二十一年九月に至りて又檢地あり長谷川岩瀬大橋萩原等を名乗し人なり、是等は伊奈が手に屬せし者なるべし、其後元祿八年安藤對馬守重治檢地す、村の四境東は上駒岡村南は北寺尾村に隣り、西より北へ

かゝりて新古師岡の二村に交れり、村の廣は凡東西八七町南北四丁半餘、村内西南の方は少く丘ありて東北は平地に續き、田は多して畑は少なし家數四十三軒なり、高札場二ヶ所、其一是上村の内字みその前にあり、一は下村の内字前田耕地にあり、
 小名 堂坂村の南にて古此所に人、ミソノ前村の西に三
 丁町通みその前の 西谷みその前の東 ハヒガクボ谷
 村の南より少く、前田耕地村の中央 ヒカケ下通前田耕地の東
 西より云、
 大入谷 東の方 大池下是も東よ、原谷 東より少く、
 大溜井 村の東にあり、廣き二丁四段程、これ當村と駒岡村に引用ゆ、慶長の頃新に普請を命ぜられ此村のみ引用ひきて樋口を異にし兩村に引く、
 神明社 村の南の丘上にあり、左右に石燈籠あり又石の鳥居社打開けて近きわたりの村々は眼、
 社 本社にあり、
 社 右にあり、
 村のみの鎮守となれり、社二間に三間前に木の鳥居あり、例

祭八月十二日光
明寺持なり、

本覺寺 村の南にあり、天台宗同郡駒林村金藏寺門徒眞如山成就院と號す、開山は權大僧都行禰元祿十四年正月三日寂す、開基は織山眞樹延寶七年三月五日寂す、これ村内七郎兵衛が祖なり、此寺古は大日堂なりしが、其頃都筑郡吉田村に本覺寺と云寺ありしを、天和三年金藏寺の願によりてここに引移せり、是より一寺となれり、本堂大日本の坐像にして長二尺五寸なるを安ず、客觀音堂 客殿の左にあり、東向殿六間半に五間東向なり、
 觀音立像にして長八寸なるを安ず、
 享保十四年願によりて末寺になれり、長榮山遍照院と號す開山慶嚴法印貞治二年八月十日寂す、本尊藥師の立像長一尺五寸なるを安ず、客殿長の方
 舊跡小田切屋敷跡 今里正五郎兵衛が地所なり村の西によれ山とも唱ふ、この地は慶長年中迄小田切美作守某久しくここに住せしが、召出されずなはち當所を知行し後江戸へ移りし頃、今の里正が先祖に、かの屋敷の内を
 少ばかり餘地になしあたへしと云傳ふ、
 ○古師岡村 新師岡村 師岡村は【和名抄】久良岐郡の郷名に諸岡郷あれば、その地名のわづかに残りしなる歟、既に庄名の所にも辨せり、郡の中央より少く西にあたり都筑郡の境によりてあり、當郡をよび都筑郡にも此庄名をかうふりし村々あれど、思ふに此村その名の起りしものなるべし下に載る鶴岡八幡の文書に師岡保ともみゆ、保のことは定かならねど古へ三町四方を一保とせしよし

ものに見ゆれば、則この村の内を云しにや、又【小田原所領役帳】によれば小机の庄に屬せしなり、村内熊野權現慶長四年の御朱印の文にも小机庄とあり、今はそれ等の唱もなく只神奈川領に屬せり、江戸日本橋より行程六里なり、民家五十七軒東西九丁三十間南北六丁十間、村の四境東は駒岡村に堺ひ西は太尾村に隣り、南は北寺尾村に續き巽の方獅子谷村に及び坤は大豆腐村なり、北は樽村に接し夫より少く西によりては大曾根村にさかふ田多畑少し水旱共に患あり、當村の開闢は古きことなるべけれど、其年代は詳ならず、村内の鎮守熊野權現は光孝天皇の御宇仁和元年に再興ありし縁起に載る所にし、且土人の口碑にも傳ふれば、其頃より開しならんともあれば舊きことなれば今よりは定かに言べからず、世下りて嘉吉元年鶴岡文書に當所の沙汰あり、此頃は開けしこと疑なし、其文左の如し、
 鶴岡八幡宮本地護摩供料、武藏國師岡保柴關所事、爲殊御寄進間、難被准自餘歟、然者如元社家知行不可有相違由候也、仍執達如件、
 嘉吉元年十二月廿六日 前下野守花押 沙彌花押

多磨郡にも上下師岡村あれど、かの地は天正の頃師岡山城守が居住せしより起りし地名なりといへば、文書に云る所は當所なること知るべし、五代北條分國の頃は小机の城主笠原平左衛門が知行九十貫文のよし役帳に見えたり、天正十八年御入國の後御料所となり伊奈半十郎忠治預り奉り、夫より後年代知れず、村内の地を増上寺の御靈屋に寄られ、其後再びそこはくの地を加へて御寄附ありしことあり、此時より新古に分てりと見えたり、其故は正保の頃のものを見るにその沙汰なく、元祿年間の郷帳には己に分れたり、されど元一村を引わけたれば悉く辨別して記しかたし、又村内法華寺へ賜ひし御朱印を見るに、或は田東郡とあり或は都筑郡とありてまらまちなれども正保年中改定ありし國圖には全く橋樹郡に屬せり、檢地は文祿三年伊奈能藏忠次か承る所なり、今も尙増上寺の御靈屋料及び法華寺領なり、

高札場 二ヶ所、其一は古師岡の高札にて字打越、新師岡の一方は字大堀に建り、小名 表谷西北の方、大堀も同じ方にて少、中谷是も、の方、南谷西南の間、溜井 二ヶ所、其一ヶ所は字南谷にあり一段二畝許、一ヶ所は獅子谷村境にあり、共に常は水かれかれにて水田へそ、水を待て用水に遣ふと云、



新編武藏風土記稿卷之六十七 橋樹郡之十

熊野三社 宇家谷と云所にあり、大門を入て坂あり凡三丁ばかりのほり又下りて放生池あり、其形假名のいの字に似たるを以ていの字池とも云、こゝに鳥居を建つ前に石階六級を設け夫より七十七級を經また七級をすきて、則拜殿の前に至る廣五間半にて二間半、夫より少しく隔て、本社の二間四方の宮作りにて五間四方の上屋を設く、いかに物舊たる神社なり、關東隨一靈廟所熊野三社權現と云、貞治三年五月記せしと云縁記あり、其文を閱るに其説に至りては甚いぶかしきことのみ多し、今暫く其要をつまみて左に記せり、抑當社は聖武天皇の御宇神龜元年ある老僧いづくより來りけり、當所の椰樹のちろにすみ、火食せずして偏に法華經をのみ轉讀せり名を全壽と云、斯して年月を送りけるに於て、暫く眠る夢の中に熊野證誠權現の告によりて、本地彌陀の像毘首翔摩が造るものを、大和國春日明神へ參籠して感得し當所に負かへり、小祠を造り安置し専ら信心をこらせしと、今の本地の像是なり長二尺六寸許、此全壽後には和州に往て金峯山に跡を隠し遂には仙し去れりと云、その後光孝天皇の御宇仁和元年七月天泉御廟のとき靈驗ありしにより、六條の中將有房を勅使として同十二月宣旨を下し、神社御造營ありて粧嚴頗る美を盡せしと云、宣旨の文なりとて記せしものあり、其文尤疑ふべし、遂の後源平合戰の頃は廢社の如くなりたるを、高倉院永安四年大に早魁せり、時に武藏前司義信の子息桑門延朗と云人ありしかば、これを勅使として再建せしを祈らしめたりと云、忽ち靈驗ありければ勅ありて當所に雨を祈らふことありと云、其後觀應二年六月十七日雷火の爲に堂宇殘らず燒亡し、宣旨を始め社寶悉く烏有せしかと、程經て貞治二年近郡の人舉りて上木の費を供し堂塔を營み本尊を安置せり、此時八日朝日に遷宮ありしかば今に至るまで此日を以て祭禮の日と定めたる由、此等のこと縁起に見えられたれどあかりし世のことなれば、其詳なることはすべて傳はらず、又當社に粥筒と云ことあり、椰の樹根に於て筒の中へ粥を入椰の葉

を交へて暫く煮、その筒を割て年の豊凶を占ふて穀物野菜等の種時を定むと云、此は天曆三百年正月七日神託により、村民さしつとて是を行ふに靈驗甚だ著しければ今に至るまで絶ず、又祭禮の日鳥居の前に相撲を興行せり是を草相撲といへり、江戸より相撲の者來りて行ふことなり、斯ることは他の神事にも有ることなれど、土依などいかめしくしつらいをき、殊に賑はへる、寶物 牛王板一枚縁起によるにかの全ことなりと云、大般若經闕本三百五十八卷のろにありて法華經修行せしとき、魔現より授る所なりと云けかひ難き説なり、されど文字自ら漫滅して何かに古き様なり、數百年の星霜をへた、大般若經闕本三百五十八卷の物なることは疑ひなし、この經もと高倉院當社御信仰のあまり、御染筆ありて納めたまふ所なりと云、今は二百五十八卷を藏せり、卷末に文治二年八月十六日書寫元久二年十一月と記すもあり、又下部之朝臣某など記すもあり、此等は後人のたびたびに關を補ひしものなるべしと云り、この餘近代補ひし卷も少なからず、大抵おくに年號姓名さま、あれどしばらくこれを略す、古番帳次第一枚 右當社に社僧十七坊ありて交る、番を勤む、則その頃番の次第を記せしものなり、其文左の如し、

定

法華寺每日例時番帳之次第	
心連坊	正五九月 自一日 至七日
禪乘坊	正五九月 自八日 至十四日
覺城坊	正五九月 自十五日 至廿一日
別當坊	正五九月 自廿二日 至廿八日

松下坊	二十月	自廿九日	至五日
理觀坊	二十月	自六日	至十二日
理覺坊	二十月	自十三日	至十九日
定眞坊	二十月	自廿日	至廿六日
蓮臺坊	二十月	自廿七日	至三日
賴覺坊	二十月	自四日	至十日
義性坊	二十月	自十一日	至十七日
禪鏡坊	二十月	自十八日	至廿四日
實道坊	二十月	自廿五日	至朔日
全性坊	二十月	自二日	至八日
花城坊	二十月	自九日	至十五日
珠臺坊	二十月	自十二日	至廿二日
寂性坊	二十月	自廿三日	至晦日

右守此旨可致勤行所如件

貞治二年 卯十二月吉日 衆議定之

龍頭一箇 永安四年早敷の時、延明上人に祈念あるべき由勅命ありしかば、上人則十二の龍頭を作り、八大龍王を勸請し密法を行ひしに、忽靈驗あり、末社稻荷社石階を上りしとなり、今は其一を藏せり、

山王社鳥居の左の、辨天社の右の字池の中に、柳樹あり、是も小祠、

全壽仙人の隠棲して法華經を轉讀せし所なり、其古木は枯てわづかに形のみ残り、近き頃童木三株を植ゆ、又この山の麓に廣四尺四方ばかりの小池あり、是權現の御手洗池なり、いかなる久き早なりとも古より湧することなしとなり、

禪定水と、別當法華寺本社の西の續きあり、熊野山全壽村深大寺末なり、本堂九間に六間南に向ふ、本尊彌陀の立像二尺六寸なるを安ず、脇土觀音、共長一尺五寸許、開山は全壽なり、事は前に出せり、中興開山を良賢と云元祿二年十一月朔日示寂す、門外石階六級ありて左の方に鶴札をたつ、其文左の如し、

- 一 寺中不入
- 一 殺生禁斷之事
- 一 山林竹木伐取間敷事
- 一 亂妨狼籍之事
- 一 博奕諸勝負之事
- 右之條堅可相守者也
- 別當

慶長四亥年二月七日

十王堂門を入て右の方に、經塚境内北の方にあり、はゞりあり二間に三間、

○天神社 字表谷にあり、山を登ること一丁、

○神明社 字南谷にあり、小祠あり、

永昌寺 字打越谷にあり、曹洞宗にて同郡西寺村建功寺末久の木像長一尺六寸なるを安ず、運慶の作なりと云、開山は西寺村建功寺二世盛菴守開と云、當寺の勸請開山にて寛永元年正月二十九日示寂す、

六坐相殿社 門を入て左の方にあり、境内の鎮守なり、六坐は天照大神宮妙義

稻荷大神秋葉熊野 ○淨泉寺 字中ヶ谷戸にあり、天台宗なり、勸請せるなり、熊野別當法華寺の末にて、寮なり、起立の年代詳ならず、前に石階二十餘級あり、

○西寺尾村 西寺尾村は郡の南によれり、今は庄郷の唱なしといへど元小机の庄にして、往古はかの庄百八ヶ村の其一なり、村名を寺尾と云る事其初めを詳にせず、按に東寺尾村の内仙鶴山松蔭寺に藏する建武元年の寺地の圖あり、其頃は此寺は正統庵として殊の外大伽藍にて寺領も廣かりしと見ゆ、されは此寺の尾に續きし地なれば、かく寺尾といひしにあらすや、北條家分國の頃百姓等に下せし文書あり、鶴見村の百姓九左衛門が家に傳ふ、全く此村にあづかる事にして其頃のさまも見ゆるに足れりよりて左に載す、

年歳大普請人足十人歟もつこを持致、中八日用意、來六日に小田原へ集、御普請可致也、一日之末進有之は、爲過矢五日可被召仕者也、仍如件、

元龜元年北條家虎印あり
二月二日

寺尾百姓中

年歳正木棟別之事
五字六百五十文□□□□□寺尾毎年納辻

新編武藏風土記稿卷之六十七 桶前郡之十

此參五十六依一斗七升五合一依別棟原
升三斗五升入此代百文但は二斗稱同前

右五月晦日限而可致皆濟、若致難澁は則小代官、名主、百姓人々召連小田原へ可參旨、奉行入へ被仰付候、於此日限一日も踏出事不可有之候、若又奉行入非儀等有之者、則時以目安可申上者也、仍如件、

元龜元年なり
庚午四月廿日

寺尾百姓中

去年戊歲檢見辻に掛段錢貳貫二百文也、當年増壹貫百文相添て三貫三百文、來晦日切之奉行關新二郎に可渡候、當年御檢見名□可被仰越候、結句郷中造作に罷成也、入御耳候間止檢見、増分被仰付候、御日限不違持參可申候、若致無沙汰付は入繼責牛馬を可引由、被仰出狀如件、

北條家虎印あり
亥八月朔日代官

寺尾百姓中

傳馬壹疋可出之、但□出家に可渡之者也、仍如件、
天正十年
壬午五月九日

遠山丹波守なり
直景花押

二四七

江戸
浅草
葛西新宿但是者曰井迄

午歳役銭配府

九貫六百卅八文

寺尾棟別銭

拾六貫文

同所穀段銭

以上廿五貫六百卅八文 定納

右毎年以米穀可納之、當納法百文に一斗四升目、一依別三斗六升依に被定訖、郷中馬を以玉繩へ届、奉行衆に可相渡、斗手者如相定地下人可斗申、升上少も無高下平に可斗納、若依取奉行兎角申に付は、速に可捧目安、然は棟別者九月十日、段銭者九月晦日必可致皆濟、此御日限踏出に付者、一依に三升つゝ以過米可納、猶御日限踏出に付者、奉行人を郷中指越、妻子牛馬可取聞、地頭代官百姓等に此所堅爲申聞可相調者也、仍如件、

午八月廿六日

代官百姓中

村 廣東西十八町南北十一町程、東と西の際には小山並ひたてり、其下民家並ひ住す六十五軒、里人の話に云昔

北條分國の頃は農家たゝ十八軒のみなり、それも小田原へ貢米を運ぶ勞に絶す、次第に同郡新宿村へ移れり、今村民十右衛門が家のみ彼十八軒の内なりと云、東は東子安村に境ひ南は東西子安村、北は馬場村西は菊名篠原の二村なり、彼古圖に其頃寺尾の地頭は、阿波國の守護小笠原藏人太郎入道なりし事を載す、又系圖に據に此人藏人太郎長義とて世に聞し人なり、又里人云昔此所は里見氏の領地なり、今村民九月九日は里見氏落城の日なりとて十九日を以て佳節とせり、按に房州里見氏此邊を領せし事聞えず、されど村内に里見入道の館跡など云所あれば、戦争の間爰に渡海して僅の地をきり取、番手の要害など構へしこともありしにや、又按に「北條家役帳」に二百貫文久良岐郡寺尾諏訪三河守とあり、されど久良岐郡に寺尾と稱する地名なし、且當村より分れし馬場村にこの人の城跡あれば、役帳に久良岐郡と記せしは全く謬にてすなはち當村のことなるべし、この村の檢地は元祿八年安藤對馬守が承りにて有しなり、其後新田も出來て享保十八年寛播磨守檢地せり、安永八年伊奈半左衛門うけたまはれりされど纔の地なり、又此地を支配せし輩は昔は詳にせず、元祿より伊奈半左衛門忠順、田中休藏喜乘、伊奈半左衛門忠達、舟橋安右衛門、岩手伊右衛門、志村

多宮師智、辻源五郎、伊奈半左衛門等うけたまはれり、當時大貫次右衛門なり、高札場

小名 駒方村の東の方 久保前是も東よ 宮前八橋の前

うつろ耕地村の中央 政所西の角に 下田東にあ 猿谷

村の巽に 無谷東の方に 立野東にあ 風早臺東西寺尾

あり、 三村に 天神久保村の東に 眞の門あり 石阿彌陀

係る、 駒方の並 平臺村の東方 龜臺平臺の 牛房西寺尾馬場

にあり、 藏瀬谷 芋久保

溜井 東南の隅村境にあり廣五段許 是は連々埋まりしかば、此水を以てあながち用水とするにも非ずといへり、池中

に小島あり其所に 惡水堀村の中央の耕地を流るゝこと

辨天の小祠を建、 流の末に至りて入江川と唱ふ、是は新宿子安の兩村にて唱ふる處なり、北寺尾の方より此村に流れ入夫より子安村に達せり、其内繼の枝流ありて皆用水となれり、

天神社 村の東の方にたてり 神體は畫像にて六寸許、それを板におして其裏に享保十四年と記せり、されは古きものにはあらず、昔此所に勧請せし年歴は更につたへず、今の社は一間半に二間西南に向ひ坂の上におり、その坂の麓に鳥居を建り、山の高凡八九丈許のぼりて社地にいたれり、その所は數株の松おひしげれり、此村の百姓次郎兵衛といへるもの世々神事に 末社稻荷社本社に向て右の 〇八幡社村のあづかれり、

新編武藏風土記稿卷之六十七 橋樹郡之十

にあり、此社も山の上なり本社宮作りにて一間四方、本地は阿彌陀の坐像銅にて造る長二尺許、拜殿は九尺に二間、半前に鳥居を立つ、當社も勸請の年歴を傳へず、按に今東寺尾の松蔭寺に藏する建武年中其寺の地形を圖せしものに、八橋の社あるよしを載す、今も此寺當社の別當なれば、其所は古とも違ひぬれど何の頃にか此に移せしものならん、外には村内に八橋の社もなれば、恐くは建武の前より勸請ありし社ならん、されど此事別當寺に傳ふる所にもあらざれば今よりいかにとも定めがたし、土人云ふ往古は神輿ありしがやもすれば果をなせしかは、村民をそれて山の麓に埋みたりと云、今其所を舍句とて小祠を建てあり、舍句子と云はいかなる故なりや詳にせず、例祭は年毎に六月二十七日、

觀音堂 十一面觀音立像にて長一尺許、堂は東向三間四方村民村松蔭寺に 駒形堂 堂の右の方少し高き所に石坂あり、夫をて進退す、 駒形堂 上りて坂の上に鳥居二基あり、此社は元文五年松蔭寺の住職愚海の時建立せりと相傳ふ、昔里見義高と云人此邊に居し頃、其下部に某なる者あり、義高出る毎に常に馬の口を取れり、彼下部後に故有て逐電せり、夫より遙かば、此たゞ事にあらずいかさまものゝ怪なるべしと、其頃熱田の社人たまたま來りしが、うらかたをもて考へしに、全く彼口取の祟なりと里人に告しえ、其祟を受し民家十二軒の者集りて、彼者を駒形明神とあがめ、彼等が氏神とせしかば忽ち祟りも止しといへり、社は九尺四方神體は一つ、の岩を置り凡一貫目許なり、世に異なる神體なり、

里見義高墓 觀音の堂に向ひ右の方にあり、是を土人於入道り、もとより文字はなし、其前には一間四方の祠あり、何の頃よりか小兒痘瘡の類其外何病にても觸る者は、此墓へ祈れば必驗ありと云り、祈願する者は側なる小石を取て、其脇を所を撫れば自ら平癒せり、平癒すれば其かしこまりにとて

石の敷を増て二つを納めり、より其墓の傍は小石多し、按に里見九代記に里見實堯の子を義堯と云、後法體となりて、里見入道と號せり、此人上總國久留里の城にありてし、諸將と合戦あり、中にも天文七年十月八日院義明の催に應じ下總國葛飾郡の臺に打て出、北條氏康父子と合戦す、此時彼入道も敗軍に及び、上總國に至り、天正二年六月朔日六十三歳にて逝せり、寺は同國本織村にありと云、此にいふ所の里見義高はもし同人にや、されど彼人此邊を領せしことは前にもいへる如く他の書に見えず、又天正の頃は此邊みな北條に屬せしかば、里見が領地あるべしともおもはれず、全く別人なるも知べ、
○建功寺 觀音堂の邊にあり、
○稻荷社 觀音堂の後の山にあり、
洞派にて相模國愛甲郡富岡村龍散寺末なり、徳勇山瑞雲院と號す、開山は大州長譽と云、天正十二年六月九日寂せり、二世は榮菴守開元、十年正月二十九日示寂す、本堂七間に六間半、慶長十四年の建立なり、本尊釋迦文殊菩薩長いづれも一尺二寸許、堂は巽に向ふ、山前に石階あり、高二丈許なり、是を上りて木戸あり、木戸の外に禁制の碑をたつ、其地山を切通して大門とせしき、
龍燈松 彼山の上にあらず、させる古木とも見え、まにみゆ、
此寺の下なる川より古へ龍燈あがりしと云、

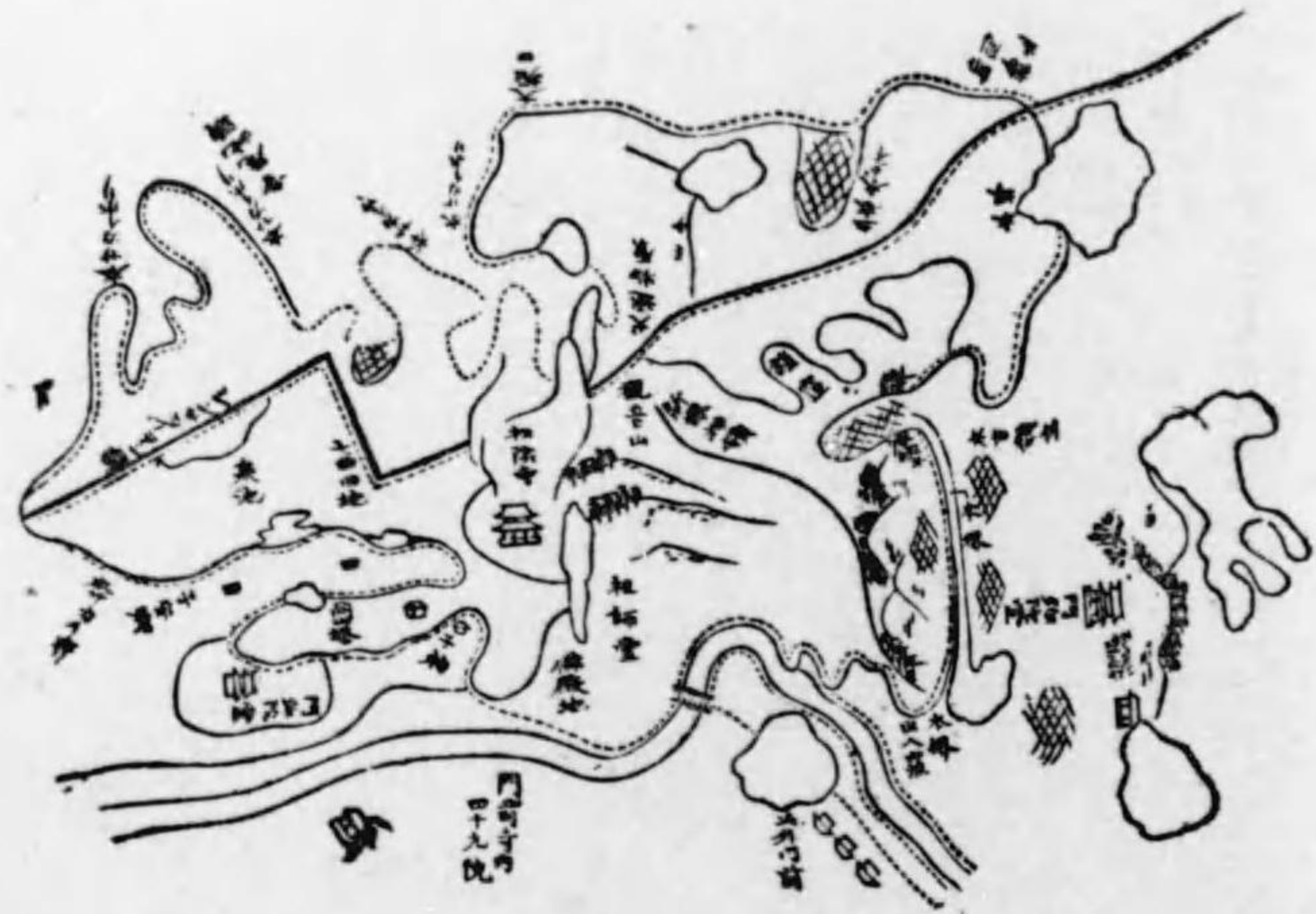
西應寺跡 村の東の方にあり、昔十方山西應寺とて一寺なりし阿彌陀といへり、昔の本尊とて石の阿彌陀殘てあり、故なり、此石佛はいづの頃にかたはらの耕地より出現せしとて、今も其所を石阿彌陀耕地といへり、夫より此寺の本尊となせり、かゝる寺なれば昔の開基開山等をも詳にせず、東寺尾村松蔭寺の
○玄蕃屋敷跡 東方村はづれにあり、是は里見抱なり、
此所に住しとぞ、いつの頃か子孫江戸へ出て、ひたすら武家に仕へんとし、流落せしかば、今は其跡のみ残り、

舊家者百姓次郎兵衛 先祖は平田兵衛とて里見家の家老なり、産も衰微にいたり、ことに女子のみありて男子の生育する事なかりしかば、かのかたくななる農民の心に、かゝる書物などもやあらんとて、殘らず火中に投せしと云、されば今説とすべき物たる

○東寺尾村 東寺尾村は西寺尾の東なり、江戸日本橋より行程六里半許、村の四境東は鶴見村、西は馬場村に交れり、東は西寺尾村に、北は馬場村に、南は西寺尾村に交れり、東西二十町南北五丁餘家數八十軒、村の地すべて平らから、たらず畑多して田少なし、土性は黒野土赤土砂錯れり、此村古へは北條家に屬せし、諏訪三河守の知とてなり、御入國の後には御料にて伊奈半十郎が家にて代々支配し、寛保三年より柴村藤右衛門、延享三年船橋安右衛門、寶曆二年より伊奈半左衛門、同三年より岩手伊右衛門、同六年より志村多宮、同九年より辻源五郎、明和五年より伊奈備前守、寛政四年より大貫次右衛門が支配所となり、檢地は元祿八年安藤對馬守なり、
高札場 字向谷にあり、
小名 荒立谷 村の東南の、二本木谷 東の方にあり、寺谷 此れ、
白幡谷 南の方にあり、飯山谷 此れも南よ、向谷 西の方にあり、

りあ

熊野社 宇二本木臺にあり、幣束を神體とす、勸請の年代詳なり、階二十五級を下りて石の燈籠あり、
別當弘誓寺 社地の下に居り、其邊に又石鳥居をたつ、
言宗にて神奈川宿金藏院末、慈悲山と號す、客殿六間に五間、東向、木尊觀音行基の作と云傳ふれども、秘佛なりとて其長を計ることを許さず、
天神社 客殿に向て、
○白幡明神社 開山も詳ならず、
小名白幡谷にあり、本社一間四方上屋三間に三間半南に向へり、白幡社と號す、神體幣束にて前に神鏡をかく、社前左右に石の燈籠二基あり、共に長五尺、社前の石階八級を下り又二十三級を下りて石の鳥居建り柱間九尺、夫より又石階五級を下る、此所より社前まで二十間餘あり、例祭毎年六月五日湯花神樂等あり、當村の鎮守なり、社邊に古松數株繁茂せり、西寺尾村建功寺過去帳に白幡大明神は足利尊氏將軍なり、尊氏將軍より十七代目足利義教將軍(按に義教は尊氏より六代なり)代永享七年六月五日、寺尾の城主諏訪勸請すとあり、土人の云傳ふる所も亦かくのごとし、社内に棟札四枚あり、其内古きものは文字磨滅して讀べからず、一は貞享四年伊奈半十郎及名主百姓等の名を記せり、一は享保十二年伊奈半左衛門同半十郎等の名あり、一は 末社稻荷社 本社の東に、熊野社 是近き頃のものなり、
○末社稻荷社 本社の東に、熊野社 是近き頃のものなり、
小祠にあり、
方にあり、
松蔭寺 字向谷の内三角山と云所にあり、仙鶴山と號す、禪宗世佛壽禪師退隱の後、關棧の地として此に庵を結び正統庵と號せり、今其時代に畫し境内の圖あり古利なること證すべしかの禪師は文和三年に寂せし人也、寺號を定しは中興開山僧廣山の時の事なるにや、此僧は延寶三年三月二十九日寂せり



松蔭寺古圖

寺號初は松普寺と書しが後に今の字に改めしなり、本堂南向にて七間半に六間、本尊釋迦木の立像にして長二尺七寸なるを安ず、古器寶物等は多く火災の爲に失ひしよしを云傳ふ、三十年程前に同じ除地の内東の方より今の所へ堂宇を移す、上人今其所を呼 寺寶古圖一枚裏に正統卷領建武元〇五〇で本屋敷と云、十二日とあり、其餘文字ありしと見ゆれど虫食て讀べからず、

○北寺尾村 北寺尾村は東寺尾の北に續けり、江戸よりの行程も彼村に同じ、村の四境東は鶴見村及び末吉村に堺ひ西は菊名村南の方は東寺尾馬場の兩村に接し、北は駒岡獅子谷の二村に隣れり、東西へ十八丁餘南北へ五丁餘なり家數七十軒村内に散住す、當村東より南の境に傍ひて野道あり、古へ小机の城より川崎宿への街道なりと云、田少くして畑多し土性は赤土黒土砂交り等にして薄土なり、用水不便にして谷々の清水を引て耕す、ゆへに少しく旱する時は忽ち旱損の患あり、檢地は元祿八年安藤對馬守、其後の新田は享保十六年寛播磨守なり、御代官の遷替前村に同じして大貫次右衛門支配所なり、高札場字澁澤谷

小名 別所谷村の東の方 藤塚耕地 同じ邊 八段目耕地 南の方を はんめ耕地 村の西よ 大久保谷 同じ邊 上ノ宮 耕地 此も同じ 澁澤谷 村の北の邊を云、

れど舊家なることは論なかるべし、彼與十郎當村に移りしより名主役を勤めて天文八年に卒す、其子孫内右衛門と云者寛文年中當村の宗泉寺を閉基し、又享保元年に阿彌陀堂を建立せしものなり

○東子安村 西子安村 新宿村 東西子安新宿の三村はもと一村にして、元祿の頃より今のごとくに別れしかば民の居住はた耕地等も皆入會にしてこゝかしこに別れてあれば、四至等も正しく區別すべからず、よりに今三村を合せ云に、西北の兩面は山岳多くして白幡篠原西寺尾東寺尾の四村に接し、田畑みな山丘の方にあり、東は生麥鶴見の二村に犬牙し南は海岸に臨めり、坤の方は神奈川宿に堺す、南北のわたり十五六丁東西も同じ、此村は東海道の往還にしてことに賑はへば、三村の民簍を運ね左右に並居て、農人の身ながら商家の業を兼て生産の助となす、其内新宿に獵師多くつどへる故、東西子安漁戸の賦税も新宿にて司りて納と云、且新宿に言文字の極印ある船四十七艘あり、東海道村内をふるること十五六丁、東の方生麥村堺より坤の方神奈川宿堺に至る道幅平均四間餘なり、江戸日本橋まで行程凡六里餘、田畑大やう等分の地なれど、こまかにいはゞ畑の方少しく多し、土性は海邊もとより砂地にて陸田谷田は野土なり、水路甚不便にして常に天水を待て耕種す、よりにやゝもすれば早

八幡社 小名上の宮耕地にあり、神體は木の立像にして長九寸許、社前に石知籠二基長五尺許なるをたつ、又石の鳥居を丘上に立、又石階五十段を下りて木の鳥居を立、例祭年々八月十五日、當村の鎮守にて馬場村寶藏院の持なり、末社稻荷社本社の巽の 太子堂 此も巽の方に有り北に向ふ

○稻荷社 小名澁澤にあり、神體木の立像にして長八尺許、前にも木の鳥居を建馬場村寶藏院持、○熊野社 小名別所にあり、石階二十級を登りて木の鳥居を建つ、又三十四級を登る左右に老松繁茂せり、神體は木の坐像長六寸ばかり是 宗泉寺 小名上宮にあり、般若山元照院と號す、此寺もと草庵なりしを當村の里正市右衛門と云者、寛文中願によりて一寺とし、新宿村淨土宗相應寺の末となせり、開山念譽相心寛文十一年正月十三日寂す、寛政五年より律院となれり石階二十級を登りて客殿に至る、南向にして五間半四方、觀本尊彌陀木の立像にして長三尺安阿彌の作と云、○阿彌陀堂 小名菅堂境内巽の方にあり、聖觀音木の立像、○阿彌陀堂 小名菅堂境内巽の方にあり、聖觀音木の立像にして長一尺三寸當村市右衛門と云享保元年六月百姓地の内へ建立すと云、宗泉寺も ○藤塚村良の方藤塚耕地にありて、塚上に松一株あり、山も見わたさる、よりに此名ありと土人 ○十三塚 小名澁澤にあり、されど文字は藤塚としるせり、○十三塚 小名澁澤にあり、半丁許の間に塚十三あり、よりに土人十三塚と云、大さ不同なり、其來由を詳にせず、 舊家者百姓五左衛門 先祖與十郎と云者、文龜元年八月朔日井と改られしと古文書に有し由を記録して持傳へり、高庫と云ば字の誤なるにや疑ふべし、さればさして證とすべきに非

損あり、此三村元神奈川郷と云、今土人は神奈川領とのみ稱せり、寛永二十一年の檢地帳にも神奈川領と記せしなれど、今は其稱を失へり【小田原役帳】に葛西様御領百六十五貫文小机子安とのす、此葛西様といへるはその人さだかならざれど、左兵衛督義氏のことなるにや、此頃は小机子安と常に稱せしと見ゆ、今のごとく東西をわち稱するは尤近頃よりと見えし、正保の頃も一村にしてたゞ子安とのみいへり、元祿の郷帳に至りて、東西子安新宿と三村に分ち書すれば此間にかく唱へ始しなるべし、又村名の起れる所も詳ならず、御入國の後は小泉次太夫が御代官所にて、夫より伊奈半左衛門田中久藏菅沼安十郎など支配せしよしをば傳ふれど、その連綿たる所は詳にせず、今も大貫次右衛門が御代官所なり、檢地は寛永二十一年にありしよし、今西子安村の里正六左衛門が家にその時の檢地帳の寫を傳へたり、また元祿八年安藤對馬守檢地すと云、其後東子安の内に新墾の地出來しかば、享保十八年寶曆十一年明和七年等新田のみの糺ありしと云、 高札場 東海道の往還東子安村の 小名 四軒町 東海道の往 片原町 四軒町の並にして是又海道の往還にあり、以

上二ヶ所は東子安 堂久保村の坤の方にあり、此所に堰水を堰留て用水とせり、是より下溝下に至まで、大口の邊をすべて三村入會の地にかゝりし小名なり、

入江川 水元は西寺尾村白幡村篠原村等の所々より、悪水落こみ、西寺尾村の界より村の内にいり水路凡十餘町なり

土産干海鼠 此村の百姓長右衛門なるもの、代々是を製して私に製するものも、彼が所へ集て公に奉ることなれば、私にひさくことは尤禁せり江戸に近き所にては此邊のみにて製し

體は神功皇后三韓退治の時、海上平安の祈の爲武内宿禰に勅して彫刻せしめ、西の宮に納め給ひし所なり、文治年中鎌倉將軍の命によつて相州の内に移し奉る、元弘の兵亂の時菊田が先祖藤原義明、此尊像を守り奉り亂をさけて此所に整居す、其後海邊の人民次第に崇敬し奉りしかば、神威も日々にいちじるし、よりて新に社を經營しことに賑はひしかば、遂に此所を神奈川新宿と稱しなり

本慶寺 東子安の内海道にあり往還よりは少しく引こめり、日蓮宗にて池上本門寺の末なり、正光山日蓮院と稱す、本尊三寶祖師を安ず、開基は詳ならず、開山は本門寺の第四世日山弘通道場のため應安八年起立、客殿六間に五間南向なり、寛永の頃の餘地は、寺寶 日山自筆曼陀羅一幅、日蓮筆一幅、番神堂二間に三間門を、稻荷社居山の頂にあり、

子安一宮明神社 岳の上のあり、數十級の石階を登り社前に至れり、本社は三間に四間半西南の方に向ふ、本地は十一面觀音長二尺五寸立像作詳ならず、又鎮座の年歴來由等も傳へず、もと子安一村の頃よりの鎮守なれば今に至り三村共に當社を以て鎮守とせり、石階の下に石の鳥居をたつ、九月朔日を例祭とす、別當を遍照院といへり、末社三峯社本社に向て右、菴本社の側にあり、昔は作りもづかの草庵なり、本尊阿彌陀、

稻荷社 東海道往還の家並にあり、百姓半兵衛共、遍照院、

神明淡島相社 是も海道往還にあり、元來神明は獲原伊豫が先祖五十年前淡島を配祀せり、夫より後却て淡島神社を以て專稱し、大師河原村邊の漁者とも産砂神となす淡島の神體は長一尺四寸童子の姿、神職荻原伊豫門人なり、元祿二年より此社の神職をう、

間、本尊は藥師長三尺許坐像なり、開山開基詳ならず、前住の名の傳ふるものにては、覺僧と云僧これ正保四年十一月廿五日寂せりと、是より前の世代は知れず、その餘の事蹟も又詳ならず、

西蓮寺 街道の往還にあり、淨土宗にて村内大安寺の末、開山開基詳ならず、中興開山は念稱と云享保の頃の人なり、その始を知す、享和三年開山の災にかゝりし後、未再建せず假に小堂をたて、石像の地藏長二尺五寸なるを安ず、此像も元銅像なりしを、或時盜賊に奪ひ去れしかば後に今の石像を置しよし、又當寺盛んなりし頃の本尊とて阿彌陀長一尺五寸の立像あり作詳ならず、又千手觀音の坐像は長二尺の木像なり、土人の話に往昔此所に辻堂の如き草庵ありしが、後神奈川より西蓮寺と云慶院を爰に引て、一字の寺とせしよし、今に神奈川新町の裏通り、浦島塚に字西蓮寺耕地と呼所あり、是の舊地なりと云、

庚申堂 是も門を入て右にあり、石地藏門外にあり、長三尺五寸作知れず、開山秀譽、鐘樓門を入て右の方にあり、

藥王寺 街道にあり、往還より四十間餘引ける、古義眞言宗、同郡島山村三會寺の末醫光山と稱す、客殿七間に六

稻荷社 二間四方圓慶堂の傍に並立り、土人鶴森稻荷と云をばれり、今は摩滅してかたち定かならず、土人四方佛の手洗鉢といへり、村民孫右衛門が先祖海保某が寄附せしと云、

舊家者名主源右衛門 東子安村に住す、氏を飯田と云舊家なりといへど、其事歴を傳へざれば知べ

からず、文書一通を傳ふ、是そのふるま

御方中足輕、此方成敗子安へ打越、及狼藉、在郷者に無謂事申懸候は、急度可致注進者、堅可加制詞者、此趣加藤彈正忠方へも文遣候、謹言、

卯月十二日

飯田太左衛門介殿

永舊軒 東永花押

養善者百姓四郎兵衛 東子安村に住す、父は四郎左衛門と云、四郎左衛門年九十九に及んでいとすこやかなりしに、四郎兵衛これに仕ふること又まめやかなり、されば孝行の聞えありしにより、やがて村内舉り見もし聞もしたる其行状を具にするして訴へしかば、其事いさゝかたがはざるに定り褒賞を加へらる、四郎兵衛は白銀三枚を賜ひ、父四郎左衛門をば養ふべき料として、日々に五合づゝの米を終身賜ひしとぞ、

○馬場村 馬場村は郡の中央より南によれり、古は寺尾村の内なりしに、中古寺尾の一村東西北の三に分ちし時、當村も同く分れしとなり、村名の起は小田原北條に屬せし諏訪三河守が、此地に居城を構へし時の馬場ありし跡なるによりかく呼べりと、今に村の東境より東寺尾村にかゝりて其跡残り、されど正保の頃迄も當村は分らざりしに、其後よりして今の如く村名に呼しと見ゆ、江戸日本橋迄行程七里許家數四十九軒は多く谷間に散住す、村の廣凡東西へ二十丁南北四丁に餘れり、東は下末吉村にて西は西寺尾村に隣れり、南は東寺尾村にして北の方

り南向にして、間半四方前に鳥居を立、社地平にして一丁餘大門に松樹並立り石の鳥居あり、例祭年々九月初日なり寶藏持院

寶藏院 村の巽の方にあり、新義真言宗神奈川宿金藏院末愛宕山延命寺と號す、開山年代詳ならず、慶安の頃しるせし物に、四百五斗は大日免山林竹木寺中共、又十五斗は總鎮守愛宕、神奈川領の内寺尾村寶藏院とあれば、其頃ははや一寺となりしこと論なかるべし、客殿九間半に五間、十玉堂半坪に向ふ、本尊大日本坐像五寸許なるを安ず、四間に二間半あり、愛宕社客殿の後丘上にあり、本地大日本門、入て左にあり、堂九尺に七尺南に向へり、寸尺等詳ならず、○觀音堂村の中央にあり、堂九尺に七尺南に向へり、して長二尺五寸許、同寺の持なり、

城蹟 小田原北條家に屬せし諏訪三河守が居城の跡なりと云、今も村の中央にある丘の上なり、年歴しことなれば今は堀なども埋りて、只雑木のみをひ茂れり、又小田原家人所領後帳二百貫文寺尾諏訪、河守とあり、又小田原記に武州寺尾の住人諏訪右馬助のことを載せ、西寺尾村の建功寺の舊記には、彼村に建る白幡明神は永享七年六月五日寺尾の城主諏訪勸請すとあり、是も三河守が祖先なるべし、是に、(馬)よれば永享の頃ははやちし城なることも知らる、(馬)場跡村の東界より東寺尾村にかゝれり、彼三河守居城の時馬場ありし跡なりと云、

○菊名村 菊名村は馬場村の北につゞけり郷庄の唱を傳へず、小田原家人所領後帳に増田某が知行小机葛名開と記せり、此邊葛名の地名を聞かず、且葛と菊の字畫似たるが上に、小机を冠したれば、恐らくはこの事にて菊

は北寺尾村に界ひ坤の方は子安村に交れり、すべて平ならずして丘には畑多く谷には水田多し、土性黒野土或は赤砂錯れり、御入國の後伊奈氏世々支配し、其後御代官の次第は辻源五郎、志村多宮、齋藤喜六郎、菅沼安十郎中村八太夫支配にわたりて、今大貫次右衛門支配なり、檢地は元祿八年安藤對馬守なり、其後享保十八年寛播磨守檢地してわづかの新田を開墾す、

高札場村の東字馬場 小名 馬場村の東に今馬場跡あり故に、池の谷村の中央を云、 綿内谷村の西 藏畑谷村の方、相ヶ久保村の南の大谷れを云、 上瀬谷村の西より、

用水 村内谷々より出る清水を引、 田内谷にそゞぎ用水とす、 稻荷社 正一位相國稻荷と號す、相國の文字いかなる故と云こる由、いづれの頃か紀伊殿腕を預れるもの信仰して相國の號を興へしと云、土人の話に寶永の頃子安村の人、當社の神木を買取やがて木を伐んとせし時、俄に發狂して大に腦みしにより、稻荷の威靈あらたなることを恐れ、近隣舉て村内に社を建て祈禱して神醫を免ると云、今に遠近の人信仰すに必ず利益ありとなり、社地は百姓地にして字池の谷にあり、社二間半に一間南向ふ小高き山の半腹にあ、牛頭天王社に、麓に石の鳥居を立村民市右衛門が持、 神明社字池の蓋にあり、 稻荷社社に向て右の方に、 神明社字池の蓋にあり

名氏の開きし事なるべければ、開發の年歴も推て知るべし、村の四境をいはゞ東は馬場西北寺尾の三村に堺ひ、北は大戸太尾の二村に接し、其形は帶の如く長き村なれば、東西へは纔に五丁南北へ一里許、民家は二十軒村内所々に散在せり、土地は高低の所多し、土性は野土に黒真土交れり水田多く陸田少し、昔は御料所にて正保の頃は伊奈半十郎支配し、元祿八年安藤對馬守檢地せし事あり、其後寶永三年久志本左京に賜りしより今も其子孫の知る所なり、

高札場 小名 九段田耕地村の西 宮前 是も西 宮脇 是も同じあり、 和年前乾の方 柳木八耕地 是も乾の 鏡坂通北な 宮谷 是も北 寺口谷村の中央 籠久保谷村の東南の 溜井 西南の隅にあり、廣二丁一段一畝餘土人菊、名池と呼、當村及大戸村の用水となせり、 八幡社 村の西よりにあり、社前に木の鳥居あり、勸請の始を知らず、隣村大豆戸村本乗院持、 神明 社の東よりの丘上にあり、是も勸請の年歴を知らず、社は一間半に六間西に向ふ、村内の鎮守にて本郷師岡村法華寺持、(燈明神社)村の長にあり、土人の傳に云往古貴人のこば、其鐘をもてかく崇めた、(杉山社)村の中程にあり、社前にと、篠原村長福寺の持、 (杉山社)村の中程にあり、社前

内師岡村法華寺の持

法隆寺 村の東にあり、蓮福山と號す日蓮宗房州長狭郡小湊西寺の末、開山日出天文十九年七月六日示寂、客殿西南に向ふ六間に五間、三十番神堂九尺に二間境内、蓮本尊三寶を安ず、

光寺村の南にあり、淨壽山と號す日蓮宗荏原郡池上本門寺の末、日蓮と云僧此地を草創し慶安元年六月六日に寂せりされど日蓮開山の任に居らず、本門寺十二世日愷を請て開山となし已は第二世となれり、客殿五間半に四間、本尊三寶を置、七面堂門を入て右にあり、

淨土宗小机村泉谷寺の末、開山詳ならず、當寺の過去帳には舊き世の年號を記したれど、この過去帳は全く後世より記したるものと見ゆれば、是を以て當寺の草創を舊しとは斷ずべからず、客殿六間四方南に向ふ、阿彌陀を本尊とす長二尺五寸、觀音堂客殿の右にあり、

(大戸豆)

○大豆戸村 大豆戸村は郡の西南の方に當りて、神奈川宿の西北一里餘にあり、土人の藏せる元和二年 記録に多東郡小机保内大豆戸の郷とあり、去れど多東郡は多磨郡の條に辨せし如く、多磨川東の義なれば元より誤れること辨をまたず、此のみに非ず神奈川宿の妙仙寺及慶雲寺へ賜ひし天正十九年の御朱印の文にも田東郡とあり、此餘御入國初の頃のものには郡をあやまれる事多し、もと土人の誤しまゝに従ひて筆者の記せしものといゆ小机

堡といへば、昔は小机の庄に屬せしが、保は保伍の義なり、中古以來庄園郷保皆唱のみにして其實を失しより、或は庄と云或は保といふもの多し、今は郷庄の唱を失へり、村名の由て起る所を詳にせず、其四境は東の方菊名新師岡の二村に隣り西南は篠原村に接し、北は太尾村に堺ひ西北の間は鶴見川に限りて、川の向は都筑郡新羽村なり、東西十四丁南北十一丁村内大抵平地にして水田多し、陸田は東南の方陵に續きたる所に少く開けり、土性は黒野土或は黒土へ砂錯りて穀物によろしからず、又百姓持の林村内所々に散してあり合て三丁七段八歩と云、此村開墾の年歴は傳へされど、永祿二年改めし【小田原家人所領役帳】に、小机大豆津二十五貫文の地を小幡勘解由左衛門領せし由記す、津と戸とは通じて同唱なり、此頃は已に開けし事知らる、御打入の後は御料所となり伊奈半十郎支配せしが、延寶年中隣村篠原村など、同時に酒井河内守へ賜しに、其後元祿十一年八月高尾阿波守諏訪中之助の二人替りて賜れり、今も此二人が子孫高尾學之丞諏訪中之助が知る所にして、其餘纒殘し地は御料所にして、御代官大貫次右衛門光豊が支配に屬せり、檢地は元和二年晝間清左衛門、大塚藤兵衛、植木善左衛門、關口外記四人が承りて檢せしよし村の記録に見えたり

八王子社 村の東南用水堀の邊にあり、社地すべて古松茂りてにして百姓の持、例祭 ○羽黒社 同じ邊の丘上にあり小祠は六月二十一日なり ○杉山社 西南の方丘の上あり、此邊の一基を立百姓持 ○杉山社 西南の方丘の上あり、此邊の日篠原村觀音寺持 本乗寺 村の東南八王子社の間にあり、日蓮宗京都妙滿寺末大寶山と號す、本尊三寶祖師客殿に安ず、天文二十三年北條家麾下の士、小幡伊賀守泰久が起立する所にして、開山は日蓮と云、天正八年十月二十一日寂を示せり、村の古記録によれば開基泰久討死の時屍を境内へ歸葬せし、三十番神堂客殿の右にあり ○正覺院村の西南へよりてあり、豆戸山原の内東林寺の末なり、開山は曉堂と云文祿元年五月十二日寂す、客殿五間半に四間半、本尊正觀音を安置す、不動堂村の東にあり ○釋迦堂村の西南にあり、小幡泰久屋敷跡 村の東南八王子社の西へ續きたる所なり、本乗寺を創建せし伊賀守泰久が館跡なり、泰久は小田原北條の家人にて、今當村の古記に載る所を見るに永祿九年五月十六日、豆州土藏野合戦の時討死せり年六十七歳と云へり、土藏は戸倉が或は徳倉の誤なるべし、泰久が子を勘解由左衛門政勝と云、天文の頃の人と云、この人も此館に居住せしなるべし、それより子孫太郎左衛門など相續せり、又この政勝は今御旗本の士小幡監物が先祖なり、

と、是等の姓名御旗本の士には聞えざる所なれば、恐くは別に檢地の奉行ありて其家人にても有べし、其後延寶六年酒井河内守檢地して租税の數を定めしと云、是は己が所領に賜ひしより後の事なるべし、其後新墾の畑有しにより明和五年池田喜八郎檢地せり、家數は四十三軒なり、

○太尾村 太尾村は郡の西の方にて都筑郡の堺にあり、

古は小机領師岡庄と唱しか今は其唱もなし、古くより村内を三つに分て私に上中下をもて稱せり、江戸日本橋より行程十里許、家數上は十三軒中は十六軒下は三十七軒あり、東は菊名大豆戸の二村に隣り西は都筑郡新羽吉田の二村に及び、南は又大豆戸に接し北は大曾根村に續けり、東西十五丁南北五丁餘、地形北の方は山にて南の方は平かなり、田畑相半し水旱共に患あり、當村も古は小机の領主笠原某が知行せし所なりと云傳ふ、御入國の後上中と唱る所は御領となり伊奈半十郎が家にて預り奉り夫より御代官交るく支配して今は大貫次右衛門が御代官所なり、下の方は御料及び村内龍松院領朝倉織部が知行相交れり、檢地は寛永二十一年伊奈半十郎命を蒙り、又寶永六年酒井河内守檢地をなせりと云、

高札場 西北の隅にたてり、

小名 觀音耕地村の東の方 一ノ坪谷是も東の方山の前 根通の

鳥山川 村の西の方より來り辰巳の方へ流る、幅三間半村内をふるること五百間許、此水をも小く用水に引用せしと云、

鶴見川 村の西の方を流る、土橋鶴見川に渡す長十二間、幅八尺ばかり、

溜井村の東の方にあり、廣五間、堤村の西の方鳥山川に傍り、長五百間許、幅一丈許、是を以て用水とす、

二間成は

天満宮 村の長の方にあり、村内上方の鎮守なり、石階十七段を登り又三十級をへて、一丈に五尺の社あり、南に向ふ木の鳥居をたつ、神體は木の坐像にて長一尺許、是は村内敷成院に暫く移しをけり、例祭は八月二十五日なり、

龍野社 村の北の方山の上あり、村内中の方の鎮守なり、社二間に二間半南に向ふ、神體木の立像にて長六寸許、鳥居あり、例祭五年目毎に祭ると云、稻荷社 社に向て左に當れり、

神明社 西北の方にあり、石階三十六級を上りて上の半腹にあり、傍に鳥居をたつ、神體は木の立像にて寶珠と鋒とを持たる彩色の熊なり、村内敷成院に收め置り、例祭前に同じく子辰申其祭年、八幡宮 村の北の方にあり、山の半腹まで石階に當れり、六級ありて又三十六級をのぼりて、其上に社を建九尺四方、鳥居は其六級の下にあり、神體長一尺五寸彩色を施せり、例祭是も五年目毎に祭る卯未亥の年は其祭にあたり、

杉山社 村の北の方山上にあり、社九尺四方南向あり、前に鳥居をたつ、右の五社何れも村内敷成院、稻荷社本社に向て左の方あり小祠、

西照寺 村の東の方に字一の坪谷にあり、禪宗曹洞派にて隣村大曾根村大乘寺末無量山と號す、客殿六間に三間半あり、山を生外意鐵と云、寛文四年十二月二十四日示寂、妙義社 境内の鎮守小祠なり、石階二十級を設木、

門を入て右の方にあり、一間半四方、鏡の徑り二尺五寸、寶曆四年甲戌十月二十七日鑄治せしものなり、抱翁神合社 本堂の後の山にあり小祠西に向ふ、荒神の像は長六寸許立像にて普通の姿なり、抱翁神は神體なし、天神社 鐘樓の南にあり、神體木、龍松院村の西北の谷に天神社の坐像にて長六寸許、



淡小机雲院末虎石山と號す、開山は大願宗用と云、永祿三年六月朔日示寂、此頃は文殊堂と稱して未だ一寺とはならざりしが、夫より六世を歴て明山宗鑑に至りて一寺となれり、慶安元年十月二十四日九石餘の御朱印を下し賜ふ、かゝる功あるに因て此僧をも亦開山と稱す、萬治四年四月二十三日示寂すと云、開基は當郡小机の城主笠原能登守法諱を休微命羅

居士と云、曾て能登守冠をさけて暫く隣村大曾根村に跡をひそめしゆへ、其頃かの大願と力を戮せて草創せしなり、後天正九年豆州戸倉の役にをもむき討死せり、時にわづか二歳の幼主を殘せり、家人伊東藤七なるもの力を盡して彼幼主を傳立、其後東照宮御上洛の時初て拜謁し奉り、都筑郡桑村にて新に二石を賜ふこれを彌次郎と云、此等の事小机及び隣村 曾根村に詳なれば合せみるべし、客殿十間に六、寺寶間成の方にあり、本尊釋迦坐像を安ず長一尺六寸許、寺寶文殊像一軀、客殿に安ず、此像は開基笠原能登守が持佛なり、本尊なりと、獅子に乗たる像にていかに古物な、不動像のことは疑ひなし、長一寸八分許作詳ならず、

○篠原村 篠原村は郡の西の方にあり郷庄の唱を傳へずそのかみは篠原郷など唱へしと云へど、何村と云べきを何郷と記したる事は、古は多く見えたれば夫等の類なるべし、村名の起を尋るに土人の傳ふる所は、壽永二年加賀國篠原にて平惟盛と木曾義仲と合戦有し時、惟盛の敗卒遁れ來りて此所に住りしかば、後自ら一村落をなせしより村名とせりと實なりや、思ふに只篠原と云よりかゝる説も發りしと見ゆ、又傳ふる所はかゝる干戈の中にて

移りしかば、あたる年の正月も餅をつき新年を賀する事無りき、其遺例とて村民今も正月は餅をつかず赤飯をなして祝へりと、【小田原家人所領役帳】を見るに三郎殿三十五貫文小机篠原代官金子出雲とあり、三郎は北條景虎が事なり、此地は江戸日本橋を距ること七里、村の四境をいは、東は菊名大豆戸の二村に境ひ南は六角橋村或は神奈川宿に接し、西は岸の根島山の二村に向ひ北は都筑郡の内新羽村に交り、又郡内大豆戸村にも及ぶ、村内に地頭林と云もの一所二丁一段餘、百姓林三十箇所所に散在し、いづれも松杉の外雑木生茂れり合せて八丁三段六畝餘なり、民家百一軒、土性陸田の方は黒土砂土にて水田は野土黒砂土交り、水田多く陸田少し、されどやゝもすれば旱損の患あり、延寶の頃は酒井河内守が所領なり、この頃より御料私領うち交りし所となりて、同き年の七年に酒井氏此地を檢せし事あり、寶曆四年岩手伊右衛門、同九年末村多宮、天明四年飯塚伊兵衛檢地をなせしと云、酒井氏は何の頃か所を替賜り、正徳年中新見伊豫守へ賜れり、御料は御代官の遷替も許多ありて今は大貫次右衛門支配所となり、此外新見七右衛門の知行交れり、

高札場 村の中央にあり、

小名 原田町西方の耕 谷田 南方の方に 新田 東方な 會下谷 南方の方を云、村内東林寺はもと會下寺と唱へり、其門れば寺の名をもかく呼しにや、昔こゝに會下寮ありしならん、東林寺の條并せ見るべし、 蛇ふくろ 西方の耕 街道 會下谷の邊なり、彼會下寮へ僧侶の往來せ 表谷 東方にあ 堀の内 東方な 富士塚 谷東北の間 榎本谷 同 あり、 城山 北方の村境にあり、金子十郎の 鶴見川 村の北の方當郡と都筑郡の堺を流る、島山村より入り 間許、此川の側に大豆 〇鳥山川 村の西方を流る、岸の根村 戸村の地入あり、 〇根川 村の方より來り、當村と鳥山川に合せり、 〇土浮川 村内所々の悪水流れあつまり、小 川に合せり、 〇逆水除樋 北の方にあり、長十四間 山川に合せり、 〇溜井 小名會下谷にあり、村 八幡社 小名會下谷にあり、鶴崎八幡と號す、其名づけしいわ 鎮座の年歴を傳へず、この所は村内若宮八 〇若宮八幡宮 幡社の舊地なりと云、村内東林寺のもち、 〇若宮八幡宮 例祭十一月二十日、本社東向拜殿をつくりかけ二間半に三間 半、本地正觀音坐像四寸許なるを安ぜり、前に石の鳥居あり 村内觀音 寺の持、

觀音寺

村の北にあり、新義眞言宗神奈川金藏院の末、八幡山 觀音寺と號す、天正十八年の開基なる由寺僧の傳へたり、さ れど當寺の過去帳に、權大僧都新覺天正十五年十二月十七 日と云を載たり、もしこの人など開山ならんには、寺僧の傳 へし年代も極めて疑ふべし、本堂五間に六間、長福寺古義 本尊十一面觀音坐像六寸ばかりなるを安ぜり、長福寺古義 宗本願山と號す鳥山村三會寺の末、開山の年歴を知らず、中 興せしは慶長十六年ののみいひて其僧の名をば傳へず、客殿 六間に七間、本尊不動を安ぜり、外に藥師一軀を客殿に置り 古色にて長一尺五寸、此像は昔の代官金子出雲が持たりしと 土八云、 〇東林寺 禪宗曹洞派天東山と號す、相模國高座郡大 日減せり、この寺古はさかんにして境内も廣く、八十三石の 御朱印地にて、寺號は會下寺と唱へしに、いつの頃か回縁に かゝり彼御朱印を燒たれば、今はなく寺勢も大に衰へたり、 この寺の門前を會下谷と名づけしは、この會下寺の名ありし ゆへなりと、此事小名の條にも辨せり、客殿七間に六間、本 尊十一面觀音坐像一尺許、この像の腹籠りに行基の作の觀音 を納めしにかの回縁のをりこの像の腹籠りに行基の作の觀音 を納めしにかの回縁のをりこの像の腹籠りに行基の作の觀音 其の災を免れたまひしなと今も靈驗いひしきと云へり、 門は東向にて天東山の額を掲ぐ、墓所の入口に善光大禪定門 〇永十一年八月十一日としるし、また眞光一如居士天正二年 十月十五日とえりたる五輪の墓あり、村民九右衛門が先祖の 墓なるよし、九右衛門は増田氏にて、先祖は彼藤原台戦のを り此地へのがれ來りしと云へば年代大にたがへり、いはんや 藤原合戦のことは始に載たるごとくたしかに考ふべからざる を (閻魔堂 村の東方荒井坂にあり、堂四間四方閻魔の像長 や 四尺村内長福寺の持、相州鎌倉新居閻魔は世に 知れる所なり、故に堂邊の坂 を後世かく名づけしにや、 大塚 村の東畑の中にあり、高一丈許鋪の徑四間許、この塚の 傍をばれば、たま〜永樂殿などを得る事あるよし土人

新編武藏風土記稿卷之六十七終

新編武藏風土記稿卷之六十八

橋樹郡之十一 神奈川領

○岸根村 岸根村は郡の西の方にて都筑郡の境によりてあり、江戸日本橋より行程七里、古は小机庄の唱ありしよし今は郷庄共に名を失へり、村名の義を尋ふに此邊みすま耕地といへる水田あり、土地打ひらけ水も多きたゞへてよのつねの水田とは其さま違へり、それをいかにと云に古は此邊惣て沼なるによりてしかりと云、常所は其沼の岸にそひたる根なりしゆへこの名を得たりと、此村四方の界域も狭ければ、往昔は小机と一村なりしやなど主人はいへど、其しるしとせることはなし、東は篠原村南は六角橋片倉の二村に接し、西は三枚橋鳥山の二村にて北は又篠原村に隣り、東西十四五町南北八町民戸二十八軒、土性は黒土なれども粘りありて眞土に似たり、水田及陸田をなへていはゞ等分なり、村内に古の鎌倉街道といへるあり、みすま耕地の方よりいり片倉村の方へ通ぜり、此村舊きことは惣て傳へず、延寶七年檢地せしよ

し、其時の水帳を見るに福岡次兵衛、倉本市兵衛、本多六兵衛、半田作兵衛、後藤勘五衛、小林五右衛門といへる六人の名を記したり、是其時檢地を承りし人の手に屬せしものなるべし、元祿十一年八月此所を諏訪惣十郎へ賜はり、それより續て今も子孫中之助が知行なり、高札場村の中央

小名 清水谷 南方 廣町 東より 内田 中央な 宮下 あり
東北の間 大蛇臺 南方 原川 南方 丸山下 南方より 關 南方
下西の方 深どぶ 北方 鳥どぶ 北方 榎戸 北方 山 南方
榎北よ 砂田 中央な 清太塚 清太といへるは人名なるか
清太塚 清太といへるは人名なるか 清太塚 清太といへるは人名なるか 清太塚 清太といへるは人名なるか
もありや、いはれを傳へず、

葎窪橋 西北の間川崎道にそひたる用水堀に架せり、わづかに丸木二本をもてわたしたる橋なり、里人の云往古此處は鎌倉海道にて、其頃は今よりも狭いさかかの溝なりしに、折節盲人の來りしが渡るべき橋なかりしゆへ、負たる琵琶をとり出し、是を便に渡らんとせしが誤り落て爰に死せしかば此名をおひたらんと、又云きにはあらず上京を志せし盲人の、此所にて賊の爲に害せられけるなりと、されば携へし琵琶を賊のこゝへすて去しより起りし名なるにや、今其たゞりなりとて此橋を馬の渡 ○用水堀 村の西の方に堰あり、長二尺なり怪我ありと云、
高札場 西の方羽澤村 高札場 西の方羽澤村
小名 天屋 天屋 下名あり、するに延喜式(和名鈔)等郷名の内に、唐屋とのせたるは此邊ならんか、殊に青木町よりは程近く余文字も後にかき違へし物か、村民このあたりを昔の鎌倉道と云傳へり、 八反町 祭神 戸 石井谷 向天屋 向天屋 坤の方云傳へり、

杉山社

東北の方境の山の上あり、隣村篠原觀音寺の持、社は二間に三間南向、是より四五町を隔て石の鳥居あり西南に向へり、爰より社までの中間にも木の鳥居を立、按に杉山神社は式内の神にして、古より近郷の地に坐すときは爰へ勧請せしなるべし、當社に寛永十八年六月の棟札あり、時の御代官伊奈兵藏別當觀音寺とともに造立せしよしを記せり、この棟札はいま篠原村八幡社内にあり、この社も觀音寺のもちなれば爰へ納めたるならん、當社はそのとき始めて勧請せしが傳を ○山王社 村の東山王山にあり、社前に木の矢一り、

○蛇骨神社 北方の田間村境にあり、相傳ふ篠原村の内小名埋め、その跡へ此祠を建たりと、又の傳へに當村開闢のをり弓を射て矢の落たる處を村境とせんと射たりけるに、此處へ矢の落たれば爰へこの祠を造れりとも云、是もつけがたきことなり、

青雲寺 村の西にあり、曹洞宗小机村雲松院の末岸雲山と號す開山玄室宗順慶長十三年六月十二日寂す、客殿六間半に、間、本尊薬師の坐像長八九寸、この寺庫裡の背後なる山の半腹に横穴あり廣さ一間四方許、此邊にて是を矢倉と云、其ゆゑを ○墳墓塚六箇所 鎌倉古街道の南寄の畠中に並しらす、
問許、何人の塚なりや傳へを失へり、

○三枚橋村 三枚橋村は郡の南にあり小机庄に属す、江戸日本橋へは八里の行程なり、民家二十六軒、村の廣狭は東西八十町餘南北二十町許、東の方は片倉村に接し西は羽澤村に及び、南は神奈川宿の内帷子町にて北は鳥山村につゞけり、惣て當村はうち開けたる平地なれど、西

北の丘の方によりては少く高低あり、陸田多して水田少し、檢地は延寶七年酒井河内守改、昔より御料所にして今御代官大貫次右衛門光豊支配す、百姓林七箇所すべて十町三段餘なり、又南の方當村を隔れ地一町程あり、高札場 西の方羽澤村 高札場 西の方羽澤村
小名 天屋 天屋 下名あり、するに延喜式(和名鈔)等郷名の内に、唐屋とのせたるは此邊ならんか、殊に青木町よりは程近く余文字も後にかき違へし物か、村民このあたりを昔の鎌倉道と云傳へり、 八反町 祭神 戸 石井谷 向天屋 向天屋 坤の方云傳へり、

大平權現社 村の東によれり、蓋の鳥居より山路をよちのぼ尺に九尺、爰よりは近郷の數村を眼 ○神明社 村名祭神 戸 下に望めり、例祭年々九月十六日、
三寶寺 小名山王森にあり、淨土系小机村泉谷寺末、客殿四間寸なるを安ず、開山は方譽休西と傳へて寂年をしらす、

○鳥山村 鳥山村は昔佐々木四郎左衛門尉高綱が馬飼料として、當所を右大將頼朝より賜はりし時、一族鳥山左衛門と云ものを目代として此地に置しより、起れる村名なりと云、或は傳ふ左にはあらず、村内三會寺の淺水田

の間にそこはくの陸地ありて、たとへば田中の島とも云べきものなれば島の字を分ちて村名とせりと、この説もいと迂曲にしてうけがたし、とかく別に故あることならん、佐々木が事は猶舊跡の條に辨じたればあはせ見るべし、此地は三枚橋岸根等の西北にありて、猶北の方は小机村につゞき西は菅田村に隣れり、東西十一町南北十町に餘れり、江戸日本橋を距ること七里餘、戸数は七十一軒にして大抵西の方八幡社の邊にあつまり住せり、水田多くして陸田は少なし、土性は黒土赤土交れり、又百姓持の林ありすべて二十二箇所に於て、段別二町二段八畝十三歩あり、此邊昔は武蔵野に屬して水田も開けざりしにや、【東鑑】曆仁二年二月十四日甲寅の條に、武蔵國小机郷鳥山等の荒野へ水田の開發すべき由、大夫尉泰綱に命ぜられしことあり、此泰綱は高綱が兄定綱が孫なればかれに新墾の命ありしも故あるに似たり、又【東鑑】によれば小机郷と唱へしこともしらる、遂の後【小田原北條家役帳】に載る所を見るに、三郎景虎が知行百二十四貫七十文小机鳥山とあり今も小机庄に屬す、村内三會寺に藏する慶長五年の棟札に、多東郡小机保内鳥山郷とあれど當所は多磨郡に接したる地にあざれば、彼郡に屬すべきにあらず、全記者の謬なること論なし、御入國の後

御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎忠治支配せし田記せしものあり、土人云此邊に酒井河内守が舊領の地あまたあれば、當村も其領地なりしならんと、河内守此邊を賜しは延寶七年なり、其後常憲院殿の御時酒依清左衛門某と歌學の宗匠北村季吟とに賜はりしが、季吟が寶永二年に願ひあけて、其嫡孫湖元及び末孫並藏季住にわかち譲れり、今その子孫文孫季文及び善兵衛季惟知行せり、酒依が子孫は今の清左衛門昌道に至るまでかはらず、此餘村内三會寺領あり、又鶴見川流作場と號して纔に陸田二畝あり、是は御代官小野田三郎右衛門信利が持添の御預かり所たり、

高札場 三箇所あり一は字池の下にあり、一は字稻荷下あり、一は字眞邊にあり、

小名 馬場村の裏の方なり、昔佐々木高綱が館あり、的場邊なり、これも昔高綱が館あり、此邊にあり、

八幡下 池谷戸乾の方、池下良の方、御馬死村の東より少しく南へよりたる方なり、眞邊南の方、只高綱が乗料の馬を埋みし所なりと云、

戸良の方、根崎同邊なり、向判下卯の方、前判下丑の方、馬込、堤根卯、堤外同、稻荷下、この地に、稻荷祠あり、

あり故に此名起りしならん、

鳥山川 水元は三枚橋羽澤等の村々の、山谷より出る清水おちひて流る、そこよりして鳥山川の名あり、川幅二間より四五間にいたる、末流は鶴見川に合す、當村を流るること千四百間許なり、

○鶴見川 村内へかゝること四十間、堤二箇所あり、ひて築きしもの、長千二百間に於て馬踏九尺高さ六尺、一は鶴見川の水除堤なり、長四十間馬踏三四間高さ七尺ばかり、

○溜井 小名道齊にあり、段別二段餘は菅田村の用水に引用する所なり、當村の用水は下菅田村溜井より引沃く、

此餘用水堀一ヶ所小名根堀にあり、又以樋二ヶ所あり、一は長三間新河口と云所にあり、一は長六尺小名根堀にあり、八幡社村の北よりあり、この社あり故に字をも八幡と呼べを傳へず、神體は長一尺五寸許、稻荷天神の二坐を相殿とす、毎座其前に石を置、その石は雷槌などの如きものなり、いかなる故と云ことを知らず、祭禮は年々八月十五日なり、社前に石の鳥居ありてその前に石橋あり、大門前一町餘にして石階二十八級あり、末社辨天社大門の中ほどにあり、向、西蔵院持、

神宮 八幡社の西の臺にあり、○形社 字稻荷下にあり、相傳ふ昔佐々木高綱が乗馬生喰といへる駿足の死せしとき、安へ埋みて神に祀れりと、側に井あり、いつの頃か井中より古き銜を掘出せしと云、此井かの生喰の屍の料にこの水を用ひしなど云傳ふれど、嗚呼のものいひ出せし説なるにや、今は廢井となりて纔に、○稻荷社 字稻荷下にあ、○稻荷社 字池之形のみ存せり、

三會寺 字鳥にあり、昔は字馬場といへる所にありしと云、今寺領十石の御朱印を賜ふ、これ慶長四年二月十日のことなりと云、其時の文に武州多東郡小机庄鳥山村三會寺領十石は、先規に任せ寄附せられしものをす、是によれば北條家分國の時より、寺領ありしこともしるべし、古義眞言宗にて紀伊朝高野山法性院の末寺なり、瑞雲山本覺院と號す、右大將頼朝建立の密儀にして、そのかみ宿徳の僧かはる替る住せしと云、今閉山とする所は等海にて、それより前の住僧の名は傳へず、等海は應安六年九月十五日或はいふ三日に寂せり、その後印融と云僧住職して中興す、此僧は道徳殊に開えありて世にも宗祖弘法大師の再來なりといひ傳へり【本朝高僧傳】云釋印融武州久保縣人生氣含英特具志節群籍經目自然憶持鄉邑無足爲師者弱冠杖策遍學南北駐高野山洋練業成主無量光院品藻宗教筆削著志符愛國左密法之衰晚年東行居武州鳥山三會寺性好讀書或赴外請必恕小半鞍著文卓行誦且吟東關繙日崇德風永正十六年八月中旬夜半取滅壽八十五關東八州有古義談林六十餘院寫藏小育談時壽祭平生撰述凡數十卷行于世云云、又當寺の末都筑郡觀音寺の傳に、印融は同郡久保村の産にて同村舊城寺の住職となり、其後所々へ移轉して晩年再び彼寺に來りて迂化すとみえたり、是によれば高僧傳に久保縣と書しは、都筑郡久保村なるべし、かゝる宿徳の住せしかば、當寺の法燈もいよゝかゝりやしなるべし、本堂十間に九間南向なり、本尊は不動の木像にて長二尺三寸許坐像なり、行基菩薩の作なり、寺寶 愛染像一軀一寸許の坐像なり、弘經文一卷 同人の筆なり、鐘樓門を入て右なり、延彌勒堂門入て左にあり四間四方、此堂は元右大將頼朝大權那にて、佐々木高綱奉行して建立ありと云、御入國の後東照宮の鈎命に同き五年に落成せり棟札左に載す、

武藏國多東郡小机保内鳥山郷
 本願妙樂坊
 良傳坊
 造作大工夏梅右近
 代官淺井六之助
 小代官花井長助
 大工好田平藏
 鍛冶大工内海左京助
 慶長五庚子年九月十五日

裏書の略に云、于此武藏國多東郡小机保内鳥山郷瑞雲山三會寺本覺院者佐々木四郎泰之次大檀那源朝臣賴朝御建立代々名徳居住秘密場也於當院在彌勒堂云云、二生權現社左にありこの文によりても來由詳なり、
 ○西藏院村の中央字山九尺に六尺の社なり、いつの頃か兩頭の蛇を祭め祀れるなりと云、
 ○妙樂院村の中央に三師の坐像にして長一尺八寸許、本尊は藥
 ○觀音堂 八幡社の乾の方字はうたと云所にあり、再遺せ
 ○觀音堂 三間半四方の堂なり、緣起に云この十一面觀音は長一尺二寸、天平勝寶四年聖武天皇の勅命によりて行基菩薩一刀三禮して七觀音の像を彫刻す、この本尊も其一にして、もと大和國奈良大安寺に安置せし所なり、蓋の後貞觀八年大安寺の沙門行教夢遊の告によりて當所に遷坐せり、

其後此邊扇谷上杉家の所となりし頃、上杉氏の室安産の所頭によりて、近郷の百觀音へ錦の戸假及び神鏡を寄進せしこ鶴岡八幡宮拜賀の歸路、この邊の堂塔寺院を放火せしとき、此堂も兵火に罹りて鳥有となれり、その時別當の僧辛くじて本尊のみを奉じて出でて山中に遁れしかと、古縁起六卷及舊記等は皆焼失せりと云、又此觀音を土人鼻匠觀音と呼べり、これはいつの頃か農民あはきはりせんとて馬を水田へ驅入し、馬の鼻を取て耕をたすけしことありしより此名を得しといへり尤うけがたき説なれど姑
 土人の傳へを記せり、

佐々木高綱館跡 八幡宮の西なり、今は陸田となる、觀音緣起によるに高綱當所及び近郷を領せし頃、この地へ十餘町四方の館をかまへ、四面へ堀をめぐらして要害とし、一族六郎太郎鳥山左衛門を兩目代とし、猿山庄司を舍人として愛にとめをき、其身は鎌倉にありて勤仕せりと云、按に六角は佐々木の一族なるよし系圖にも載たれど高綱が兄定綱が孫彦岐守泰綱を祖とすと云時は、時代違へるに似たり、鳥山が事他は他所見なし、されど東鑑に泰綱と諱論の時、佐々木の一族敷代關東にありて、數十箇所の領地ある由をのべたることあり、又昔川崎に勝福寺と云寺あり、其鐘は弘長三年二月八日に鑄しなり、其名に大檀那源朝臣比阿并從五位上行彦岐守源朝臣泰綱大勳進とす、是にても佐々木家の領所なることみゆれば、館もありしと云は疑もあらざるにや、又かの縁起に庭前に十八町の馬場あり、今そのあとを馬崎と云、
 ○莊司橋迹 觀音堂の前なりと云、昔此所に所なりと云、庄司は即ち前に出せし舍人猿山が、因に云村内の人の架せし橋なれば名ありしならんといへり、因に云村内字眞邊と云所に、昔人の隠れしと云なりと云穴あり、今も其邊より武器の朽しものを出すと云ありと云、

舊家者百姓七郎右衛門

高綱と號す本氏は高塚なり、先祖はたしかなる證なし、今家に傳ふる先祖高塚彈正が位牌あり、記して云心光院教覺道圓居士文治二丙午年六月十四日九十八歳高塚彈正守こと、記せり、法證のさま又記せし體も後人のわざとみゆれば、系圖などによりて斯ものせしなるべし、又屋敷かまへの内に小堂を營みて、將軍地蔵の像を安ず、この地蔵は佐々木高綱が守護佛なりと云、木の立像にして長一尺餘古き像と見ゆ、家傳の書に云いつの年か高綱播州へ赴きし時、いつこともなく馬上へ此像飛來りて膝の上へとままれり其夜の夢に汝平生信仰のありきことを感じて、近江より來りて加護すといへり、これより湯仰ますく深くして、終には奉じて、當所へ移し將軍地蔵と號せり、後に高綱此像を姪田織部へ譲れりと記せり、織部は彈正が子にして、此頃より改て姪田と名のるとぞ、當所の觀音も地蔵と同じく織部へ附屬せられしなりといへり、又此堂を守りし道心者光心道西等二人、この像の加護を得
 ○百姓茂左衛門 高邊氏にて常州に、先祖は姪田織部が一族なりしゆへ、其頃より久しくこの地に住せり、系圖を閱るに佐竹冠者下野守某が男高部將監義村、いへり、佐竹左馬頭義治及右京大夫義愛に仕ふ、永正十七年八月十二日卒せり年六十五、其子内記義元も佐竹義舜義篤の二代につかへしが、天文十二年七月窪田合戦のと
 き討死せり、其後子孫この地へ歸り住せしと見ゆ、

○小机村 小机村はその名のよりて起る所の來山と、その地のひらけし年代とを詳にせず、中古より郷名となりて古き唱なり、已に郷名の條にも辨じたればあはせしるべし、此村は郷庄等の名由ておこるもとたれば土人はさして本郷と呼べり、又西の隣村にも今見に本郷村あり、

これは都筑の地なれども村内につゞきたる地なれば、古は通して一村なりしか、其地は郡の中央より坤の方にありて、都筑郡の地につゞけり、江戸日本橋より七里餘の行程なり、家數百五十二軒、東の方は鳥山村に隣り西は都筑郡本郷村に接し、南は下菅田村にて北は都筑郡川向村なり、この所は鶴見川を界とせり、東西三十町南北八町半、村内すべてうち開けて平地多し、土性は陸田は黒土にして多く砂交はれるものを上とす、眞眞土を中とし赤土を下とす、水田は多くして深田なり、されど用水のかゝりあしければ早損を患ふ、さればにや五穀も實の遅き種をえらびてうゆると云、當所は大永享祿の頃小田原北條家の侍、笠原越前守信爲世々領してしかも在城せし地なり、按するに【小田原家人所領役帳】に堂村某が知行十貫文は小机四間在家、この餘三郎景虎知行小机本郷とあるは、隣村本郷村のことなるべし、四間在家は村内なるべけれども今いづれの地なることをしらす、天正十八年小田原没落の後は御料所にて、それより葉山久彌に賜はれり、葉山系譜によるに久彌勝綱元和二年台徳院殿につかふまつり、武州小机郷において領知を賜ふといへり、然るにこの地不熟の地たるにより、其由をうつたへて廩米にかへ賜はると、これまた其譜に載たり、その後は伊

貳丁堂反大七十步

田數

分錢拾貫九百卅二文 反別五百文宛

七段小四十步

畠數

分錢七百四十四文 秋成 反別百文宛

四百八十二文 夏成 同六十五文宛

以上拾二貫百五十八文 定納 惣合貳拾九貫八百文

役錢之儀は寺に而可被仰出候也

元龜三年壬申

十一月朔日

久米玄蕃助花押

武 圖書助花押

中田加賀守花押

雲松院領

代官
百姓中

當夏中被置江湖之由尤候、自然聽衆之者、於寺中致狼籍輩有之者、則注交名可被申越、若又至候時喧嘩口論におるては、即時に四人衆に可被申斷候、定而其沙汰可申付者也、仍狀如件、

天正四年なり
丙子三月十六日

雲松院

雲松院寺領之内、他寺へ引由開屆候、誠無是非次第に候、抑彼寺領爲如何、他寺之綺可有之候、自今以後少成共脇へ引由開屆候者、彼寺領取放可申候、爲其以印判申定者也、仍如件、

十二月五日

沼上奉之

雲松院

右熊野堂五貫文者、早雲寺殿御茶湯爲分永代寄進申者也、代官之事者沼上藤右衛門に申付候、何時も從寺家可有御催促候、爲後日仍如件、

享祿二己丑年十二月十三日

笠原越前守信爲花押

雲昌院 參

雲松寺貴報

貴札令披見候、仍雲松寺山之儀、卯年御地掟に、拙者ふみわけ鳥山之郷へ付候と、百姓口上之由蒙仰、繩之刻田地之境をうそたて申入、山林之儀一圃さかいたて不申候、御寺之儀にかきらす、於小机筋山林之儀さかい立申事、一郷も有まじく候、恐々謹言、

極月五日

大河内金兵衛
大金兵花押

鐘樓門を入て左にあ
り銘文左に出す

臥龍山鐘銘

夫法界聖凡、三途六道、皆由人一念之所成、舉世而言之、則有陰陽晝夜之分、在人而言之、有迷悟聖凡之別、蓋以我佛垂慈、教齋六合、無分天上人間、惟以利生爲事、然而種種隨機專利、有情同圓覺性、故又設鐘聲佛號、拔濟沈淪、稱其功德、曷勝言哉、茲有武州都筑郡小机庄根古屋郷臥龍山雲松院住持別峰者、曹洞之末孫、太源派下、遠州高尾石雲院之門葉也、於是歲壬戌暮春、積業緣開鑄鐘、斯鐘以就、并新建立樓門、而施鐘於其梁、因質余銘而記之、

銘曰

舉世皆暗 惟鐘是明 聲傳法界 響徹幽冥

幽虛聞鐘 幽處皆明 明通幽處 幽處無形

聞而返聞 行願速成 不聞而聞 菩提自生

思遍六道 利極四生 無盡含識 俱登化城

東阜心越杜多羅

于時天和龍集玄默

闍茂季春如意珠日

臥龍山雲松禪院

現住宗靜代置之

笠原越前守信爲墓

本堂の後の山の半腹にありて、世々の石にして讀へからず、信爲は當寺の開基なることは前にいへる如し、此人祖先の出る所の世系今考ふべからず、系圖にも信爲を初として其子孫を記したれば、とかく謎ならぬこととおもはる、此墓も昔は神太寺村にありしを、爰に移せしならん、相傳ふ信爲歿せし時、當所より南西にあたる下菅田村の地にて茶毘せしとて、今に其地 道慶が谷といへり、泉谷寺村の西南字泉谷にあり、淨土宗京都知恩院末山なり、石の御朱印を賜ひしより、今にかはらずと云、されど其文によれば先規の如く寄附せられしよしを載す、もとより古き寺院にて、開山見譽は弘治二年八月二日寂せり、開基は二宮織部正と云人なりと村の記録にあり、寺にては大永三年北條氏綱の開基といへり、氏綱の朱印もありしが火災にかへりて失せり、見譽は高徳の人にて、後奈良院の勅によりて飯沼の弘經寺へ轉せり、三代目看經僧光明寺へ移住せり、元和八年正月七日火災に什物舊記皆失せり、此寺郡界に跨りて、庫裡の方は都筑郡に屬し、本堂の方は橋樹郡なり、故に寺にては都筑郡に屬すともし、一へり、

鐘門門を入て左の方にあり、二鐘門四方銘文あり、左の如し

蓋聞捷推功大德只非告聖衆、兼報惡趣拔苦、所以屬呢吒主脱劍輪攷於鐘聲、若此妙用不足勝計矣、于茲武州都筑郡小机之庄内松嶋山泉谷寺十二世重譽、以同門衆助力、并十方檀那加合、鑄華鯨一口、潤重苦群類者也、銘曰

一鐘扣擊中、百八安塵躬、眼消海鑄響、夢禁山岳風、祝曰 火德將軍聖衆

禁制

相模國小机庄之内四人衆抱分
一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事
一放火事
一對地下人百姓非分之儀申掛事
右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可被處嚴料者也、

太閤秀吉印あり
天正十八年四月日

各右之向人也者共小机之事案内有之候間、□に可被成尋候、是は何もふれ口之事候は、貴所へこし候ても御申候、此外不申、
態申候、仍小机筋々ふれ口之者、案内之趣條さるはあわちの口、つのかみ藤井惣兵衛、すゝき近江、かの四人之者郷中へはかへし候は、様子御尋可被成候、爲其如此申入候、恐々謹言、

加々甚十 政秀花押
八日一日 神彌五助殿御宿所

かゝる舊家なれば、正徳の頃までは夫役のものを指揮せしといふ、其頃のものとして伊奈半左衛門が家人より人足のことを云ひおこせし状などを蔵す、又四人ともに除地を抱ゆることは、延寶七年檢地の時、秀吉よりの御札に四人衆抱分とある

を以て、ことさら彼等が所持の地を、除地とは定められしといへり、

○羽澤村 羽澤村は郡の西南にあり、村名の起る所及び郷名を傳へず、是も小机庄に屬する地なり、江戸日本橋より行程八里に餘れり、村内惣て平ならず、南北二方の境は丘にして此邊陸田多し、水田はわづかに谷間にあり其餘山林許多あり、土性は黒野土或は砂交れり、東は三枚橋村に隣り南は程ヶ谷宿の内帷子町に接し、西は都筑郡河島上屋川上菅田の三村に界ひ北は下菅田村に交れり東西十六町餘南北十三丁餘、民戸惣て三十六軒所々に散在す、御入國の後正保の頃は御代官伊奈半十郎預り奉り元祿年中に至ては間瀬吉太夫支配すと云ふのみにて、其餘の事を傳へず、今地頭は酒依清左衛門なり、先祖某享保年中に賜はる所なりと云、檢地は寛永九年伊奈半十郎糾せり、延寶七年酒井河内守知行の時も、内檢地など云こと有し山を土人いへり、

高札場 村の中央字具行谷戸にあり、
小名 具行谷戸 村の中央を云、此村の里正喜兵衛と云が此わたりの字となれり、具行がことは、犬吠田谷戸南より同郡の渡田村に其舊記を傳へたりと云、
あ 綿打谷戸北の方 八幡原東北の方 大道村の中央

用水

谷間より出る清水を引用ゆ、其下流の東の方三枚橋村へ入る、

藏王權現社

字具行谷戸にあり、社二間四方南向にして丘上に建り青蓮寺の持なり、
○杉山社 字具行谷戸にあり、社二間四方南向、稻荷第六天を祭れり、前に鳥居を立石階を登ること二十八級同寺の持なり

○杉山社 字具行谷戸にあり、社二間四方南向、稻荷第六天を祭れり、前に鳥居を立石階を登ること二十八級同寺の持なり
○熊野社 字具行谷戸の内に入り、石にて造れる、
○小名綿打谷戸の丘上に立り、社二間四方南向、左右に稻荷天王を合祀せり、前に鳥居を立青木町淨瀧寺の持なり

○神明社 小名大道にあり、延寶年中酒井河内守知行の時社地を相殿とす、前に鳥居を立村の鎮守にして、例 藏王權現祭九月十六日、青蓮東泉の二寺の持なり、
○藏王權現社 小名綿打谷戸にあり、青蓮寺の持なり、
○稻荷社 九村内所々に散在せしめて勸請の年代等はす

○第六天社 小名具行谷戸にあり、石の小祠を建り是も村民の持

青蓮寺

村の中央にあり、古義眞言宗鳥山三會寺末照光山平本院と號す、開基は村の里正喜兵衛が先祖なり、法號を平本院と云卒年を傳へず、彼が氏を平本と云、故にそれを法號とし亦寺の院號にも用ひしとなり、開山の僧及び年歴を傳へず、本堂六間に四間半東向、本尊は昔は大日なり、それは木の坐像にて長五寸許なりしが、いつの頃にか盜のために失ひしにより、其後如常觀音木の坐像にて長八寸なるを本尊とせり、しかれども元の像は奇異のことどもありとて、何人か持來て當寺へ返せりと云、此大日は作物と 東泉寺のみいひ傳へて何れの作と云ことを知らず、

新編武蔵風土記稿卷之六十八 橋樹郡之十一

村の北の方にあり、古義眞言宗にてこれも三會寺末、廣敷山成願院と號す、開山を繼國と云、寂せし年代は其傳へを失ひたれど、第五世の住僧の寂年を寛永年中といへば、開山の時代も舊きこと知べし、本尊は師木の立像長九寸許行基菩薩の作と云傳 彌陀堂 小名綿打谷戸にあり、本尊は木の立像にさ四間に二間南向へり、東泉寺持

○和田村 和田村は郡の南にして江戸日本橋よりの行程八里、郷名は傳へず榛ヶ谷庄に屬せり、東西北の三方は帷子町に境ひ、南の一方は佛向下屋川の二村に隣り、東西七町南北へ三町にあまれり、民戸十六軒多くは村の北の邊に居を結べり、南方に相州道あり佛向村より入り帷子町へ通ぜり、此道村内を通ずること四百間餘、地形は大抵平かにして水田多く陸田少し、土性は眞土なれど、南方帷子川にそひしあたりは砂土も交れり、此川の水溢る、時は水損の患あり、此方の山は都筑郡の山々に續き

支部上野野原

たれば猪鹿出て田畑をあらせり、元祿八年安藤對馬守檢地し、夫より後明和七年新田の處をば伊奈半左衛門檢地せり、此村古のことは詳にせず、御入國の後御料所となり伊奈半十郎家にて世々預り奉り、其後田中休藏等の支配所となりしに、夫も替りて今は大貫次右衛門が支配所となれり、

高札場村の北にあり、

小名 小關村の東に 原村の中央 竹ノ後村の西 宮前あり、是も西に

帷子川 村の南境を流る、西の方帷子町より入り村内七町程を經て、又東の方帷子町の内へ至れり、川幅凡七八間、

○用水堀 村の中央にあり、村内を經ること六町半、

杉山社 村の西よりあり、當所の鎮守なり勸請の年歴を傳へず、本社一間四方拜殿は三間四方東に向ふ、神體は本地不動の坐像を安ぜり長五寸、前に木の鳥居を立、祭禮は年ごとに六月九日のふた度、いづれも二十八日を用ゆ、帷子町香象院の ○山王社 村の北眞福寺の東なり、村内稻荷第六天地は一段二畝二十四歩村の北にあり、第六天の餘地十五歩は東北の方にあり、此二社を相殿とせし年代を傳へず、社は二間半に二間、前に木の鳥居を

眞福寺 村の北にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺の末大照山と號す、開山詳ならず、中興開山傳慶寛永二十年

藏王權現社 村の北にありわづかなる社なり、上屋は三間に二間東向にて前に鳥居あり、勸請の年歴詳ならず、下星川村法 藥師堂村の北にあり二間半に四間東向、本性寺の持なり、尊藥師の立像長三寸、境内に元祿九丙子十月方譽仰譽二人の名を刻せし石碑あり、此二人始てこの堂を建立せしと云、

○佛向村 佛向村は郡の南にして保土ヶ谷宿の西北にあたり、江戸日本橋より八里の行程なり、榛ヶ谷庄御厨郷なり、村名の起りは昔村内正福寺の先住堯室、初て北條家へ謁せしとき願ひあらば申すべしとありけるに、出家の身は他の志願なし唯常に佛に向ふこそ桑門の本意とする所なれば寺の山號及び其村里にも佛向の二字をもて名づけ賜はるべしとの願ひにより、領掌ありてかく名づけられしとぞ、其時免許の下文に例の虎の印判を押せしものありしかど、今は失せりといへり、されど【小田原所領役帳】に小机の内佛向二十三貫百二十四文向山とあり、此頃は向山といひし人の領せし所にて、文字も古くは佛向とかきたると見ゆ、家數五十八軒、長は帷子町及び和田村に隣りて帷子川を界とす、巽は下星川村にさかひ坤は神戸町に接し、乾の方は都筑郡の内今井市の澤川

一年十月六日に示寂す、客殿六間に五間半南

○坂本村 坂本村は郡の南にあり江戸日本橋を距ること八里、爰も榛ヶ谷庄に屬せり、東の方より北へかゝりて帷子川を隔て都筑郡上星川村に隣り、其中北の方には同郡川島村かゝり、西南より東の端へは又佛向村なり、民家十二軒東西二町南北は四町にあまれり、地形多くは平かなれば水田陸田等分にて、用水は村内谷間に涌出せる清水を用ゆ、西の方には小山あり、又東北の方に一條の路を開けり是を八王子道と云、此道東隣佛向村より入り川島村に通ぜり、元祿八年安藤對馬守檢地し、夫より後新田をば明和七年伊奈半左衛門の檢地せしことあり、此村御入國より後は御料所なり伊奈半十郎が家にて代々支配せり、中頃は田中休藏右衛門及び其子休藏等續て支配せしに、元文五年又伊奈半左衛門支配所となれり、それもかはりて今は大貫次右衛門支配所となれり、

高札場 小名前耕地にあり、

小名 前耕地村の南の 小谷村の中央 大谷村の西にあり、

帷子川 村の東北都筑郡上星川村と當村との間を通ぜり、川島村より流れ來り佛向村に至る、村内を經ること一町にあまれり、川幅

○用水堀 東北の間にあり、坎を設けて帷子川の流れを分ち、東の方佛向村に島

子孫左近將監忠郁が時に至て職を奪はれ、久世丹後守廣民代りしが、再び大貫次右衛門光豊是にかはれり、高札場村の東八王子往還の傍にあり、

小名 稻荷の上村の中央、**神木廻り村**の南に、兵庫谷村の南にあり、相傳ふ金子兵庫といへるもの、此地を開きて住せし故今に此名ありと、されど其子孫もたえて後年久しければ其事跡は傳、元佛向國の頃農民の居村なり、神

木前畑これも南の西谷同邊な、猪久保谷是も同邊上原是も南、向原是も同、外野谷村の西、行坐谷是も西の、

矢し塚村の西、大久保是も西の、北上東の方、的場是東の方、前耕地是も東の方、内田耕地同邊な、砂子田耕地北の方、

帷子川 村の北の方坂本村より流れ來り、北の村境を繞ること凡四町許にして、東の方下星川村に入る、川幅七間許より八間、

用水堀 水源は坂本村の内にて、帷子川を引わかたし、村の北の境より入り流るること四町餘にして、東の方下星川村に入る、

杉山社 村の長にあり、本地は不動立像にして長一尺七寸あり、社三間に二間半、前に木の鳥居を立共に東南なり、岩間町四福、**稻荷社** 村の中央にあり、社六尺四方前に木の鳥居を立共に巽に向り、社地に桶の大木あり、惣て杉松の古木繁、**山王社** 村の四方の方よりあり、當茂せり是も四福寺持、

社の本地佛は藥師なり、正福院持、**神明社** 村の北にありてあり、社は九尺の桶あり、古き社なること知べし、帷子町香象院持、

正福院 村の北にありてあり、曹洞宗小机村雲松院末佛向山と號す、前にいへる如く北條家よりゆゑされし山號なりと云、開山聖叟梵昌永享元年二月二十六日寂す、初は開山の諱を用ひて榮叟寺といひしが、先住明王宗鑑中興の時、今の院號にあらためしとぞ、宗鑑は寛文元年四月二十二日寂す、本尊如意輪觀音坐像にして長一尺五寸、行基菩薩の作なりと云、脇土不動毘沙門の像を左右に安ず、共に立像にして長一尺客殿に安置せり、又藥師の立像あり是は惠心僧都の作なり、長一尺二寸、村内山王の本地佛なり、客殿□□に六間圓通閣の三字を通す、門の前に石階あり皆北に向ふ、當寺より安産の符を

新編武藏風土記稿卷之六十八終

新編武藏風土記稿卷之六十九

橋樹郡之十二 神奈川領

○下星川村 下星川村は、郡の南の方にて保土谷宿よりは西北にあたる地なり、江戸日本橋より行程八里なり、抑星川の地は古名にて、**〔和名抄〕**の郷名に久良岐郡の下にかけたれば、昔はこゝも彼郡中に屬せしにや、其詳なる事は隣郡都筑郡上星川村の條に出せり、今此村は榛谷庄とも、或は御厨庄とも云、前にも出せし如く舊くより己に榛谷の御厨と云唱あれば、それを分ちて庄名とせしゆへかくの如くまちまの名あるなるべし、古老の傳へに、當村は昔はしははは戦争ありし頃、人家もそれが爲にうせて荒野となりしを、いつの頃か秋山氏本郷氏といへる者、其餘十七人わづかに家を作りて移り住し、夫より荒野をおこせしとぞ、今村民に彼等が子孫七八人も存せりといふ、村の上下に分ちし正保年中より前の事なりとのみいふ、家數四十二軒村内に散在す、東は芝生村に

隣り帷子川を界とす、南は神戶保土谷の二村に境し、西は佛向村に境し、北は芝生和田の二村に隣り帷子川を界とす、東西八丁二十間南北十丁二十間餘、すべて南の方は小山かさなりて地勢高く、北の方は川にそひて地低し、水田多く陸田少し、土性は黒砂土にして陸田は野土に砂交れり、村の坤の方佛向村及び神戶町の境に一條の往還あり、相州へゆく間道なれば土人相州道と呼ぶ、道幅は二間餘なり、**〔小田原家人所領帳〕**に六郷殿知行三十四貫九百四十文、小机筋星川、夏成共外に三十二貫文向星川とあり、これ永祿の頃なり、土人の話によれば荒廢となりし後の事なるべし、向星川と云は何れの所を云にや今知るべからず、御打入の後は御料所にて伊奈半十郎忠治が家にて世々支配せしが、後に田中休愚右衛門喜古かはれり、夫より再び伊奈半左衛門が支配所となり、子孫右近將監忠郁に至るまで替らざりしが、寛政四年より大貫次右衛門光豊が御預所となれり、

小名 大久保村の西の、**桐ヶ谷**是も村の、**山崎臺**村の北の方あり

本丸谷 小峰 榎戸町 コチ田町 以上四ヶ所、**大**

日前村の東の方川に添し地なり、土人の説に古大日、**齋藤**堂ありし故かく云とのみ傳へて、其詳ならず、**田村**の東、**下ノ谷**此も芝ヶ谷村の南、**池ノ谷**此も村の南なり

支前上野...

の處に花清と 市ヶ原村の西 道林市原の 榎戸村の南
云小名もあり

加賀屋敷 村の南なり、六郷加賀守と云人の屋敷跡
なりと云、猶舊蹟の條并せ見るべし

帷子川 村の長の方和田帷子の二村と當村との界を流る、西の方
か佛向村より入て、村内を流る事十丁許にして東の方

神戸町に入、川幅上の方にて、(用水堀 村の中央にあり、水
六間下の方にては八間あり)

中坂本村の内より引分つ、神戸及び當村と佛向三村の用水な
り、此堀は西の方佛向村の境より村内に入り、流るること十
丁許にして南の神戸村に入る、

杉山社 村の中央にあり、社地は小山にして松杉の古木繁茂せ
り、山を登ること凡三十間ばかりにして上に社あり、拜

殿二間に三間、前に鳥居をたつ、すべて巽に向へり、村内法
性寺 ○稻荷社 村の南の方神戸町の界にあり、小

法性寺 村の中央にあり、日蓮宗甲州久遠寺末、光榮山と號す、
開山法性院日在元和七年十月十三日寂せり、客殿六間

長三寸許、これは甲斐國七面山に安置する所の像を模せし
のなり、影現

六郷加賀守某屋敷 村の南にあり、この屋敷跡あるを以て地
名をも加賀屋敷と呼べり、其地は山の上に

して登ること二十丁半餘、上に平地あり今島となりて廣さ二
十四段餘の所なり、山の半腹に廢井二ヶ所あり、其一是徑二

尺五寸許、淵に望て手を拍つときはひびきあり、故に土人か
んくま井戸と呼ぶ、井屋敷ありし跡と云る證とすべし、き

れど加賀守が事跡は傳はらず、(小田原所領役帳)に六郷殿と
記せしは、荏原郡大森村の傳へによれば、上杉管領家の一族式

部大輔と云人なりと云、然るに同書に據は當所もかの式部大
輔の領せし地なる時は、加賀守も亦式部大輔の一族などに

や有けん、とかく今より ○山崎淺間實寺跡 宇山崎臺にあ
は其實を知るべからず、

城山崎寺を此へ擬して建立せしなりと云、然るに彼寺は淺
原實寺とかきて淺間を祭りしには非ず、もとより後人の附會
してかゝる寺號を設しなるべし、土人の口碑に傳へたるは、

昔この寺にて落人をかくし置る罪により、たちまち廢せしる、
是永祿天正の頃の事なりとぞ、其破却せられし時淺間の神體

帷子川へ落て流れしを、近郷芝生村の百姓八右衛門と云し
のとりあげ其村の鎮守として今にありと云ふ、又近き頃享保

年中この舊跡墓所の跡なりと云所を穿ちて、枯骨を數多掘出
せしかば、それを集めて埋め、其上に石の地蔵の像を建立せ

り、其地蔵今に存せり、芝生村民八右衛門の事蹟彼村にては
傳へ

○保土谷宿 保土谷宿は、東海道五十三驛の一にて、郡
の西南の方相州鎌倉郡の境にあり、今この宿に屬する所

その地廣し、保土谷、岩間、神戸、帷子の四ヶ町をあは
せて保土谷宿と呼べり、それも何の頃よりのこととや考

ふべからず、慶長六年の頃までは道中の馬繼藤澤より保
土谷に至り、夫より神奈川にて繼、其後戸塚川崎馬次と

なりしと云、こゝも半谷郷御厨庄に屬せり、半谷は榛谷
と同じ唱へなれば通してかくなりしなるべし、江戸日本

橋より行程八里に及べり、家數四百五十三軒、町の西側
に軒を連ぬ、四方の疆界は南の方久良岐郡にして戸部太

町、下神戸町、田町、下岩間町、川岸町をこえて芝生村
に入る、北道は左右ともに山にそひて谷間なる平地なり、

長四十五丁五十間にして、廣さは四間より四間三尺に至
り、其間西より南へをれし所もあり、又南より東へ屈

曲せしもあり、江戸の方へ向ひては神奈川宿の山遙に見
ゆ、又繩手より下星川村法性寺、及び杉山明神の社見ゆ、

其路程は十五丁ばかりを隔てし所なり、又北の方和田村
伊勢の社の森も見ゆ、こゝまでは二十丁許をへだつ、又

其所より北の方都筑郡なる端龍院の山見ゆ、これは一里
餘を隔てり、同所より東の方久良岐郡戸部村の山々も見

ゆ、十五丁ばかりをへたてし所なり、又相州境の方より
南の方を望めば、久良岐郡の中園海山をはじめとして羣

山つらなり、同郡引越村の方より相州鎌倉郡永谷村の山
につゞけり、この山々近き所にては一里ばかり、遠き所

にては四里に餘れり、是宿中より遠望する所の大界なり、
○保土谷町 保土谷町は、相州境の方權太坂より、東北

上岩間町迄の間なり、今専ら保土谷と呼ぶ所は、上岩間
の方へ寄たる所にして、夫より武相の境の方茶屋町元町

とをすべて三に分ちたれど、茶屋町元町は元みな保土谷
の小名なり、保土谷町も昔は今の元町の所にありしを、

慶安年中此所へ引移せしと云ふ、是より元町の名も起れ

支部上野原

支部上野原

り、前條保土谷宿にのせたる如く、當町以下岩間神戸稚子と列ね記すべきを、左に載たるは今唱る所の便宜にしたがへり、

權太坂 海道の内にて元町の南の方なり、其地形十丈あまりも高く、屈曲して長き坂なり、故に街道往返の人夫此所を難所とす、昔は一坂坂と呼しが、何の頃か旅人愛を過るとて、側にありし老農に坂の名を問しに、かの翁耳しひたる者なりしかば、己が名を問はれしと思ひ權太坂と答へり、

○二番坂 權太坂の上あり、同じ續きなれば江戸より往るとき一番坂二番坂とかぞへて呼しなるべし、この所は權太坂ほどにはあらざれどもよほどの坂なり、爰より望めば神奈川の海上を目の下に見て風景いと美なり、坂より相州の方境の地蔵まで民家もなくして、道の左右に松の老木いくらかともなくならびたり、

今井川 元町の邊を流る、水源は都筑郡今井村にて、谷水落あひ小川となり、十丁許をへて元町に來り、海道の家の前より右の側へいり、十丁程流れて金澤橋へ出、又五丁許にして往來のうち中の橋を過て左にそひ、裏通りを流るること六丁ばかり帷子橋のもとにて帷子川へ入る、水源の地名により川の名をもかく呼べり、川幅或は三間或は五間に及べり、

○土橋 元町の内ありて今井川に架せり、官よりかけらるゝ橋なり、長六間幅三間、

大仙寺 保土谷町の西側にあり、海道より五十間ばかり西へ入安樹院と號す、村の舊記によるに、いとふるき寺にして、關殿院の御宇天祿年中の起立にして、神戸山惣持院神宮寺と號せしが、其後寺廢して星霜ふりしとぞ、應永年中法印鎮守中興せり、此時山號寺號等も改めてしとぞ、かくて法印は同慶二十八年五月四日寂せり、今を問山とす、又遙の後寛文十年二月十日回祿にあひて記録以下烏有となりしにより、昔の事はつ

たはらずといへり、門は兩柱の間一丈、西方山の三字を扁す、客殿は六間に八間共に南向ふ、本尊は彌陀の立像長三尺許、當寺境内の外に餘地三段二畝二寺寶、十王畫像一幅、紀伊十八歩境内の地につゞけり、

野の子院高室院よ、鐘樓門を入て右にあり、九尺四方、鐘のり寄附せりと云、鐘樓門三尺、享保七年の銘文あり、

阿彌陀堂、本堂の右の方にあり四間四方、西向なり、稻荷社地居山の内にて境内に續けり、勸請の年代を傳へず、寶曆五年吉田家にこひて正一位の神位を授けらるといへり、

○樹源寺 保土谷町の北側に往還より十山久遠寺末妙秀山善通院と號す、寛永五年の頃某氏の女の發願により、僧の日領を開山として起立せしとぞ、かの女は同九年五月二十三日歿せり、法諡妙秀日正といふ、日領は明暦三年九月二十七日化す、かの僧の院號を善通と云、當寺の山號院號は開山開基の法諡の字をとりし事知らる、客殿五間半に四間、本尊三寶を安す境内の外に山一段一畝あり、これも境内つゞきの、

○石地藏 茶屋町のはづれにあり、

○地藏 東海山の内武相の境にあり、故に境地藏と呼べり、堂は三間四方東向なり、前にわづかの石階あり、こゝにたてる石地藏はいつの頃ののものにや詳にせず、たけ臺坐とも七尺ばかり、堂は萬治二年の創建にして、岩間町見光寺の持なり、堂下に旅人のいこふ茶屋あり、鐘樓堂の後にあり、鐘は徑土谷に堺地藏の茶屋とよぶ、

鐘樓堂の後にあり、鐘は徑土谷に堺地藏の茶屋とよぶ、

法禪寺迹 樹源寺の後の方なり、今も寺號を以て其所の字とせり、眞言宗の寺院なりしよし、いかなる故に廢せしや詳ならず、此寺の本尊とせし薬師は今樹源寺のものとなれり、

しるせしはいよゝ誤なる事しらる、今の清兵衛が父清兵衛の時年頃宿役のことに心をもちひ、傳馬宿次の指揮もおこたらざりしかば、天明八年八月二十九日伊奈津守よりきこゑ上て、白銀そこばくを賜ひ、其身一代は帯刀すべく、又今より以後子孫永く苗字を名乗べきよし免されて褒賞ありしといへり、

○上岩間町 今は保土谷町の續きなり、又帷子橋の次にも岩間町あり、夫をば下岩間町と呼ぶ、萬治三年人夫役の事につきてうつたへしにより、保土谷町の地へ引移せしにて、もとは久良岐郡の村なり、按に【小田原所領役帳】に岡崎修理亮が知行六十五貫五百四文、此内六十貫七百文は千寅檢地増分とあり、壬寅は天文十一年なるべし、又菊地郷右衛門が知行二十三貫文、以上の地皆久良岐郡岩間とあり、御入國の後伊奈十郎忠治が家に支配せり、この後元祿八年の檢地にも猶久良岐郡に屬せしが、同十四年あらためて當郡に屬せり、この後人家も次第に海道の内へ移りて、ついに四箇町つらなりすべて保土谷の一驛に隸すといへり、

○上神戸町 上神戸町は、上岩間町の長に續けり、又下神戸町は帷子町の間にはさまれば、此二箇所ともに昔は今の帷子川土橋のほとりより神明の社の邊までなりしが

舊名家主荆部清兵衛 清兵衛が先祖を豐前守吉重と云、當國久良岐郡の人なり、北條早雲より氏直に至るまで五代の間仕へて、關東八箇國の郡司を勤めしといふ、家に傳ふるいさゝかの記録を閉るに、天和三年三月十九日清三郎吉次といひし者の覺書なり、其文によれば豐前守吉次は武州鉢形の城番をつとめしとあり、荆部出羽守吉重同修理亮吉重同清兵衛吉重とつらねしるせり、三代同じ名を用ひしと云も誤あるべし、又側に右三人の名乗は小泉次夫が授けし所なりとあり、次次夫吉次は御打入の頃より御代官を勤めし人なれば、いよゝゝうけがたき事なり、又彼記録に云、右の内荆部内膳と云もの神奈川領二又川にて、六箇所の領地を北條氏康より賜はれりと、かの内膳と云は出羽守か又修理亮などが初の名なるにや又云荆部豐前守當所上中下ともに氏綱より賜りて領せり御當代に至りて清兵衛吉重うつたへて、上中下ともに石高を分ちて農民に配分し、其内保土谷町をば自所持せりと云、又別に記せしものあり、其文には永祿十二年九月甲州勢小田原へ人數を出せしとき、吉良左兵衛督義門居館をこの近郷蒔田に定む、其頃幕下に屬せしは、大橋山城守康忠、北見關加賀守滿頼、荆部豐前守泰則、多目周防守長宗とあり、これによれば豐前守が名乗の吉重と

保土谷とそこばくへだりて便よからざるにより、慶安元年今の地へうつれりと云ときは、古神田なるにより神

戸の地名おこりしなるべし、

高札場 乾の方にあり、保土谷一宿の高札場なり、

金澤橋 岩間町の境にありて今井川に架す、長五間九尺、この橋の側より金澤へかよう道ある故に、今此名あり、昔は神戸橋と云しと見ゆ、御普請所なり、

○帷子上町 帷子上町は、上神戸町に續けり、この町も海道の内三箇所あり、それも昔は帷子川の邊今の古町と號する所にありしが、慶長年中今の地へうつりしと云、此帷子の地名は、古よりありし所なりと、されど其名の起りし故は傳へず、太田道灌の【平安紀行】に云ふ、かたびらと名付る所にて、

日ざかりはかたはだぬきて旅人の、汗水になる帷子の里【廻國雜記】にかたびらの宿といへる所にて、

いつきてか旅の衣をかへてまし、風うらさむきかたびらの里とあり、この頃の海道は今の道より乾の方にありて、其道の次第は相州境より今の如く來り、元町の内東

村の方へ入しなり、御打入の後には伊奈半十郎が家にて世々預り奉りしが、今は大貫次右衛門が御預となれり、

小名 上町上神戸町の 十八間町上町の長の方にあり、今井川も云しと見ゆ、天文の頃のものにしか載たり、

○下神戸町 十八間町の長の續きにあり、此所も土地變革のことはすでに前に出せり、

○帷子田町 田町は下神戸町の長に續けり、此則帷子町の小名なり、其詳なる事は上に出せり、

見光寺 下神戸町と今井川との間にありて、門は海道の方岩間

山珂山院と號す、開山大譽珂山寛永六年起立す、此珂山は寛文十一年九月五日寂せり、本尊は彌陀の坐像長二尺三寸、客殿六間半に五間半す、

○香象院 帷子町の内にて海道より二丈ばかり、客殿は八間半に、寺寶 愛染明王畫像一幅法開門は海道の方にむかへり、

○神明社 神戸町の内にて、下岩間町まで大門通れり、今保土ヶ谷及び神戸町の鎮守とす、四石一斗の御朱印はなりと云、

○阿彌陀堂 山下にて字岸の下にあり、

○下岩間町 下岩間町は同町 長にあり、上にいへる十八間町よりこの町迄は舊久良岐郡の地にして、今井川を界としすべて岩間村の内なりといへり、その餘變地の事は已に前に出せり、

く採用すべきにあらざれど、古きものなれば全文を左に載す、

武藏國榛谷御厨庄之内

神戸神明瀧觸之事 抑當宮之開起者、天祿元年庚午伊勢天照皇太神宮飛來給、武州御厨谷庄之内、榛谷之峯影向、從其川井有御飛、從川井又二俣川御移、御座所假宿云、從二俣川又下、保土谷宮林云所御影移給間、同所八坂云所奉祝二成、暫住給、然嘉祿元年乙酉、或少女託言、吾出法性眞如都、假交分段同居之塵、以降垂一天四海跡、和率土萬國光、中猶今當國當郡和光同塵、守護一切衆生晝夜思也、我得鎮坐云、其時彼少女之云、目頰淨布懸言、御託宣云、

伊勢の神こゝに飛くるしるしには、うつす御影をおかめもろ人

少女様々自託給時、天光物飛散、雷電鳴渡、故今二成奉崇、神明御伊勢御正體申下、宮造在所號神戸、神宮寺名滿福寺、經藏堂稱神照寺、弘法大師御作之愛染明王今御坐、是則顯深之本地給者歟、末社雨宮、風三郎殿、切邊之王子、日王子、高根明神、稻荷天神、山王、見目等也、情見此地形體、伊勢國渡會郡御本社之靈地少不違、先有高間原、是宮原云、宮川是

新編武藏風土記稿卷之六十九 橋樹郡之十二

慶安元年に賜へりと云、社地も其内なれば別に歩數も定らず、此餘田畑四ヶ所皆此近きあたりにあり、按に天文二十四年しるせしと云當社の縁起に、天祿元年庚午伊勢太神宮武州御厨屋の庄榛谷の峯に影向あり、それより川井へうつりたまひ、又二俣川へ鎮座あり、其後又下保土ヶ谷の宮林と云所へ移りたまひしかば、同所八坂と云所に祀れり、この後二俣川の宮を假宿と號しけり、然るに嘉祿元年神託ありて宮作りのことを起しけりといへり、今神主がもとに傳ふる所は、この時始めて鎮座なしけるやうにもいへり、もとより天祿の影向と云ものは、いとふるき世の事なれば果して其實をつたへしや否を知らず、祭禮毎年六月、鳥居神戸の中ほど地の方に、大月十六日九月十六日、鳥居あり、木にて造れり、門をなせり、この所は前に今井川流れて一の鳥居より十二町ばかりを、石鳥居大門の内、拜殿石鳥居より十二三丁程へだつ、

本社二間四方東南に向てたり、この社は御打入の後再まで造營ありしと云、棟札の文に云、武藏國榛谷御厨八幡の鎮守、保土ヶ谷神戸村、元和五己未年彌生とありて、裏に但馬守越後守、和田村田口平兵衛、青木半人佐、星川郷和山加兵衛、小帷子足立久右衛門、菊部清兵衛、丹解和泉守家秀、小野筑後守、岡崎米田皆平木七九郎など交名見ゆ、又その後修造のときの棟札あり、權大僧都、末社五坐相殿社地覺祐としるせり、其年代は傳へず、

社地へ入る所の左の方にをれり、昔は小野新兵衛といふもの神主として、世々祀事を司りしが、いつの頃か今の刑部が先祖へその職を譲りしといふ、刑部は世系もきたかならず、昔の小野新兵衛が書し緣起一卷あり、その文を見るにことごと

社地へ入る所の左の方にをれり、昔は小野新兵衛といふもの神主として、世々祀事を司りしが、いつの頃か今の刑部が先祖へその職を譲りしといふ、刑部は世系もきたかならず、昔の小野新兵衛が書し緣起一卷あり、その文を見るにことごと

神戶川云、有五十鈴川、是小帷川云、有御裳澤川、
愛古部川云、有大湊、愛神奈川前云、有二見浦、愛
宮崎云、有大橋、愛小帷橋云、有宇治橋、愛神戶橋
云、其外外宮、內宮、山田三方、宇治、朝熊嶽之景
地相似、肆法企之勤請成自然之宮立質也、依之武藏
二十四郡之内、十郡之守護神、別者御厨谷八郷之鎮
守也、爰以昔年七十五度有祭祀田、此外五度之御供
免、一三三四之有禰宜、有神主、有八乙女、二十五
人之有社人、六口之有供僧巫女、斯上代雖美々敷、
今神領被收間、其形計也、加様之旨趣、御上意様江、
被立御申、如先代到被付社領、昔不替相奉幣彩費無
怠慢、奉勤天長地久御願圓滿、殊者國守武運長久御
威光倍増之旨、可奉祈者也、仍乍恐神主等申上處如
件、天文廿四年乙卯年潤十月吉日

渡會氏朝臣神主在神

謹上御奉行所御申上 丹下氏 小野氏

(帷小) ○帷子町 此町は帷子川を界として下岩間町に隣り、良
の方芝生村に及べり、土人或はこゝを小帷と號す、永祿
年中小机の内小帷九十一貫八百七十文を太田新六郎が知
行せるよし、【小田原役帳】にのする所なり、又村の記録
にも元祿の頃までは小帷とせるせしもの見ゆ、今は土人

此地の異名のやうに思へども、【小田原所領役帳】に小帷
とせるし、又天文の頃ののものにも小帷川小帷橋の名見ゆ
れば、古はかく書し事と見ゆ、
小名 川岸町 帷子橋の
帷子川 岩間町の界を流る、その詳 ○帷子橋 帷子川に架す
なることは下に述せり、 ○帷子橋 板橋にて高欄
つきなり、長十五間幅
三間御普請所なり、

牛頭天王社 帷子川の邊繩子にて江戸の方より宿へ入所の右
にあり、相傳ふ當社の神體はもと佛向村の内賣
寺と號する寺にありしものなりしが、戰爭の間破却せられし
頃、此神體帷子川へ入て流れ來りしを、其邊の百姓等三人に
て取あげ、今の所へ社を造りまつれりと、此よりて今も社
修造の後遷坐のたびごとに、彼三人の子孫退せりと云、本
社七尺四方、東に向ふ、神體秘物なればとて後へそむけて坐
せり、故に祈願の事ある者は社の後の方へ廻りて拜すと云、
拜殿は三間に二間これも東向なり、例 末社五坐相殿社 本
祭六月十五日なり、村内通照寺も、
の左の方にあり、山王權現天神三賣荒 四坐相殿社 本社の方
神第六天藏王權現の五社なり、小祠
にあり、御靈權現稻荷八宮 ○神明宮 牛頭天王社にならび
辨財天の四坐を合祀せり、 ○神明宮 あり、江戸の方よ
り宿へ入所の右側、三十三間程入りあり、其社地は帷子町
に屬す、小祠なり、前に鳥居を立、勸請の年代詳ならず、村
内春象
院持、
耕地 四箇町皆屬する所の耕地あれど、總て是保土ヶ谷宿
に隸す、故に耕地の字及び山川以下并て此に記す、
和田ノ上 帷子町の地内にて北の方なり、この 岸ノ下も

北の方 中オフナを是も亦北の方にあり、昨のこと 川邊
なり、帷子町の北の 阿彌陀前街道へ入る所の 原田北
通り方なり、以上の六箇所 滿添神戶町北の 廣町 芝ヶ谷
は皆帷子町に屬せり、

神田 寺坂谷以上の四箇所神戶町 道上西の方に 中通
道町の北から 原東の方に 鹽田方にある、 關西も
あり、町裏 西の邊 殿田 岩間の東う、 十三塚 此地
三塚と呼ぶ古塚あり、故に此名あり、十三塚と唱ふるもの
所々に殘れり已に其條に辨せし所なればこゝには云はず、
帷子川 水源は都筑郡川井村大貫と云所のわづかなる谷川、二
草澤の谷水竹の下と云所にて合して一條となる、そこより帷
子川と唱ふ、竹の下より三十町ほど流れ、古町土橋へ出夫よ
り二丁餘り下にて往還通り帷子橋へ出、十丁程にして芝生村
地境を流れ、神奈川下より海へ注ぐ、水源より此所迄川路三
里許、この水帷子町に ○今井川 西の方都筑郡今井村より
ては用水となれり、 ○今井川 流れ來り、耕地の間を過
て保土ヶ谷 岩間原の東にあり、廣さ段数を以て云は
町に入る、 岩間原 岩間原の東にあり、廣さ段数を以て云は
町に入る、 【回國雜記】に岩井の原を過ることを載て歌あ
せしもの多し、 【回國雜記】に岩井の原を過ることを載て歌あ
り、すさまじき岩井の原をよそにみて、結ぶぞくさの枕なり
ける、それよりもち井坂すりこはち坂などをこへたることを
記せしなれば、岩井原はこの岩間原のことなるにや、しばら
くこゝにして後、 ○藥師堂 原 宿より西北の方なり、廣
の考をまつのみ、 ○藥師堂 原 二丁程、昔程ヶ谷町法禪
寺持の藥師堂ありしゆ ○八町野 宿より西南の方なり、廣三

へこの名ありと云、

土ヶ谷町の 分なり、
帷子川水除堤 帷子町の内字古町通にあり、 ○溜井 これも
内なり、神奈川青木 長二百三十間堤上の幅四尺、

杉山社 宿の東の下方岩間町内にあり、海道よりは二丁ばか
り哭の方にあたれり、古社なれば當社もかの神社を勤
請せしなるべし、本地は不動の坐像にして長一尺ばかりなり
と云、本社八尺四方にして一間半に三間の上屋あり、前に鳥
居をたつ、其前に石階あり、例祭は年 末社小机稻荷社
々九月二十八日なり、當所福壽寺持、
の左の方 ○八幡宮 宿の南西の方永田村の境によりてあり、
にあり、昔は久良岐郡の内なり、よりにても岩間
町の内に屬せり、社地は小山の上にて北に向へる社なり、大
き二間四方、神體は木像にて長八寸許、束帯して坐せる貌な
り、相傳ふ花園院の御宇文保二年の鎮座なりと、今の社は古
き遺體にはあらず、棟札に貞享元年武州久良岐郡岩間村と
けり、社前に石帯二段ありて其下 菊水觀音出現跡 鳥居に
に鳥居をたつ、村内安樂寺持、 菊水觀音出現跡 鳥居に
の方なり、楠一株ありてその根の際に小しく窪き所あり、こ
の底に清水をたゞへきわめて清冷なり、病者常にこの水を服
して平癒し、或は眼病を患ふるもの、
天徳院 神戶町の内往還坤の方へ五十間許を隔て、あり、曹洞
宗小机村雲松院末、神戶山と號す、天正元年の起立に
して明玉宗鑑と云を開山とす、然るに宗鑑は寛文元年四月二
十二日寂すと云ときは時代たがへり、恐は中興開山なるべし、
客殿七間に五間前に石階あり、すべて東南にむかへり、本尊
地藏長一尺五寸の坐像なり、此腹内に一寸八分の地藏の像あ
り、是は運慶の傍にあり、坤の方にて海道

より百間許を隔つ、これも雲松院末岡王山江月院と號す、
開山永舟慶長五年の起立なり、本尊は圓庵にて長二尺菴室の
如き龕屋に安ず、
○大蓮寺 此れも神戶町の内にて、海道の
東に向へり、
○日蓮宗にて房州小湊誕生寺末、妙榮山西孝院と號す、開
山日圓慶長十三年の起立なり、此日圓は正保二年寂す、客殿
四間に四間半本尊三寶を安ず、鬼子母神の像あり、其餘日蓮
の像は日保の作にして祖師の開眼なりと云、長一尺五寸の坐
像なり、この像の來由を尋るにもと保土ヶ谷樹源寺の背後の
方に法禪寺といひし寺ありて、かの寺に安置せり、いかなる
故にか紀州南龍院殿の母公養珠院殿の、かの寺へ寄、三十番
附せられしものなりとて、臺坐に御紋をつけたり、

神妙唱大明神合社客殿に向ひて、
○圓福寺 岩間町の内に
間許を隔つ、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺の末にて瑞摩
山密藏院と號す、開山僧眞元後花園院の御宇永享二年の起立
なり、客殿六間に五間乾に向ふ、本尊は地藏の立像長一尺五
寸ばかり、境内の外に居山五段三畝十歩寺地へつゞけり、
金毗羅社寺の後の方にあり、九尺に六尺の社なり、前に石階
と美なり、この金毘羅は近頃頃祀りしと云り、
○福壽寺
神奈川をはじめ所々の山々眼中に入りて眺望、
岩間町の内宿の背後南の方にありてあり、臨濟宗相州鎌倉建
長寺末、岩間山と號す、開山光菴明應二年九月六日寂せり、
本尊彌陀立像にして長三尺、客殿六間に四間半南に向へり、
寺僧の話に二十四年前までは久良岐郡戸部村の境によりて
ありしを、其頃當所には連求菴と云菴室のありけるが、いか
なる故にか當寺を菴室の地へ引移せしといふ、この地は山の
中腹にして境内へつゞきたる所、
稻荷天神合社門を入て右
に居山六畝十五歩の餘地なり、
○觀音堂 福壽寺
前に鳥居、
辨天社 同じ坂とりにあり、石
にて作れる小祠なり、

あり、堂は二間に二間半、十一面觀音の立像を安ず、臺坐と
もに一尺八寸許の像なり、前に石階あり、造立の年代詳なら
ず、
○安樂寺 此れも岩間町の内に宿より東南の方
東福寺末、金岸山櫻壽院と號す、開山僧弘辨は天文四年寂せ
り、客殿五間に七間すべて南向なり、本尊は彌陀坐像にして
長一尺九寸許、又菊水觀音の像あり、立像三寸許、此は八幡
の社地より出現すと云、境内つゞきに居山一段九畝あり、
寺寶翁面一枚、
秋葉社 境内の後の方石階の上あり、神體
牛頭天王社、
今は社なくして暫く假殿に安ず、岩間町の鎮
守にして昔はこゝに社ありしと云、承應四年
四月社の草創ありしときの棟札あり、祭禮年々六月七日なり、
神體は長九寸ばかりの立像なり、旅所四箇所下岩間町中の橋
の際帷子橋のほとり神、
○遍照寺 帷子上町の北裏にあり、古
東福寺末、醫王山延壽院と號す、開山の年代を傳へず、其後
東海といへる僧寛永十年再興せしにより此を中興開山とす、
本尊は藥師なり、相傳ふ此本尊は弘法大師の作にしてもと郡
中佛向村寶金堂の本尊なりしが、彼堂破却の後他へ傳りつ
いに此寺の物となりて本尊とせしと云、長二尺八寸の坐、
像なり、客殿四間に四間半巽に向ふ、前に石階あり、
墳
墓十三塚 保土ヶ谷町の内相州品野村の境によりてあり、此地
は三間許のわたりなり、これを大將塚と呼ぶ、其餘十二は數
九尺あまりの高き六尺ばかり、いかなる故に築きしと云事を
知らず、恐らくはかの
供養塚の類なるべし、

○芝生村 芝生村は郡の南にあり、これも榛谷庄の内な
り、又往古小机庄とも云しなごいへば、まぢくにして
さだかならず、此邊西より北へかゝりては小山そばだち、

東南は平地なり、四境をいはゞ東南の方は海に向ひ、其

外は帷子川を隔て久良岐郡戸部尾張屋新田の二村及郡内
岩間町に隣り、西は帷子町に境ひ、北も帷子町青木町に
並び、東西五丁南北十丁許、中央に東北の間より西南に
通じて東海道中貫けり、土地は砂交り黒土にて田多く畑
少し、民戸百九軒海道の左右に立つゞけり、民居の外は
杉を並木となせり、この邊のものは耕作のいとまには、
男子は海邊に出でアサリ蛤の類を拾ひ、女子は木綿布を
織ることをもて業とせり、此村開發の年代を傳へず、按
に一遍上人五代師阿上人正中二年閏正月十一日武州芝宇
宿にて寂せしよし【遊行歴代記】に見ゆ、芝宇と云は此芝
生ならんか、もしさあらんには舊くより起りし村ならん、
夫もまさしとは云がたし、御人國の後は御料にて、正保
の頃は伊奈半十郎支配所なり、元祿八年命を奉じて安藤
對馬守重治が檢地せしことあり、其後又新田の地出て
その所は寶永十一年安永五年の兩度伊奈半左衛門が承り
にて檢地をなせり、それより度々御代官の變代ありて、
今は大貫次右衛門光重が支配所となれり、

高札場 村の南
にあり

小名 谷戸 北の方
にあり 庚申塚 西北の間
にあり 塚山下 東南の間
にあり

カクレ谷戸 北方淺間の
後にあり、淺間下 青木町境より淺間
三

家 淺間下の 追分 三つ家の
隣りを云、
地なり、

大久保山 西の方帷子町
の境にあり、○藥師堂 山 海道の西
○袖スリ

山 藥師堂山の並にあり、そのかみはこの邊まで磯にて波うち
かけしかば、旅人この山の麓にそひ袖をすまひ許りに元祿
十四年この山をせし淺間の縁起あり、其中に袖磨山の名見ゆる
は、則この山のなるべし、この外村内に小山あり、
いづれも村民の居山にてさせ名はなし、

帷子川 村の南久良岐郡の境を西より東へながれ、村内を
經ること五百間、川幅廣きところは二十間許、

○浪除堤 南の方より東へわたりて、五百九十間、その間九十
間の間は海邊なれば浪除となし、五百間には帷子川に接し
たる所なれば川
除の堤とせり、

富士淺間社 江戸の方より海道の入口右にあり、前に石の鳥居
二間半、是は西南に向ふ、神輿は郡内帷子町香象院に納めた
れば其寺の持也、按に元祿年中になりし淺間の宮井人穴の縁
起と云ものあり、妄誕の説にして取べき事なし、思ふに此社
の傍に昔より穴あるにより、世に名高き富士の人穴のことを
思ひ合せてかゝる説をなせしにや、又此古穴を人穴など云に
より、富士淺間の社を祝ひそめしも知るべからず、いづれか
ゝる穴は此邊に所々ありて、何れも土人附會の説をなせり、
是も其一所なるべし、此ほとりは昔の武藏野の末にて人家も
せれなりしころ、此所へ來り住んと思ひしもの小山の麓など
うがち穴居せしあとにもやあるべきか、昔武藏野には白浪
多かりしなど古き物にも見ゆるは、かくよからぬふるまひ
なす野なしなど云もの、かゝる所をすみかとなせしにや、又

別に土民らが財寶など入るゝ爲の用 末社妙見社社に向てに備へし穴なるも知るべからず、

小 人穴二所一は本社鳥居の内右階少許を上り、左の方山の

一問餘、一は石階、
○神明宮 小名三つ家の右の方の山上の腹右の方にあり、社は九尺に一丈東北に向ふ、是も香象院持、

新編武藏風土記稿卷之六十九終

あり、十月一日武藏に入の詩なり、自注にこの所權現堂山ありと見ゆ、その起句に驛樹風聲入武州といへり、これ今の保土ヶ谷宿の如く見ゆれど、權現山は現に當宿にあれば恐くはこの詩當所にて賦せしならん、然らば驛樹と云も當所に驛ありしゆへなる歟、されど同書に武相の界とあれば疑べきに似たり、すべて此あたりの界は中古以來南の方へ出たれば、その頃は相武の界も今よりは猶當所へよりてありしもるべからず、この後のものには當所に驛ありし證とすべきもの見え、たとへふるくより驛場ならんにも、今のごとく繁榮の地にはあらじ、御當代に至りて宿驛をもひろくせられしにや、今は青木町神奈川町の二ヶ所をあはせて一宿とし、すべて神奈川宿と稱せり、地子免屋敷一萬坪を賜はる、内五千坪は青木町の地なり、この一萬坪段別三町三段三畝十歩に當る、これを以家別百軒にわかち、傳馬の役に給すべきの旨を定めをかるゝ所なり、然るを今は事の繁多になり來りたるを以、二百軒として軒別一畝二十歩の地をうけ、その稅務の代として日々に馬百匹人夫百人を以すを定數とせり、宿内往還長三十二町四十一間、東は新宿村より西の方芝生村までの間道幅三間より四間までなり、
高札場 字濹の橋と云所にたてり、長一尺六寸四分横五尺高一丈あり、

新編武藏風土記稿卷之七十

橋樹郡之十三 小机領

小机領は郡の中央より少しく南によれり、四境をいはゞ西南北の三方は神奈川領に交り、東の一方青木町神奈川町及東西子安新宿三村は海斥に連れり、これ則東海道往來のかゝれる地なり、四方の行程凡東西へ一里餘、南北へも一里餘、領内に屬せる村七村、東方は海岸なればなべて平地の所多く、西南北の三方は小山つらなれるのみにてこゝも他の領とかはれる様はなし、
○神奈川宿 神奈川宿は、郡の中央より少しく南へよりてあり、今東海道五十三驛の一なり、海道の内南の方保土ヶ谷よりは一里九丁の行程にして、東北の方川崎宿へは二里半をへだてり、江戸日本橋よりは里數七里に及べり、この宿いつの頃より開けたるにや詳ならず、按に鶴岡八幡宮に藏する文永三年の文書に、稻目神奈川兩郷とあり、又僧萬里が記に、文明十七年武州へ赴く途中の詩



輕井澤眺望圖

淡 南の方本牧浦の方より、神奈川の出崎までの間、なまめにくり入たる如くなる入海なり、その間舟路一里餘なり、宿内青木町の方古よりの淡にて、諸國の船のかゝる所なり、これを神奈川と云ふ西北に山あれば風波のうれひなし、この入海の中に船かゝりの東の方に活鯛あり、夏秋のあひだ御用の魚をこゝにかこひをく所なり、冬より春までは水あさくして寒氣にたへずと云、

青木町 輕井澤 海道の方にて芝生村の境、土橋より上臺町の下までを云、青木町の枝郷なり、東側のみ町屋ならべり、西の方は並木立り、

勸行寺 西側にあり、日蓮宗越後國蒲原郡本成寺の末、學陽山と號す、開山日蓮文祿四年の起立なり、此人は慶長六年五月十六日寂せり、本尊三寶客殿に安ぜり、
客殿は六間半にて南向なり前に石階あり、
稻荷社内に入て右の方にあり、小祠あり、

(臺の山奈神)

上臺町 輕井澤の東北にあたる坂へ上る所より上の方をすべていへり、此所は入海の上にて景色いと美なり、こゝを神奈川の臺と稱して旅人も必足をとゞめていこふ所なり、

大日堂 坂の上にて北側なり、堂の大き二間半に三間、清水山と號せり、大日の像長七寸ばかり、悪心僧都の作なりと云、本山修驗梅 稻荷社境内に入て右の方にあり、
閻魔之院持なり、
稻荷社小祠あり、前に鳥居をたつ、
閻魔堂 これも同邊にあり、二間四方 天神社 これも同あたりにあり、小祠あり、
閻魔の像長三尺、

七軒町 下臺町のつゞきにあり、長わづかに一町程、
本覺寺 西側にあり、海道より少し引りて石階あり、そこを上りて山の上なり、曹洞宗小机村雲松院の末、青木山延命院と號す、千光國師榮西嘉祿二年草創の道場なり、其頃は臨濟宗にて京都建仁寺末派なり、按ずるに榮西は建保三年寂せし人なれば、全く勸請の開山なるべし、其後天文元年雲松院第三世陽廣元吉當寺に住せし時曹洞宗に改めしと云、本尊地藏は行基の作坐像長一尺八寸、諸記録にも本覺寺の地藏堂など記して、古くより世に聞えありし本尊なり、客殿八間半に七間半、門は兩柱の間一丈共に向なり、裏門は東の方にありて、門外は陸田うちみけし地なり、此門内に石地藏あり、當寺昔の權現山の磐のあとなりと云、又寺の後の方にも今城跡と云所あり、永正七年上田藏人入道が當所權現山に磐をかまへ、あたり近き本覺寺の地藏堂をとりこみて要害とせしなどいへること、古戦の記にも見ゆるはさもあへば覺ゆ、猶古跡の 衆寮 表門を入て左の方にあり、六間半に條台せし見ると、
衆寮 表門を入て左の方にあり、六間半に坐像にして長一尺八寸許作しらず、
中門 柱間 地藏堂 裏小机三十三所の一なりと云、
中門 柱間 地藏堂 裏門の外左の方にあり、地藏は銅像の立像にして臺坐とも八尺許あり、又右の方に黒燐の薬を置く店あり、こゝにも地藏の坐像あり、銅にて造れるものなり、

元町 七軒町の東北につゞけり、長一町半許、

秋葉不動台社 これも同所

下臺町 上臺町の東北の方より下る所なり、こゝも長二町程の内、一町は兩側町屋、それより上の方は片町なり、飯綱權現社 海道の方にて上臺町の境にあり、社地は八九丈許の高き山なり、前に石階ありて羊腸の道なり、社傳に云寛永十九年伊奈半十郎忠治建立す、今の社は安永五年太田備中守が再建せる所なりと、本社七尺四方拜殿四間に二間、本社まで二間に三間の廊下をまうく、この社も今は破壊に及びたれば、山下へ別に假殿を構まへて神體を遷座せり、こゝに勝軍飯綱權現の六字をかゝり、山下に兩控作の鳥居をたつ、兩柱の間一丈許、刻して云慶安元年戊子年八月吉日飯綱權現本地地藏神主重之と、社前 末社 瘡瘡神社 本社に井あり是を供水に用ゆ普門寺持、

稻荷社 同邊に 子權現社 本社に向ひてあり、
稻荷社二ヶ所 同邊に 稲荷社あり、
稲荷社 同邊に 聖天金毘羅社 山の半腹にあり、こゝに祀を司、舟玉社坂の中腹にあり、

三寶寺 海道の西北の側なり、淨土宗宿の内慶運寺の末、瑞理光山と號す、開山廣譽和尚、慶長二年正月八日寂せり、本尊藥師長一尺許の立像なり、縁起の略に云、この藥師は弘法大師一刀三禮の作佛なり、弘仁年中諸國に疫行はれて人民患にたへざりしかば、大師へ勸命ありて六十六體の藥師を刻し、六十六ヶ國に安置せられしかば忽ち病難やみしとなり、當國へ安置せし像は則當寺の本尊なりと云々、又白蛇辨天の像を安ぜり、此像は蛇骨にて作りしものなり、そのさま白骨にて輪をなしてあり、
藥師堂 門外にあり、藥師の長三尺許に客殿三間四方、
藥師堂 門外にあり、藥師の長三尺許に客殿三間四方、

甚行寺 西北の側にあり、淨土宗伊勢國一身田專修寺の末山にて、山色山と號せり、本山第十四世秀開基せり、本尊阿彌陀長一尺五寸立像なり、
惠心僧 寺寶 祖師木像一都の作と云、客殿は五間に六間半、
驅親 三十八歳の 太子影像一幅 七高僧影像一幅 開時の自作なり、

山畫像一幅 稻荷社門を入て右にあり、
○普門寺 同並にあり、眞言宗宿の内金藏寺末、洲崎山と號す、開山鎮海文治三年九月十二日寂す、本尊大日坐像にして八寸許、又洲崎明神の本尊の觀音あり、今はそこにて首ばかり残り、前立の像長八寸許なるをも安ぜり、客殿七間に五間半南向なり、
不動堂 門を入て右の方にあり、三間四方、
方不動は坐像にして長九寸許、

宮の町 元町の東北につゞけり、長一町半程、
洲崎明神社 海道の西北の側に社地は山の上なり、社は一間に石の鳥居をたつ、海道をさること十三間餘、當社はこの邊の鎮守にて甚古き社なり、勸請の年歴等は詳ならず、應安年中の鐘の銘あり、これその證なり、されど今此社には鐘も傳へざれど、他の書にのする所を以て左に出せり、例祭は年々六月二十五日より二十七日まで行はる、神主を吉田出羽と云、社の右の方に住めり、別當は普門寺なり、
日本國武蔵州岡保青木村洲崎大明神者、此間土地神也、威靈且不變化莫重其、
倭徒轉實、
作其傳者除病而衍齡、
在信嚮咸致、
應安元年戊申九月十一日

新編武藏風土記稿卷之七十 橋樹郡之十三

二九六

淨妙住持比丘芳庭法苑敬銘

大施主沙彌□修
同願 禪尼淨□
同願 沙門永顯
同願 孝男伴氏貞俊
治匠相州飯山源光弘

末社 稻荷社 隨身宮 秋葉社 神明社 稻荷社右何
本社右にあり 稻荷社二ヶ所本社の左

久保町 宮の町のつゞきにて長一町許、左右に町家軒をつらねたり、
瀧の町 久保町のつゞきにて長一町あまり、神奈川町の境瀧の橋のもとにいたれり、こゝにも西側ともに軒をな

らべり、
瀧橋 神奈川町との境瀧の川に架す、板橋なり、長七間幅二間半左右に高欄をまうけたり、
○神奈川町 西の町 青木町の境瀧の橋のもとよ 東北のかたなり、左右に町家ならべり、

高札場 瀧の橋の御にて西側にあり、
中の町 西の町のつゞきにて猶東北の方なり、こゝにも左右に軒をつらねたり、
飯田町 西北へ折る橋町なり、こゝより郡中小机の邊へ

通す、或は云小机の城を飯田の城とも呼ぶ、故にこの名ありと、こゝにも左右に町家軒をならべり、

成佛寺 往還の北側なり、淨土宗にて京都知恩院の末山なり、正覺山法雨院と號す、縁起の略に云、開山は入宋弘法の沙門にて、諱は覺心と云、信州神林縣の人なり、俗姓は常澄氏、永仁六年十月十三日紀州海部郡由良庄鷲峯山興國寺に於て寂す、年九十二、龜山院勅して法燈國師の號を賜へり、又三十三年の忌辰にあたりしとき、元徳二年後醍醐天皇より又圓明國師の勅諭を賜はる、國師は眞言佛心律淨土の四宗を兼學して、その真に至りしことは【元亨釋書】等に詳なり、當寺昔は深厚山後小松院成佛寺と號せり、紀州高野の茅堂と一派にして、歴世名の字の首に覺の字を冠らず、これ開山國師の諱を覺心と號せしにより、又深厚山成佛寺と號すること、その上より起る故を知らず、されど高野の茅堂もまた國師の開關にして、かしこをも深厚山成佛院と號せり、又名の字の上の覺の字を置も全く當寺と同じければ、こゝにうつせしことその故あるべきか、たゞし山號寺號の起る所も別にあるべし、又後小松院と號する由來を尋るに、人皇百一代後小松院の御宇此近郷師岡の熊野權現へ勅願所の宣旨を下し賜はり、師岡保内十二箇郷を神供に寄附せられて、御湯仰淺かざりしあまり、十二郷の中所々に散在せる僧院十二所を撰びて、社務と定めらる、當寺その隨一たるにより、後小松の號を賜はりて院號とせり、御入國の後慶長年中御改ありて、寺領十石の御朱印及境内三町四方の地を賜はれり、その頃までも四宗兼學の寺院なりしが、改めて淨土一宗となり、京都知恩院の末寺となれり、これより今の由號院號に改めしと云々、此後寛永年中御殿御造立の時、寺領をめし上られ寺の脇字廣前と云所にて二千六百四十坪の代地を賜りしと云、寺寶 時計一 碁盤一面右いづれも北條左京大夫氏直寄

古文書四通 右の内末にのせたる一語は當寺に因みなし、所藏の由來を傳へず、

今度之徳に法度目子安他所江被下候、下人等者則可取返、自他所子安江買取候下人之事者、不可返者也、仍如件、
永祿三年三月廿六日
子安郷百姓等
井代官

武藏國 師岡保内十二ヶ郷
禁制 一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事
一放火事
一對地下人百姓、非分之儀申懸事
右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴科者也、
太閤秀吉印あり
天正十八年四月日

就當寺法度之儀、如此被遣成御朱印候上者、彌非分之族聊不可在之者也、
天正十八
七月日
成佛寺門前中
淺野彈正少弼
長吉花押

從備前宰相、花房志摩守差越、高麗之様子申候候、一々被聞召届候、雖然今度如被仰遣候、代官以下任御朱印旨可申付候、就其大明國へ先懸同備之事、備前之宰相都に相殘儀迷惑候由、達而申越候條、顯元隆景公先四國衆、次に可相勸旨被仰出候間、得其意各へ可申聞候、顯元隆景は秀家、次に相勸候様に可申談候、無御渡海以前、成次第大明へ可相勸候旨、右衆中へ尙以可申聞候、先々様子切々可注進候也
太閤秀吉印あり
六月十三日

羽柴東郷侍從どの
石田治部少輔どの
増田右衛門尉どの
大谷刑部少輔どの
木村常陸介どの
加藤遠江守どの
前野但馬守どの

能野社 門に入て右にあり、境内の鎮守とす、二間に二間半の荷の二坐を合祀す、例祭は年々六月 稻荷社 熊野社の八日なり、前に石の鳥居をたつ、
申堂 同邊にあり、 地藏堂 本堂に向て 塔頭 見松院 門を

右に 福泉院左の方 春正院あり、庭に千貫松千貫石とて
氏直寄附の松樹及石あり、 寶樹院同時に 良心院これ
此下にのする皆廢院なり、 寶樹院廢せり、 良心院同じ
良徳院超譽の代 ○慶運寺 成佛寺の隣寺なり、淨土宗京知
開山定蓮社普賢聖觀は江州甲賀郡の人にて、父を望月外記と
云、この人中年に及ぶまで子なかりしにより、同郡瀧の神に
祈誓して上人をまうけたり、七歳の時母を失ひ、九歳にして
同所瀧村稱明寺の運譽に投じて薙染し、十五歳のころ江戸に
來り芝増上寺に遊學し、終にその器をなせり、後故郷に歸り、
俄に足の病ありて一步もあゆむことを得ず、こゝにおひて瀧
のもとに至りて丹誠をこらし誦經せしかば、病立ところ愈
たり、それより攝州兵庫に至りてかの地に西光寺を草創し、
其後ふたゞ江戸へ至り、橋場法源寺の第二世となり、又こ
の後當寺を開闢せり、師もとより和歌の道を好み、たまた
ま太田持資入道江戸に居せし頃、師を信ずること甚篤し、
文明六年六月十七日江戸歌作者の其一なり、このうち文明
十一年七月二日江戸増上寺にて寂せり、辭世の歌あり、火宅
には又もや出こん小車の、乗り得てみれば我があらばこそ、
以上の事跡考へて考れば、當寺の開闢は永享年中より文安の
頃までにあるべしと傳へるに、本堂は八間に九間南向
なり、本尊彌陀は三尺二寸の立像なり、二菩薩の像あり、長
二尺八寸づゝ是も古物なり、この餘内佛に阿彌陀一體あり、
立像にして長二尺八寸許聖太子、御作なりと云傳ふ、門九
尺西南に向へり、當寺寺領七石の御朱印は慶長四年賜はれり、
鐘樓 本堂に向て左にあり、今の樓は假に作りしものなれば造
る所にして、延寶三乙卯珍七 熊野社門を入て向ひにあり、
月十六日の数字を刻せり、 熊野社門 九尺四方、本地佛 尊
の彌陀を安ず、中尊八寸脇士 地藏堂 同邊にあり、鐘 寺中
四寸づゝいづれも木像なり、 地藏堂 同邊にあり、鐘 寺中

寂淨院 今此一院なり、昔はこの餘に直心院觀喜
院蓮生院とて三院ありしが、は廢せり、
濱横町 海邊獵師町の方へ通ずる所にして、中の町の東
かはなり、その在所は飯田道とむかへり、
九番町 中の町の北につゞけり、むかしは往還の間を十
にわかち、龍の橋の方より一番二番と次第せしゆへ、今
はそのとなへもやみしかど、九番町と下の十番町の名は
残り、然れば前の西の町中の町は後におこりし名なる
ことしらる、されどこの所昔九番町の地にはあらで六番
町とよびし所ならんと土人いへり、
十番町、九番町の北につゞけり、そのことは前にいへる
がごとし、
金藏院 西側なり、海道へ三間五尺出たりたり新義眞言宗山城
國醍醐三寶院末なり、神鏡山東曼陀羅寺と號す、寺領
十石の御朱印は慶長四年に賜はりし所なり、醍醐三寶院の始
祖勝覺僧正の開基なりと云、本尊阿彌陀作し、二尺餘の
立像なり、本堂十間 鐘樓 文化九年の地震に破壊していま
に七間異向なり、 鐘樓 だ造營に及ばず、銘左に出ず、
武州橋樹郡神奈川金藏院、釣鐘造之意趣者、爲壽感
道榮大禪定門雙親成等正覺、小泉八左衛門重忠、年
來願望、斯時已成、奉掛華觀者也、是所謂諸行无常
之鐘響、如來說法密音、是生滅法之義趣、化 暫現
即隱也、爾則依一打者、上徹有頂、因二響者、下通
三途、免五衰三熱苦、夕者告旅客怨親、朝者覺衆生

睡眠、其功不淺、厥徳太深、故篤信檀主、現世者禍
災消除、而子孫繁昌、當來者三輪清淨之成覺無疑、
兼亦一天泰平、四海安穩、寺内長久、庄内快樂而已、
住持金藏院權大僧都秀整、
願人武州橋樹郡神奈川小泉八左衛門尉重忠
千時萬治二己亥五月十三日
寺中 寶藏坊門を入て右にあり、わづかなる寮なり、熊野
三社 古は青木町の中程なる長の方の丘にありしを、いつの頃
か當寺へ移せり、例祭は年々六月
十五日より同き十八日までなり、
荒宿町 十番町の北につゞけり、
東光寺 西側あり、新義眞言宗宿内金藏院の門徒なり、平尾
師兼坐共に一尺八寸にて立像なり、近頃頃地震に堂宇こと
ごとく破壊し、今は住僧もなくして廢せざるばかりなり、
不動堂 二間に二 藥師堂 二間に二 ○妙仙寺 東光寺の後
領五石の御朱印を賜はれり、日蓮宗荏原郡池上村本門寺末、
長光山大經院と號す、本山は第三世大經阿闍梨日輪觀應元年
起立する所なり、本堂六間半に五間異向なり、本尊は宗祖日
蓮の像なり、緣起の略に云、當寺に安置する所の高祖の像は
九老僧目像の作なり、當時波木井の一族伊豆國より此地に移
り住しけるに、波木井善太郎と云者あり、世にまれなる信者
にて、毎朝池上の祖師堂へ參詣すること数年に及べども一日
も怠らず、時の貫主日輪日々誦經の次に見知りたりしかば

或時善太郎に向ひてかたりけるは、汝は堅固の信者とみゆれ
ば、大事を託せん、予が同胞の弟日豫と云ものあり、祖
師在世の頃は十歳許の小童なりしが、黒髮をなで、四句の要
法を授け都にのぼり、法を弘めよと命ぜられしが、今はかの
地にありて祖師を西海までなびかせり、顔に日像に對面せん
と乞へり、
汝是より京に登り日像に尋ひ此旨をつたへば日々登山の功
にをとりべからずと、善太郎、けかひて即時に發足し、都に
至り、一條辰橋邊にしてはからず日像に逢ひ、件の趣を通じ
師の書翰を達せり、日像涙をながして云、今我弘通なかばに
して捨て下りなば、忽都歸とも題目の聲たへん、しかのみ
ならず權門の誹謗いかゞあらんと、ひたすらに嗟歎し笑の内
より一軀の祖師の像を出し、これ我不清身命のはじめ日ら離
別して、竟夕宗弘のことを祈誓する本尊なり、汝是を關東へ
守護し歸て輪公に見えて、老母此像に向ひ今又生身の高祖を
拜し、我に對面のおもひをなし給へとまうせと情なく立わ
かれぬ、善太郎は夢さめしこゝちして謗法充滿の中を恐れ、
この像を皮籠にいれ負て池上へ下りぬ、その後日輪當寺を建
立して自ら此經難持の文を寫し、像の内へ納めて當寺へ安置
せり、この餘日像自筆の神力品及び勸誦の板札ありと云々、
稻荷社門を入て右にあり、 日調石像堂 同あたりにあり、
世の住持なり、はじめ當寺へ 〇慈雲寺 同あたりにあり、
伊職せしこともありしにや、 これも本門寺の末
寺なり、觀行山と號す、開山の名及び年代を傳へざれど、慶
長十七年六月十七日とせる棟札あれば、其頃は既に開
闢ありしことしらる、近頃頃日輪と云僧客殿を再建せり、今
これを中興開基とす、客殿七間に五間半異向なり、本尊三寶
を安 寺寶 曼陀羅一幅 本山第十四世日 御手掛梅 本堂
にあり、八重の紅梅なり、昔は春こと 鬼子母神堂 門を右に
に住僧登城の時梅花を獻せしと云、

あり、二間に二間半、鬼子母神は一尺二寸許の立像なり、傳
教大師の作といひ傳ふ、鎮守三十番神の像を相殿とせり、も
との御代官小泉次大夫吉次 ○龍満寺 西側にあり、古義眞言
が寄附せる所なりと云 ○龍満寺 宗島山村三會寺末、海
運山満願院と號す、本尊虚空藏は長五寸許木の坐像なり、相
傳ふ正安元年八月十三日海中より出現せしを、その頃當所の
住人内海左衛門が先祖光善といひし人の浦を支配せしに
より、此像を拾とりて同年當寺を起立し安置せりと、開山長
胤法印は慶長十九年閏六月朔日寂せ 神明社境内の南につ
り、本堂は八間に五間異向なり、正安元年、稻荷社
五畝四歩を免除せらる九尺四方の社なり、正安元年、稻荷社
の勸請なりと云、前に島居をたつ例祭平々九月なり、社地
これも境内の地につゞけり、除地三畝十歩あり、わづかな
る祠二ヶ所あり、皆巽の方へ向へり、年々九月の中祭れり、

新町 荒宿町の北につゞけり、

良泉寺

西側にあり、淨土眞宗が六條東本願寺末、海岸山と號
す、開山を良念と云、此僧慶安元年九月二日寂すと然
るに當所を草創せしは良念より五代ききの住僧蓮譽と云も
の時なりといひ傳へてすて詳なることをしらず 本尊阿彌
陀の立像長一尺三寸作しらず、鐘樓門を入て右にあり、八
本堂七間に六間半異向なり、鐘樓門を入て右にあり、八
にて寛政二年 ○長延寺 西側にあり、京六條西本願寺末なり
の銘文あり、海見山と號せり、元和元年僧玄永
起立せり、其頃は小机村にありしが、いつの頃か當所へうつ
せりと云、この玄永は本願寺顯如上人の弟子なり、元和六年
七月十二日寂せり、本堂七間に六間半異向なり、本尊阿彌陀
長二尺餘の立像なり、惠心僧都の作といひ傳ふれどもたしか
ならず、

並木町 新町の北より新宿村までを云、此所道の左右と

もに並木あるゆへに此名あり、

觀音堂

西側なり、大門前敷町の間は年貢地なり、淨土宗宿内
慶運寺末、歸國山浦島院と號す、昔は眞言宗にて楡尾
僧都の開闢なりと云、されどそれはいとふるきことなれば詳
なる故を傳へず、後白旗上人中興せしよりこのかた今の宗門
に改めしとなり、當寺を浦島寺といひて縁記あり、その文に
かの丹波國與佐郡水の江の浦島が子のことを引て、さまざま
の奇怪をしるせり、ことに玉手箱など云もの、觀音堂 丘の
今寺寶とせり、いよくうけがたきことなり、 觀音堂 丘の
て門の正面にあたり、則ち當寺の本堂なり、巽向にて三間
四方、本尊一尺三寸木の立像なり、縁記に龍宮より出現せし
と云へり、もとより、石階 觀音堂の前にあり、その中腹に昔
の頃か廢せしより後は金剛の像をば客殿に收め置く、又丘上
に昔は鐘樓ありしがこれも今は廢せり、鐘も文化十年改鑄し
のみにて未再造の、客殿 觀音堂に向て右の山上にあり、阿彌
陀の像あり、客殿 觀音堂に向て右の山上にあり、阿彌
龍燈松 後の山上にあり、往昔海上よりしばしば龍燈あかりし
ことあり、故に此名あり、この樹の邊に四阿屋あり、
こゝよりのぞめば海面を眼下
に見をろして景色いとよし、

磯多町 東側にあり、往還へ地の端五十二間程かゝる、

並木敷地まで出る除地屋敷二段七畝二十四歩家數十軒あ

り、

獵師町 本宿の東の裏にて海岸へ一町ばかり張出せり、

小傳馬町 同續にあり、

吉祥寺 新義眞言宗にて當所十番町の金藏院の門徒なり、海浦
山新源院と號す、開山の名および年代を傳へず、もと

金藏院の住僧隱道の所なり、本堂五間に四 庚申堂門を
間、本尊大日を安ず、本堂ともに南向なり、

左に 稻荷社門を入て右にあり、とも
あり、稻荷社門を入て右にあり、とも

舊家百姓源左衛門 瀧の橋の邊に居れり、氏は石井と云、先
祖石井源左衛門は元和九年十月六日卒せ
り、法名を壯嚴院清淨淨音と號す、この人元北條家
に仕へしと云り、【小田原役帳】にも見えし人なり、○百姓
甚左衛門と云、先祖新四郎は當所にて鍛冶を業とせしと云、
その頃の文書

屋敷之儀、御佗言申上付而、夏秋二百七十文所永代
被出置之間、公私御用に無無沙汰可走廻者也、仍如
件、
(朱印)
未十二月廿四日 朝比奈右衛門尉奉之
神奈川 鍛冶新四郎

この文書は火災の時灰燼中よりとり出せしものにて、わづか
に文字のみよむべし、この餘慶長六年正月當宿へ賜はりし傳
馬の御朱印 ○百姓武助 雨宮氏なり、家傳を按に雨宮氏は
を藏せり、信州更級城主村上義清が子玄覺法
師の子、同國雨宮城主雨宮攝津守家國が子孫なり
と云、其後今の武助にいたるの由來を傳へず、

青木町 耕地 青木町のことあらまし神奈川宿の條下
に辨せし如く、昔は別に一村なりしが、近き頃宿驛さか
んになりてより、今は神奈川の内に屬せしごとくなれど
も、おのづから其地はわかれてあり、村の四境東は神奈

川町にさかひ、南の方へかけてはすべて海面にして、其
地形は既に湊の條に辨せし所なり、南のはては芝生村に
さかひ、西の方は帷子町及び片倉神代寺の村々に接し、
北は又神奈川町の耕地にさかへり、家數市店農家うちま
ぢへて五百五軒、多くは海道の内軽井澤の邊に集まり住
せり、村内谷合多く、土性は砂交り又黒土の所もあり、
島は高き所にありて、土性は赤へな土又黒野土砂交りな
り、すべて島小山雜木の林多して、水田は少き方なり、
相傳ふ此地昔は里見家の領地なりしが、いづれの年か九
月九日に時の領主里見忠義と云し人没落せしとぞ、これ
より今に至るまで九月九日の佳節を避て、十九日祝ふと
云、後北條家領國の頃は多目周防守が代々の領地にして
しかも當所に在城せしことは下にのせたり、御入國以來
御料所にして伊奈半十郎忠治が家にて代々支配せしが、
寛政年中より大貫次右衛門光豊かはりて支配せり、檢地
は元和四年寛永二十一年二度ありしよし傳ふれども、そ
の奉行せし人を傳へず、この後新田開墾のありし時檢地
せしは、元祿八年に安藤對馬守、享保十七年に寛橋磨守
正舖、寶曆十一年に伊奈半左衛門、同十四年に一色安藝
守石谷備後守小野日向守一吉、明和七年に伊奈半左衛門
寛政八年久世丹後守廣民等各奉行して改めしと云、

小名 三ッ澤村の西の方靴子町の境にあり、こゝにも家別のなせ、八段目村の北の方へ、段町同邊、幸ヶ谷東の方の邊に、瀧久保村の中、松本同邊、澤渡たたりなり、廣前北の方、廣臺これなり、

栗田山 西北の間の村境にあり、むかし栗田某と六人の住居せし所なりといひ傳ふ、この栗田は多米が家頼にて、今もその子孫當所三澤の農家と
○權現山 これも小山なり、海にありて與右衛門と稱せり、

○山林 百姓の居山六十二町七段四畝二十一步、芝山十町二十七步、敷八段五畝十歩、いづれも所々に散在せり、淨瀧寺 瀧の橋より二町北の方へ行く處にあり、則宗興寺の隣

應年中妙湖比丘と云もの開基せり、故に山號にてもその名をのこせり、縁起を按に、古へ境内稻荷祠の邊に瀧ありけるに、妙湖その下に庵室をむすび居たり、故に寺を淨瀧と號せり、文應年中僧日蓮安房國より鎌倉へ旅行の時、此所に立寄りけるが、妙湖比丘日蓮の法をききて感服し、此時改宗して弟子となれり、日蓮瀧の下にて狂歌、瀧のものとこのかき庵に住む妙湖、火にも水にも漂わらん、しかりしより後此庵室にすむ僧たへざりしに、天文年中北條氏綱上杉綱定と神代寺の原にて合戦の頃、兵火の爲に寺中盡く燒失して一旦廢寺となりしに、永祿年中大巧院日能と云僧、當所の舊跡にして既に三百年に及びしことを、池上の現住日現へ訴へて免許を蒙り、再び一寺をいとめり、北條家没落の頃は、此地の領主平尾内膳うつていて度々防戦ありしに、その時又兵火の爲に鳥有となれり、時の僧日照と云もの舊跡の永く斷絶し、本尊

以下の朽廢をなげき、又本山へ請て興復せしにより、其功勞をもて日照へ法印の號をゆるされしとぞ、其頃までも境内の地海道は往還へかゝりてありしが、御入國の時東照宮此所を過させ給ひしに、すてりて海岸にそひて道の幅せばかりしに、今、今の所へうつすべきよし命ぜられけりなり、其後日善日禰の二代不受不施の法律を固執せしかば、朝憲にふれて退院せられしとき、かの僧等寺實記録以下をもち去りける、然りしよりこのかた古のことはことごとく傳へを失ひしといへり、されどこの後も寺はもとの如く相續せり、本山の貫主鎌倉へ往來の時、今も必當所に休息するを例とせり、本堂九間に七間本尊三、寺實、日蓮木像一軀一尺三寸の坐像なり、日蓮を安ず、寶、蓮佐渡國へ配流の時開基、妙湖別を惜み、この像を彫刻して常に敬禮せしが、後、曼陀日蓮放、あひて鎌倉へ歸りしとき自ら開眼せりと云、

羅一軸日蓮の、三十番神堂門を入て左にあり、二間、稻荷社同ならび、○豐顯寺 枝郷三ッ澤にあり、道よりは半道、清原郡本成寺の末、法照山と號す、開山漸巧日時と云、永祿十二年正月寂せり、然るに寺の記録によれば當所とは三河國八名郡多米村にありて、本願寺と云てかの地の士多米權兵衛が世々の菩提寺なり、權兵衛長享の頃武術修業の次、伊勢新九郎長氏と交り結び、共に関東へ下りて、長氏後を承等を并吞せしかば、權兵衛の家人となりしゆへ、かの本國にありし、天文年中よりこの地の領主となりしゆへ、かの本國にありし、本願寺を當所へ引うつして名を豐顯寺と改めしとぞ、今當所に藏する開山の筆十界圖裏書に、富木末孫寂照坊日時弟子郷公日有授與之、于時天文廿曆辛亥八月時正武州青木内三澤草庵とあり、當所へ移りしもそれより前にありしなるべし、されば今の開山とする所は、當所へうつりし時の住僧なるべし、本堂八間半に七間半、三十番神堂門を入て左に本尊三寶を安ず、東向なり、



豐顯寺圖

二間半、多米氏墓、門を入て左の方にあり、五重の石塔なり、なり、多米氏墓、多米氏元祖の墓なりと云傳ふれども、文字磨滅してよむべからず、過去帳を閲るに天正二年七月三日大且那勝印俗名多米彦四郎とあり、この人の墓石見えざれば、もしくはその墓なる歟、されども墓石の古色餘の墓に比すれば一段ふるくみゆるときは、元祖權兵衛が墓なるもしるべからず、多米彌七郎墓、同並に弘治三年丁巳卯月五日乘尊覺位とあり、この人は周防守長宗が祖父などにや、すべ、蓮秀墓前に多米氏の系圖を詳にせずされば其實を知らず、蓮秀墓前にいへる二基の間にあれば多米が族の墓なることは論なれども、過去帳にも法名のみなれば其俗名をしるべからず、蓮秀靈位元龜三年十二月、運信齋日領墓、同並に北のはしにあり、月四日と彫れり、運信齋日領墓、これも五重の石塔なり、面に日領靈位天正五年丁丑四月廿五日とあり、過去帳にも同じ年月をのせて、日欽は多米周防守慈父とあり、然れば日欽と稱するは此日領の誤なるべし、三澤檀林境内の南の俗稱をのせざること惜むべし、享保中現住日珙門派の僧徒と議して、檀林開闢のことを願ひあけしは同四年正月二十七日なり、時に松平對馬守近藤より井上河内守正岑へ達し、許可を得しは明る五年三月六日なり、こゝに於て檀越等力を合せて山を穿ち溪をうつみて五年にして功を、門柱間一丈腕木つく、講堂、本院寮講堂の表なせりと、今は廢、玄講寮講堂の北下表迫の西側、集講寮同所の北の十一間に四、條講寮、講堂の北下裏通北側にあ、自寮十四間半なり、

長屋七、○宗興寺、瀧の川の上にあ、曹洞宗宿内本覺寺末、十七年八月廿一日寂せり、按に【伊豆海島風土記】に、八丈島宗福寺の縁起を載て云、永享の頃武州神奈川と更勢の事始る

により、同十二年神奈川の宗興寺を請待して住職とす、その後の僧浮跡まで四代は宗興寺より僧徒來て相續すと、南方海島志に、金川開塔山宗興寺今は臨濟宗なり、住僧の語に昔は眞言宗なりしが、三度所をかへその後中絶して舊記皆失せり、八丈島往來の事もわづかに口碑に傳ふるのみなりと、これによればもとより古き寺院にて、永順は中興開基なるべし、因に云奥山宗麟がこと、或は相州の人にて家號を神奈川といひしともいへり、されど宗興寺と同所にしるせしにやれば、當所の人なるべし、他の記録なければその詳なることをしらす、暫く八丈島のことをしるせしものによりて考ふるに宗麟は上杉家に屬せし人にて、永享より文明の頃までも當所の地頭なりしなるべし、しばらく記して後考をまつのみ、當寺昔は神奈川宿の内荒宿にあり、それより同所濱宿に移り、後に今の地へ移されしも、また慶長年中のことなりと、海島志に三たび所をかへしと云者これなるべし、又この地へ移りし時のことにや、台徳院殿より御殿をたまはりて本堂を作りしが、これも先に同縁にあひて鳥有となりしといふ、客殿六間半に五間半南向なり、本尊華嚴釋迦坐像にして長一尺五六寸ばかり、定朝の作と云、この本尊夢想なりとて、井客殿の黒燒の藥を製して病者に與ふ、門は東向なり、前にはあり、相傳ふ台徳院殿御上洛の時、當所の御殿へわ、觀音堂門をたらせ給ひし頃御茶の水に用られしと云井なり、觀音堂門を建て正面にあり、三間四方、東向なり、元祿十四年僧榮補建立せり、或はこの時再興にて堂は猶ふるよりありしとも云觀音の立像は長五寸九分毘首獨摩の作なり、この地は權現山のつゞきにて高き所なれば、堂前に石階百六級あり、昔北條の家人間宮四郎左衛門と云もの、碧岩ありし所なりと云、小田原記、永正七年上田藏人入道が權現山へたて籠りし時、七月十日の合戦に神奈川の住人間宮某と名乗て切て出しとあり、又他の書にこのことを引て間宮彦次郎とせしもあれば、かの小田原記に某とかきしも彦次郎がことにし、後に豊前守信盛と云し人なるべし、此四郎左衛門も其一族の内にて、

此所に居しならん、この堂の地は境内 ○西光寺 海道にありに屬すれども、除地の外なりと云、
○西光寺 裏にあり
禪宗普化派下總國小金宿一月寺の末、青木山と號す、夏徳常清居士の建立せし寺にて、室江清山禪師を請て開山とせり、夏徳常清は寛永十年六月五日寂せりと云、時代推て知べし、今は僅の庵室にて廢せざるまでなり、

權現山岩跡 宗興寺の觀音堂の山につゞきたるところなり、永正七年長尾爲景蜂起の時、上杉高教入道建芳が被官上田藏人入道、北條早雲と議して當所へ砦をかまへしことあり、【小田原記】等の書を閲るに、この時藏人入道は神奈川へ打て出、熊野權現山を城郭にとりたて、謀反の色をたてければ、管領家評議し主の建芳を討手の大將として、加勢には成田下總守澁江孫三郎藤田虎壽丸大石源左衛門矢野安藝入道成田中務丞を始として、武州南一揆を催し雲霞の如く取巻けり、時に永正七年七月十一日なり、此山は四方嶮岨にて岸高く峙ち、南は海北は深田なり、西には小山續きたりしを、その間を堀きりて山につゞきたる本覺寺の地藏堂を根城にとり立て、越州小田原兩加勢來れり、寄手は大勢なればことゝもせず喚きさけんで切て入、神奈川の住人間宮の某と名のり、黒鐵に四ツ目結の笠しるし、漸風に吹かさし木戸を開て切て出寄手も是を討とれとて射向の袖を差かさして一面に切むすぶ、城中のつはもの共間宮をうたすなと聲々に叫て追

つまくりつ戦けるが、遂に討まけて引て入、寄手彌勝にのりつゞいて城へ入んとする所に、城兵木戸ををろして大石をなげ出す、寄手先陣田島が甲の鉢をうたれければ續く兵皆一同に引退く、後陣の軍兵かさねて押寄、十一日より十九日まで夜晝十日責られ、その上本覺寺山の出城をとられければ、かなはずとや思ひけん城に火をかけ、十九日の夜中に上田をはじめ行方しらす落行しとあり、此事又上杉憲房が文書にも見えたり、今土地の形を見るに、げにも【小田原記】に記せしごとくならんとおもはる本覺寺山は今も山つゞきにて、當所よりは七八町も南にあたり、又按に僧萬里が【梅花無盡藏】にいへる權現山の詩も、當所にてのことにや、その詩を左に記して參考に備ふ、入武藏國と云題の自注に云、同日有山曰權現堂、即相武兩道之界、古群盜之所聚也、今則不然、蓋昔有堂歟、驛樹風聲入武州、山名權現憩無樓、旅衣未脱昏鴉盡、聊借民爐嘗濁藕、此詩に云所もすなはちこの地のごとくおもはるれど、相武の界と云ときは程ヶ谷の邊なるべきものなればいかゞはあらん、されど萬里は他國より來りし人なればこゝを相武の界なりときゝあやまりしにや、この詩は文明十七年十月初日の作なり、是によれば昔し群盜のこもりしほどの要害の地なれば、後に上田入道が

とりたて、砦とせしなるにや、又【園大曆】に新田義貞義治狩野河の城を攻しことあり、その文に云、正平七年三月十六日に、國中の將軍方を對治し同日武州へうち越、武州の前守護代藥師寺上杉一類をうち破り、十八日に鎌倉に攻入候所に、尊氏すでに鎌倉を去て武州狩野河の城に桶籠り、十九日狩野河へうち向とよきにのぞみて、義宗注進の狀を南帝へ獻せられ候、又五日の記には、義宗は宗良親王を警固し奉り、義貞義治以下諸將は武州に立歸るを、敵陣を撃平らぐべきことを謀らる云々とあるは、當城のことにや、當所には下にいふ青木の城蹟の外に、別に城蹟といひつたふる處も非れば、姑くこゝに記し置り、
青木城蹟 本覺寺地藏堂の山その蹟なりと云、今その所をみるに山つゞきにして随分要害の地とおぼしけれど、さして今は城壘の跡の残りたるさまも見えず、【廢城考】云、青木城は北條家人多米周防守が居城なりと云、天正十八年太閤秀吉の爲に陥ると云々、按に當城を築きし年代は詳ならず、【上野國志】に武州青木の多米周防守長定始は、權兵衛と稱せり、周防守長京が子なり、永祿十二年青木城主となると、然るに永祿二年【小田原役帳】に、多米新左衛門が知行八十八貫四十四文久良岐郡青木とあ

り、然るに今多木が子孫左膳時昭が記せしものによれば、天文の頃周防守長宗當城に居るといへり、又按に多木が先祖權兵衛某は三州の人にして、文明の頃にや武者修行のため諸國をめぐるに、伊勢國にて新九郎長氏と交り結び、同志のもの數人と同く關東へ下りけり、後に長氏豆州を平げしかは、終に彼の家人となりしと云、然るに長氏の子氏綱の時、當所まで分國に屬せしは、大永四年の頃なるべければ、若くはかの元祖權兵衛その頃まで世にありて、當所を賜はりしにや、是等の事蹟すべて記録なければしるべからず、豊顯寺の過去帳には、多木彌七郎同彦四郎、その餘多米周防守慈父など、見えしのみ、かくの如く名字の見ゆるばかりにして、世系をしらざればその梗概を記せり、

○神奈川町 耕地 宿驛の西の方より青木町の裏の方まで出はりたり、東の方新宿村より東西子安の村々犬牙し、北は白幡篠原六角橋の三村に隣り、西は同宿の内青木町まで瀧の川を境とす、東西凡十三町餘、南北は二十町餘なり、東南は宿の裏の方海岸にて西北の方畑小山まじはれり、田少く畑多し、家數千五百五十三軒、道程は江戸日本橋より七里隔れり、檢地は元祿八年安藤對馬守たゞせり、この後もたびたび新田を開きしにより、寛播磨守

正舖が檢せしもの享保十六年同十七年ふたゞびあり、寶曆十一年に伊奈半左衛門、同十四年に一色安蘇守、石谷備後守、小野日向守、明和七年に伊奈半左衛門、寛政八年久世丹後守廣民等各承りてたゞせり、

小名 齋藤分 瀧の橋より乾の方を云、【小田原役帳】に宗市が知行八貫五百文小机神奈川齋藤分とあり、

然らば古地名なること知べし、十八段目 西の方 關土入呼で枝郷齋藤分と唱ふ、

下 奥屋 平尾谷 平尾前 以上皆西 大芝北の方なり

立つ町 奥屋 深町 宿の裏に 柳町 これも 御殿町 此も同

大光山 西北の方なり ○白奕山 同邊 ○西蓮寺山 古西蓮寺と云方なり 寺より地なり

り、今はこの寺新宿村へ移りて ○中丸山 西へよりたる所

そのあと畑となりし所もあり、

今山上へ畑を開きし所もあり、

瀧の川 青木町の境を流る、水源は近郷の溜井六ヶ所より流れ出るもの合て川となりしなり、川幅六間程當所宿の南裏にて海

○溜井 村中に六ヶ所あれども、水元みな遠くして、水は足ざるを思ふと云、溜井長五十七間横四十間一ヶ所、長百八十一間横四十三間一ヶ所、いづれも往還より北の六角橋

村の地内なり、用水路一里餘、堀幅三尺、長五十間、横十九間一ヶ所、長二十七間横二十間一ヶ所、これも一里程北の方

へ入て片倉村内にあり、また神代寺村内にもあり、二所共に用水路一里半餘、堀幅三尺、長百六十六間横四十間一ヶ所、

長八十一間横二十四間一ヶ所、これも東海道往還三十町程入て帷子町地内にあり、用水路一里餘、堀幅六尺、同く十丁程を過て宿内青木町字澤渡の谷にあり、用水路二十町餘、堀幅三尺、いづれも田場に用ゆ、

杉山社 枝郷齋藤分内にあり、九尺 ○笠脱稻荷社 新河の裏四方の社なり、能滿寺持、

あり、九尺四方巽向なり、前に木の鳥居をたつ、相傳ふ昔土人笠を戴きて社前を過るときは、おのづからぬけて地に落とすと云、故にこの名ありと、

善龍寺 齋藤分内にあり、淨土眞宗西本願寺の末寺なり、宿遠山と號す、開山のこと詳ならず、古は眞言宗なりと云、

本堂七間に六間半、巽向なり、本尊阿彌陀、鐘樓門を入て右を安ず、木の立像にして長二尺五寸なり、鐘樓門にあり、鐘に正徳年中の 寺中 專念寺今は廢寺

御殿跡 宿内にあり、除地段別二段二畝二十四歩、この御殿は慶長十五年御造立あり、元和八年寛永三年兩度御修造あり、寛永十一年上洛のとき御守殿をつくらしめらる、延寶三年に彼御守殿及び御休所御上御臺所三ヶ所をのこして其外はみな廢せられき、その後御殿をも足立郡鳩ヶ谷宿馬の金剛院へ賜はり、同七年檢地ありて田地となり、御殿番森村太郎左衛門武野平左衛門へ賜はれり、その後も無年貢地なりしが、天和元年高入となり、右の二人も御船手へめし出されしといふ、

○六角橋村 六角橋村は、東海道神奈川宿の西の方に隣れり、江戸日本橋を距ること凡七里餘の行程なり、民家すべて四十七軒、村内所々に散住す、村の四境東南の方は神奈川宿に接し、又南より西へかゝりて神太寺村に境

ひ、北は篠原村に交はれり、東西の徑七町半南北は八町半にあまれり、村内すべて平かならぬ地にして、谷合とに少しの水田あればおのづから陸田の方多し、土性は野土砂交れり、或は黒土等なり、又村民少しばかりの林を處々に抱へ置り、すべて十一町一段三畝二十歩と云、農業の暇には薪をとり野菜を作り、女は木綿糸を繰てなりはひとす、村名の起りは詳にせず、按ずるに近きあたりなる鳥山村の農民茂左衛門と云もの、高邊を氏とす、それが家譜に佐々木四郎高綱宇治川の戦功あるにより、此邊を右大將頼朝より賜はりしかば、一族六角太郎及び鳥山左衛門等を目代とし、猿山庄次を舍人とすと見えたり、さればかの六角氏當時當村を指揮せしをもて遂に村名に負はせしと云り、しかあれど橋の文字を添たるはいかなる故にや據を知らず、御入國の後は御料所にして小泉次大夫吉次預り奉れり、其後近村としく伊奈半十郎忠治等かはりて支配せり、正保の改にもしか載せたり、それより御代官遷替ありて今は大貫次右衛門光豊が支配所なり、檢地は元祿八年安藤對馬守承はりて糺せり、

高札場 小名下

小名 上村の南 中村の中央を 下是も村の北條境を云 原村の邊を云

溜井二所 共に北の方篠原村境にあり、西よりの方は長百八十間、東よりの方は長五十七間、横四十間なり、いづれも公より開かれて専ら神奈川町の用水とす、當村にては少しの餘水を用ひのみ、
 ○神奈川用水 西の方神奈川宿より入る、中央、杉山社の中央小を過ぎ、東の方神奈川宿に流る、
 杉山社の中央小は、社二間に一間半南向、前に鳥居を立、例祭、末社稻荷は年々九月十日なり、神奈川町能満寺の持、
 末社稻荷社の傍にあり、
 ○第六天社 杉山の社より西へ十五間許を隔り、小祠あり、東向是も神奈川妙仙寺の持なり、

寶秀寺 村の西より神奈川宿にあり、淨土宗同郡神奈川町慶運寺末、久黄山攝取院と號す、開山清譽と云、文祿四年四月八日寂す、本尊三尊彌陀木の立像にして長三尺なるを安す、惠心僧都の作と云傳ふ、本堂は東向六間に六間半なり、神明社 境内にあり、東向當村の鎮守なり、
 ○神奈川宿 神奈川宿の西に隣り、昔は神奈川宿とも書しと見ゆ、郷庄の唱を傳へず、江戸日本橋より七里餘の行程なり、民家すべて二十六軒所々に散住す、東は六角橋村に界ひ、南は神奈川宿の内青木町に隣り、西より北へは片倉村に接せり、東西へ四丁南北十町にあり、當村は平地なれども少く高低あり、天水場にして常に旱損の患あり、土性は野土砂交れり、【小田原記】に天文六年上杉朝定北條氏綱を攻んとせし時、片倉神奈川に要害をとり出城とせしこと見ゆ、今片倉は隣村なれり、

神奈川用水 村の西片倉村界より中央を流る、こと凡三百八十間餘、東の方六角橋村 入る、是も神奈川宿用水なれば當村に用なし、爰に用ふる處は、
 ○溜井 東の方六角橋村の邊の清水を溜て田間に沃げり、
 溜井の邊にあり、長二十七間幅二十間、是も神奈川宿の爲に公より造られし處なり、
 山王社 西北の界丘上にあり、社は並木の大門一町餘を入て南向なり、大さ一間半に二間、此村の鎮守にして村民の持なり、鎮坐の年代を傳へず、
 末社稻荷社 本社の傍にあり、例祭は六月十五日なり、
 稻荷社 村の東の方にあり、西向、村民五右衛門が持なり、

白旗村 白旗村は郡の中央より少し南に寄てあり、江戸日本橋より七里半の行程なり、家數三十一軒村内に散住す、東は千安村に隣り、南は神奈川宿に接し、西は篠原村にして北も亦同村なり、東西十一町南北九町半、すべて山よりにして土地平かならず、土性は陸田は黒土野土赤土なり、水田は上中下共に黒土にして殊に薄田は野土なり、水陸の田相半せり、この餘百姓林百六十二箇所あり、段別二十三町二段二十一歩、松杉及雜木立り、御入國の後御料所にして伊奈半十郎支配せし由云傳ふ、今は大貫次右衛門支配せり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治紀せりと云、

高札場 宇久保谷戸の東、庚申堂の側にあり、
 小名 中谷戸 村の中、西谷戸 西より、上谷戸 北の方篠原村の界なり、

ば正しくこの地のことなるべけれど、其事跡のくはしきことを傳へず、村名の起りは近村小机の城主笠原越前守信爲此地に一字を草創して神奈川宿を建り、其二世の住僧天叟順孝代に至て此寺 小机村に移す、今の雲松院是なり、もと當村にありし時の寺號を呼て村名起ると土人いへり、又元龜三年此邊を檢地せし者鳥山内神臺地雲松院分とあれば、古は鳥山村内に係りし地なるべし、雲松院の舊地は村内の中央より少しく巽の方にありて畑となれり、御入國の後正保の頃は伊奈氏より支配せり、其間のこと定かならねど後に至ては飯塚常之丞、江川太郎左衛門、菅沼安十郎、中村八太夫、伊奈友之助等が支配を経て、今は大貫次右衛門光豊が支配なり、元祿八年安藤對馬守檢地せり、土俗重陽の佳節は九月十九日と定む、其故は古へ平尾武藏某と云し者神奈川に於てそれ年九月九日討死せしより、當村六角橋村ともに土人其日をさくると云、神奈川宿にては武藏がことを大膽とも云傳へり、是昔の領主なりしにや、
 高札場 一ヶ所村の西、北の方にあり、
 小名 赤田谷戸 村の東の方、長山谷戸 是も同邊を云、市藏谷戸 南の隅を云、

龜久保 中央より少し、中道耕地 村の東北、東南の方なり、
 溜井 村の西北の方篠原村の界にあり、長八十六間幅は廣き所より東北へ流れ字中道堀を過て所々の水田へ流る、
 八幡社 村の中央丘上にあり、九尺に二間南向なり、神機は木つ、例祭年々九月五日なり、昔は神奈川町能満寺の持なりしが、近き頃より村持となれり、
 ○稻荷社 村北の丘上にあり、小祠なり、

片倉村 片倉村は郡の坤の方にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋より八里餘の行程なり、民家三十一軒所々に住す、地形小かさなり、谷間澤多し、其あたりに水田少しくあり、故に陸田の方多し、土性は野土赤土交れり、村内すべて林五十七箇所いづれも百姓持にして所々にあり、すべて二十八町九段六畝三歩、當村の四境東は六角橋神奈川宿の二村に隣り、南は帷子町に界ひ、西は三枚橋村下菅田村より北の方はまた三枚橋岸根の兩村に及びり、村の廣さは凡東西へ五町餘南北十七町餘なり、此村も開闢は知されども、昔は上杉北條等の分國にして、御入國の後御料所になれり、正保の頃伊奈半十郎が家にて支配す、夫より志村田宮岩手伊右衛門辻源五郎池田喜八郎久保田十左衛門飯塚伊兵衛江川太郎左衛門伊奈攝津守菅

沼安十郎等が支配を経て、今は大貫治右衛門預り奉る、
 檢地は元祿八年安藤對馬守が承りにてありしと云、
 小名 本宮村の北 海老久保を云り、三ツ田耕地 東の方
 池田 是も東よ 庚塚 これも同 岡毛 中央より少し 寺下
 村の中 大丸 西の方 五段野 西寄三枚橋 中丸 西の方谷
 央を云 佛切 臺南の方小高 田向 すべて南 池谷 是も南寄
 すべ 溜井二箇所 共西南の間字池谷にあり、神奈川用水にして
 溜井二箇所 當村にては甲ひず、凡長五十間幅十九間、一つ
 は此村の用水にして 廣さ凡七畝程あり、
 杉山社 村の 字庚塚と云小高き所にたてり、小祠にて西向な
 例祭年々六 別當淨遠寺 社地の北に隣れり、日蓮宗なり、
 月十五日、 房州小湊誕生寺末、神光山と號す、
 本尊三寶を安ず、客殿六間に四間半、西向開山詳ならず、寺
 傳に云當寺は發心者の庵室なりしが、天正年中一宇の精舎と
 なし、片倉山と號し江戸谷中感願寺の末となれり、二世佛種
 院日從文祿二年正月二十八日寂、夫より二十餘年斷絶せしが
 後寶林院日住住職して寛永二年八月十五日遷化す、此住僧を
 以今 開基と稱せり、寺地は字元宮と云所にありしが、年代
 知らず日誦といへる僧住職の時、此地に移し再建せり、後ま
 た元祿八年安藤對馬守檢地の時社地を除けり、夫より年月は
 傳へざれども誕生 寺末となれり、
 ○下菅田村 下菅田村は郡の南にあり、郷名を失へり、
 今或は神奈川郷とも呼り、小机領の内なれど土人はこれ

を庄名とせり、江戸日本橋より行程八里、東は鳥山三枚
 橋片倉の三村に隣り、南は羽澤村に接し、西は都筑郡内
 上菅田鴨居本郷の三村にて北は小机村なり、東西三十町
 南北十六町、民家百五軒、村内小山多く谷間に家を結
 べり、土性は黒土野土打交り、畑多く田少し、天水の場
 なれば旱損の患あり、林合せて三町五段一步、村内所々
 に散在し、何れも村民の林なり、土地に應じたれば松檜
 の類を多く植ゆ、北により一條の道を開く、三枚橋村よ
 り入り都筑郡の内鴨居村に貫けり、村内を經ること三十
 町、是を飯田道と云、その故は土人の説に隣村小机城を
 或は飯田城とも云ひし故、この名を得しと云へり、按に
 郡内小机村雲松院に藏せる笠原越前守信爲が享祿二年の
 文書に、熊野堂の地、早雲寺長尺入道の茶湯料として寄
 附せりよしを載たり、今村内の小名に熊野堂と云あり、
 則この所なるべし、彼文書に菅田とは記さずしてたゞ熊
 野堂と書たるは、この村古へ小机村の内にして小机落城
 の頃は此道多く原野なりしを、其後隣郡菅田の村民來て
 開きしより、本村を上とし爰を下となせしにや、さあら
 ば享祿の頃より後今の村名起しこと知るべし、されど慥
 なることを考ふべからず、この地往昔は小机城主の領所
 なるべし、御入國の後は御料又酒井河内守、高尾孫兵衛

二人の領地人あひたりしが、元祿十二年酒井氏の知行は
 上地となり、酒依清十郎知る所となれり、今御料所の地
 をば大貫次右衛門支配し、其他は高尾學之丞酒依清左衛
 門の知行交れり、
 高札場二ヶ所 一は中村組にあり、御料の方なり、
 一は戸倉組にあり、私領の方なり、
 小名 中村組 村の北 戸倉組 中村組より西にあり、戸倉氏
 は後に録 熊野堂組 村の東にあり、享祿の頃はや此 日
 向根組 戸倉組の西 下村組 村の東に 道慶谷 郡内小机
 開基笠原越前守信爲、法名乾徳寺雲松道慶を愛にて茶昆せ
 し故此名ありと、彼土人云り、又爰の土人は往昔道慶とい
 へる醫師ありし故名とせる 道祖神 戸村の西 田 縁村の
 と、何か正しきを知らず、 的場 村の北 吉原 是も村
 主橋 字猿渡にあり、悪水堀に架す、長六 〇溜井二箇所 共
 村の西南にあり、一は二段許、一は一段許の 〇悪水堀 二
 所いづれも天水をたゝえて用水となせり、
 筒所 一は村の北にあり、堀の幅四間都筑郡鴨居村より入、小
 と三十町、一は東方にあり、この堀は幅二間許當村と片倉三
 枚橋と兩村の中間を流る、この邊にては名づけて三枚橋と唱
 神明社 小名十三塚にあり、鎮座の初を知らず、村の鎮守なり、
 社一間半に二間、巽に向ふ、社前半町許の間左右に松

を並べ植、入口に石の鳥居をたつ、 〇八幡社 小名下村組に
 例祭八月二十六日、村内最勝寺持、
 間半に一間、西向、入口に木の鳥居をたつ、爰を入て
 十間許の塼を上り社頭に至る、村内長道寺のもち、
 杉山社 小名戸倉組にあり、稻荷山王を相殿とす社三
 杉山社 小名日向にあり、是も山王稻荷を相殿とす、社は
 を立、坤 〇御獄社 小名中村組にありて其所の鎮守なり、社
 あり、巽 末社稻荷社本社の左 〇山王社 村の中央
 長道寺 村の北方にあり、日蓮宗池上本門寺の末山、正壽山と
 せり、開基は名主源右衛門が先祖與兵衛なり、鈴木を氏とす、
 法號を信經院官勝と云、客殿五間半四方南向、本尊三寶を安
 せり、堂の前に少しの石階をなし、番神堂門を入て左にあり
 向、神體三十軀何 〇專稱寺 西北の隅にあり、淨土宗小机村
 れも坐像長三寸 泉谷寺の末 開山明譽元和二年
 八月七日寂す 客殿六間半に五間東南の間に向 觀音堂
 〇最勝寺 村の東方に
 入て右の方にあり、堂三間四方如意 〇最勝寺 村の東方に
 輪観音坐像長一尺運慶の作と云、 〇最勝寺 村の東方に
 新言宗鳥山村三會寺の末、熊野山と號す、開山開基の年代詳
 ならず、境内墓所の内に權大僧都法印慶安五年七月六日寂と
 あり、もししくはこの僧都の開山せしが、さもあらんには草創
 の年歴も推してはべし、客殿五間に七間半南向、本尊樂師坐
 像長二寸五分銅 富士淺間社 小祠なり、小高 秋葉子權現
 にて造れり、 金毘羅合殿 一間四方の祠、境内背 熊野社 境内にあり、入
 後の高き所にあり、

並で別に門を設けり、社は一、淺間社門を入て右の方にあ
間四尺に二間前に鳥居を立、一間に一間半の
覆屋を作り、中、觀音堂門の前小高き所にあり、三間四方、
に本社をい、正觀音の立像長四寸ばかり、坐、乾に
向ひて僅の、墳墓古塚、小名十三塚にあり、今は僅に一つの
石階あり、墳墓古塚、れり、されど古は十三ありし故この名
あり、塚の大き下の方はわたり一丈許、相傳ふ昔此地に於て
戦争ありしをりから、戦死せし人を埋めといへど慥なるこ
とはもとより、
知べからず、

舊家名主藤左衛門 酒依清左衛門采地の民なり、先祖は笠原
氏の家士にて川原戸倉と名乗しと云、さ
れど人名とも聞えざれ、古刀一振、鎗一筋、無銘にして、刀は
は傳の訛りあるべし、二尺四寸五分、柄は長八寸作りも古き世の物と見ゆ、鎗は青
貝の柄にて穂は八寸許三角なり、是も無銘なり、この外に鞍
もありしがいつの頃に
や失て今はなしと云、

新編武藏風土記稿卷之七十終

村の西北の方に民居をなせしに、其後東海道今の地に開
けしより、隣村川崎宿等とひとしく移轉すと云、されば
今も往古民家多き所の畑を字して元屋敷と唱へり、村の
開けし年代は傳へず、御打入の後は御料所にて、伊奈半
十郎が支配所なりしに、貞享の末より御代官岩出伊右衛
門が支配に屬し、元祿の始村内四十石餘の地をさきて木
造金彌に賜ひしに、いかなる故ありてや幾程なく復御料
所にかへされしと云り、其後は打續て御料所となり、御
代官田中休藏、柴村藤右衛門、舟橋安左衛門、志村多宮、
伊奈半左衛門等相替て支配せしに、寛政四年より大貫次
右衛門かはれり、檢地は寛永二十一年伊奈半十郎、元祿
十年織田越前守がうけたまはりて租税の數をさだめしと
その後明和七年伊奈半左衛門が檢地せしことあれど、是
は後年開きし新田を檢せしにて、なべて村内に及びしに
あらず、東海道の村内にかゝること凡九丁餘、南の方鶴
見村より東の方川崎宿に達す、民家は四十三軒なり、
高札場 東海道往還の内一
甲塚の邊にあり

杉橋場と下宿 元屋敷 西北の方なり、往古東海道今の地
たる所なれば、
かく呼りと、
鶴見川 村の西末吉村より流れ來り、東流して菅澤鶴見兩村の
間を流る、村内を流る、こと屈曲して凡十一町餘、川
幅十八間より二十間餘に及ぶ、秋雨など降つて時は水滿溢
れて平地に横流するにより、やゝもすれば往水を絶ずと云、
○古川 村の地より西へかゝりて流る、鶴見川の支流なり、此
川古は鶴見川の本流にして、末吉村と當村との界川な
りしが、水利のよからざる爲に末吉村の内へ水流を轉じた
れば古川とは唱へり、猶末吉村に記せし條合せ見べし、
○沼南河原村の、
○用水 宿河原用水の末流を引用ゆ、南河
原村より入り村内所々の耕地に沃
ぎ、餘水は鶴見
川に落入れり、
○惡水堀 村内所々の耕地より惡水を沃げ
貫て末流は鶴
見川に入、
産物鶴見餅 慶長年中惠比須屋某と云しもの、鶴見橋の邊に
住せしとき、初て製したり、其製今のうづら焼
など云もの、形の如くにして小なり、是を鶴見の米饅頭とよ
ぶ、鶴見橋の邊にて製する故にかく名づけり、今は惠比須屋
の子孫もたえけれど、水で製するもの五軒に及べり、往來の
旅人これを籠にいれてつと、故に其名頗世にも聞えり、
鶴見橋 東海道の内鶴見川に架す、橋名の
起り等は鶴見村の條に記せり、
熊野社 東海道往來より西北の方へ四町餘り隔りて耕地の中
にあり、三尺四方の社にて上に二間に三間の上屋を
立、別當通院に藏する過去帳に、弘仁年中の鎮座とすれど
他の證すべきなれば恐らくは無稽の説なるべし、又土人の
傳に當社は往古村の西北の方に鎮座せり、今その舊地を權現
社地と呼て見捨地なりと、是も大抵東海道を轉ぜられし頃移

新編武藏風土記稿卷之七十一

橋樹郡之十四 川崎領

川崎領は郡の東邊にあり、領内二十六村、其間南北を貫
て東海道の往來にかゝれるは、小土呂砂子新宿久根崎の
四町にして、是川崎宿なり、この外に市場村も海道にか
ゝれり、爰も東邊は海濱に接し、西は稻毛領に交り、南
は神奈川領に隣り、北は多摩川を隔て荏原郡六郷領に及
べり、大抵東西へ一里餘、南北へも一里にあまれる地な
り、
○市場村 市場村は川崎宿の西に並びて、大抵東西南北
十二町餘、南は鶴見村に接し、北は矢向下末吉の二村に
交り、東はもとより川崎宿にて潮田用水堀を以かぎり、
西は古川を隔て上末吉にさかふ、又東南の間にては菅小
田の二村にも少しく交れり、村内すべて平行にして高低
なく、土性は眞土に砂錯れり、水田多く陸田少し、又蘆
原芝原竹藪松雜木の林等許多あり、各貢税を奉り、古は

りしなるべし、例祭 ○伊勢宮 海道と熊野社との中程にあ
毎年九月十五日、小祠あり、是も通照院持

○天神社 海道より北の方五町許にあり、三尺 ○若宮八幡
社跡も海道より北へ二町餘隔りて耕地の中にあり、昔は社

跡もありしが、年歴て廢せしより未だ再建に及ばずと云、
○神明社 海道より西の方四町餘にあり、

通照院 村の西南海道より西北の方へ十八間退てあり、光明山
金剛寺と號す、新義眞言宗神奈川宿金藏院末、開山及

び起立の年歴を傳へず、中興開山は秀尊と云、此人明暦二年
六月六日寂、當寺古に寺號のみ稱せしが、近頃避ることあり
て院號を唱へりと、又昔は村の西方に住して今その地を金剛
寺畑といへりと、今の地へ移りし年代は傳へざれど、是も恐
くは東海道轉移ありしより後のことなるべし、鐘樓境内に入
り、客殿六間に六間半本堂大日を安んず、鐘樓左の方にあ
り、文化八年改め鑄し鐘にて銘文 觀音堂 鐘樓の側にあり、
あれども考證に益なれば略す、如意輪觀音を安
置 藥師堂 境内にあり、稻荷社 觀音堂の
○専念寺 東北

海道より六十間餘退てあり、一心山稱名院と號す、淨土宗京
都知恩院末にて川崎宿安寺の觸下なり、開山明譽承應三年
正月八日示寂せり、客殿五間半に四間、觀音堂 客殿の前に
本尊阿彌陀坐像二尺五寸許なるを安んず、觀音堂 二間
半に二間、千手觀音の木像長五寸許なるを安んず、臺座は唐木
と見ゆ、傳へ云佛師定朝が作にして、近江國石山寺觀音の摸
寫なりと、始は故有て江戸芝井町に住せし商人の家に傳傳し
て、元祿年中かの商人が最愛の女の死せし時その菩提の爲に
當寺に寄附せりと、又此堂は昔境内に祀れる富士淺間の本地
佛十一面觀音を安んせし堂なるが、年歴て破壞に及び本尊も失
ひたるを再興せし
ものと云傳へり、

天神稻荷相社 境内に入て左りにあり、
二間に一間の社なり、
○供養塚 二ヶ所
一は東の方にあり、九歩程の除地なり、又一は二歩
許の除地にして塚上に松一株あり、寶泉寺の持、

○潮田村 潮田村は郡の東にあり、主人は丸子庄とも云
傳ふれど今はさだかならずといへり、【小田原役帳】によ
れば小机の内とあり、江戸日本橋より行程凡六里半、村
の四境東は下新田にて、少しく北によりては小田村に接
せり、西は鶴見川を隔て、生麥村に隣り、南はすべて海
岸に添處千間許にして北は菅澤村に交れり、村の廣さ東
西二十八町餘、南北十六町餘なり、家數二百四十七軒、此
村は平地にして田多く畑少し、土性は眞土にして砂交れ
り、萱野一町五段鶴見川附の海邊にあり、野八町八段九
畝十歩、海邊にて野九町二段九畝、是も同ほとりにあり、
當村開墾の年代は傳へず、永祿の頃は太田新六郎康資が
知行十二貫文、その外十六貫八百五十四文當所の内地頭
方と役帳にあり、又向山某が知行三十四貫百十七文の由
しるせり、正保の頃には松下孫十郎の知ところにして、
寶永四年に至り海岸堤の修復等自力に及ばざりしを憂ひ
公に願ひ奉り同郡小倉村にて替地を給ひしと云、後伊奈
半左衛門預り奉り、田中休藏より川崎平右衛門伊奈備前
守等の支配を経て、今大貫次右衛門預り奉りぬ、檢地は

○菅澤村 菅澤村は郡の東にあり、江戸日本橋まで行程
五里半、村の四境東は小田村下新田の二村に接し、西は
鶴見川を隔て、鶴見村に隣り、南は潮田村にて北は市場
村に交れり、村の廣さ凡東西八十町にあまれり、南北は
せばき所にては一町許、或は二三町に及べる所もあり、
家數二十七軒、此村平地にして田多く畑少し、土性は眞
土なり、茅野すべて六段四畝七步、芝原四段七畝二十歩、
いづれも海邊にあり、開墾の年代を傳へず、御代官の遷
替は近村に同くして、今は大貫次右衛門光豊が支配所な
り、檢地は元祿十五年織田越前守なり、
高札場 村の中央

小名 道上耕地 村の東の 道下耕地 同じほと
鶴見川 村の西の方市場行より入て、當村を流るゝこと凡
長一町許にして潮田村に流る、川幅二十七間程、

寶泉寺 村の西にあり、龍澤山と號す、天台宗同郡駒林村金藏
寺門徒なり、文祿二年當村の里正傳左衛門が先祖起立
すと云、開山は良位寛永十二年十月朔日寂す、本尊 山王社
大日坐像にて長七寸許、客殿六間に五間門巽向、 山王社
社地は境内に續けり、社大さ二間に一間半巽に向ふ、前に石
鳥居を立、里人の説に昔此所に大なる蛇の出で村民を惱せし
ことあり、其時里正蛇に向て速に形を隠さば山神と崇め祭る
べしと誓を立り、彼蛇立きりぬ、夫よりして其所に小祠をた
てりといふ、

寛文十年地頭松下氏より頼により伊奈半十郎檢地す、新
田の檢地は明和五年伊奈備前守、寛政元年伊奈攝津守等
なり、
高札場 村の中央より
北の方にあり
小名 東辻村の巽の 鐵念南の方 四家北の方 川端鶴
川附 中端村の坤の 北新田村の北よ
を云 川端方を云 北新田方を云
鶴見川 菅澤村より入て西の村境を流る、村にかゝること七百
五間、末流は海に入る、川幅二十五六間にして砂川な
り、此川の下流に字岩瀬といふ所あり、川底皆岩なれば
この名あるにや、潮ひるときは歩行にて鶴見村へ渡る、
用水 菅澤村より出、村内を流るゝこと十六
町餘にして海に沃く、幅僅に五尺餘、
堤長千間
堤にして、乾の方にあり七百十五間、
垵三ヶ所いづれ
りにあ
り、
産物鹽 寶曆十四年池上太郎左衛門が頼によつて鑿出せり、鹽
竈は哭の方西岸にあり、一町四段九畝十五歩、西南の
方に一町七段許の菅野あり、爰にても元祿の頃までは
鹽を製しぬ、其稼を廢して今は永錢のみを出せり、
三嶽社 村の西にあり、本社三間に二間南に向ふ、石の鳥居を
前に備なる石地 ○杉山社 村の北よりあり、社南向にて二
藏の堂あり、
間半に三間石の鳥居をたつ、此村
の鎮守にして例祭毎年九月九日、これも東漸 ○貴船社 西
寺の持なり、向て右に稻荷の小祠をたつ、

の僧明辨の開基の由なれど其儘なることは今より知べからず本尊彌陀長一尺許なるを安ず、客殿七間に八間門南にむかへり不動堂境内に入て左の方にあり、相傳ふ弘法大師の作に二童子夢に入りて鎌倉退治の心あらば、これより南橋樹郡互田の里に安置せし不動に祈誓せよとの告をかうむり、夫よりして義貞守本尊とせしと云傳ふ、立像長一尺五寸餘、堂の大き東向にて二間半に二間なり、觀音堂境内あり、如意輪觀音にして、地藏堂門前二建り、纒の平屋なり、二三寸許の坐像なり、地蔵堂石の像、長六尺許天和二年と彫れ、古碑一基寺の背後、墓所の中にてたり、徳治三年十月院御即位の年なれば、當時を開闢せしと云、文明年中よりは百三十年前のことなり、寺につきし碑にあらざることしるべし、此墓所當寺境内の、○東光院村の北にあり、醫王山と外にて別に八畝餘地なり、○東光院村の北にあり、醫王山と高畑村寶幢院門徒、開山詳ならず、今傳ふる所の世代の古きは權大僧辨祐寛永十九年七月三日示寂すとあり、本尊藥師坐像にして長一尺五寸許、○觀音堂村の北にあり、堂客殿五間に四間半なり、○觀音堂村の北にあり、堂觀音立像にして長二尺餘、川崎宿の内小土呂町釋土宗教安寺の持、境内に古碑あり、弘安二年巳卯二月としる、長二尺八寸、○庚申堂成就院の前にあり、堂は一間四方南向なり、○供養塚村の東海岸にあり、纒五尺許の高きにして、塚上小上に五輪の石塔をたつ、成就院の傳には栗生左衛門尉忠良の骨を埋めし故、栗生塚と唱と云へども、さにはあらず、六十年程前に五輪の塔を建しものにて、供養によりて後人の偽作せしなりと村民いへり、

ども寛永の頃しるせし物に不動院地中三畝十歩とあれば、恐くは其寺跡ならん、今成就院の持なりと云、されば彼寺の境内にある不動堂、昔この地にありて別に一寺たりしにや、

○小田村 小田村は下新田の北にあり、郷庄の唱を失ふ、小田原北條家人所領役帳に、小菅攝津守が知行四十貫八百四文稻毛小田村とあり、是を以て見れば此頃までは稻毛の庄の内と見えたり、江戸日本橋より行程五里餘、村の廣さ東西へ四町許、南北は十三町ほど、四境の村々は東の方渡田村に隣り、南は下新田に接し、又海濱にそへる地千三百八間、西は菅澤市場の二村に及び北は川崎宿なり、すべて村内も平地にして土性は眞土砂交れり、水田多く陸田少し、この餘茅畑と號して南の方堤の内に九段九畝六歩の地あり、是昔の鹽燒場の跡なりと云、又堤の外に二十三町九段五畝十三歩の地ありて共に永錢を貢す、家數百二十三軒皆打交りて散住す、御入國の後檢地ありしは正保四年伊奈半十郎が承りて、御料私領ともに糺せり、又元祿十年は織田越前守なり、此時御料ばかりを改む、此後新田の檢地は寶曆十一年伊奈半左衛門、安永八年にも又半左衛門承れり、地頭は御打入の後服部八十殿字小菅大學、伊丹彦右衛門、須田次郎太郎、飯室金右衛門、早川五郎兵衛の采地たりし、と土人の記録に

見ゆれど、其賜りしも又收せられたるも傳へず、正保の頃のものに、伊奈半十郎忠治御代官所その餘揖斐與右衛門、須田次郎太郎、飯室金五郎、小幡源太郎、開宮庄五郎、早川五郎兵衛六人の采地たることみゆ、その内小幡氏の家譜に、源太郎正次寛永二年十二月武藏國橋樹郡小田邑の内百十石たまはりしと載、その外は拜領せし年歴詳ならず、今は開宮庄五郎士信、小幡監物、揖斐與右衛門三人がしる所なり、御料の方は伊奈家にて世々支配せしが、是も替りて大貫次右衛門光豊支配所となる、高札場村の中央

かわりたる石とも見えず、土人云古の神體は黄金をもて作れる扇子の開きたるに日月星辰を鏤たるものなりと、いつの頃か賊の手に奪はれたりと、後その形を眞鍮にて換し、年々祭禮のころは今の里正榮助が家に承り、馬上にて捧持し神輿の先にたつ古例なりとそ、かの眞鍮にて作れる扇子と云へるものも近來のものにてはなく古色なり、例祭年々四月中の申の日にあり、隣村下新田菅澤當村すべて三村の鎮守たるにより祭の頃は此三村のものとも出でとり行へり、中にも神輿の前後を馬上にて守護するもの十二人なり、村内を過て下新田菅澤村をわたして、夫より社地に還れり、此山王はもと比叡山坂本山王權現の遙拜のために爰に社を設くることとぞ、故に比叡の宮などいへるもあり、是もその始を知らず、たゞ口傳に傳るのみ、稻毛領平村より彌宜來りてと云、八王子にへり、拜殿の前に石鳥居たつ東向の社なり、

小名 一貫田耕地 前沼耕地 西辻子 大町 馬場崎
代官目 以上六箇所西の 東辻子 東の方 本村北の方 地
藏谷 竈ヶ淵 以上二ヶ所南の
海邊洞除堤 長さ千八百八間、敷三間 馬 ○用水 川崎用水と
同じ、市場村より當村に入、踏六尺、高さ一丈一尺、一は字
水田に漑き夫より海に在る、○惡水吐 竈ヶ淵にあり、
長さ七間横五尺一寸、高さ四尺、一は字地蔵谷にあり、間敷前
に同じ、共に官より修補せらる、此外にも三ヶ所あり、字金
ヶ淵竹の下邊間前と云所なり、
山王社 御朱印十石、村の中央にあり、本社宮造り九尺に二間
拜殿三間に二間、神體丸き石なり、圓周八九寸、別に

社社に向て右の方にあり、子神三峯合社社に向て左 別當圓
能院 新義眞言宗、同郡神奈川宿金藏院末、金澤山福泉寺と號
す、開山開基等詳ならず、世代の内に法印秀盛と云るあり、
是は寛永十年正月六日に寂せし人なり、この住僧より以
來連絡とつゞけり、是より以前の住僧は云傳なし、法流開山
は秀惠と云へり、是は近來のことなり、本尊大日如來坐像に
て二尺許、客殿八間に六間すべて南向、境内ともに御坐印の
内なり、山王の前小徑を隔て、
又山王の縁起左に出す、
同能院山王權現縁起
武州橋樹郡河崎之領小田村氏者、惣廟山王大權現、
天曆貳戊申三月申日、京都從比叡山遷、
村上天皇之御代仁奉守護、本地阿彌陀如來、山者金
澤、寺謂福泉、院號圓能、本尊大日如來也、鎮守在

西焉、抑彌陀常住、其頃日處擁護、天魔無得具、便當國者受所之無鎖守、因是萬民爲救轉變給棄也、榮號山王乎、以是萬法莫不歸一心王、三本扇子衆生之仰壽命之風也、御輿者包三世姿也、仁義禮智信、在賢而不在愚、則聖人之道有種擇取捨矣、如天降雨擇地而下矣、只即一指守之哉、轉法輪而度衆生、子孫繁昌國家安全、祈所眞如、以法界爲自身、般若實智以爲自心、則人上以慈悲演說法、本源自性天真佛也、觀念觀法受安矣、車不橫推理無曲斷、是神專之行處也、得妙事如此、西方果曼荼羅胎金兩部、日月兩輪、而爲事理本尊、故曰以幾累德、勳功顯因緣、無二無別者、一實相也、故爲圓寂佛界、不捨法界、亦歸本有成眞、如以觀密法賢、因之摩壽命、頌曰、諸神加護歷人明、武運長久、天下平、國土龍、開山五社、當時音在似禁聲、

當地頭
揖斐典右衛門尉
間宮庄五郎
小幡源太郎

右之緣起者、景虎乳仁陸沉至處改、其時節當地過瘴、而一堆一擔厠屋事如此實哉、各不可守忽者也、大阿闍梨法印辨譽和尚、以善緣綴之、而爲銘之、現前奉守護、以廣開耳露門、而三寶之弟子謹命現前矣、十二時中無尖無難、聖人難測焉、
時萬治二己亥五月十七員

觀音堂 繼なる堂なり、門を入り左の方にあり、觀世音は正觀音にて源賴政が守本尊と云傳、是は村内に頼政塚と云へるあり、昔其所に立し觀音堂なり、此塚をあづかれる百姓十兵衛なるものより、當寺に頼みあづけ置りとなり、立像一尺二寸ばかり、
○杉山社 村の西の方にあり、小社、比叡宮 宮地ばかりにて社なし、社中に大なる銀
村の南の方にあり、小社、
○伊勢宮 社前には小鳥居あり、
○山神社 村の東の方にあり、前に石鳥居あり、以上の五社は皆山王御朱印地の中にたてり、共に圓能院の持なり、
○稻荷社 字釜ヶ淵にあり、
阿彌陀堂 村の西の方にあり、小き堂なり、今土人は觀音堂ほど又前に石の觀世音、
○地藏堂 四間四方の堂にて村の中あり、圓能院の持、
○阿彌陀堂 村の南にあり、里民是を田中の寮と云、彌陀は坐像六寸許、東向にて二間四方の堂なり、百姓七左

密門 ○觀音堂 村の西にあり、二間四方の堂にて南持、
○墳墓 賴政塚 村の西北の隅にあり、塚のほとりは平地にして松一株あり、松下に五輪の石塔をたてり、文字漫滅してわかたざれども、幽かに爲賴政大臣菩提也、寛永□□□□月吉日建としるせり、緣起もあれども近來のものにて取に足ず、そのうちに昔賴政平等院にて自害ありしもの、臣あつて遺骨をひろひ是を首にかけ菩提のため諸國を修行し、此地に至り柴の菴を結びかの白骨を收、其身も此所に空くなりたるものと云、此緣起寶永年中書たるものにて、徘徊者流のつゞかれるものなり、
屋敷跡 殿屋敷 村の中央にあり、此所今百姓の家五六軒ありとを傳、
○馬場先 殿屋敷の邊にあり、此所に七郎右衛門とてへず、
○先祖代官にても勤めたりや、この家を馬場先の代官と云ふ、これらの事をもてみればこの七郎右衛門は舊家なるべきや、されど證とすべきことなし、かまへの内に古碑二枚あり、一枚は漫滅して文字見えず、一枚は長さ四尺許横一尺許にて、碑面上の方に觀音をえり、下に正安三年十一月とあり、日の所滅して分たず、
舊家百姓榮助 陶山氏にて世々間宮庄五郎が采地の名主たり祖は陶山帯刀孝定とて元和八年死すと、家に豊臣太閤より賜りたる文書あり、其文左の如し、

- 禁制 武藏國橋樹郡 小田村
- 一 軍勢甲乙人等濫妨狼籍事
- 一 放火事
- 一 對地下人百姓非分之儀申懸事

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處罪科者也、
太閤秀吉印あり
天正十八年四月日

○大島村 大島村は渡田村の隣村なり、江戸日本橋へ行程五里にあまれり、村の四境東は海岸にそふ所凡三四丁、西は川崎宿堀内村にさかひ、南は渡田村に交はり、北の方は中島大師河原の兩村にて、良の方は池上新田に隣れり、村内平地にして凡東西二十町南北五町に餘れり、土性は眞土或は砂交れり、家數すべて百四十四軒、所々に散住せり、又當村北の方へ八丁許を隔て、飛地あり、此所にも民家六軒あり、檢地は元祿十年織田越前守信久なり、其新田は享保十八年寛播磨守正舖、寶曆十一年伊奈半左衛門忠宥等なり、安永八年海邊の新田を開しとき、伊奈半左衛門忠郁寛政十二年大貫次右衛門光豊等檢地す御代官の還替は近村に同じ、
高札場 村の北の
小名 若房耕地 村の中央
遠野越耕地 村の西の
四谷北

方に 橋戸耕地これら 信濃屋敷海邊の方、富村と池上あり
 植村信濃守抱屋敷跡といへど、今は田畑となりて段別、釜もしりかたし、又鍛冶屋敷と云ふ其地づつきにあり、
 屋東の方、二町歩、南方、樋口、これら同、江ヶ端村の中間にあり
 池二所、一は字樋の口にあり、凡三畝、一は、用水、海邊の東の方によりてあり、五畝六歩、
 用水、新田の用水に沃けり、川崎宿の裏の方の沼より流れ出で、渡田村をかきひをへて、富村の中央を流れ海へ入、村内をへること凡十間餘、
 湖除堤、東の方海濱にあり、長六百八十一間ばかり、
 八幡社、村の中央にあり、覆屋三間四方内に小祠を置、拜殿三間、一間餘、社前に石鳥居を建、此村の鎮守にして村
 内眞觀寺、末社稻荷辨天天滿宮合社本社にあり、
 社眞觀寺持にてこれら、
 社眞觀寺持にてこれら、
 社眞觀寺持にてこれら、
 社眞觀寺持にてこれら、
 社眞觀寺持にてこれら、

殿五間四方南に向ふ、門兩柱の間九尺本尊、墓所見捨地二畝
 正觀普を安ず、立像にして二尺五寸なり、
 觀寺の續にあり、其所に二間四方の寮を建、
 り、もと觀音堂の地なりと土人いへり、
 りにあり、五間四方南向なり、本尊彌陀の坐像にして二尺餘なり、淨土宗川崎宿大德寺末、此所をも土人葬地とせり、
 古井、東の方海邊に出張たる茅野の際に小鳥居を立てしるし、土人はことに尊敬すれ、
 其故を詳にせず、
 池上新田、池上新田は、寶曆十二年里正太郎左衛門といへるもの、願によりて開發し、伊奈半左衛門忠有檢地して新田となれり、太郎左衛門が氏を池上と云へるを以て村名となせり、このとき五段の地を太郎左衛門に賜はれり、と云、その後又新田出ましにより安永五年にも伊奈半左衛門忠敬檢せり、東西へ三町ばかりの廣さにして、南北五町餘なり、村の四境西は大師河原村に界ひ、北の方は稻荷新田に隣れり、其の方はすべて海岸にてこの邊に鹽竈二ヶ所あり、村内平地にして田少く畑多し、土性も近村に同じ、この餘寄洲十五丁八段二畝、稻荷新田より大島村さかひまでの間海岸に添てあり、永錢を出せり、又野十五町八段二畝、當村の地さき大師河原鹽濱をへだて、飛地となれり、家數十四軒なり、江戸日本橋まで行程五里、御代官の遷替も前に同じくして、今は大貫次右

衛門支配せり、高札場村の中央

小名 入江ヶ 崎南の方海 中富耕地これら南の方あり

用水 大師河原村用水の邊、潮除堤海邊に築けり、水を田間に沃く、長五百間餘

稻荷社、村の東大師河原村鹽濱を隔て、飛地あり、其邊にたて

左衛門、村の東大師河原村鹽濱を隔て、飛地あり、其邊にたて

門持、池上氏なり、此太郎左衛門が父太郎左

舊家名主太郎左衛門、實曆年中富村を開墾し家を

堀之内村、堀之内村は郡の東の方にて川崎宿に續けり

東は中島村にさかひ、西は南河原村にて南の方渡田村より

り巽の方へかゝりては大島村なり、廣狭は東西八町許南

北は十丁に過す、慶長年中川崎宿地割のとき、村の乾の方

そこはくの地かの宿内に屬せしにより、海道に隔てら

れて今は二區となり、乾の方玉川の岸にある地は飛地の

ごとくなれり、民家四十三軒、みた川崎宿の巽の方に住

せり、當村平地にして水田多く陸田少し、土性は眞土砂

交れり、檢地は元祿十年織田越前守、寶曆十一年伊奈半左衛門承る、御入國の後には伊奈半十郎が家にて代々支配して今は大貫次右衛門預り奉りぬ、

高札場村の西の方川崎宿、村界を云

小名、蒲原耕地村の東中嶋、宮前耕地北の中、川下耕地

北の方川崎宿、村界を云

多磨川、村の乾の端を流る、こと凡長百五十間許、川幅百三十

間ほど、西の方南河原村より當村を過て川崎宿にいた

る、
 〇悪水堀、村の中央を流る、こと凡十四五町を經て、多磨川へ落ち、又一條は巽の方を流

山王社、村の坤の方にあり、社領二十石を付らる、當社は當村

は伊奈諾伊野所領、社領津主命武甕槌命の五坐を安せり、

飲明天皇の御宇當所に鎮座して古は武甕槌の神社と稱せしに

以下の頃にか山王權現の社と改號せりと云、されば伊野所

以下四坐の神は後配祀せるにや、又川崎宿三寺の傳記には

源頼朝の代に佐々木四郎高綱奉行して建立せりと云、古棟札

の存するものあり、其文に東關之武陽橋樹那稻毛領庄川崎宿

堀之内村、維時慶長拾陸曆大才、施主鈴木石見能幸、三冬仲

下幹五日開眼供養あり、又元祿八年宮内左衛門教信が修理

を加へしときの棟札あり、其文は略せり、例祭は毎年正月三

日流鏡の式を行ひ、六月十五日神輿を出して鎮守とする處

の村々をすき、渡田村の旅所へ渡す、十二月二十七日には社

内にて市を立て、商人等つとへり、本社は二間に一間半、幣殿

一間半に二間半、拜殿五間半に二間半、まへに幣殿につ
 ぎて作り、社前に石鳥居を立、いづれも南に向ふ、神
 樂堂、本社に向て右にあり、末社天神社、本社に向て、熊野三社
 是も同く左にあり、**癒癒神社**、同く左にあり、もと御代官を勤
 り、九尺に三尺、**猿田彦社**、本社にあり、**御霊社**、是も
 近年修理を加、**辨天社**、本社を隔て、後にあり、二間四方
 社内への入口にあり、**辨天社**、文化元年、川崎宿の百姓とも建立
 せりと、**神主鈴木主馬**、社地に住す、先祖は紀州熊野より出
 うつり住せり、天文元年三月朔日鈴木重種がしるせし鈴木家
 の系圖の由來の書あり、そのことからは取べきものなけれど
 古き家なることは是にてもしるる、世々神職を司る吉田家の
 配下なり、今社領に付し水帳に、堀之内村山玉領合て二十二
 石一十八升餘、天正二十年八月七日としるしあれば、慶長の
 前社領ありしことは知べけれど、慶長四年二月に至り始めて高
 二十石の御朱印をたまひしは、鈴木石見能幸といひしもの
 時なるべし、此人慶長十六年の棟札に名みえたり、又此家に
 御禁の書を藏せり、是は當社につきしものとは
 みえざれど、藏する所なればこゝに附せり、

禁制
 一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉事
 一 放火事
 一 對地下人百姓非分之儀申懸事
 右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可被處罪
 科者也、
 太閤秀吉印あり

武藏國稻毛郷 河崎六ヶ村
 村中島村と同じくして、元和の頃は小泉次大夫支配せり、
 そのうち遷替りて正保の頃伊奈半十郎預り奉れり、今は
 大貫次右衛門が支配所なり、檢地は元祿十年織田越前守、
 寛延四年伊奈半左衛門、明和六年伊奈備前守等なり、す
 べて此村田畑等分にして土性は眞土或は砂交れり、萱野
 一段四畝ほどは海邊にあり、また芝原ありて廣三四段二
 十八歩許、鹽竈も近村に同じく海邊にありて、鹽濱段數
 二十町六段九畝十六歩なり、

高札場 村の中央にあり
小名 六百代耕地村内南の 神ノ木戸耕地 是も同く 四
 谷耕地 東の方 遠藤野耕地 また東方 藤崎耕地 村の中
 央をす べて

産物砂糖 此所にて明和年中より製せり、近き頃名主太
 郎左衛門が工夫によりて、米砂糖を製し御ゆるしを得て
 賣買す、この砂糖製造の始を尋るに、享保年中始めて甘蔗
 を植しめ給ひしとき、當所へもその苗六根を賜はり、名
 主太郎左衛門これを受けて年々殖樹して製法を試たりしか
 と、もとよりその苗の小きを以製し得ざりしかば、寶曆
 十一年願ひあげて多くの苗を賜らんことをこひ奉りしに
 一色安藝守そのことを承り、やがて砂村新田の産を五十

天正十八年四月日
 稻荷社 村の北界にあり、覆屋の内に小
 祠を置、村内寶壽院持なり、
 幸福寺 村の西にあり、天台宗にて同郡駒林村金藏寺末、日吉
 山莊藏院と號す、開山を傳へず、されど過去帳に辨井
 法印慶長六年二月二十一日寂すとあり、是世代の内なるべし、
 本尊彌陀坐像にして六尺なり、客殿五間四方東向なり、
 地藏堂 客殿の南にあり、三間四方、地蔵 斷碑一基 文正元
 年に彫り、古物なれ
 ○寶壽院 村の西にあり、天台宗にてこれ
 と號す、本尊彌陀坐像にして長三尺五寸許、開山は什心法印
 慶長元年二月十二日寂す、客殿六間半に五間門東向なり、
 秋葉社 門を入て右にあり、神體は立像二寸許、又本地十一
 ど何人の作と云
 ことを傳へず、

○大師河原村 大師河原村は郡の東端にあり、江戸日本
 橋への行程凡五里餘、村の四境東はすべて海岸にそひ、
 西は中島村に交れり、南は大島村池上新田に界、北は稻
 荷新田に隣れり、廣狭は東西十七丁南北十八町許、家數
 二百五十六軒、當村開墾の年代は傳へざれど、川中島村
 平間寺の縁起によれば、崇徳院の御宇大治年中かの村の
 漁人此浦にて大師の像を得たりと云ときは、其頃よりは
 や大師河原の名を唱へしも知べからず、小田原北條分國
 のころは、行方與次郎六郷大師河原兩所を合せて三百六
 十一貫二十四文の地を領せしよしのせたり、御代官は隣

株蕨二十本たまひけり、又同人の承にて、濱御殿にうゑ
 させられしものをもそこはく下し賜はれり、かゝりけれ
 ば明る十年試に製しけるに、白黒の砂糖各造り得しによ
 り、空閑の地を求て猶多く植たりき、明和三年伊奈備前
 守に命じて、稻毛川崎神奈川の三領に多く植しめけり、
 明る四年備前守が承りにて再び濱御殿の甘蔗二千莖を此
 地に賜ふ、且奉行所にて尋問せられければ、是まで當國
 に稀なる砂糖の製法を得しにより、いよいよ多く作り出
 すべし、よりにてこの後願あげべきことあらば申しあげよ
 となり、太郎左衛門答へ申けるは、年頃心かけ制法を會
 得せしこと、これ私の爲にあらず、ひたすら御國益とも
 ならんことを願ふのみ、こひねがはくば諸國へあまねく
 傳法せんと申せり、同冬再び製法を試みらる、よりにて黒
 白の二品の砂糖を献ぜり、同五年命ぜられけるは諸國へ
 傳法せんこともたやすからぬことなり、先關東筋及江戸
 の内にて望むものあらば傳ふべし、其事によりて東國の
 方を巡行せば、往來の間夫馬を賜はらんとなり、又旅行
 の費用はその傳を受る人より謝儀の黄金を受けて、これを
 官へ奉り改て官より賜はるべきの旨命ぜらる、同年醫師
 河野三秀と云もの、和製砂糖座とならんことを請ひしか
 と、いくほどなく病にふして其願をやめしかば、太郎左

衛門に砂糖座となるべしやとありけれど、未だ甘蔗の多からざるを以て辭し奉りけるにより、武州橋樹郡佛向帷子等の御林の地をかし給ひて、蔗苗を植しめらる、安永天明の頃下總常陸下野東海道京師大坂中山道甲州道中及び甲州駿州等の所々へ傳法す、年を歴て其傳いよいよひろがり、寛政十一年に至りて太郎左衛門多年の工夫を以製造せし、氷砂糖賣買のことを願ひ上しかば、是もやがて御免を蒙りける、同十二年十三年再びまで命ありしにより、氷砂糖を製して献上せり、又紀伊殿の懇望せらるゝに任せて、其法を傳へまひらせしとぞ、

用水 中嶋村より入、村の南を流て海に入、
○悪水堀 字六百代耕地より北の方を経て海へ落る、
○潮除堤 南の方に築けり、凡長五百長六百五十間ばかり、
○多磨川堤 西北の間長三百三十二間ほど岸に築てあり、
○河原稻荷新田中嶋 等村々入會なり、

若宮八幡社 村の北にあり、勸請の年月詳ならず、慶安元年拜殿を間に二間半、社前に石の鳥居を建、又右の玉垣をしまはせり、例祭年々九月二十日なり、
末社天間村民の持、
末社天神社地にあり、庚、御嶽社上に

鹽竈六社に
○金山権現社 字西すぢにあり、
社是も同邊にあり、
○稻荷社 鹽竈にあり、石の鳥居を立、村民の持、
社字藤崎耕地にあり、
明長寺の持なり、

明長寺 村の北の方川中嶋村平間寺の邊にあり、惠日山普門院と號す、江戸東叡山末にて先住靜圓法印と云し人、永正十六年九月十六日寂すと記したれば、其頃よりありしとは自らしらる、本尊十一面觀音立像にて七寸餘なり、慈覺大師の作なりと云、本堂 稻荷社境内にた、
○壽榮寺 南に八間に六間南に向ふ、
○新義真言宗松原山と號す、本尊不動立像にして長二尺餘、行基菩薩の作と云傳ふ、脇に二童子を置り同作なり、村民みな不動堂とのみ呼り、平屋作りにして六間に三間半、開山を傳へず、古き所は世代も見えず、今記すところ通央辨藏法印貞享三年十二月、
○觀音堂 字遠藤野にあり、如意輪觀音十五日寂すとあり、
石の坐像にして、長一尺四寸許、堂大さ五間四方西向なり、延享の頃より堂を立しよしを土人いへり、されば近ごろよりのものなり、これも明長寺の、
○觀音堂 蹟字本村にあり、古くは馬頭觀音坐像にしてに納めて堂守の住せし應のみを残せり、

舊家名主太郎右衛門 太郎右衛門が先祖池上右衛門大夫宗仲は、鎌倉將軍の番匠なり、その子孫爰に移り住て豪家の聞えあり、且世々新田等を開墾せしもの多し、先祖宗仲文永弘安の頃日蓮上人を深く歸依して、池上本門寺を開基せしにより、その名近郷に聞えたり、家傳を按る

に、池上氏は藤原姓にて、關白貞信公の苗裔なり、從五位下左衛門尉康光よりこのかたのことは、世系を記したれど夫より前のことは記録を失せり、相傳ふ康光が先祖のうち何某がとき、寛治年中鎌倉右大将頼朝奥州征伐の時、その先に進みて郷導しけるに、さばかり廣き武藏野にかゝりて、其方位もわかたざりしときしも、雁の飛行しけるを見て其跡をしたひ、川越の里に出けるにぞ、初て郷導の功あらはれしかば其事を賞せられ不朽にも傳へよとて、一つ雁金の紋を賜はりしといへり、されど此事うけがたき説なり、まづ寛治の年號は堀河院の御宇にて頼朝の出生よりは六十年の前なり、頼朝奥州陣は建久のことなれば、遙の後のことなり、雁の飛に従ひ、方位をしりしといふも、いとうきたる事なればその實はいかゞはありけん覺東なし、又彼何某後に當國荏原郡千束の池の上に住せり、其頃鎌倉將軍家へ仕へしにより、相州三浦郡に居邸を設けかしこより鎌倉へ出仕しければ、今にその邸のあとを池上村と號すといへり、按に【東鑑】承久三年六月十五日宇治川合戦の條に、池上四郎頼信と云もの廷尉胤義に屬せしが、胤義自殺せしにより頼信がはからひにて、其首をおのが太秦の宅へ送りしこと見ゆ、これ初にいふ康光が親族なるが、又嘉禎四年正月二十八日

將軍頼經上洛の時、隨兵の列に池上藤兵衛尉と云あり、是康光がことにて太郎右衛門が太祖なるべし、既に同年六月五日春日社參供奉の列には、池上藤兵衛尉康元とあり、又建長二年造閑院雜掌目錄の中には、左衛門尉康光とあり、系圖によるに寶治年中左衛門尉に任すといへり、又建長六年六月十五日の條にて池上藤左衛門尉とあり、これも康光がことなるべし、この康光は弘長二年六月十六日歿せり、又【東鑑】嘉禎四年二月二十八日の條に、池上藤七康親とあり、これは系圖に康光が弟なるよしを記せり、康光が嫡男は則右衛門大夫宗仲なり、北條時宗執權のとき宗仲鎌倉御所に勤仕せり、其頃も相州三浦郡池上村に居住して當國荏原郡池上村を領しけるが、後にその身も當國の池上に移り住し、ことに信者なりしかば僧日蓮へ歸依して入道し、弘安六年九月十三日歿せり、其子左近康嗣、その子左近大夫宗孝までは三浦にかへりすみしかと、其子太郎忠章より内藏康方まで十六代の間は今の池上本門寺地中大坊の境内に住せり、康方が子右近幸種、多磨川の川下なる海濱に新田を墾闢すべきの企ありて、召仕ふものを彼地へつかはしおきてその所をみせしめしが、其子太郎右衛門幸廣に至りてありつる日蓮の肉筆を始として、宗仲よりつたへし諸の調度を本門寺へ

附屬し、家學て大師河原の本村なる今の元屋敷と云所へ居を移せり、されどこの屋敷も狭きによりて、再び今の富士崎の屋敷へ移れり、是御入國より後寛永元年のことなり、元屋敷の宅をば多年已につかはれし傳兵衛と云ものに附與しけり、今も元屋敷の地の西の方を西圖子といひ、東をば東圖子とよび、富士山の見ゆる所を富士崎といふ、その餘的場耕地など云小名の残れるは、皆太郎左衛門がすみし頃より起りし名なりと云、又このとき新墾せし地は、今の稻荷新田是なり、この幸廣は天性酒を好みて、その量限りなきを以て世に知られけり、此人慶安三年歿せり、その子太郎左衛門幸忠は連歌をこのみ頗る文雅の志ありしものなり、又父祖の志をつぎて墾田のことに心を用ひ、一書を著して墾墾のことを辨じたり、その子の寫せし遺書あり、享保年中官より白牛を預り奉れり、その子太郎左衛門幸豊、性和歌を好み冷泉家の門に學ぶ、寶曆年中爲村卿より核葛と云へる帖を賜はりて家に藏せり、幸豊も又墾墾の志あり、寛延三年村内の沼を埋て水田を開く、又此ほとりの海中にも年頃寄洲ありて空く廢地たりしをみて、寶曆三年その所をひらきて一村となしこれを池上新田と號せり、老て後居を其地に移して名を興樂と改む、同十二年官より彼が新墾の地の内千五百歩

(田新上池)

を賜はれり、明る十三年在原郡廻谷村の邊より、久良岐郡戸部村の邊に至るまでの間、海濱の所新墾の地を求めしめらる、明和元年再び命ありて橋樹郡帷子町より多磨郡八王子宿までの間、山野空閑の地を穿鑿せり、同五年苗字を稱し二刀を帯ふことを許、同六年官に請て三澤の二ヶ所に居を構へて博望舎と號す、安永六年大島村の邊へそこはくの新田を墾す、この餘近郷へ甘蔗を植て製することを始めし、又幸豊が功に出たり、此人は寛政十年に歿せり、年八十一、その養子太郎兵衛幸勝は父に先て歿せり、故に別に田川久左衛門と云ものゝ子を養子として、太郎左衛門冬一とて今其家業を相續す、先祖の乗鞍一掛を藏す、此餘太刀及び短刀すべて三振を藏せしが刀は賊に奪ひ去れしとぞ、其刀は一尺八寸許にして先祖康光より傳來の太刀なり、短刀は貞宗及國次の作なりし由、今は空く記録のみ存せり、

天正六年戊寅七月廿八日

景勝花押 荻田孫十郎殿

今度念劇之處、遂籠城走廻事神妙候、依之大河津治部左衛門分、并早川分宛行候、彌々忠信簡要候、仍執達如件、

天正六九月朔日

景勝印 荻田孫十郎殿

去朝日於符内頸壹討捕之、殊更北條丹後守鎗付事候無比類候、不始于今數度之高名神妙に候、向後彌可抽忠功事肝要候、謹言、

二月三日

景勝花押

口宣案

上卿 持明院中納言

天正十六年九月一日 宣旨

豐臣長繁

宜叙從五位下

藏人左中辨藤原頼宣奉

久米之助等は松平出羽守へ預けらる、其後御免ありて浪々の身となり、ゆかりにつきて當村に來り住すること久し、今は家貧くして纔の田地を耕し、或は野菜を作りて市店に商ふ、されど祖先はかゝるよしあるものなれば、家に持傳る古物あり、大坂御陣中に於て東照宮より賜はりし御肌召、及御盃二を藏せり、かゝるいやしき民家にしめおかんことをはばかりて、延享五年此村の明長寺にあづけぬ、その御肌着の大略を左に記す、御肌着の地は紫龍門にして腰の所白地に明たり、模様は立葵の葉をくゝり染にせし物なり、裏は淺黄羽二重、御紋は葵五所にて色、萌黄淺黄紫白色などの片糸を以て縫し者なり、御長四尺二寸二分、御行一尺七寸、御領幅四寸八分なり、御盃二つ尋常の形にして少し淺く、立葵又立花小松等を金にてまけり、大さは徑三寸五分なり、又家に傳る古文書七通あり、左に載、

依一字望、長與出之候、謹言、

天正五年丁丑二月十七日

謙信花押 荻田孫十郎殿

昨廿七於大場口一戰之刻、母前に合首尾事、神妙無比類候、彌々相嗜可走廻事簡要候、謹言、

口宣案

上卿 持明院中納言

天正十六年九月一日 宣旨

從五位下豊長繁
宣任主馬允
藏人左中辨藤原頼宣奉

宛行知行分之事

- 一 高千七百三拾四石六斗貳升者 符中領 高木村
- 一 高六百石七斗貳升者 同領 聖丸村
- 一 高七百貳拾壹石六斗三升五合者 同領 櫻津村
- 一 高三百八拾九石者 大野領 堂本村
- 一 高千四百四拾八石六斗三升者 勝山領 伊知地村
- 一 高百四拾貳石七斗貳升者 符中領 笹川村
- 一 高百五拾壹石九斗四升壹合者 同領 櫻谷村
- 一 高百五拾三石八斗六升七合者 西方領 若杉村内
- 一 高四拾壹石八斗六升七合者 同領 今市村
- 一 高合五千八拾五石

右爲加増令扶助訖、全可有領知者也、仍如件、
越前忠貞卿印あり
元和元年卯九月五日

荻田主馬助どのへ

三三〇

○川中島村 川中島村も郡の東端にあり、江戸日本橋まで凡五里の行程なり、村の四境は東北稻荷新田に界ひ、西南は大師河原村 隣れり、村の廣さ凡東西二町半ばかり、南北も二町にすぎず、家數五十六軒、此村も平地にして田畑等分なり、土性は眞土砂交りにて旱損の患あり、菅野一町一段三畝十五歩、東の海岸にあり、開墾の年代は傳へざれど、村内の平間寺は崇徳院の御宇大治年中の頃より起立せし寺なれば、此地もその頃は開けしなるべし、正保の頃よりは伊奈半十郎が家にて代々支配して今は大貫次右衛門光豊が御代官所なり、檢地は元祿十年織田越前守、其後新田の檢地は寶曆十一年吉田權右衛門なり、

高札場村の中央

小名 本村 平間寺の 中瀬川の北多磨
門前を云

多磨川堤村の北へよりあり、
長二百十六間餘、
流る、堀幅二間半ばかり、
長すべて八百八十八間餘、
○用水 大師河原村堀より當村を過て稻荷新田へ

稻荷社 平間寺御朱印地の内字中瀬と云所にあり、本社二間に一間半、拜殿四間に三間、本地十一面觀音立像にして長五六寸、例祭年々九月十五日、流
○神明社 村の南にあり、鋪馬を執行す、村内平間寺の持、社前に建、兩柱の間一丈、これも平間寺の持、

弘法大師堂

村の長の方稻荷新田の境にあり、御朱印六石尺二寸、大師の自から作る所の像なりと云、縁起に此像は大治年中平間某と云もの、常にすなとを業として此浦に住り、もと尾張國の生れにて、彼國にても年ごろ漁獵を業とせしに、ある夜不思議の夢をみし後、大師の像をか海に得たり、故に自から負ひて我家に歸り、そのまゝ一字を建立し寺を平間寺と號せりと、寺傳に云、されど同郡下平間村の稱名寺、古は眞言宗なりしが、僧如信の代に至り改宗して親鸞の徒となり、かの弟子に從ひ夫より一向宗の寺となれり、先代より持傳ふる所の大師の像は、改宗の後多磨川へ流せしを、幸に漁人拾ひあげて今の地へ草堂をたて、かのありしところの村名を取て平間寺と唱へしと稱名寺に云傳へり、二説かく齟齬して定めがたく、ことに寺僧の言所存たることのみなれば、暫く記し置のみ、本 鐘樓 本堂に向て 稻荷青龍堂三間に七間門南向なり、 鐘樓 左にあり 稻荷青龍權現神明合社 本堂の後背 太子堂 本堂に向て 什物 不動像 一 驅長三尺五寸坐像にして行基菩薩の作と云、愛動童子の像も同作にて同長の立像なり、 愛染像 一 驅長四尺坐像にし 天神像 一 驅長八寸の立像なり、 天師像 一 驅長七寸許惠心の 大黒像 一 驅長一尺五寸許刻せし 四天像 各驅長七寸許惠心の 尺五寸の立 稻荷像 一 驅長九寸の 五大尊像 各驅長六尺六寸像なり 稲荷大師 彌陀經 紺紙金泥にして長五寸七分 六寸なりと云傳ふ、 弘法大師 筆なりと云、 六字名號 長三尺二寸これらも 心經 二卷 是も同じ大師の 辨財天像 長七寸六分の坐像なり、淳和天皇の御宇天長七年弘法大師、相州江の嶋において百日の間一萬坐の護摩を修せし

新編武藏風土記稿卷之七十一 橘樹郡之十四

三三一

塚 除地二十歩程あり、村民の持なり其故を傳へず、

○稻荷新田 稻荷新田は川崎宿の西に隣れり、郷庄の唱を詳にせず、村名の起りは往古此邊大師河原につゞきし寄洲なるを、墾闢して村落をなせしに、たま〜隣村川中島なる稻荷に近き邊なるを以、そのまゝ名付しと云、

不動像 一尺四寸の立像なり、智證大師の作と云、
不動像 此も立像にして長二尺、 簾の名號 建禮門院御字の名號を掛をかれしに、かたはらなる御簾に文字のかたちさだかにちつりしにより名付しと云、故有て當寺に傳へり、
田螺石 大師常陸國筑波へ修行の折から、道にて田螺多く生ての親ともをほしきものを取、法力を以此石中に封籠し、芋後其災なしといへり、大さ一尺五寸五分四方なり、芋石 横五寸八分許堅三寸ほどあり、其形あだかもつくいもの如なりといへり、すべて 別當平間寺 大師堂に向て右にあり 覺束なきものなり、 金剛山金乘院と號す、
當寺古は荏原郡高畑村寶幢院の末寺なりしが、文化二年頃により離末して京醍醐三寶院の直末になれり、開山は尊賢と云、
康治二年四月二十一日崩す、古き御朱印もありしにや、今傳へず、たゞ慶安元年十月二十四日大猷院殿より御寄附の御朱印を藏せり、其文に弘法大師堂領稻荷神明神領として、當村の内六石の地先規の如く御寄附のこと、及寺中諸役免除せらるゝ由を載す、當御代に至り寛政八年十月二十七日始て當寺へ成せられ、其後文化十年九月二十七日成せられしときは御膳所なり、

その開きし初は寛永二年の事にて、大師河原村の里正池上太郎左衛門が先祖幸繁、及びそれが別家にて當村に住る七左衛門が家祖某と、力を合せて新墾せり、又その頃石渡四郎兵衛と云ものも是に與れりと、四郎兵衛が甥六郎左衛門里正が支配する方を七稻荷とよび、六郎左衛門が支配する方を六稻荷と唱へり、檢地は元祿十年織田越前守がうけたまはりにて租米の數を定めり、その後享保十八年寛播磨守、同二十年松波筑後守、元文四年神尾若狭守、寶曆四年及安永六年伊奈半左衛門等改めありしがと、是は年をおひて開きたる地を檢せしにて、村内をみな改めしと云にはあらずと、村の廣狹東西二十五町餘、東は海岸にそひ、西は中島村川崎宿の耕地に界ひ、南は池上新田につゞき、北は玉川に限りて川の向は荏原郡羽田村なり、村内すべて平衍の眞土にして陸田多く、水田は少し、今は御代官大貫次右衛門民家は三百八軒なり、高札場小名殿町

小名 殿町 村の北方を云、往古こゝに上杉憲宗が館あり
江川町 村の東南の 大坊野村の南にある耕地なり、昔こ門寺の大坊を修造せし時、この葦を焚て材料となせしゆへ名とせりと、新墾地なりし年歴は詳にせず、四谷

○中島村 中島村も大師河原村の隣村なり、相傳ふこの村開けしおこりは、多磨川の中にありし寄洲を退々開墾して村落をなせしかば、村名も中島と呼べりと云、村の記録に稻毛庄とあれども、今はその唱を失へり、村の四境東は大師河原村に交り、南は大島村、西は堀之内村に接し、北は久根崎町なり、東西五町南北四町、民家三十八軒散在せり、土地平かなれとすへてをいはゞ低き地なれば、やゝもすれば水損あり、年として早損も少くある地なり、水田多く陸田にして、土性は眞土及から砂の所もあり御料所にして伊奈半十郎が家にて代々支配せしに、彼家職を失ひしより大貫次右衛門支配せり、檢地は元祿十年織田越前守承りにて糺せり、寶曆十一年伊奈半左衛門新田を檢地して租税を定む、

小名 蟹田耕地 村の南 野良新工村の西 蒲原耕地 村の北にあり 八幡下耕地 村の東の 用水 川崎領の用水を乾の方川崎 宿より引て水田に沃けり、○惡水堀 村の北より東へ流るゝこと凡千二百三十四間なり、末流は大島村に至れり、當村及び大師河原久根崎堀之内大島の五村かゝれる惡水堀なり

八幡社 村の東の端にあり、勸請の年歴詳ならず、神體は秘し置は見ことを許さず、葺屋あり前に拜殿三間に二間な

南の方 田町 是も同じ、中瀬村の西の方川中島大師河原を云、
多磨川 村の北境を流る、隣村川崎宿より流れ來り、當村に於るること凡二十四町にして海に落入、川幅は百五十餘間
○用水 宿より來り、流末は海に落入れり、
○堀二所 一は村の中ほどを流る、鄰村大師河原中島當村とに通じて惡水を落す堀なり、共に堀幅は五間許もあるべし、
○神社 村の南境にあり、石にて作りし小祠にて前に二間半に二間の拜殿をたつ、鎮座の年歴は詳にせず、
○道祖神社 村の東へより七尺の社にて、神體は石の立像なり、後背に寛文六年丙子仲冬日と刻す、法榮寺持なり、
○辨天社 是も寛文六年丙子仲冬日と刻す、法榮寺持なり、
○辨天社 是も寛文六年丙子仲冬日と刻す、法榮寺持なり、
○辨天社 是も寛文六年丙子仲冬日と刻す、法榮寺持なり、
○辨天社 是も寛文六年丙子仲冬日と刻す、法榮寺持なり、
○辨天社 是も寛文六年丙子仲冬日と刻す、法榮寺持なり、

○辨天社 村の西方にあり、小祠なり、末社稻荷社 村に向て左間に二、別當清實院の修驗なり、本尊六日を安置す、大日塚 新實院の南八九間にあり、高四五尺許の塚にて上に古松一株あり、前に石佛の大日一軀を置、九歩の除地なり、由來詳なし、地蔵堂 村の中程にあり、九尺四方の堂にて本尊はすべて此村は新田なれば神地蔵堂等古きものなし、

新編武藏風土記稿卷之七十一 終

新編武藏風土記稿卷之七十二

橋樹郡之十五 川崎領

○川崎宿 川崎宿は郡の北の堺多磨川の涯にあり、東海道五十三驛の一なり、江戸日本橋より四里半の行程にて、南の方神奈川宿よりは二里半、北の方面川宿へもまた二里半を隔てり、稲毛庄川崎郷に屬すと云、宿内今小土呂、砂子、新宿、久根崎四ヶ町にわかれて、相傳ふ昔は今の宿内の地、大抵砂子、久根崎二村の地なりしが、御打入の後長谷川七左衛門長綱承にて町の地割を改め、人馬の役を命ぜり、此時土地のさま大に古を變ぜり、されど其頃の町家は今の砂子久根崎の二町のみにて、南の方小土呂町と砂子久根崎の間新宿町の地とは、猶繩手なり、此時よりして人馬の役ありといへども、それも神奈川品川二宿の間、往來の人馬を僅に給するのみにて、旅宿などはあざさりしが、此二宿の間五里の行程を隔て、とかく旅人の便あしければとて、寛永四年命ありてつひに宿

驛とは定められき、ときに宿の戸數乏くして役にたへず、願上て小土呂新宿の二村をも宿内へ加へしより、今の如く四ヶ町となりしと、これによれば御打入より前に宿内の地四ヶ村なりしを、寛永年中より合せて一宿とせしといはんか、按に川崎の地名は古きものに見えたるもあれど、四ヶ村の名は多く見えす、恐らくは古來四ヶ村を總て川崎郷と唱へしを、後に其内の小名をもて砂子村、小土呂村などは唱たりけん、それを一旦四ヶ村に分ちたれど、後に又合せて一宿とせしなるべし、文明十三年太田左衛門大夫入道道灌が【平安紀行】に、河崎と云海近き宿にて、使など跡にやりてこゝにてしばしやすらへば、長光寺の日曜上人くだものなど、僧にもたせて贈りたまひぬ、馬むけんと立物するに、洲崎にかさゝぎ立りければ、

朝ぼらけ霞うながす川崎に、波と見るまでたてるしらさぎとあり、今宿内旅宿四十四軒、總軒別百五十一畑なり、地子免の地三町三段三畝十歩にして、其左右に耕地あり、其四至は東の方大師河原堀之内の二村に隣り、南は渡田小田の二村にて、東南の隅には中島及び大島の二村に接し、西は南河原矢向の村々にて西南は纒に市場村に交はれり、北は南河原小向の二村、東北は荏原郡八幡

塚村にて多くは多磨川を界とせり、東西三十町南北は二十七八町に及べり、海道は南の方市場村より入て北の方八幡塚村に達す、長二十四町三十六間、此内多磨川の幅百五間、家々軒を並べたる所十四町二十四間、並木の間に五百九間、道幅は三間半より五間に至れり、往還の西側に十五ヶ所の横町あり、東側にも又十六ヶ所の横町あり、宿内を始として耕地に至るまで總て平地にして、土性は多く眞土なり、宿内宗三寺の傳によれば、鎌倉右大將頼朝代、佐々木四郎左衛門高綱當所を領せしと云、【東鑑】

文應二年弘長元年五月十三日、佐々木堂岐前司泰綱澁谷太郎左衛門尉武重と口論の條に、泰綱の云、先祖佐々木判官定綱奉達于右大將軍草創御代抽度々勳功、兄弟五人之間令補十七箇國守護職云云、是を以考ふるに宗三寺の傳へ據あるに似たり、遂の後小田原北條氏分國の頃は、其家人間宮豐前守信盛當所を領してこゝに住せり、永祿二年の役帳には信盛が孫豐前守康俊六十六貫九百七十六文を領せしこと、及び鶴田新三郎が知行當所の内、萬秀院分及び六郷の内にて二貫八百五十文、其餘大珠寺分五貫文これ又川崎に伏すと記せり、萬秀院大珠寺は今二寺とも廢せしにや詳ならず、御打入の時久保田藤五郎吉政へ當所を賜はりしが、慶長六年より總て御料所となり、

小泉次大夫吉次支配せり、其後伊奈半十郎忠治が御預所となり、子孫世々支配せしが、寛政四年より大貫次右衛門光豐支配せり、高札場砂子町の西側にあり、小土呂町、小土呂町は宿の南の方なり、昔は此町の邊は多く砂子村の地にして、小土呂の地先僅に犬牙せしと云、其頃は居村も渡田村の方へよりて住居せしが、寛永四年宿驛となりし時、此町並へ移住せしと云、往還長三町十四間あり、

致安寺 西側にて往還より三十二間程奥の方にあり、一乘山院、寛院と號す、淨土宗江戸芝増上寺の末寺なり、開山僧教安、寂年詳ならず現住までの世數十七代に及ぶと云ときは、開關の年歴も推て知るべし、本堂七間に六間半東南へ向へり、本尊は三尊の彌陀木の坐像なり、長三尺、鐘樓一間四方鐘の許、脇土は長二尺ばかりにて立像なり、鐘徑一尺五寸、第三世の僧在任の頃天正十八年七月四日、天神稻荷合社門を鑄しよしを刻するのみにて銘文はなし、天神稻荷合社門を鑄しよしを刻するのみにて銘文はなし、 地蔵堂 同並び、觀音堂 是も同並びにあり、小社なり、

の事なれば實に然りと云がたし、其後の事は總て傳ふ
る所なし、たゞ太田道灌が【平安紀行】にいさこと云所に
て、

かもめいるいさこの里を來て見れば、遙にかよふ奥津
浦風とよみしこと見えたり、されどすべての地名は川崎
と號して、砂子と云は小名なること勿論なるべし、今往
還の長さ四町二十三間、左右に人家軒を運ねたり、

佐々木社 東側にて養光寺の南に隣れり、宿内宗三寺の記録を
關るに、鎌倉將軍家の時、佐々木四郎左衛門高綱、
近郷山王社修造の奉行たりし時、先祖の靈をこゝに祀りしと
云、按に沙々貴神社は江州蒲生郡に坐す、式内の神にて佐々
木氏世々の氏神なれば、高綱遙拜のために勧請せしなり。べし
又宗三寺の傳によれば、後に高綱の靈をも合せ祀りて、佐々
木大明神と號せりといへり、近頃まで神體はなかりしを
元祿十二年宗三寺の檀越間宮親貞信常寶劍一口を納めしり
つひに是を神體とせり、此劍に佐々木大明神の六字をえり
社は九尺四方許にして宮作なり、前に鳥居をたつ、例祭は年
々九月十九日な、末社稻荷秋葉合社本社に向て

養光寺 佐々木社の北に隣れり、海榮山と號す、禪宗曹洞派に
て宿内宗三寺の末山なり、本堂四間四方本尊藥師は木
の坐像にて長三尺、行基菩薩の作なりと云、此藥師は延暦六
年海中より波に打よせられしを、土人取上て安置せり、それ
より遙に年を経て宗三寺の本尊として安んじしが、當所町割の
時の事にかありけん、別に當所へ堂を作りて安置し、宗三寺
より僧を置て守らしめしが、かの寺第七世僧指月造營して一
寺とせり、ゆへに是を開山とす、此指月は明和元年に寂せし
と云ときは、一寺となりしはいと近き世 ○善養寺 是も同
の事なり、門に兩華臺の三字を扁す、

守源朝臣泰綱、大勸進僧頼俊、想結縁之諸衆除災興
樂、現住南山之蔽保百二十之壽、當生□之實利三三
品之運矣、
合數輩方、鑄一口鐘、響穿庫地、聲滿夏冬、飛禽亡
北、走獸轉蹤、佛開吐月、松房開壽、
弘長三年癸二月八日 當寺院主僧隆祖
鑄物師 源有貞

是にても川崎の地佐々木氏に所縁あること證すべし、又寺傳
に後四百年の星霜を歴て、法燈もたゞなりしに、天正の
頃小田原北條氏の家人間宮豐前守信盛、此地に住して近郷を
領せし時、高綱が子孫たるを以當寺へ八町四方の地を寄附し
己が領地の寺院、郡中末吉村寶泉寺第四世僧自由を中興開山
とせしとぞ、信盛が法號を瑞龍院雲谷宗三と號す、寺號山號
は此法號の字をとりしと云云、按に此寺傳によれば昔の寺は
一旦廢して僅に藥師堂及び佐々木社などの存せしを、信盛寺
城を寄進して起立せしならん、又信盛を天正年中の人といひ、
佐々木高綱が子孫なりと云ものは誤なり、信盛は高綱が父秀
義の兄成頼が庶流にて、北條早雲及び氏綱へ仕へたれば、永
正大永の頃の人なるべし、もと佐々木と同族なればゆかりに
つきて當寺を起立せしならん、御打入の發宿内地割ありし時
境内もせばまりて今の如くなりしと云、本堂は七間に五間本
尊は釋迦の坐像なり、側に中興開基間宮豐前守信盛、鐘樓
及び其子豐前守盛頼が法名をしるせし位牌を安んず、鐘樓
門を入て右にあり、

蓋有土處無非寺、在寺處不非鐘矣、夫鐘者爲法器之
長、得以非可爲外者、其是乎、武城之海濱、橋樹郡

(散香五)

にて往還より二十四間程あり、淨土宗宿内教安寺の末寺
なり、報恩山功徳院と號す、開山冬譽は寛文五年七月十八日
寂せり、本堂四間四方西向なり、本尊彌陀木の坐像にて長二
尺餘、當寺にて五香散と云藥を製して世に弘む、これ夢窓に
よりて製しはじめし所にして、稻荷社本堂に向て
諸病に驗ありといへり、
德寺 砂山寶池院と號す、淨土宗江戸芝増上寺の末寺なり、開
山深譽延寶三年七月十六日寂す、本尊は彌陀木の立像、金毘
にて長二尺五寸許惠心僧都の作と云、客殿五間四方、
羅社門を入て右にあり、
○宗三寺 北側にて小土呂町の境
方三十二間程に表門たてり、瑞龍山と號す、禪宗曹洞派にて郡
中末吉村寶泉寺の末寺なり、寺傳を閱するに鎌倉右大將頼朝
の時代、僧領室玄統の開闢する所にして、初めは臨濟宗鎌倉
建長寺の末山なり、これよりさきも庵室にて久しく藥師堂を
別當せしと云、其藥師は已に前に出せし教安寺の本尊是なり、
然るに佐々木四郎左衛門高綱此邊を領せしとき、當寺を菩提
寺と定め、砂子一村を寄附せしゆへ、頗寺門繁昌せしと云、
按に其頃のことは寺傳にも詳にいはざれば、山號寺號とも
傳はらず、因に云今上總國望陀郡奈良輪村坂戸明神の社頭に
古鐘一口あり、其銘文を見るに此河崎庄内勝福寺と云寺の鐘
にして、檀越佐々木壹岐守泰綱が名を彫りたれば、かたゞ
よしあるに似たり、されど牽強して當寺の舊號とするにはあ
らざれど、しばらく
其文を左に記せり、

武州河崎莊内勝福寺鐘銘
蓋聞洪鐘之響者、蘿洞之莊嚴、法之聲者、禪侶之知
識也、是以勸五千有餘之人、鑄三尺寸餘之鐘、廻向
之趣非他、大檀那禪定比丘十阿、并從五位上行壹岐

川崎郷沙子村、瑞龍山宗三禪利者、智濟之和上自山
之開場也、其前雖在金鐘、今也破焉、嗚乎法者非鐘
不行將、其非爲鐸耶、故予刻於志而因以乞於戶戶集
手、激門門片錢、而積而以已鐘生故、
銘曰

- 法器長物 發佛本根 羅云打此 慶喜示痕
- 一扣如語 再擊欲言 妙音無方 美響雷奔
- 一聽除惑 普聞破昏 宜顯興化 因是吐吞
- 時延寶七己未大臘月吉祥日

觀音堂 本堂に向て左にあり、三間四面の堂なり、寺傳に云此
觀音は佐々木高綱の守本尊なりと、十三年に一度開帳
して人に拜せしむ、今近郷
札所三十四番の一なり、中興開基間宮豐前守信盛墓
本堂の西南に當れる樹下にあり、碑面に當寺開基雲谷宗三居
士と刻し、左右に宇田天皇皇子敦實親王拾六代佐々木間宮豐
前守入道源康信とあり、側面に天和三癸亥年三月廿九日施主
間宮孫兵衛盛重同金五郎盛正と彫る、この盛重盛正は父子に
て共に大御番衆なりしが、盛正後に亂心して家廢せり、こゝ
に豐前守が名乗を康信と記せしは誤なり、信盛が玄孫を三郎
右衛門康信と
○觀行院 北向にあり、天台宗にて荏原郡品川
云しなり、宿常行寺の末寺なり、教主山定相寺
と號せり、寺傳に慈覺大師の開基なりといへど覺東なし、客
殿三間に二間半本尊彌陀木の立像にて長二尺許、又辨天の木
像あり、弘法大師の作なり、地藏堂門の側にあり、二間四方
と云、長一尺許の立像なり、地藏堂の窺籠なり、地蔵は長四

尺許の立身にて銅像なり、辨天塚客殿の後にあり、二間四正徳年中に鑄しと云、
木あり社 ○妙遠寺 南側に往還より三十八間程あり、起立せし寺なれば、かの寺の山號を用ゆと云、日蓮宗にて安房國平郡吉濱村妙本寺の末寺なり、開山日願寛文八年五月十八日寂せり、本堂五間に六間西北に向へり、本尊 稻荷社堂の後に日蓮の像にて長一尺五寸許の坐像なり、
川崎學跡 宗三寺境内の邊なりと云、これ開宮豊前守信盛が居地なれば、其詳なる事は今より知るべからず、

新宿町 砂子町の北の續きなり、是も寛永四年より宿の内へ入し町なりと云、新宿と云は久根崎の宿に對して起りし名なりと云、さればもとより久根崎の端村などにてやありけん、長さ五町十間なり、

一行寺 北側にあり、往還より一町許奥の方にあり、専修山念僧顯譽萬治元年二月廿六日寂せり、客殿五間四方南向なり、本尊彌陀木の立像にて長二尺五寸許、慈覺大師の作なりとも行其菩薩の作なり、
閻魔堂 門を入て左にあり、九尺に二間ありともいへり、閻魔は木の坐像にて長二尺許、

眞福寺 東の側にあり、昔は六郷の渡頭にありしが、洪水の時境内川中へ崩れ入て其地の失ひしにより、今の地に移れりと云、新義眞言宗奈川宿金藏院の末寺にて瑞光山金剛院と號せり、又東照坊とも稱す、客殿五間に七間本尊藥師木の坐像長六寸許、左右に日光月光の二菩薩及十二神の像あり、各立像にて長六寸許、共に行其菩薩の作なりと云、相傳ふ此藥師は聖武天皇孝謙天皇御二代の御守護佛として崇敬したまひし所なりと云、其後程なく建立せる寺院なりとぞ、古

寺寶に唐佛とも覺しき大日ありて、弓削道鏡が崇敬せしと云傳へし尊像なり、又道鏡が所持の獨鈷もありしとぞ、それら皆戰國の時坊舎と同く回縁にあひて烏有となりしといへり、古記録も此時失ひしと云、其後至徳元年に至りて法印覺眼と云僧再興せしとなり、それより十七世の住持榮譽 天王社門中興す、此僧は元祿十二年九月廿一日寂せり、
久根崎町 新宿町の北の續きにて堤までの間なり、長一丁五間あり、此町は砂子町と同じ宿開けしと云、

德泉寺 東側にあり、昔は荏原郡羽田村にありしが、寛永四年の洪水に境内多磨川へ崩入て其地を失ひしにより、當所へ移りしと云、淨土眞宗京東六條本願寺の末寺にて、羽田山神光院と號せり、開山詳ならず、客殿七間四方南向なり、本尊彌陀木の立像にて長二尺、又別に同じ長の彌陀あり、佛師普賢の作なりと云、此像に腹籠りの彌陀の像あり、長一寸八分、是は弘法大師崇敬せし像にて當寺第六世專

夢の時當所大師道の神明社にて感得せしと云、
堤外往還 久根崎町より多磨川の涯までの間なり、往還の長さ二十六間、左右の田畑は新宿の地なり、又川の北八幡塚町の續きにも當所の地少しかゝれり、

多磨川 村の東北の方を流る、此邊にて或は六郷川とも呼ぶ、是は荏原郡六郷に係る故なり、村の北南河原村より流來り東の方掘之内村に達す、潮の満潤にて川幅替れども大抵百五間より百四十間までなり、洪水の時は二百六十間に至る、
○六郷渡 大橋跡附東海道往還の内多磨川の渡なり、南の方久根崎根崎堤外の地より荏原郡八幡塚町へ達す、こゝはよほど古き往來にて、昔は橋ありしが、永祿十二年武田信玄當國へ働の時、六郷の住人行方彈正が橋をきり落せしこと、小

社 是も小土呂町の内にて字本木にあり、小社にて南西に向へり、石の鳥居をたつ、是も同寺の持なり、
○稻荷社 砂子町の内の鳥居をたつ、共に南西に向へり百姓持、
醫王寺 久根崎町の内東南の耕地にあり、藥王山無量院と號す天台宗荏原郡品川宿常行寺の末寺なり、開山を春光坊法印祐長とて延暦二十四年二月廿二日寂せし人なりと云、然れば宗祖傳教大師にまのあたり從ひし人なるにや、此後法燈たへず開宮豊前守信盛が當所に住せし頃祈願所と定めしと云今本堂七間に六間、本尊藥師木の坐像にて長一尺八寸許、脇士は立像にて長一尺八寸許、鐘樓門を入て右にあり、二間五尺程享保十年十月と彫る、

田原記に見ゆ、其後久しく再造に及ばざりしを、慶長五年命ありて造らしめられ、其後御修造もありしかど、元祿元年七月廿一日の洪水に橋落てより永く廢せられたる如く船渡となれり、猶荏原郡八幡塚村の條に委く出されれば照し見るべし、此渡もとより當宿の持なれば川崎渡とこそ云へきをかへりて六郷の名あるは往川崎宿のまじさかりならざる時八幡塚かへりて賑はひしにより、橋も八幡塚の者いひしゆへ六郷の名あるべし、八幡塚は六郷の内の一村なり、
高札場 渡の邊往來の北側にあり、渡船の掟を記せし制札をかゝり、又川の北八幡塚の接地にも一ヶ所あり、是も同制札なり、

小名 田間小名所在及水利寺社皆宿往還外、
西原 宿の南並なり、元一宿中なれば混同して記す、
渡田 同じあたりなり、隣村渡田の接、
本木 是も同地なれば此名起りしなるべし、
四貫橋 同續、
中島 新宿町の境をいふ、
裏通なり、
五ヶ村 砂子小土呂の境をいふ、

川崎用水 市場村の内字三ツ手と云所より流來り、
○鶴沼 宿西にあり、大き八町九段七畝二十一歩と云、此邊御放鷹の地にて此沼には鶴の多くすめるを以此名ありといへり、
○悪水堀 二 共に水源は鶴沼より流れ出、一流は東の方小土七間程にて大島村へ入、一流は砂子町の西裏、
○石埋 二ヶ所一ヶ所は砂子町にあり、一は字西原、
○掛樋 字五ヶ村ケ所一ヶ所は砂子町にあり、一は字西原、
○掛樋 字五ヶ村堀の上にあり、
○堤 南河原村より大師河原村まで長九長十間横三尺、
百二十間あり、多磨川水除の堤なり、

神明社 小土呂町の耕地にあり、小社にて西南の方に、
○稻荷 向へり、前に鳥居をたつ、教安寺の持なり、

○南河原村 南河原村は郡の東の方川崎宿の邊にあり、江戸日本橋を距ること四里なり、相傳ふ當村は古多磨川の河原なりしを、荏原郡八幡塚村の農民來りて開墾し、其地勢多磨川の南に當れる處なれば南河原と名付しと、されど年代など詳ならず、又其頃は民家も僅二軒なりしに、其後次第に新田を開て土着せしかば、今は民家九十軒に及て村内に散在せり、村の四境東より南へかゝりて川崎堀之内の二村に錯り、西は矢向村、北は戸手小向の二村及多磨川を隔て荏原郡八幡塚村なり、東西十二三町南北四町に餘れり、村内平地にして水田多く陸田少し、此邊は多磨川に傍し地なれば水損の患あり、土性は眞土にして砂交れり、御入國の後御料所にして伊奈氏支配し、

其後あまた遷替ありて今は大貫次右衛門光豊支配所なり
檢地は元祿十年織田越前守信久糺せり、其後追々新田を開き、享保十八年寛播磨守・延享二年神尾若狭守、明和四年辻源五郎、安永二年伊奈半左衛門税務を定めり、又原野一町三段八畝餘、良の方多磨川の岸にあり、こゝよりも永錢を貢せり、

高札場村の東

小名 河原村東に 中辻子村の中 原辻子村の西

多磨川 村の長にあり、川幅八十二三間、北の方小向村より村内凡三町を經て東の方堀之内村に注ぐ

用水堀 村の北の方戸手村より入て水田に沃けり、もと川崎領に五筋に分れ流るれば、長幅等一々辨

村の長多磨川堤に傍てあり、北の方戸手村と當村との間より村内凡三町を經て堀之内村に至れり、川崎領組合の用水にして大師河原及其近村の水田

へ沃けるゆへに此名あり、○惡水堀 村の北にありて是も無多磨川に合せり ○多磨川堤 東北にあり、北の方小向三百間餘にして東の方堀之内村に達す、

此堤も戸手及び當村との境なり、○坩樋二ヶ所 村北の方惡水堀にあり、一は長十五間高さ四尺川崎領の内十四ヶ村組合にて自普請の所なり、一は長十間高さ四尺五寸御普請所

尊三寶祖師長一尺五寸なるを安せり、鎮樓門の左にあり、客殿六間半に七間南の方に向ふ、天明六年の銘文あり、考證によし、○寶藏院 村の西にあり、新義眞言宗にてなりれば略せり、○寶藏院 在原郡高畑村寶藏院延命山圓明寺と號す、開山圓基詳ならず、本尊地藏坐像 寺寶 普賢畫像一軸 弘法大師筆一軸 晴雨曼陀羅一軸 梅尾妙なり、寺僧の語に當村早魁の時是を出し經を讀誦して雨を乞へば、いかなる早にも奇特あり、其時農民等頭を龍頭を戴き信及び太鼓等の鳴物をまじへて、村内より川崎宿の渡船場にいたり、それより驛中を廻り小土呂町より村内へ歸ること例なりと

○阿彌陀堂 村の西にあり、四間に五間、淨光庵なりと

○戸手村 戸手村は南河原村の並にあり、小田原家人所領役帳に小机戸手内とあれば、其頃は小机庄なるべし江戸日本橋まで行程五里、村の四境東多磨川堤を境として南河原村なり、南も同村に隣り、西は塚越及び古川の二村に接し、北は矢向及び小向村なり、東西十町程南北四丁許、又小向村の内飛地五六段あり、民家五十六軒、地形東西及び南の三方は平地にして一圓に低く、北の方のみ少く高し、されはやもすれば水損の患あり、土性は眞土にて水田多く陸田は僅なり、此邊農業のいとまに生産の資とするもの、梨木を植て其葉實をとり江戸へ鬻けり、當時開發の年歴は傳へされど、井上氏比留間氏のもの初て開發せりと、今村内に其子孫あり【小田原役帳】

○川崎大 池 村の坤の方にあり、無名の池なり、廣さ七八段あり、當村及び南河原村入會の地なり、○川崎大用水 塚越村内にて分水し、當村及

女體權現社 村の東南の方にあり、本社六尺に七尺、覆屋二間に一丈、拜殿二間に三間あり、前に石鳥居を建、村の鎮守にして例祭毎年九月十九日、當村寶藏院持なり、○伊勢宮 村の中程にあり、社十九尺あり、例祭年々正月十六日、是も寶藏院持なり、○女體社 村の長川除堤の傍にあり、社五尺に七尺覆屋あり、蓮池 ○諏訪社 村の西南の女體社とも云、村内寶藏院持なり、○諏訪社 村の西南の社地に松樹繁茂せり、本社宮作りにして覆屋あり、當村の鎮守にして例祭年々七月廿七日、千卷陀羅尼を讀誦す、村内本隨寺持 ○稻荷社 村の長の方堀外にあり、こゝも社地に松樹あり、本社の島居を建、村民十四軒の鎮 ○道祖神社 村の左の方に守にして村内寶藏院持なり、

本隨寺 村の東にあり、日蓮宗にて荏原郡池上村本門寺末、妙光山上光院と號す、開山日現は本門寺世代の内に於て永祿四年七月廿一日寂せり、本尊三寶祖師長一七面堂門を尺五六寸なるを安す、客殿六間四方南向なり、

○稻荷社 堂の左にあり、神明社門外左にあり、二間あり、稻荷社に木の鳥居を建、

○圓眞寺 村の東にあり、日蓮宗にて安房國小の鎮守なり、

○圓眞寺 村の東にあり、日蓮宗にて安房國小の鎮守なり、

○圓眞寺 村の東にあり、日蓮宗にて安房國小の鎮守なり、

に十五貫文中田加賀守知行小机戸手内岩木右近分とあり永祿の頃かくいへば古き村名なること知べし、御入國の後には御料所にて伊奈半十郎忠治が家にて代々支配し、それより久世大和守領地となれり、其賜ひし年歴は傳はらず、程なく又御料所となり、朝倉半十郎が支配の時享保二年有章院殿御靈屋料となり、今に彼御料につける、檢地は寛永廿一年八月伊奈半左衛門糺して貢税を定めり高札場村の坤の方に用除

小名 西原村の西 下河原村の長 原耕地 是も良の川落村の乾 遠藤耕地 村の良の池あり、

○川崎大 池 村の坤の方にあり、無名の池なり、廣さ七八段あり、當村及び南河原村入會の地なり、○川崎大用水 塚越村内にて分水し、當村及

○川崎大 池 村の坤の方にあり、無名の池なり、廣さ七八段あり、當村及び南河原村入會の地なり、○川崎大用水 塚越村内にて分水し、當村及

神明社 字西の原にあり、社地には松杉の古樹繁茂せり、社二
村内鎮守にて例祭年々八月十日 ○女體權現社 遠藤耕地にあり
六日南河原村寶藏院持なり ○稻荷社 飛地にあり、小なる石の鳥居をた
院持なり ○稻荷社 飛地にあり、小なる石の鳥居をた

荷社村の西にあり、前に
木の鳥居を建村持、
靜應寺 村の坤の方にあり、曹洞宗上末吉村寶泉寺の末、福聚
山と號す、當寺は此村の里正郷右衛門が先祖藏人とい
へるもの開基せり、かれが法名を靜國翁道閑居士と號し、天
正十六年七月二日死せり、開山は謙翁と號す、本寺の歴代五
世に當れる僧にして、慶長十九年十一月晦日示寂、本尊釋迦
坐像長一尺一寸なるを安ぜり、客殿六間半に五間半東向なり
○正教寺 字西の原にあり、日蓮宗にて荏原郡池上村本門寺の
末山なり、顯妙山と號す、當寺は村民三郎右衛門の
祖、是も三郎右衛門といひしもの開基せり、此人は氏を比留
間とよび、慶長十四年二月十五日死せり、法名を了知院宗察
日秀といへり、開山は本寺十四世日詔なり、本
尊三寶を安す、客殿六間に五間半南向なり、

○小向村 小向村は川崎宿の西にあり、今郷庄の唱は失
ひたれど、土人或は昔時稻毛領なりとも語り傳ふれば、
若くは稻毛の庄の謬りにや、又多磨郡鎌田村の百姓太左
衛門が家に藏する永祿元年北條氏康より彼が先祖石井八
太夫に與へし文書に、小机之内北向大道寺一跡二十貫八
十文餘の事とあり、然るに郡内及び都筑郡に小机庄あり
て北向と云地名なし、よりに思ふに古は北向と號せしを
後に小の字に改しにや、はた北の字の草書小の字に似た

小名 宮脇通村の西北平間村の接地を云、又此小名の中に
將屋敷と稱す、所あり、是は昔將監と(其氏
を傳へず)云もの住せしゆへ名とすと、 宮前通 同
いかなる人なることを詳にせず、 坊屋敷 是も同じあ
高畑下 多磨川向荏原郡高畑村
に續きたる飛地を云、
多磨川 其の方兩郡の境を流る、當村にか
○用水 稻毛用水
の二流を引用ゆ、共に隣村
下平間より流れ來れり、

八幡宮 村の西北にあり、社の上に覆屋あり二間に三間半、勸
請の年歴は傳へず、寛文七年の棟札もあれど、此時新
に建立ありしとも云傳へず、例祭は毎年九月十
九日、千卷庵羅尼を讀經す、村内妙光寺持、
妙光寺 村の南にあり、田中山と號す、日蓮宗池上本門寺の末、
開基は當村の里正源左衛門が家祖田中和泉といへり、
慶長五年十一月三日卒す、開山は妙光院日是と云、俗姓は田
中氏にて則開基和泉が第二子なり、寛永七年十一月十五日示
寂、其後享保年中田中休愚右衛門喜古中興して堂宇以下營造
せりと、其人の事は下に出す碑銘に見えたり、客殿六間に七
間本尊三寶祖 三十番神堂門を入て左にあり 田中喜古墓
師を安す、二間に一間半、

客殿の右にあり、
法名源心院源成、
日解碑陰の銘に云
享保己酉冬十二月壬午、故玉川崎玉等知縣、田中氏
卒、葬于川崎驛小向邑、田中氏諱丘隅字喜古、以寬
文壬寅三月十五日、生武之八王子、蓋此先相人世仕
甲之信玄氏、信玄氏之亡也、遷于武者窪島氏、妣委

新編武蔵風土記稿卷之七十二 橋樹郡之十五

れば誤り書せしことあるにや、又隣村戸手村は小机に
隸せしよし【小田原家人役帳】に記したれば、恐くは當村
も古は同庄なるべし、村内なへて平衍にして砂錯たる眞
土なり、大抵東西へ八町南北四町餘、南は戸手南河原の
二村に接し、西は下平間古川に並び、長は多磨川に限り
て川の向は荏原郡高畑古市場の二村なり、此村開墾を詳
にせず、前にいへる氏康のケ書あるときは小田原家人の
所領なりしこと論なかるべし、又土人の話に往昔田中、
加治、高橋、廣澤、安西、荒井、齋藤、榎本、野崎、石
渡などいひしものこそりて此ほとりの荒野を新墾せりと
此中高橋、安西、荒井、齋藤、榎本、石渡等の諸氏は、
北條家麾下の士に見えたれば、若くは其子孫にや、御入
國の後は御料地となりしなるべし、現に正保頃のものに
は伊奈半十郎忠治御代官所と記しあれば御料所なること
知べし、其後御代官江川太郎左衛門英暉が支配所となり
其子左兵衛英勝ついで支配せし頃、有章院殿の御靈屋料
に御寄附ありしより今に替らず、檢地は寛永廿一年伊奈
半十郎がうけたまはりにて租税の數を定めしと、其後は
御靈屋料の地なれば細入はなかりしと云、家數は六十八
軒なり、
高礼場村の北小名
上和にあり

它氏、生二子、昆日祖道 季即丘隅、小向田中無男
以女妻之、遂爲嗣、因冒田中氏、田中氏之女生喜乘
而卒、繼室淺岡氏生千爲淺岡氏後、丘隅生而偉、及
長有經綸天下志慨然慕管仲之爲人、始在川崎之驛、
羸而民散矣、時縣令知丘隅之賢舉而理之、屈一歲民
始定矣、三季民始贖、而知縣義乃置田一區爲義田、
以救親故及貧獨之急、享保癸卯之春、官召問農政水
土事、條上事切事情、命治荒河、累有功、賜秩爲冠
帶老人、丙午濱泊勾河、大有効、築堤東西曰文命、
建神禹祠、事見于碣之中、己酉擢玉川崎玉等知縣、
居數月卒、長子喜乘襲其官秩、丘隅治縣之日、均賦
稅而除冗費、省徭役而愛民力、有豫備而不奪時、明
利害令無訟、虛僞無所入、姦究無所施、及沒無不以
嗟惜者、所著民間省要行于世、銘曰良紹界畀、耕彼
南山、以施有政、惟國之幹、
孝子田中喜乘立

○古川村 古川村は小向村の西多磨川岸にあり、川の北
荏原郡の内にも古川村ありて混じ易きにより、土人當村
を呼て戸手古川と云ふ、戸手村のほとりなる古川と云義
なるべし、これも郷庄之唱を失ふ、相傳ふ、往古多磨川
この地を流れしに、その後瀬替りて洲となりしかば、農

人其地を開墾して村落をなせり、故に村名もこれより起れりと、さればもと川の跡を開きしものなれば、泥田深くして今に至りても耕作に困めりと云、江戸日本橋を距ること四里半、村の四境東は小向村、南は戸手村に錯り、西は塚越村、北は下平間村なり、東西三町南北十町許、民家十四軒東北の方に連り住せり、土地平なれば水田多く陸田少し、水旱の両災あれどたまさかのことなり、土性は黒土及びべな錯りなり、土産とせるもの近き頃梨木を栽て其葉實をとり江戸へ鬻けり、檢地は寛永廿一年八月廿五日伊奈半十郎忠治糾して貢税を定めり、御入國の後御料所にして伊奈半十郎支配し、其後賜はりし年歴は傳へざれと、久世大和守廣之が領地となりしに、それも程なく土地となりて又御料所となり、其後隣村戸出村と同時にや、有意院殿の御靈屋料となれり、

高札場 村の東よりにあり

小名 鶴見田 村の中央 關免 村の中央より上下上は長は災の方なり

大師河原用水堀 村の北にあり、下平間村より村内斜に八九町南の方へ流れ戸手村に至れり、組合の自普請なり ○惡水堀 村の北下平間村より村内長十二三町を經て東の方小向村に至れり、

郷庄の名は今唱へざれど、小田原家人所領役帳に稻毛矢向一貫五百文の地を、太田大膳亮領せし由を記すときは、古へ稻毛庄に隸せしと見ゆ、又村内最願寺の鐘に、橋樹郡稻毛庄矢向郷とあり、是寶永七年の銘なり、此頃も猶庄名を傳へたること知らる、村の廣狹東西へ七町南北十町許、東は南河原村、西は江ヶ崎村、北は塚越戸手の二村に接し、南は鶴見川を界として上末吉村なり、又災の方にては市場村へも少しく交れり、家數八十二軒、土性は眞土にして水田多く、陸田少く平衍の地なり、村の開けし年歴は詳にせざれど、此地にたてス良忠寺は弘安元年草創せし寺といへり、さもあれば此頃既に開けしなるべし、思ふに此村名も矢上矢向と同じ時名をおひて、矢口より出たるならん、永祿の頃は已に前にも云如く太田大膳亮が知る所なり、御打入の後は御料地となり、伊奈半十郎が支配に屬し正保の頃は御料、及び松波十右衛門が知行入會なり、其後の事詳ならず、今は松波五郎右衛門、新見出羽守、淺草誓願寺領等入會の地なり、誓願寺領は元祿九年五月同十六年十月の二度に賜ふ處なり、此餘鶴見川の邊に付て流作場と唱へ、一段餘の地を闢きて明和年中より租税を出す、是は御料の地なれば御代官の支配に屬せり、檢地は寛永二十一年ありしとのみ傳へて、紀

神明社 宇鶴見田にあり、稻荷を相殿とす、前に木鳥庵 村の北の方にあり、臥龍窟と號す、二間に三間の庵なり、一向宗なるよし、今は住僧もなければ何を本山とすることを知らず、本尊彌陀立像 長一尺餘なるを安ず、

舊家百姓九左衛門 今村の里正を勤む、其傳ふる所によれば彼はいかなる人の子なることを詳にせず、氏政ことに寵愛しければ懐妊の身となれり、其頃小田原没落せしにより近きほどりにゆかりの者ありしを頼りて居れり、いく程なく一子を産せしが、ことに男子なりければ是を力に思ひ、いかにもして一家を起さんことをはかりしに、其事むなくして日を送りしに、ある時同國の僧郡内下平間村の稱名寺に入院の折しも、かれ又ちなみありしかば親子共に連れ來りて常所に土着して農民となれりと、此事させる文書等に記ししものなければ、まさしとも云がたし、されど氏政自殺せし時彼婦人に贈りし自詠の歌と、國貞の刀一腰、及び婦人の所持せし櫛篋なりとて持傳へたり、其さま二巴の紋を散し、黒塗にて縁に朱の布目ありて内は梨子地なり、内に粧具三あり、實に天正のものなりや知るべからず、氏政自詠左の如し、

うせなむとするとき、めなるものゝせの、情なきことをなげくをみて、吹とふく風ならみそ花のはる、紅葉ののこる秋あらばこそ、 氏政

北條家譜にも氏政の辭世なりとて歌を載せたり、彼親子其後は全く土民となり、世々此所に居て今に至れり、 ○矢向村 矢向村は川崎宿の西を去ること二十町餘なり、

せし人の姓名を知らず、近村を以例するに恐くは是も伊奈半十郎忠治がうけたまはりなるべし、高札場三ヶ所 一は村の中程新見田羽守知行の内、一はそれより小し、南の方松波五郎右衛門知行の内、一は誓願寺領にあり、

小名 樋口 村の巽市場村の界を云、今こゝに樋前袋同じり 中袋 村の南鶴見川の邊にあり、同じ並びに末吉村の小名に上下袋と云あれば、是に對して名付しと云、

神田 村の北 小橋村にあり

鶴見川 村の南境を流る、當村に保ること川路十丁許、古は鶴見川此所を流れしが、水利のよからぬまゝに後年新川を疏通ありて、今の如く流を移したれば、おのづから古川の ○用水三ヶ所 一は川崎用水と云、村の南にあり、村内處々の水田に沃き、餘水は南河原村に入、一は矢向用水と云、村の西より引來り、是も處々の耕地に沃き、餘水は惡水堀に落入れり、一は南河原用水と云、村の北縁を流れて南河原村に達す、此水は當村に係りたれど水利よからずして灌漑の用をなさざれば、川崎矢向の二流のみ引用ゆると云、

山王社 村の東へよりあり、六尺四方の社にて覆屋を造れり、前に拜殿あり三間に三間半、語り傳へに往古は社領三千貫文の地ありて、近郷市場江ヶ崎塚越古川平間等の村までなへて當社を鎮守とせしと、此説もし實ならんは昔はことなるみにて今聊蹤跡なきときは、恐くはうきたる説なるべし、或云村内神田と云小名は、當社領の遺名、末社天神稻荷合ならんと、さもありしにや、最願寺持、

社本社に向て右 ○十二天社村の南にありてあり、上に置
の方面にあり、
○伊勢宮村の西北江ヶ崎村の境にあり、小祠なれど社地にめ
りた ○稻荷社村の中程にあり、
良忠寺 村の中程にあり、記主山然阿院と號す、淨土宗京都知

と云、記主の傳は同國足立郡鴻巣宿願寺の條に詳なり、當
寺古は神奈川宿願寺の子院なりしが、四十一世讚譽の時
至り知恩院の直末に屬せり、ゆへを以今是を中興の開山とな
せり、讚譽は寛保二年正月十四日示寂、寺傳に村内に十二天
森と呼ぶ所あり、往昔記主禪師鎌倉光明寺に住して、花原郡
鷺木村なる光明寺へ往來の時、かの十二天森の邊にて顔に師
を呼ぶものあり、あやしきまづつぎの口土人に命じてあたり
を捜るに、鶴見川の淵より一軀の藥師像を得たり、師奇異の
思ひをなして暇に草庵を構へ、かの像を安置せしが其後終に
靈場となりしかば、即ち師の名を取て寺山號となせしと、今
の地に移りし年歴は詳ならず、かの藥師は坐像の木佛にて長
七寸許、龕中に藏して當寺の寶物となせり、客殿七間に六間
半、本尊三尊彌陀長二 寺寶 藥師像一軀此像の來由 佛
尺許なるを安置す、 舍利七粒 六字之名號一幅大僧正詔天 袈裟一具 同人の
もの 善導圓光兩大師畫像二幅記主禪師 記主禪師木像
一軀 觀音堂 門に入 左の方にあり、三間半に二間、如意輪
徽 叢生せる下より出現の像なれば、善導の觀音と尊稱せり
と、今其舊跡を呼で觀音といへり、善導は皆枯うせてなし、
鐘樓門に入て右の方にあり、鐘は明和六の再
鐘にて元祿十七年の古銘を刻す、其文に、

當山開祖諱良忠字然阿、諡記主禪師、其盛德載許十諸
傳、不可勝記焉、禪師嘗傳宗轍於鎮西、轉法輪於關
東、因時來往當村、示教利害、偶有一夕感靈相、蘇
是草創一廡、掛錫日廼斯地是也、其後門葉修飾之、
以勅號呼山、以法諱名寺、斯乃欲使其芳跡、后代不
變也、曰蔽昔甘棠、勿剪勿敗、召伯所憩、蓋所以慕
其德、其意相似也、自後春秋幾乎四百餘載、夕燈晨
香、盛衰有異、而靈地無變、豈非開祖名實之德風乎、
余住于茲有年矣、善慕檀緣、繼其將絕、與其將廢、
佛宇僧房厨庫垣墻、皆悉新之、但恨未全法器也、凡
釋門法器若于、鐘爲之長、其長未也、可謂一大闢事
乎、爰有檀信當所當村椎橋傳兵衛者、謂余曰、拙聞
父母慈恩、昇天罔極、幸常懷風樹之恨、冀欲鑄華鯨
以終兩親 念譽淨專士 及萬靈之冥福、寧可乎、余曰、
旨哉言乎、居吾語女、夫鳴鐘之爲妙用也、非管輅六
時早晚、告四序昏曉、且降魔退不祥、警衆發深省、
抑亦鄉里農家春耕夏耘秋收冬藏、而承民事者、無待
鐘聲、不晨興夜寐、惟非農業之一助手、因此想之、
追薦莫大於焉、吾子勉旃、檀信聞之欣然應諾、於是
手相俱戮力、新鐘此成、將鑿之、乃作之銘、
銘曰

- 山稱記主 寺號良忠 惟師所憩 斯倡宗風
- 雁塔難古 鯨鐘未充 檀家戮力 鬼氏成功
- 其體牢固 厥相玲瓏 聲徹天上 德遍人中
- 鳥鳴月落 勵農物豐 花散降霜 省衆心通
- 緇林鎮護 素葉長隆 善哉法器 化用無窮
- 惟時元祿十七龍集甲申春三月十五日武陽橋樹郡矢向
村記主山良忠寺四十一代
言蓮社讚譽上人法子徹玄謹誌

冶工 木村將監安成

正樂寺 村の中央にあり、重養山と號す、新義真言宗神奈川宿
通昭院の中興尊秀此寺を草創せりともいへり、此事他の記録
に傳へざれば憶ならず、客殿三間に三間半、本尊大日如來を
安 ○最願寺 慶山實相院と號す、當寺古は眞言宗にて江戸麻
布善福寺の子院なりしと是誤なり、其事は下に辨せり、又寺
傳に中興祐源の時に至り、始て淨土眞宗の門に入て西本願寺
に屬せり、ゆへに今是を開山となせりと、祐源は慶長十二年
三月朔日寂す、按に往古眞言寺の頃麻布善福寺の子院なりし
と云ことは誤なり、いかにと云に、此寺の墓所に延慶二年の
古碑ありて、是往古の開山の墳なりと傳へ、山號を延慶とい
へば其頃の起立なるべし、然るにかの善福寺の眞宗の門に入
しは、親鸞關東教化の頃なるよし、同寺にて傳ふる處なれば
延慶以前の事なること明けし、よりに此寺往古眞言寺
の頃の本寺はなかりしにや、改宗の時に至りて始て善福寺の
末寺となり、再本山の直末に屬せしなるべし、寺傳に云處は
語り傳への誤りあるならん、客殿五間に六間半本尊彌陀を安

置 鐘樓門に入て左にあり、寶永七年鑄し鐘に 古碑一基
す 鐘樓門に銘文考證によしたければもらせり、 古碑一基
境内墓所の入口にあり、青石の板碑にて長四尺餘、幅一尺許
なり、延慶二年二月九日と記せり、寺傳に往古眞言宗なりし
時の開山の墳な
りといへり、
褒善者百姓政右衛門 松波五郎右衛門が知行の百姓なり、政
政右衛門貧困の身ながら厚く孝養を盡し、なにくれの事に至
るまでまめやかに事へしかば、寛政四年五郎右衛門より米錢
若干を與へて褒賞せりと、此
頃政右衛門四十三歳なり、此

○江ヶ崎村 江崎村は郡の北によりてあり、古は稻毛領
に屬せりとぞ、何の頃よりか川崎領に屬せり、江戸日本橋
より行程五里に餘れり、土人の傳へに往古此村は矢向と
一村なりしと、名義の起りを尋ぬるに矢向は村の形鏡の
如く圓く、此村はかの鏡の柄の如くなる處なれば江崎と
名付なといへば、柄を江と書かへたるにや覺束なき説な
り、村の四境東は矢向村、南は鶴見川を隔て、上末吉村
に界ひ、西より北へわたりては小倉矢向の二村打交り、
東西五丁南北へ八丁程、民家二十八軒、土性は眞土にて
此邊玉川の水をもて用水となせり、水田多く陸田少し、
天正十九年九月地頭荒川長兵衛が檢地せるよし水帳に見
えたれば、此頃より私領の地なりしと見ゆ、それより引
續きて知行し、今の八左衛門に至る、

高札場 村の中
小名 東通り 村の東 西通り 西方 江尻 西のはづ 塚の北

鶴見川 小倉村より入、矢向村に通せり、川幅十
五間許村内を流ること三町半に餘れり、
八幡社 小名東通りあり、本社に覆屋あり、本地正觀音坐像
五寸許村の鎮守なり、右の方に伊勢稻荷を合祀せり、
社前に石の鳥居を建、入口の左右に老松
二株あり、其外古松多し、村内壽徳寺持、
向村の境にあり、南向の
小祠、是も壽徳寺持、

壽徳寺 村の東よりあり、曹洞宗榮松山と號す、郡内上末吉
寶泉寺の末、開山は天室良奕と云、寛永二十年十二月
十八日寂す、客殿六間に五間半、本尊彌陀坐像長六寸なるを
安せり、境内に庚申及地藏の二像石をもて作れるをたてり、
寛文中のものなり、

○小倉村 小倉村は江ヶ崎の隣村なり、郷名の唱を失へ
り、庄は古稻毛に屬せし由【小田原家人所領帳】にも、
十五貫文稻毛小倉三橋分太田新六郎知行とあれば、此頃
は稻毛を唱へしなり、今は其名を失へり、江戸日本橋よ
り行程五里許、東は塚越村に境ひ、南は江崎村に隣り、
又鶴見川を隔て、上末吉村にも交れり、西は南加瀬村に
及び、北は北加瀬鹿島田の二村に及び、東西凡十三町
餘南北廿二丁餘、土地總て平かに土性は眞土なり、民戸

無量院 村の西の方にあり、天台宗郡内駒林村、藏寺の末、清
惠海永祿五年三月六日示寂、當寺の過去帳に武州品川の舊壽
仙房天文五年入院云々と載たり、是等をもて考ふれば舊壽
寺院なるべし、客殿六間に七間東向、觀音堂境内の正面に
本尊彌陀坐像長二尺なるを置り、
方千手觀音立像長一尺八寸腹籠に金佛一寸二分の觀音あり、
山州清水の觀音を模せし行基菩薩の作なりと縁起あれど、取
べき事實なく且近き頃なりたるものなれば漏らせり、こゝに
一株の松あり、昔より今も龍燈上ることあれば是を龍燈の松
と名づけ、
○正藏寺 村の中央小名下にあり、淨土宗郡内小田
里と、
開山の僧を善光と云、永祿二年十月十二日寂せり、中興開山
は覺善善智なり、寛文十一年九月廿八日寂せり、客殿七間に
六間、本尊彌陀坐像長一尺なるを安せり、傍に坐像の薬師あり、
此像の銘に開基善光安置とあれば舊きものなるべし、此
寺今は衰微していつの頃よりか
無住なれば總ての事を知らず、

○塚越村 塚越村は其名の起る處を按に、村内に古塚あ
りて其邊を塚の越といへり、此塚あるより起りし地名な
る事しらる、其地は江戸日本橋を距ること四里半の行程
にして、郡の良の方に當れり、家數四十軒散在す、村の
四境は東は戸手村に隣り、南は矢向村にて西は小倉村に
界へり、乾は鹿島田村にして北は下平間村長は古川村な

三四八

百八軒、用水は多磨川の分水を引けども鶴見川の水溢る
、時は水損の患あり、水田多く陸田少し、此村北條分國
の頃はかの家人の所領なりし事は前に載たり、御入國の
後は御代官所にて伊奈半十郎忠治が支配なり、正保元年
に至り同人檢地せし事あり、其後の事は詳ならず、寶永
五年村内の地を割て松下勇次郎に賜はり、其餘は古によ
りて御料所なりしが、正徳三年文昭院殿の御靈屋料に御
寄附ありて今もかの御料と、松下勇次郎の知行所なり、
高札場二ヶ所 村の中央

小名 籠田 東の方村はつれにあり、此邊の田間に松樹一
株あり、土人一本松と呼ぶ、由々を知らず、
池頭 村の西 池尻 北方 新田 村の東

鶴見川 南加瀬村より入、南の方江ヶ崎村に至る、村
内を流ること五丁に餘れり、川幅七間、
橋 土橋なり、鶴見川に架す、長さ
十七間幅二間御普請所なり、
二間幅一間、僅なる橋に
て村民より修理せり、
○用水 村の東の方にあり、僅に二
り入、江ヶ崎
村に通せり、
杉山社 村の東北の端にあり、本社に覆屋あり、前に石の鳥居
あり、本地不動長二尺許の立像なり、村の總鎮守なり
無量院 ○八幡社 村の南の方小名下とよぶ處にあり、鎮坐の
持、
鳥居を
たつ、
○牛頭天王社 村の西小名南田にあり、覆屋の内に

り、東西八町許南北は十町に餘れり、水田多く陸田少し、
土地總て平にして土性は黒へな土錯れり、此邊専養芥粕
及び干鰯の力をかりて種樹せり、久世大和守が領せし頃
延寶四年新墾の田一段九畝二十九歩あり、總て田畑とも
に水旱の患ありと云、當村御入國の後久しく御料所なり
しが、後久世大和守廣之が領分となり、後又御代官所に
復したり、元祿四年御代官は山川金右衛門が支配所とな
り、同七年永田作太夫かはり、同十二年大岡喜右衛門資
永元年小長谷勘左衛門等遷替せり、今はなべて増上寺御
靈屋料なり、檢地は正保元年にて伊奈半十郎忠治糺せり、
高札場 村の中央にあり、此
所の字を中郷と云、

小名 田町 村の東の 下方 上中央 中郷 是も中
村の北下平間 田町 道の村の坤の方なり、古は田町の原と
村の境にあり、いひしが、中古より皆田地となり
て後此名
起れり、

大師河原用水 村の北の方下平間村の
境を一町ばかり流る、
○戸手村用水 乾の
平間村より入て村の北にそひ、屈曲して東
の方戸手村に入、長三四町堀幅一間程、
○川崎領大用
水 乾の境より西の方小倉村の境
を流れ、南の方矢向村へ入、
○用水 村北大師河原用水
を流れ、東の方戸手村に出、長二百八十間幅一間深
平均二尺、これ當時の水田に沃くところ、
○用水 樋

五ヶ所あり、一は上平間村境小向村用水堀にあり、下平間村と當村組合にて造る所なり、長四間半横三尺六寸高三尺の掛樋なり、一は下平間村の境大師河原用水堀にあり、高三尺長五間半横三尺六寸あり、一も同並びにあり、長二間半横一尺五寸高一尺五寸あり、其餘二は村の中央戸手村用水堀にあり、御嶽社と東明寺の間に架す、共に長三間横三尺六寸高三尺あり、五ヶ所とも地頭 ○惡水堀 長五間高横幅ともにて造る所なり、
を沃くために作りし埋樋なり、此餘戸手村の境にもあり、是は長二間半あり、大きは前に同じ二ヶ所とも村民の造る所なり

御嶽社 村の北の方丘上にあり、本社七尺四方、中に宮造の社を安せり、拜殿二間半に二間共に東向なり、前に石階二十級ありて其下に鳥居をたつ、勸請の年代詳ならず、例祭は九月十八日なれども其年を定めず、作物豊稔の年々は祭れり云、東 ○神明社 御嶽に向て左の丘の下にあり、宮造に明寺持、
代は詳なり ○稻荷社 村の巽方にあり、小祠なり、
社村の坤の方字田町通にあり、永祿八年佐野木工之助と云も社の崇祀れりと云、今も其子孫村民彌兵衛が持なり、寛文八年の秋木工之助が子孫時の持主鳥養仁兵衛と云もの記し置し縁起あり、其文によれば永祿二年建立せしとあり、今八年といふものは元祿十四年の春記せし鳥養が家の覺書によるなり、又彼が家傳によりて按に、鳥養氏の當所へ移りしは天正の後の事なれば、佐野木工之助を彌兵衛が先祖とするは附會なるべし、猶下の舊家の條と照し見るべし、又云天正十八年小田原落城の後年頃頭零落してあるにもあらずなりしかば鳥養が企にて再建せしは遙の後寛文四年の事なり、其時の社は二間四方なり、それにそへて家を作り僧を置て守らしめしと云、今の祠は二間に九尺東向にして前に鳥居をたつ、昔の

神體は極めて靈驗あらたなりしにより、社の右の方へ捲めて其しるしに梨樹を植しが、近き頃朽果たり今、神體は長一尺許不動の形にて弓箭を帶せり、近來彫刻せしよしにて彩色もいとあらたなり、右に觀音を安ず長六寸許立像なり、左に辨天の像あり坐像にして長四寸許なり、社地すべて老松多くして古色見るべし、

東明寺 村の北にあり、淨土にて江戸芝増上寺の末寺なり、攝取山淨土院と號す、起立の由来を尋ぬるに、天正十七年同領の内下平間村より淨圓と云僧來りて庵を結び、彼は淨土眞宗なりしが、いと寂寥の身にして僅に幽棲の地としければ、定まれる寺號もなく人呼でたゞ淨圓坊とのみへり、かくて二十二年をへて死す、是慶長十五年の事なり、かの跡の庵へは同年淨土示の僧貞運と云もの來りて住せり、此僧は當國足立郡桶川宿の人にて多平増上寺にありて學問せしものなりしとぞ、同十八年の頃東照宮御放鷹の時、領中小杉村西明寺へ渡らせ結びしに、貞運御前近く侍りて御給仕をつとめし時、いかなるものによと御尋ありけるに、貞運が御答に拙僧は此あたりに小庵を結び住るものにて候よし謹で啓しければ、其庵室こゝより東に當れば是より東明寺と號せと宣ひしに、貞運謹で御うけ申て是より山號院號をも定めしとなり、此貞運當寺に住すること僅に五年にして、同き十九年正月十六日寂せり、今是を開山とせり、元和年中二世

法譽文明と云僧住せし時、かの東照宮の忝き上意を思ひ、増上寺へ其事を告て末寺となりしより、今に至るまで替らず、本尊彌陀坐像にて長二尺五寸許、客殿は六間四方西向にて向拜を設く、又地蔵の畫像あり、絹地にて長三尺三寸程幅一尺七寸許、畫様は蓮華臺の上に立る像にして其上下に雲を畫き、上の方には日輪あり小野道風の筆なりと云傳ふ、いと古色に見ゆ、龕に藏て客殿の右の方に安ず、門は客殿の正面にあり、

觀音堂 門に入て左にあり、九尺に二間南に向へり、七觀音の像を安ず、中尊は長二尺許其餘は皆一尺除何れも立像なり
塚 村の北にあり、一畝許の間にわだかまれり、高さ一丈餘、此邊をすべて塚の腰と云、是によれば今文字は違へと村名の起りしも此塚より始りしなり
といへり、さもあるにや、

舊家者百姓彌兵衛 鳥養を氏とす、先祖は左衛門次郎明正とて小田原北條家の家人なり、小田原没落の後子孫當所に住すとぞ、又云村内荒神を勸請せし佐野木工之助と云もの後に氏を鳥養に改めたり、これ彌兵衛が先祖なりともいへり、されど此事は明證あるにあらず、家に延寶三年四月先祖仁兵衛明知が由緒書を藏せり、是もいと麤脱にして詳なることを見るによしなし、其大略をいへば鳥養氏は世々伊豆國の住人にて眞名鶴の地を領せり、北

條長氏より氏直に至るまで五代の間勤仕しけるが、天正十八年小田原滅亡の時左衛門次郎明正落人となりて、男子の十七歳と十五歳となりし二人を携て都筑郡長津田村へ來り、岡部の何某と云もの、家を繼て農家となれり明正は七十歳餘までながらへて歿せり、かの眞名鶴より携し二人の子共の内、次男をば當村の人増田何某が聲として郷左衛門と稱せり、後嫡男の庄左衛門も弟が跡を慕ひ當所に來りて農民となれり、彌兵衛は乃その子孫なり、長津田及び相州眞名鶴にも今に一族残りりと云、

○下平間村 下平間村は郡の北にあり、古は上平間村を通じて一村なりしが、何の頃よりか二村となりたるよし、事は上平間村に辨ず、江戸日本橋より行程五里許、村の四境東は古市場村に接し、巽の方小向村にて南は古川村に隣り、西は鹿島田村に界ひ、北は上平間村なり、東西八町南北四町半、民家三十六軒、土地平にして水田多し、細少し、水旱共に患あり、當所は御入國の後より御料所にして、寛永廿一年伊奈半十郎忠治命を奉じて檢地し、此家にて世々預り奉り、それより後年月詳ならず久世大和守廣之に賜ひ、又いつの頃か御料所に復し、夫より増上寺有章院御殿靈屋料に附せらると云、今尙其御料なり、

小名 本村村の北方上平 堤外是も北の方にて 砂場 東の
り巽の方に 三屋 西方にて鹿島
至る所を云 田村の境なり

用水 村の乾の方上平間村より入、所々の水田に沃き村の中央
十間餘、此餘用水二條ありて、是も同く上平間村より入り、
乾の方を流るれども一流は小向村の用水にて南の方古川村に
落入、二流共に當村にて ○悪水 村の西の方より入り、屈曲
は用ひざる所なりと云、 ○掛桶 是も村の乾の
一間長五百 ○堤村の乾の方より東境にそひて巽の方小向
十間許、是川崎用水々溢の爲に備へし ○掛桶 是も村の乾の
ものにて公より修理せらるると云、 ○掛桶 是も村の乾の
界にて小向村用水にかく、長
四間半幅三尺六寸高さ三尺、

天満宮 村の北の方にあり、前に鳥居をたつ、社前に拜殿あり、
神體木の坐像にて長一尺二寸餘、社邊に松樹數株あり
例祭九月廿五日小倉 ○稻荷社村の北方に ○稻荷社村の
村無量院持下同、 ○稻荷社村の北方に ○稻荷社村の
方あり、小祠例
祭天満宮に同じ、

稱名寺 村の中央より少しく北に寄てあり、淨土眞宗にて東本
願寺末、平間山歡喜院と號す、本堂四間四方東向本尊
彌陀の立像に長二尺六寸許、本願寺の六世巧如の作なり、當
寺古は眞言宗にて開山を圓山と云、應永元年三月廿九日示寂
せし事寺の舊記に見えたれど、古き事なれば詳ならず、殊に
明曆年中回祿の災に罹りて舊記までも悉く烏有せしかば、總
て寺傳の委き事を失ふ、然るに本願寺二世如信の時、當寺の
住僧某當宗に歸依して本願寺の末となり、今の宗に改む、其
後東西分派の頃に、鐘樓本堂に向て左の方にあり、九尺四方
や當派に屬せり、鐘樓 鐘の徑二尺二寸餘、寶曆六年二月二

十六日の錯 ○宿願寺村の中央より少しく北に寄てあり、淨
造なり、 ○宿願寺村の中央より少しく北に寄てあり、淨
輪山と號す、客殿は先年回祿に罹り其後未だ再造せずと云、
本尊立像にて長二尺二寸、當寺は古よりありし寺なれども、
暫廢寺となりたれば開山開基詳ならず、先住唯照坊と、 ○清
云もの再興せしとぞ、此僧享和元年五月三日寂せり、 ○清
安寺村の中央宿願寺のよりあり、淨土眞宗にて京都東本
願寺末日照山と號す、客殿四間四方西向、本尊彌陀長一
尺八寸の立像を安ず、開山を宗圓と云、永正二年寂せり、第
七世傳知延寶年中寂せしより以來、暫廢寺となりたるを元祿
二年に至り、知山再建せり、ゆへに是
を中興とす、是又示寂の年月を失ふ、

新編武藏風土記稿卷之七十二終

新編武藏風土記稿 自卷之五十一要目

卷之五十一

荏原郡之十三世田谷領	一
袋村	一
水川社	一
熊野社	一
稻荷社樓盛稻荷	一
天神社	一
東光寺	二
吉良祖朝墓	二
吉良頼貞墓	二
古文書	二
常圓寺	三
七面明神	三
立源寺	三
清光寺	三
舊蹟妙圓寺蹟	三
舊家百姓九郎右衛門	三
深澤村	三
神明社	三

三島社	四
醫王寺	四
藥師堂	四
御獄堂	四
舊蹟古壘蹟	四
舊家百姓伴藏	四
野深村	五
品川用水	五
稻荷社	六
龍雲寺	六
地藏堂	六
馬引澤村	六
大藏道と二子道	六
三軒茶屋	七
子の神丸	七
林	七
品川用水	七
清水	七
八幡社	七

稻荷社	八
辨天社	八
宗圓寺	八
經筒	八
神明社	八
稻荷社	八
子の神社	八
大教寺	九
西澄寺	九
古碑	九
塚	九
葦毛塚	九
舊蹟觀音寮蹟	九
舊家百姓十兵衛	九
池尻村	九
目黒川	一〇
稻荷社	一〇
淨光菴	一〇
祖師堂	一〇

池澤村	10
天現寺山	11
日黒川	11
舊家百姓織右衛門	11
三宿村	11
烏山川水	11
多磨川餘水	11
多開寺	11
稻荷社	11
古碑	11
舊姓古壘蹟	11
太子堂村	11
土器塚	11
同前山	11
八幡社	11
圓泉寺	11
太子堂	11
土器塚	11
褒善者百姓與左衛門	11
卷之五十二	11
荏原郡之十四世田谷領	11
若林村	11

用水	14
稻荷社	14
天神社	14
香林院	14
十三塚	14
アラ、ギ塚	14
松平大膳太夫抱屋敷	14
代田村	14
本村	14
本屋敷	14
花見堂	14
原新田	14
林	14
藪	14
荳野	14
代田橋	14
多磨川分水	14
八幡社	14
圓成院	14
藥師堂	14
觀音堂	14
常林寺	14
神明社	14

上北澤村	17
山谷町	17
多磨川分水領	17
八幡社	17
多賀明神社	17
稻荷社	17
神明社	17
熊野權現	17
辨天社	17
天神社	17
密藏院	17
位牌堂	17
地藏堂	17
百觀音堂	17
安樂寺	17
舊家百姓左内	17
下北澤村	17
薩摩屋舖	17
上北澤用水	17
三田用水	17
八幡社	17
稻荷社	17
森殿寺	17

地藏堂	12
淡島社	12
吉祥院	12
舊家百姓半藏	12
松原村	12
西山谷	12
松原宿	12
天神社	12
十王堂	12
半田塚	12
赤堤村	12
新井	12
半田塚	12
栗原	12
代田橋	12
林	12
多磨川分水	12
六所宮	12
稻荷社	12
神明社	12
西福寺	12
古碑	12

卷之五十三	12
荏原郡之十五品川領	12
品川領	12
大井村	12
大井郷	12
式内野井神社	12
御林町	12
濱川町	12
三十軒家	12
喰違跡	12
穢多町	12
上芝下芝竹芝	12
品川原	12
本村	12
出石	12
孤窪	12
大塚	12
金子原	12
林	12
立會川	12
野	12
濱川橋	12

品川用水	12
郷倉	12
松平薩摩守抱屋舖等	12
鹿島社	12
稻荷社	12
常林寺	12
柳ノ清水	12
寺寶	12
九頭龍權現社	12
八幡社	12
神明社	12
藏王權現社	12
瀧王子權現社	12
諏訪社	12
西光寺	12
光福寺	12
大井跡	12
東福寺	12
梶原塚	12
梶原松	12
延命樓	12
嶺雲寺	12
清傳寺	12

泊船寺	三六
妙見堂	三六
牛耕庭蹟	三六
古碑	三六
地藏堂	三六
刑罪場	三六
一本松	三六
萬福寺蹟	三六
舊家大野五藏	三六
同 百姓源八	三六
上蛇窪村	三六
林	三六
芝野等	三六
神明社	三六
下蛇窪村	三六
萱野等	三六
神明社	三六
東光寺	三六
庚申塚	三六
戸越村	三六
磨ヶ崎	三六
中涌	三六
八橋社	三六

行慶寺	三七
舊家百姓平右衛門	三七
桐ヶ谷村	三七
橋ヶ谷	三七
山伏塚	三七
目黒川	三七
多磨川分水	三七
水川社	三七
稻荷社	三七
八橋社	三七
第六天社	三七
安樂寺	三七
靈源寺	三七
地藏堂	三七
安養院	三七
不動堂	三七
居木橋村	三七
目黒川	三七
居木橋	三七
五社明神社	三七
觀音寺	三七
上大崎村	三七
米峯町	三七

六軒茶屋町	三六
目黒川	三六
目黒橋	三六
萱野	三六
一橋殿抱屋敷等	三六
三島社	三六
德藏寺	三六
増上寺下屋敷	三六
最上寺	三六
大鐘	三六
下大崎村	三六
目黒川	三六
橋	三六
三田用水	三六
松平陸奥守抱屋敷	三六
雉子宮	三六
寶塔寺	三六
元三大師堂	三六
門前町屋	三六
子神社	三六
壽昌寺	三六
鐘樓	三六
觀音堂	三六

辨天社	三六
本立寺	三六
太神宮	三六
門前町屋	三六
舊家名主庄八	三六
同 百姓清九郎	三六
所藏古文書	三六
二日五口市村	三六
三竹	三六
三木庵	三六
淺間庵	三六
權現庵	三六
苗木原	三六
林	三六
清水神平用水	三六
行人塚	三六
荏原郡之十六品川領	三六
品川宿	三六
古裏海道	三六
草市	三六
目黒川	三六

品川海	三七
品川浦	三七
竹之浦	三七
品川湊	三七
境橋	三七
品川用水	三七
土産海苔	三七
白鰻等	三七
南品川宿上	三七
貫目改所	三七
間屋場	三七
天王横丁	三七
後町	三七
御藏山	三七
南馬場町	三七
三軒家町	三七
根河原耕地	三七
芝ノ前	三七
竹榮寺	三七
權現庵	三七
苗木原	三七
林	三七

物揚場	三六
橋あさひ橋	三六
島津筑後守抱屋敷等	三六
貴布禰社	三六
門前町屋	三六
旅所	三六
稻荷社	三六
三岳權現社	三六
海徳寺	三六
本覺寺	三六
本榮寺	三六
釋迦銅像	三六
蓮長寺	三六
三十番神堂	三六
門前町屋	三六
妙蓮寺	三六
祖師堂	三六
本光寺	三六
古文書	三六
鬼子母神堂	三六
鐘銘	三六
品川問答舊跡	三六
清光院	三六

受玄院	五四	閻魔堂	五七	鐘樓銘	六八
大龍寺	五四	妙國寺	五七	辨天天神合社	六九
觀音碑	五四	古文書	五七	東照宮御宮	六九
龍寺	五四	境内古園	五七	富士淺間社	六九
寺寶古屏風	五五	表門等	五八	北條時賴墓	六九
海藏寺	五五	鐘樓	五八	古碑	六九
頭痛塚	五五	五重塔蹟	五八	西教寺跡	六九
門前町屋	五五	妙國寺諏訪明神記	五八	紅葉千貫紅葉	六九
願行寺	五五	塔中修定院等	五八	門前町屋	六九
石地藏	五五	品川寺	五八	舊蹟品川氏屋鋪蹟	六九
正聚院等	五五	稻荷社	五八	鈴木道胤居蹟	六九
門前町屋	五五	天神辨天合社	五八	心敬僧都庵蹟	七〇
心海寺	五五	鏡樓	五八	舊家名主吉左衛門	七〇
卷之五十五	五六	光明石	五八	南品川獵師町	七〇
荏原郡之十七品川領	五六	地藏銅像	五八	高札場	七一
南品川宿下	五六	門前町屋	五八	御上り場	七一
常行寺	五六	海雲寺	五八	物揚場	七一
寺寶古幡	五六	神樂堂	五八	網干場	七一
後水尾院宸翰等	五六	門前町屋	五八	寄木明神社	七二
熊野社	五六	海晏寺	五八	南品川新開場	七二
門前町屋	五六	寺寶	五八	御上り場	七二
長徳寺	五七	古文書	五八	鳥海橋	七二
				辨天社	七二

鯨家	七三	名水井	七五	釣玄室	八〇
卷之五十六	七三	細川中務少輔屋鋪等	七五	澤庵和尚墓	八〇
荏原郡之十八品川領	七三	塙次郎拜借地	七五	鐘樓銘	八三
北品川宿	七三	佐々木卯之助炮術稽古場	七五	養龍井	八三
高札場	七三	稻荷社	七五	宿鶯松	八三
小名一丁目	七三	寶物	七五	萬年石	八三
陳屋横町	七三	石鳥居	七五	萬年石記	八三
二丁目	七三	石水舟	七五	千歲杉	八四
北馬場町	七三	神木松	七五	楓樹	八四
竹屋横町	七三	門前町屋	七五	塔頭女性院	八四
三町目	七三	祇園旅所	七五	長松院	八四
小泉長屋	七三	神主小泉氏	七五	妙解院	八四
溜屋横町	七三	古文書	七六	鐘銘	八四
八山	七四	清瀬天滿宮	七六	雲龍院	八四
百段	七四	東海寺	七六	清光院	八四
小關耕地	七四	總門	七六	鐘銘	八四
榎下の臺	七四	山門	七六	定尊院	八五
御殿山	七四	南門	七六	春雨庵	八五
船繋場	七五	佛殿	七六	御靈社	八五
居木橋	七五	客殿	七六	景政塚	八五
石橋	七五	御成書院	七六	慈雲庵	八五
溜井	七五	寺寶	七六	少林院	八五
		法寶堂	七六	師聖院	八五

觀音堂	八五
法雲院	八五
琳光院	八五
曾珠院	八五
高源院	八五
瑞泉院	八五
泰定院	八五
白雲庵	八五
門前町屋	八五
清徳寺	八五
古文書	八七
大鐘	八七
金毘羅大山権現	八七
門前町屋	八七
光嚴寺	八七
藥師堂	八七
本照寺	八七
正徳寺	八八
門前町屋	八八
養願寺	八八
孟聖藏堂	八八
淡島社	八八
門前町屋	八八

法禪寺	八六
觀音堂	八六
貞樹院	八六
善福寺	八六
門前町屋	八六
大光院	八六
舊家名主兵三郎	八六
同 百姓清三郎	八六
品川步行新宿	八六
墨門前	八九
大横町	八九
鳥屋横町	八九
坂内田新町	八九
物揚場	八九
問答河岸	八九
石埋樋	八九
谷山稻荷社	八九
卷之五十七	九〇
荏原郡之十九麻布領	九〇
白金村	九〇
臺町	九〇
猿町	九〇

東名光	九一
蜀江臺	九一
三葉坂	九一
三田用水	九一
翁池用水	九一
板倉伊豫守抱屋敷等	九一
水川神社	九一
報恩寺	九一
聖天社	九一
門前町屋	九一
鷺森神明社	九一
門前町屋	九一
雷神社	九一
本妙寺	九一
玄照寺	九一
吉祥院	九一
大黒天堂	九一
專心寺	九一
三葉太神宮	九一
觀音堂	九一
三葉松	九一
重秀寺	九一
山王社	九一

稻荷社	九三
松秀寺	九三
熊野社	九三
立行寺	九三
鐘銘	九三
毘妙門天社	九三
西光寺	九三
辨財天	九三
今里村	九三
沖島	九四
桑原坂	九四
蜀江臺	九四
長者丸	九四
出口窪	九四
多磨川分水	九四
興禪寺	九四
鐘銘	九四
江龍寺	九四
武田左京大夫抱屋敷等	九四
上高輪町在方分	九四
井伊左京亮一屋敷等	九五
舊蹟龜塚蹟	九六

下高輪村	九六
裏町	九七
洞	九七
洞横町	九七
柱坂	九七
平臺	九七
切通	九七
酒井飛彈守抱屋敷等	九七
八幡社除地等	九八
庚申塚	九八
舊家興藏	九八
同権左衛門	九八
三田村	九八
鎗ヶ崎	九八
千代崎	九八
錢龜井	九八
細川越中守抱屋敷等	九八
卷之五十八	九九
橋樹郡之一	九九
郡岡	九九
總説	九九
郡名考	九九

境域	一〇一
境地蔵	一〇一
郷名和名鈔所載	一〇六
高田	一〇六
橋樹	一〇六
御宅	一〇六
縣守	一〇六
驛家	一〇七
同中古所唱	一〇七
小澤	一〇七
神奈川	一〇七
小机	一〇七
菅生	一〇七
子安	一〇七
庄名中古所唱	一〇七
丸子	一〇七
師岡	一〇七
稻毛	一〇八
小机	一〇八
榛谷	一〇八
御厨	一〇八
領名今所唱	一〇九
村數	一〇九

山川	一〇九
向ヶ岡	一〇九
多磨川	一〇九
鶴見川	一〇九
恩田川	一〇九
帷子川	一〇九
神奈川湊	一〇九
洲千湊	一〇九
産物	一〇九
鹽	一〇九
梨子	一〇九
卷之五十九	一一一
橘樹郡之二稻毛領	一一一
稻毛領	一一一
金程村	一一一
小澤郷	一一一
坂之上	一一一
大門澤	一一一
中の久保	一一一
坂木	一一一
西平	一一一
杉山社	一一一
白山社	一一三
辨天社	一一三
無藏庵	一一三
舊蹟小澤原古戰場	一一三
細山村	一一三
黒川炭	一一三
向ひ原	一一三
本村	一一三
木屋敷	一一三
坂東	一一三
二重塚	一一三
石名坂	一一三
向坂	一一三
谷川	一一三
留井	一一三
神明社	一一三
稻荷社	一一三
杉山社	一一三
第六天社	一一三
若宮八幡社	一一三
秋葉社	一一三
三崎稻荷社	一一三
香林寺	一一三
観音堂	一一四
古碑	一一四
延命院	一一四
経塚	一一四
庚塚	一一四
舊家百姓佐兵衛	一一四
喪善者孝女	一一四
菅村	一一四
城ノ越	一一四
鷹之巢	一一四
柳町	一一四
松木戸	一一四
矢栗谷戸	一一四
野戸呂	一一四
多磨川	一一四
小澤川	一一四
百村川	一一四
大丸用水	一一四
水除堤	一一四
根ノ上社	一一四
稻荷社	一一四
天満宮	一一四
浅間社	一一四

壽福寺	一一七
門	一一八
庚申坂	一一八
客殿	一一八
寺寶般若經	一一八
観音堂	一一八
境内十景	一一八
玉林寺	一一八
長松寺	一一八
福泉寺	一一八
法泉寺	一一八
福昌寺	一一九
薬師堂	一一九
観音堂	一一九
阿彌堂	一一九
小澤城址	一一九
寺尾若狭守城址	一一九
代官屋敷跡	一一九
舊家百姓定右衛門	一一九
高石村	一二〇
鶴巻	一二一
猫の實	一二一
石神	一二一
塔の越	一二三
雁股	一二三
二本松	一二三
谷川	一二三
二枚橋	一二三
伊勢宮	一二三
熊野社	一二三
八幡社	一二三
春日社	一二三
法雲寺	一二三
湖音寺	一二三
加々美正光宅跡	一二三
舊家百姓兵右衛門	一二三
同 孫右衛門	一二三
同 長兵衛	一二三
卷之六十	一二三
橘樹郡之三稻毛領	一二三
上菅生村	一二三
大野原	一二四
稻ノ目	一二五
松本	一二五
大道	一二五
大道渡	一二五
宗久宿	一二五
明王	一二五
土淵	一二五
萬吉寺	一二五
榎木戸	一二五
星川	一二五
升形山	一二五
飯室山	一二五
谷川	一二五
稻毛川崎用水	一二六
溜井	一二六
韋駄天社	一二六
山王社	一二六
神明社	一二六
稻荷社	一二六
長森稻荷社	一二六
廣福寺	一二六
客殿	一二六
寺寶不動畫像	一二六
観音堂	一二七
地藏堂	一二七
安立寺	一二七

香神堂	一三〇
七面堂	一三〇
不動院	一三〇
眞福寺	一三〇
宗寶院	一三〇
古碑	一三〇
舊家名主忠左衛門	一三〇
同 百姓善藏	一三〇
同 平兵衛	一三〇
同 彌五兵衛	一三〇
喪善者田澤源兵衛氏房	一三〇
下菅生村	一三〇
鎌倉古道	一三〇
大倉	一三〇
柳町	一三〇
龍久保	一三〇
膳棚	一三〇
初山	一三〇
代官山	一三〇
鍛冶屋敷	一三〇
二子塚	一三〇
長澤	一三〇
堂見物	一三〇
谷川	一三四
藥研坂	一三四
島坂	一三四
溜井	一三四
御嶽社	一三四
住二所社	一三四
神明社	一三四
八幡社	一三四
稻荷社	一三四
愛宕社蹟	一三四
秋月院	一三四
本遠寺	一三四
長安寺	一三四
寶藏寺	一三四
舊家百姓三左衛門	一三四
天真寺新田	一三四
日吉嶺	一三四
春日森	一三四
稻荷山	一三四
鷲の峯	一三四
般若臺	一三四
群翁墓	一三四
五段田村	一三四
長澤	一三四
大作	一三四
根岸	一三四
押沼	一三四
平ノ臺	一三四
三田臺	一三四
龍場臺	一三四
栗屋臺	一三四
手保井谷臺	一三四
油免	一三四
川小屋	一三四
鍛冶臺	一三四
内匠坂	一三四
日向坂	一三四
谷川	一三四
大丸用水	一三四
懸渡井	一三四
溜井	一三四
水軍	一三四
産物炭、菅生炭	一三四
杉山社	一三四
諸訪社	一三四
神明社	一三四

道祖神社地	一三七
觀音寺	一三七
觀音堂	一三七
古碑	一三七
感源寺	一三七
觀音堂	一三七
辨天社	一三七
舊家百姓新左衛門	一三七
同 百姓丈右衛門	一三七
登戸村	一三八
大島	一三八
柳町	一三八
内河原新田	一三八
多磨川	一三八
用水	一三八
稻荷社	一三八
第六天社	一三八
淺間社	一三八
善立寺	一三八
香神堂	一三八
七面堂	一三八
長念寺	一三八
光明院	一四〇
十五堂	一四〇
橋樹郡之四稻毛領	一四一
宿河原村	一四一
中の島	一四一
下ヶ網	一四一
四ツ谷	一四一
多磨川	一四一
登戸渡	一四一
鎌倉古道	一四一
稻毛川崎大用水	一四一
堤	一四一
正八幡宮	一四一
稻荷社	一四一
當十淺間社	一四一
慶社	一四一
常照寺	一四一
觀音堂	一四一
長福寺	一四一
龍安寺	一四一
舊蹟綱下松	一四一
長尾村	一四一
柳町	一四五
兵庫谷	一四五
下河原	一四五
十三平原	一四五
池田	一四五
雲ヶ坂	一四五
狐坂	一四五
大師穴	一四五
土橋	一四五
用水	一四五
谷川	一四五
堤	一四五
五所權現社	一四五
赤城社	一四五
神明社	一四五
稻荷社	一四五
山王社	一四五
白山社	一四五
妙覺寺	一四五
長尾寺	一四五
藥師堂	一四五
等覺院	一四五
千手堂	一四五

墳墓五ヶ塚	一四五
道信塚	一四五
臺陣屋跡	一四五
舊家百姓久彌	一四六
古文書	一四六
同百姓六郎兵衛	一四六
上作延村	一四七
鎌倉古道	一四七
別所	一四八
段子谷	一四八
末崎	一四八
新开	一四八
十三坊原	一四八
天神原	一四八
向原	一四八
鍛冶ヶ谷	一四八
谷川	一四八
日向坂	一四八
御林	一四八
百姓林	一四八
釋迦堂橋	一四八
前橋	一四八
溜井	一四八

赤城社	一四九
天神社	一四九
稻荷社	一四九
八幡社	一四九
熊野社	一四九
鬼子母神社	一四九
延命寺	一四九
觀音堂	一四九
地藏堂	一四九
廣宣坊	一四九
古城址	一五〇
舊家百姓伊右衛門	一五〇
下作延村	一五〇
清水谷	一五〇
松安寺谷	一五〇
正光寺屋敷	一五〇
城山	一五〇
天守臺	一五〇
鍛冶谷	一五〇
地藏谷	一五〇
古池谷	一五〇
健原	一五〇
根もちり坂	一五〇

谷川	一五一
溜井	一五一
五郎權現社	一五一
神明社	一五一
牛頭天王社	一五一
稻荷社	一五一
圓福寺	一五一
白山祠	一五一
天神祠	一五一
日向洞	一五一
開山袈裟掛松	一五一
辨財天窟	一五一
地藏堂	一五一
屋敷跡	一五一
塚村	一五一
多磨川	一五一
橋	一五一
稻毛川崎大用水	一五一
堤	一五一
稻荷神明合社	一五一
龍巖寺	一五一
觀音堂	一五一
褒善者百姓源藏	一五一

久地村

山形	一五三
東前田	一五三
土手根	一五三
比丘尼山	一五三
山形	一五三
多磨川	一五三
堤	一五三
赤城社	一五三
辨天社	一五三
富士淺間社	一五三
伊勢宮	一五三
淨元寺	一五三
番神堂	一五三
養周院	一五三
觀音堂	一五三
長松院跡	一五三
舊家百姓伊右衛門	一五三
二子村	一五三
上、中、下宿	一五三
南、北横町	一五三
本村	一五三
下河原	一五三

伊與田	一五五
多磨川	一五五
堤	一五五
神明社	一五五
第六天稻荷合社	一五五
光明寺	一五五
二子塚	一五五
奥州古道	一五五
溝の口村	一五五
産塚	一五六
十三坊	一五六
鹽辛	一五六
馬上免	一五六
猿屋敷	一五六
大石橋	一五六
川邊六ヶ村用水	一五六
根方出水	一五六
稻毛川崎大用水	一五六
堤	一五七
赤城社	一五七
諏訪社	一五七
伊勢宮	一五七
稻荷社	一五七

宗隆寺	一五七
十眼天王社	一五七
七面堂	一五七
鬼子母神堂	一五七
祖師堂	一五七
古碑	一五八
藥師堂山	一五八
千部塚	一五八
法泉坊	一五八
大學屋敷	一五八
舊家百姓七右衛門	一五八
卷之六十二	一五九
橋樹郡之五稻毛領	一五九
久木村	一五九
關免	一五九
八幡社	一五九
杉山社	一五九
大蓮寺	一五九
大日堂	一六〇
瀧臺寺	一六〇
毘沙門堂	一六〇
末長村	一六〇

新城前	一六〇	八幡宮	一六四	古跡鞍掛松	一六八
關免	一六〇	熊野社	一六四	鎌倉古道	一六八
鴻の免	一六〇	神主小泉信濃	一六四	茶笥松	一六八
ついぢ	一六〇	神明社	一六四	陣屋跡	一六八
根方用水	一六〇	天神社	一六四	馬絹村	一六八
杉山社	一六〇	五所社	一六四	長坂	一六八
伊勢宮	一六一	東泉寺	一六四	下、上神戸	一六八
増福寺	一六一	古碑	一六四	鍵ヶ崎	一六八
觀音堂	一六一	觀音寺	一六四	回り澤	一六八
八幡宮	一六一	藥師堂	一六四	女體權現社	一六八
明鏡寺	一六一	葛山某墓	一六四	神明社	一六八
十王堂	一六一	舊家百姓平左衛門	一六四	熊野社	一六八
阿彌堂	一六一	土橋村	一六四	八幡社	一六八
塚	一六一	太田庄	一六四	泉福寺	一六八
舊家百姓源右衛門	一六一	大野原	一六四	觀音堂	一六八
平村	一六一	牢場谷	一六四	有間村	一六八
堀之内	一六一	土橋	一六四	大塚	一六八
天神谷	一六一	太神宮	一六四	城山	一六八
馬場	一六一	御獄社	一六四	下屋敷	一六八
柳町	一六一	八幡社	一六四	用水	一六八
竹の澤	一六一	正福寺	一六四	神明社	一六八
谷川	一六一	觀音堂	一六四	杉山社	一六八
板洗取	一六一	地藏堂	一六四	長善寺	一六八

福王寺	一六一	神明宮	一七〇	御堂谷	一七三
吾妻權現社	一六一	第六天社	一七〇	勝田屋敷	一七三
不動堂	一六一	影向寺	一七〇	番匠免	一七三
西明寺跡	一六一	鐘樓	一七〇	伊勢原	一七三
大塚	一六一	影向石	一七〇	横大道	一七三
梶ヶ谷村	一六一	白山山王合社	一七〇	錢神坂	一七三
林	一六一	十王堂	一七〇	谷戸坂	一七三
明地坂	一六一	塔頭舊跡	一七〇	高橋川	一七三
溜井	一六一	金剛寺	一七〇	杉山社	一七三
子神社	一六一	西藏寺	一七〇	神明宮	一七三
神明社	一六一	西明寺	一七〇	道祖神社	一七三
西福寺	一六一	西藏寺	一七〇	十二天社	一七三
阿彌堂	一六一	慈教院	一七〇	稻荷社	一七三
方貝塚	一六一	地藏堂	一七〇	蓮華寺	一七三
上野川村	一六一	觀音堂	一七〇	妙法寺	一七三
下野川村	一六一	僧圓海墓	一七〇	護摩堂	一七三
高札場	一六一	舊家名主新右衛門	一七〇	古碑	一七三
天屋	一六一	同名主翁助	一七〇	十三本塚	一七三
籠場谷	一六一	卷之六十三	一七三	清澤村	一七三
十三本堂	一六一	橋樹郡之六稻毛領	一七三	上、中、下宿	一七三
矢上川	一六一	久末村	一七三	井戸尻	一七三
韋駄天社	一六一	小貝谷	一七三	別所	一七三
子の神社	一六一				

花井坂	一七五
井戸坂	一七五
塔中坂	一七五
矢上川	一七五
稻毛用水	一七五
神明宮	一七五
春日社	一七五
能満寺	一七五
不動堂	一七五
寮	一七五
阿彌陀堂	一七五
子母口村	一七五
流口	一七五
根田	一七七
朝日前	一七七
矢上川	一七七
立花社	一七七
大戸社	一七六
神明社	一七六
蓮乗院	一七八
不動堂	一七八
古碑	一七八
圓融寺	一七八
觀音堂	一七六
舊家百姓藤七	一七六
明津村	一七六
諏訪下	一七六
堰免	一七六
矢上川	一七六
多磨川分水	一七九
熊野社	一七九
諏訪社	一七九
菅專寺	一七九
水塚	一七九
蟹ヶ谷村	一七九
コシマキ谷	一七九
大ナコ	一七九
上・下清水	一七九
溜水	一七九
神明社	一八〇
八大權現社	一八〇
稻荷社	一八〇
惠念寺	一八〇
舊跡鞍掛松	一八〇
井田村	一八〇
六百谷	一八〇
和田	一八〇
觀音町	一八〇
三枚	一八〇
砂子	一八〇
辻下	一八〇
御伊勢山	一八〇
金堀川	一八〇
川崎用水	一八〇
太神宮	一八〇
神明社	一八〇
第六天社	一八〇
杉山社	一八〇
十二天社	一八〇
御嶽社	一八〇
善教寺	一八〇
藥配堂	一八〇
舊跡古城跡	一八〇
壘跡	一八〇
陣屋跡	一八〇
白塚	一八〇
舊家名主久右衛門	一八〇
同 甚右衛門	一八〇
岩川村	一八〇

鎌倉古道	一八二
新道端	一八二
竹の内	一八二
立町	一八二
巖窟	一八二
岩川橋	一八二
内膳橋	一八二
用水堀	一八二
天平社	一八二
御嶽社	一八二
伊勢宮	一八二
長命寺	一八二
白木稻荷社	一八二
古碑	一八二
不動堂	一八二
八人塚	一八二
今井村	一八二
川崎用水	一八二
山王社	一八二
辨財天社	一八二
稻荷社	一八二
大乘院	一八二
舊跡跡	一八二
舊家百姓源藏	一八五
同 數右衛門	一八五
新城村	一八五
田島	一八五
壘部	一八五
稻毛用水	一八五
岩川溜	一八五
天満宮	一八五
神明社	一八五
杉山社	一八五
安養寺	一八五
又玄寺	一八五
觀音堂	一八五
稻荷社	一八五
卷之六十四	一八六
橋樹郡之七稻毛領	一八六
新作村	一八六
池の谷	一八六
神明谷	一八六
佛手臺	一八六
岩穴	一八六
川崎用水	一八六
八幡社	一八七
飯綱社	一八七
神明社	一八七
養福寺	一八七
觀音堂	一八七
藥師堂	一八七
古塚	一八七
坂戸村	一八七
坂土郷	一八七
高橋通	一八七
石橋	一八七
川崎用水	一八七
根方堀	一八七
御嶽社	一八七
八幡社	一八七
稻荷社	一八七
安養院	一八七
諏訪河原村	一八七
塚田通	一八七
諏訪前通	一八七
兵庫島	一八七
向河原	一八七
多磨川	一八七

沼	一九八	古塚	一九九	耕地橋	一九九
堤	一九八	宮内村	一九九	稻毛川崎用水	一九九
諏訪社	一九八	さんさい耕地	一九九	杉山社	一九九
杉山社	一九八	多磨川	一九九	神明社	一九九
明王院	一九八	金井橋	一九九	西明寺	一九九
観音堂	一九八	稻毛川崎用水	一九九	天満宮	一九九
塚	一九八	川除堤	一九九	観音堂	一九九
舊家百姓傳八	一九八	春日社	一九九	正覺院跡	一九九
小泉次大夫	一九八	常樂寺	一九九	成就院	一九九
北見方村	一九八	石櫃	一九九	妙泉寺	一九九
道下	一九八	半頭天王社	一九九	古蹟小杉御殿蹟	一九九
古屋敷	一九八	天満宮	一九九	陣蹟舊	一九九
多磨川	一九八	神明社	一九九	家百姓平作	一九九
古多磨川	一九八	稻荷社	一九九	同 源五石齋門	一九九
堤	一九八	東樹院	一九九	上平間村	一九九
用水	一九八	高元寺	一九九	平間卿	一九九
川崎用水堀	一九八	舊家百姓榮八	一九九	石原	一九九
白髭社	一九八	小杉村	一九九	大耕地	一九九
伊勢宮	一九八	御殿跡	一九九	古川	一九九
第六天社	一九八	宿	一九九	本村	一九九
正福寺	一九八	片町	一九九	多磨川	一九九
観音堂	一九八	坂戸	一九九	平間渡	一九九
彌陀堂	一九八	多磨川	一九九	萩原渡	一九九

堤	一九七	諏訪社	一九九	土橋	一九九
八幡社	一九七	八幡社	一九九	根方堀	一九九
天王社	一九七	伊勢宮	一九九	神明社	一九九
天神社	一九七	天満宮	一九九	關明神社	一九九
神明社	一九七	杉山社	一九九	稻荷社	一九九
法田寺	一九七	大樂院	一九九	白山社	一九九
毘沙門堂	一九七	観音堂	一九九	泉湧寺	一九九
西福寺	一九七	閻魔堂	一九九	古文書	一九九
寮	一九七	観音堂	一九九	観音堂	一九九
鏡子塚	一九七	中丸子村	一九九	寶洞院	一九九
舊家百姓五郎左衛門	一九七	塚田	一九九	正受院	一九九
同 庄太夫	一九七	ナで原	一九九	光園寺	一九九
上丸子村	一九七	多磨川	一九九	長福寺	一九九
丸子庄	一九七	梶ヶ谷橋	一九九	藥師堂	一九九
多磨川	一九七	羽黒社	一九九	寶藏寺	一九九
丸子渡	一九七	無量寺	一九九	閻魔堂	一九九
稻毛川崎用水	一九七	卷之六十五	一九九	舊家百姓勘右衛門	一九九
山下社	一九七	橋樹郡之八稻毛領	一九九	下小田中村	一九九
古文書	一九七	上小田中村	一九九	殿屋敷	一九九
駒形社	一九七	神地	一九九	小圃	一九九
観音堂	一九七	大ヶ谷	一九九	用水	一九九
神主山大丹波	一九七	神地橋	一九九	惡水	一九九
熊野社	一九七			大戸明神社	一九九

太神宮	三〇七
若宮八幡社	三〇七
御宮八幡社	三〇七
御靈社	三〇七
安樂寺	三〇七
富士淺間社	三〇七
觀音堂	三〇七
金龍寺	三〇七
白山社	三〇八
四ツ塚	三〇八
舊蹟殿屋敷	三〇八
舊家名主勘七	三〇八
菊宿村	三〇八
大野村	三〇八
永勘島	三〇九
堅町	三〇九
阿彌陀免	三〇九
井戸町	三〇九
近江作	三〇九
用水	三〇九
八幡社	三〇九
山王社	三〇九
東光寺	三〇九

木月村	三〇九
木月郷	三〇九
中村	三〇九
矢倉	三〇九
澁川	三〇九
石塚	三〇九
二子塚	三〇九
天王塚	三〇九
矢上川	三〇九
時運橋	三〇九
川崎用水	三〇九
産物素麵	三〇九
矢倉明神社	三〇九
伊勢宮	三〇九
天神社	三〇九
八幡社	三〇九
天王社	三〇九
諏訪社	三〇九
妙海寺	三〇九
鬼子母神堂	三〇九
大樂殿	三〇九
舊蹟赤堀屋敷跡	三〇九
鹿島田村	三〇九

向七島	三一一
影島	三一一
馬落	三一一
土橋	三一一
川崎用水	三一一
鹿島社	三一一
淨蓮寺	三一一
八幡社	三一一
市ノ坪村	三一一
用水堀	三一一
太神宮	三一一
第六天社	三一一
東福寺	三一一
南加瀬村	三一一
二藤町	三一一
山崎	三一一
知木	三一一
加瀬山	三一一
夢見崎	三一一
岩坂	三一一
鶴見川	三一一
矢上川	三一一
土橋	三一一

小倉池	三二二
八幡社	三二二
神明社	三二二
白山社	三二二
稻荷社	三二二
長弘寺	三二二
壽福寺	三二二
古碑	三二二
長延寺	三二二
舊蹟菴室跡	三二二
妙法寺蹟	三二二
北加瀬村	三二二
八沼田	三二二
田中	三二二
シノ川	三二二
加瀬山	三二二
稻荷社	三二二
熊野社	三二二
壽福寺	三二二
觀音堂	三二二
了源寺	三二二
鬼子母神社	三二二
矢上村	三二二

下・上谷戸	三二六
芝新田	三二六
矢上川	三二六
熊野社	三二六
淺間社	三二六
山王社	三二六
赤城社	三二六
觀音堂	三二六
保福寺	三二六
觀音堂	三二六
不動堂	三二六
舊蹟館跡	三二六
上駒林村	三二六
中駒林村	三二六
下駒林村	三二六
鯛ヶ崎	三二六
檜入	三二六
坊谷	三二六
御藏屋敷	三二六
溜井	三二六
高田堰	三二六
天神社	三二六
熊野社	三二六

天神社	三二七
二十三夜堂	三二七
辨財天社	三二七
金藏寺	三二七
彌勒堂	三二七
西光院	三二七
西寮	三二七
壽泉庵	三二七
舊家百姓林平	三二七
古文書	三二七
同 鐵五郎	三二七
駒ヶ橋村	三二七
上・中・下	三二七
用水	三二七
熊野三社	三二七
神明社	三二七
眞福寺	三二七
古碑	三二七
雙松庵	三二七
卷之六十六	三二七
橋樹郡之九神奈川領	三二七
南綱島村	三二七

別所谷	三三三
鶴見川	三三三
早瀬川	三三三
矢上川	三三三
網島橋	三三三
神明社	三三三
諏訪社	三三三
金毘羅	三三三
長福寺	三三三
太子堂	三三三
車照寺	三三三
熊野社	三三三
観音堂	三三三
古碑	三三三
不動堂	三三三
北綱島村	三三三
北谷	三三三
鶴見川	三三三
早瀬川	三三三
交迎寺	三三三
大曾根村	三三三
殿谷	三三三
武田谷	三三三

中の谷	三三五
宿	三三五
半尻	三三五
鶴見川	三三五
網島橋	三三五
八幡社	三三五
天満宮	三三五
六所明神社	三三五
大乘寺	三三五
地藏堂	三三五
長光寺	三三五
愛宕社	三三五
秋葉社	三三五
正観音堂	三三五
豊跡	三三五
伊東屋敷	三三五
舊家百姓太助	三三五
樽村	三三五
鶴見川	三三五
堤	三三五
溜井	三三五
杉山社	三三五
神明社	三三五

本長寺	三三七
香神堂	三三七
上駒岡村	三三七
中駒岡村	三三七
下駒岡村	三三七
一の瀬	三三七
桑木島	三三七
念佛塚	三三七
前土浮	三三七
鶴見川	三三七
溜井	三三七
稻荷社	三三七
神明社	三三七
浅間社	三三七
八幡社	三三七
常倫寺	三三七
長松寺	三三七
大日堂	三三七
正行寺	三三七
香福寺	三三七
箕輪村	三三七
溜井	三三七

用水	三三〇
太神宮	三三〇
池の内辨天	三三〇
天神社	三三〇
御嶽社	三三〇
諏訪社	三三〇
大聖院	三三〇
釋迦堂	三三〇
辨天社	三三〇
上末吉村	三三〇
掘山谷	三三〇
柳町	三三〇
鶴見川	三三〇
末吉橋	三三〇
溜井	三三〇
神明社	三三〇
三島社	三三〇
八幡社	三三〇
杉山社	三三〇
不動堂	三三〇
不動塚	三三〇
仁正門	三三〇
廣福寺	三三〇

眞明寺	三三一
寶塔寺	三三一
行定院	三三一
阿彌陀堂	三三一
甲塚	三三一
下末吉村	三三一
根通	三三一
塚の手	三三一
鶴見川	三三一
古川	三三一
熊野社	三三一
神明社	三三一
寶泉寺	三三一
西光寺	三三一
地藏堂	三三一
鶴見村	三三一
さんや	三三一
松原	三三一
上宿	三三一
濱新田	三三一
青池	三三一
宮下	三三一
北町	三三一

諏訪下	三三六
鶴見川	三三六
鶴見橋	三三六
用水	三三六
鶴見堤	三三六
杉山牛頭和殿	三三六
最勝寺	三三六
天王院	三三六
禰師堂	三三六
成願寺	三三六
観音堂	三三六
東福寺	三三六
護摩堂	三三六
鐘樓	三三六
諏訪家屋敷	三三六
諏訪松	三三六
舊家百姓九左衛門	三三六
裏善者名主權藏	三三六
生麥村	三三六
子安郷	三三六
岸前	三三六
子生臺	三三六
原町	三三六

濱の山	三三八
山林	三三八
瀧坂	三三八
鶴見川	三三八
土産海鼠	三三九
房野池	三三九
岸谷新池	三三九
埋樋	三三九
溜井	三三九
波除樋	三三九
杉山社	三三九
稻荷社	三三九
神明社	三三九
社宮神社	三三九
八幡社	三三九
道念稻荷	三三九
慶岸寺	三三九
地藏堂	三三九
鹽持稻荷祠	三三九
正泉寺	三三九
安養寺	三三九
辨財天社	三三九
龍泉寺	三三九
杉山明神興堂	三四〇
經塚	三四〇
舊家百姓八郎右衛門	三四〇
卷之六十七	
橋樹郡之十神奈川領	三四三
獅子谷村	三四三
堂坂	三四三
大道通	三四三
長町	三四三
大池下	三四三
大溜井	三四三
神明社	三四三
神明天神相殿社	三四三
本覺寺	三四三
觀音堂	三四三
光明寺	三四三
舊跡小田切屋敷跡	三四三
古師岡村	三四三
諸岡郷	三四三
表谷	三四三
大堀	三四三
溜井	三四三
熊野三社	三四四
椰樹	三四四
法華寺	三四四
經塚	三四四
天神社	三四四
神明社	三四四
永昌寺	三四四
六坐相殿社	三四四
淨泉寺	三四四
西寺尾村	三四四
駒方	三四四
宮前	三四四
天神久保	三四四
平塚	三四四
溜井	三四四
惡水堀	三四四
天神社	三四四
觀音堂	三四四
早見義高墓	三四四
建功寺	三四四
龍燈松	三四四
西應寺跡	三四四
文善屋敷跡	三四四

舊家百姓次郎兵衛	三五〇
東寺尾村	三五〇
荒立谷	三五〇
寺谷	三五〇
熊野社	三五〇
弘誓寺	三五〇
白幡明神社	三五〇
松蔭寺	三五〇
古園	三五〇
北寺尾村	三五〇
別所谷	三五〇
藤塚耕地	三五〇
澁澤谷	三五〇
八幡社	三五〇
太子堂	三五〇
稻荷社	三五〇
熊野社	三五〇
宗泉寺	三五〇
阿彌陀堂	三五〇
藤塚	三五〇
十三塚	三五〇
舊家百姓五左衛門	三五〇
東子安村	三五〇
四軒町	三五三
片原町	三五三
堂久保	三五三
大口坂	三五三
面瀧	三五三
打越	三五三
八段目	三五三
林	三五三
大日坂	三五三
入江川	三五三
足洗川	三五三
溜井	三五三
土産干海鼠	三五三
子安一宮明神社	三五三
三峯社	三五三
牛頭天王社	三五三
神明淡島相社	三五三
蛭子社	三五三
本慶寺	三五三
遍照院	三五三
相應寺	三五三
藥王寺	三五三
西蓮寺	三五三
浦島塚	三五五
古碑	三五五
大安寺	三五五
圓庵堂	三五五
稻荷社	三五五
舊家名主源右衛門	三五五
喪善者百姓四郎兵衛	三五五
馬場村	三五五
馬場	三五五
池の谷	三五五
稻荷社	三五五
神明社	三五五
寶藏院	三五五
愛宕社	三五五
觀堂	三五五
城蹟	三五五
馬場跡	三五五
菊名村	三五五
鏡坂通	三五五
宮谷	三五五
八幡社	三五五
神明社	三五五
鏡明神社	三五五

杉山社	二六七
法隆寺	二六八
蓮光寺	二六八
蓮勝寺	二六八
毘沙門堂	二六八
大豆戸村	二六八
大豆戸郷	二六八
安山	二六九
寺坂	二六九
シヤクシ	二六九
瀧坂	二六九
鶴見川	二六九
鳥山川	二六九
水除堤	二六九
八王子社	二六九
羽黒社	二六九
杉山社	二六九
本乗寺	二六九
正覺院	二六九
釋迦堂	二六九
小橋泰久屋敷跡	二六九
太尾村	二六九
觀音耕地	二六九
一ノ坪谷	二六〇
鳥山川	二六〇
天満宮	二六〇
熊野社	二六〇
神明社	二六〇
八幡社	二六〇
杉山社	二六〇
西照寺	二六〇
妙義社	二六〇
歡成院	二六〇
龍松院	二六〇
篠原村	二六〇
原田町	二六〇
會下谷	二六〇
坊街道	二六〇
富士塚谷	二六〇
城山	二六〇
鶴見川	二六〇
鳥山川	二六〇
根川	二六〇
土浮川	二六〇
逆水除樋	二六〇
八幡社	二六〇
若宮八幡宮	二六三
觀音寺	二六三
長福寺	二六三
東林寺	二六三
圓庵堂	二六三
大塚	二六三
興五郎塚	二六三
古城跡	二六三
舊家百姓九兵衛	二六三
卷之六十八	
橘樹郡之十一神奈川領	二六四
岩根村	二六四
鎌倉古道	二六四
廣町	二六四
榎戸	二六四
清太塚	二六四
琵琶橋	二六四
用水堀	二六四
杉山社	二六四
山王社	二六四
蛇骨神社	二六四
貴雲寺	二六四
笠原信爲墓	二七三
泉谷寺	二七三
八幡社	二七四
本法寺	二七四
祖師堂	二七四
金剛寺	二七四
成就院	二七五
長福院	二七五
根源院	二七五
小机城蹟	二七五
舊家百姓九兵衛	二七五
同 加左衛門	二七五
同 十右衛門	二七五
同 六右衛門	二七五
同 七右衛門	二七五
羽澤村	二七六
具行谷戸	二七六
八幡原	二七六
大道	二七六
藏王權現社	二七七
杉山社	二七七
熊野社	二七七
稻荷社	二七七

墳墓塚六箇所	二六五
三枚橋村	二六五
天屋下	二六五
向天屋	二六五
山平森	二六五
大平權現社	二六五
神明社	二六五
三寶寺	二六五
鳥山村	二六五
馬場	二六六
的場	二六六
御馬窟	二六六
稻荷下	二六六
鳥山川	二六六
鶴見川	二六六
堤	二六六
溜井	二六七
八幡社	二六七
太神宮	二六七
胸形社	二六七
三會寺	二六七
彌勒堂	二六七
西藏院	二六八
妙藥院	二六八
觀堂	二六八
佐々木高綱館跡	二六八
莊司橋迹	二六八
舊家百姓七郎右衛門	二六八
同 百姓茂左衛門	二六八
小机村	二六八
寺屋敷	二七〇
三角田	二七〇
愛宕下	二七〇
伊勢原	二七〇
宮下	二七〇
宿	二七〇
鶴見川	二七〇
鳥山川	二七〇
五六橋	二七〇
用水堰	二七〇
惡水吐	二七〇
太神宮	二七〇
住吉社	二七〇
白山社	二七〇
雲松院	二七〇
古文書	二七〇

青蓮寺	二七七
東泉寺	二七七
彌陀堂	二七七
舊家百姓喜兵衛	二七七
和田村	二七七
帷子川	二七八
杉山社	二七八
山王社	二七八
眞福寺	二七八
坂本村	二七八
帷子川	二七八
藏王権現社	二七八
佛向村	二七八
兵庫谷	二八〇
元仰向	二八〇
帷子川	二八〇
杉山社	二八〇
稻荷社	二八〇
山王社	二八〇
神明社	二八〇
正福院	二八〇

橋樹郡之十二神奈川領	二八〇
下星川村	二八〇
山崎寮	二八〇
榎戸町	二八〇
大日前	二八〇
池の谷	二八〇
市ヶ原	二八〇
加賀屋敷	二八〇
帷子川	二八〇
用水堀	二八〇
杉山社	二八〇
法性寺	二八〇
六郷加賀屋敷	二八〇
山崎淺間寶寺跡	二八〇
保土谷宿	二八〇
保土谷町	二八〇
權太坂	二八〇
二番坂	二八〇
今井川	二八〇
土橋	二八〇
大仙寺	二八〇
稻荷社	二八〇

樹源寺	二八〇
石地藏	二八〇
地藏堂	二八〇
堺地藏	二八〇
法禪寺迹	二八〇
舊家名主菊部清兵衛	二八〇
上岩間町	二八〇
上神戶町	二八〇
金澤橋	二八〇
帷子上町	二八〇
古街道	二八〇
上町	二八〇
十八間町	二八〇
今井川	二八〇
下神戶町	二八〇
帷子田町	二八〇
見光寺	二八〇
香象院	二八〇
富士淺間社	二八〇
阿彌陀堂	二八〇
下岩間町	二八〇
神明社	二八〇

神主岡田刑部	二八八
帷子町	二八八
小帷	二八八
川岸町	二八八
帷子川	二八八
帷子橋	二八八
牛頭天王社	二八八
神明宮	二八八
耕地	二八八
和田の上	二八八
岸ノ下	二八八
中オフナ	二八八
町裏	二八八
十三塚	二八八
帷子川	二八八
今井川	二八八
岩間原	二八八
岩井原	二八八
薬師堂原	二八八
八町野	二八八
帷子川水除堤	二八八
杉山社	二八八
八幡社	二八八

菊水觀音出現跡	二八九
天徳院	二八九
滿願寺	二八九
大蓮寺	二八九
圓福寺	二八九
金毘羅社	二八九
福壽寺	二八九
觀音堂	二八九
安樂寺	二八九
牛頭天王社	二八九
遍照寺	二八九
墳墓十三塚	二八九
芝生村	二八九
庚申塚	二八九
淺間下	二八九
三家	二八九
追分	二八九
大久保山	二八九
薬師堂山	二八九
袖ヌリ山	二八九
帷子川	二八九
浪除堤	二八九
富士淺間社	二八九

妙見社	二九三
人穴	二九三
神明宮	二九三
洪福寺	二九三
卷之七十	二九三
橋樹郡之十三小机領	二九三
神奈川宿	二九三
湊	二九三
青木町	二九三
勸行寺	二九三
稻荷社	二九三
上臺町	二九三
神奈川臺	二九三
大日堂	二九三
稻荷社	二九三
天神社	二九三
下臺町	二九三
飯綱権現社	二九三
舟天社	二九三
三寶寺	二九三
薬師堂	二九三
陽光院	二九三

七軒町	三九四
本覺寺	三九五
權現山磐	三九五
地藏堂	三九五
元町	三九五
甚行寺	三九五
普門寺	三九五
不動堂	三九五
宮の町	三九五
洲崎明神社	三九五
久保町	三九六
瀧の町	三九六
瀧の橋	三九六
神奈川町	三九六
中の町	三九六
飯田町	三九六
成佛寺	三九六
古文書	三九七
熊野社	三九七
慶運寺	三九八
熊野社	三九八
地藏堂	三九八
瀧横町	三九八
九番町	三九八
金藏院	三九八
寶藏坊	三九八
熊野社	三九八
荒宿町	三九九
東光寺	三九九
妙仙寺	三九九
日調石像堂	三九九
慈雲寺	三九九
御手掛梅	三九九
鬼子母神堂	三九九
能高寺	三九九
神明社	三九九
荒町	三九九
良泉寺	三九九
長延寺	三九九
並木町	三九九
觀福寺	三九九
觀音堂	三九九
龍燈松	三九九
穢多町	三九九
獵師町	三〇〇
小傳馬町	三〇〇
吉祥寺	三〇〇
舊家百姓源左衛門	三〇〇
同 甚左衛門	三〇〇
同 武助	三〇〇
青木町	三〇〇
三ツ澤	三〇〇
幸ヶ谷	三〇〇
澤渡	三〇〇
栗田山	三〇〇
權現山	三〇〇
平尾坂	三〇〇
山林	三〇〇
淨瀧寺	三〇〇
三十番神堂	三〇〇
豐顯寺	三〇〇
三十番神堂	三〇〇
多米氏墓	三〇〇
多米彌七郎墓	三〇〇
蓮秀墓	三〇〇
運信齋日領墓	三〇〇
三澤榎林	三〇〇

宗興寺	三〇三
井	三〇四
觀音堂	三〇四
西光寺	三〇四
權現山磐跡	三〇四
青木城蹟	三〇五
神奈川町	三〇六
齋藤分	三〇六
深町	三〇六
柳町	三〇六
御殿町	三〇六
大力山	三〇六
白樂山	三〇六
西蓮寺山	三〇六
中丸山	三〇六
瀧の川	三〇六
溜井	三〇六
杉山社	三〇七
笠脱稻荷社	三〇七
善龍寺	三〇七
御殿跡	三〇七
六角橋村	三〇七
溜井	三〇八
神奈川用水	三〇八
杉山社	三〇八
第六天社	三〇八
寶秀寺	三〇八
神明社	三〇八
神太寺村	三〇八
赤田谷戸	三〇八
長山谷戸	三〇八
市藏谷戸	三〇八
神奈川用水	三〇九
溜井	三〇九
山平社	三〇九
稻荷社	三〇九
白旗村	三〇九
龜久保	三〇九
溜井	三〇九
八幡社	三〇九
稻荷社	三〇九
片倉村	三〇九
本宮	三〇九
庚塚	三〇九
大丸	三〇九
中丸	三〇九
佛功庵	三〇九
溜井	三〇
杉山社	三〇
淨遠寺	三〇
下菅田村	三〇
中村組	三〇
戸倉組	三〇
熊野堂組	三〇
道慶谷	三〇
道祖神戶	三〇
的場	三〇
土橋	三〇
惡水堀	三〇
神明社	三〇
八幡社	三〇
杉山社	三〇
御嶽社	三〇
長道寺	三〇
惠稱寺	三〇
觀音堂	三〇
最勝寺	三〇
熊野社	三〇
淺間社	三〇
觀音堂	三〇

墳墓古塚	三二
舊家名主藤左衛門	三三
卷之七十一	
橋樹郡之十四川崎領	三三
市場村	三三
道上	三三
上宿	三三
下宿	三三
橋場	三三
元屋敷	三三
鶴見川	三三
古川	三三
沼	三三
産物鶴見餅	三三
鶴見橋	三三
熊野社	三三
伊勢宮	三三
天神社	三三
若宮八幡社跡	三三
遍照院	三三
觀音堂	三三
專念寺	三三
觀音堂	三四
菅澤村	三四
道上耕地	三四
道下耕地	三四
鶴見川	三四
寶泉寺	三四
山王社	三四
供養塚	三四
湖田村	三五
東辻	三五
四家	三五
鶴見川	三五
用水	三五
堤	三五
産物鹽	三五
三嶽社	三五
杉山社	三五
貴船社	三五
稻荷社	三六
神明社	三六
白山社	三六
第六天社	三六
辨天社	三六
大聖寺	三六
山王社	三六
正善院	三六
東漸寺	三六
藥師堂	三六
天滿宮	三六
地藏堂	三六
光永寺	三六
下新田	三六
善性寺	三六
福吉稻荷	三六
渡田村	三六
太神宮	三六
辨天社	三六
姥ヶ森	三六
御靈社	三六
新田社	三六
成就院	三六
不動堂	三六
觀音堂	三六
地藏堂	三六
古碑	三六
東光院	三六
痘瘡神社	三六
辨天社	三六
神主鈴木主馬	三六
稻荷社	三六
幸福寺	三六
斷碑	三六
寶壽院	三六
秋葉社	三六
大師河原村	三六
六代代耕地	三六
藤原耕地	三六
産物砂糖	三六
用水	三六
惡水堀	三六
潮除堤	三六
多磨川堤	三六
若宮八幡社	三六
神明社	三六
明長寺	三六
壽榮寺	三六
觀音堂	三六
觀音堂蹟	三六
舊家名主太郎右衛門	三六

觀音堂	三八
庚申堂	三八
供養塚	三八
堂屋敷跡	三八
小田村	三八
馬場崎	三九
東辻子	三九
海邊潮除堤	三九
惡水吐坑	三九
山王社	三九
八王子社	三九
圓能院	三九
觀音堂	三九
杉山社	三九
比叡宮	三九
山神社	三九
阿彌堂	三九
地藏堂	三九
賴政塚	三九
屋敷跡殿屋敷	三九
馬場先	三九
舊家百姓榮助	三九
大島村	三九
境野被耕地	三三
信濃屋敷	三三
池	三三
用水	三三
八幡社	三三
神明社	三三
稻荷社	三三
山王社	三三
香蓮院	三三
西運寮	三三
古井	三三
池上新田	三三
入江崎	三三
鷹取下	三三
稻荷社	三三
舊家名主太郎左衛門	三三
堀之内村	三三
蒲原耕地	三三
多磨川	三三
惡水堀	三三
多磨川堤	三三
山王社	三三
痘瘡神社	三六
辨天社	三六
神主鈴木主馬	三六
稻荷社	三六
幸福寺	三六
斷碑	三六
寶壽院	三六
秋葉社	三六
大師河原村	三六
六代代耕地	三六
藤原耕地	三六
産物砂糖	三六
用水	三六
惡水堀	三六
潮除堤	三六
多磨川堤	三六
若宮八幡社	三六
神明社	三六
明長寺	三六
壽榮寺	三六
觀音堂	三六
觀音堂蹟	三六
舊家名主太郎右衛門	三六

同 百姓五百次郎	三六
川中島村	三六〇
本村	三六〇
中瀬	三六〇
多磨川堤	三六〇
用水	三六〇
稻荷社	三六〇
神明社	三六〇
弘法大師堂	三六一
平間寺	三六一
探	三六一
稻荷新田	三六一
殿町	三六一
江川町	三六一
大坊野	三六一
四谷	三六一
中瀬	三六一
多磨川	三六一
水神社	三六一
法榮寺	三六一
道祖神社	三六一
辨天社	三六一
清寶院	三六一
地藏堂	三六一
中島村	三六一
蟹田耕地	三六一
蒲原耕地	三六一
八幡下耕地	三六一
用水	三六一
八幡社	三六一
遍照寺	三六一
伊勢宮	三六一
稻荷社	三六一
卷之七十二	
橋樹郡之十五川崎領	三六一
川崎宿	三六一
小土呂町	三六一
教安寺	三六一
觀音堂	三六一
砂子町	三六一
佐々木社	三六一
養光寺	三六一
善養寺	三六一
五香散	三六一
大德寺	三六一
宗三寺	三六一
觀音堂	三六一
間宮信盛墓	三六一
觀行院	三六一
地藏院	三六一
辨天塚	三六一
妙遠寺	三六一
稻荷社	三六一
川崎疊跡	三六一
新宿町	三六一
一行寺	三六一
圓庵堂	三六一
前福寺	三六一
天王社	三六一
地藏堂	三六一
久根崎町	三六一
德泉寺	三六一
堤外往還	三六一
多磨川	三六一
六郷渡	三六一
西原	三六一
渡田	三六一
本木	三六一

中島	三三九
川崎用水	三三九
鷺沼	三三九
堤	三三九
神明社	三三九
稻荷社	三三九
慶王寺	三三九
南阿原村	三三九
中辻子	三三九
原辻子	三三九
多磨川	三三九
大師河原用水	三三九
多磨川堤	三三九
女體權現社	三三九
伊勢宮	三三九
女體社	三三九
諏訪社	三三九
稻荷社	三三九
道祖神社	三三九
本隨寺	三三九
七面堂	三三九
神明社	三三九
圓眞寺	三三九
寶藏院	三四一
阿彌陀堂	三四一
戸手村	三四一
西原	三四一
下河原	三四一
古川落	三四一
池	三四一
川崎大用水	三四一
多磨川堤	三四一
以植	三四一
神明社	三四一
女體權現社	三四一
稻荷社	三四一
靜應寺	三四一
正教寺	三四一
小向村	三四一
宮脇通	三四一
宮前通	三四一
坊屋敷	三四一
高畑下	三四一
多磨川	三四一
用水	三四一
八幡宮	三四一
妙光寺	三四三
田中喜吉墓	三四三
鶴見田	三四三
關免	三四三
大師河原用水	三四三
神明社	三四三
庵	三四三
舊家百姓九左衛門	三四三
矢向村	三四三
樋口	三四三
前袋	三四三
中袋	三四三
神田	三四三
鶴見川	三四三
古川	三四三
用水	三四三
山王社	三四三
十二天社	三四三
伊勢宮	三四三
稻荷社	三四三
良忠寺	三四三
觀音堂	三四三

正樂寺	三三七	杉山社	三三八	東明寺	三五〇
最願寺	三三七	八幡社	三三八	觀音堂	三五〇
古碑	三三七	牛頭天王社	三三八	塚	三五〇
褒善者百姓政右衛門	三三〇	太神宮	三三九	舊家百姓彌兵衛	三五〇
江戸崎村	三三〇	無量院	三三九	下平間村	三五〇
東・西通	三三〇	觀音堂	三三九	本村	三五〇
江尻	三三〇	正藏寺	三三九	堤外	三五〇
鶴見川	三三〇	塚越村	三三九	砂場	三五〇
八幡社	三三〇	中郷	三三九	三屋	三五〇
第六天社	三三〇	袋	三三九	用水	三五〇
壽福寺	三三〇	田町道	三三九	堤	三五〇
小倉村	三三〇	大師河原用水	三三九	掛樋	三五〇
籠田	三三〇	川崎領大用水	三三九	天滿宮	三五〇
池頭	三三〇	用水樋	三三九	稻荷社	三五〇
池尻	三三〇	御嶽社	三五〇	稻名寺	三五〇
鶴見川	三三〇	神明社	三五〇	宿願寺	三五〇
吉吉橋	三三〇	稻荷社	三五〇	清安寺	三五〇
用水	三三〇	荒神社	三五〇		

新編武藏風土記稿 自卷之五十一 要目 終

昭和五年八月一日印刷納本
昭和五年八月五日發行
昭和九年八月三日再版發行

大日本地誌大系第一編 新編武藏國風土記稿參
非賣品

版權所有

730

發行所

雄山閣

電話九段二〇三三
振替東京二四二七二七四

編輯者 蘆田伊人
 發行者 長坂金雄
 印刷者 上田榮吉
 東京市麴町區富士見町二ノ八
 東京市淀橋區戸塚町一ノ二三